

法務総合研究所

# 研 究 部 報 告

49

## 犯罪被害に関する総合的研究

—安全・安心な社会づくりのための基礎調査結果(第4回犯罪被害者実態(暗数)調査結果)—

2013

法務総合研究所

## は し が き

効果的な治安対策を立てるためには、犯罪の発生状況を正確に把握する必要があり、警察等の公的機関が認知した犯罪件数が重要な指標となるが、それだけでは不十分である。犯罪の被害に遭っても、様々な理由から、それを捜査機関に申告しない人がいる。このような犯罪の暗数も踏まえて、治安状況を把握し、治安対策を立てる必要がある。こうした警察等の公的機関に認知されない犯罪の暗数は、一般人を対象としたアンケート調査等を実施することによって、その一端を捉えることができる。

欧米の主要先進国では、以前から暗数調査の重要性が認識され、定期的に全国規模の暗数調査を実施し、その結果を刑事政策に反映している国もある。米国では1972年から、英国では1982年から毎年又は隔年に継続的に暗数調査が実施され、1989年には、暗数の国際比較を目的として、オランダ司法省によって国際犯罪被害実態調査(ICVS:International Crime Victimization Survey)が開始された。このICVSは、その後国連機関が加わって、1992年の第2回から2008年の第6回まで、おおむね4年ごとに世界規模で実施され、これまで78の国・地域が参加し、30万人を超える人々が調査に協力した。

我が国は、第4回ICVSから参加し、法務総合研究所が、2000年に第1回の犯罪被害実態(暗数)調査を行い(研究部報告10号(2000年))、以後、2004年に第2回調査(研究部報告29号(2005年))、2008年に第3回調査(研究部報告41号(2009年))、2012年1月に第4回調査を実施した。本報告書は、この第4回調査の実施結果をまとめたものである。

我が国は、平成に入ってから犯罪の認知件数が激増し、国民の体感治安も悪化したものの、平成14年をピークに、以後、認知件数は毎年減少を続けており、体感治安に関しても変化が見られる。本報告書においては、第1回調査から今回の調査まで12年が経過していることから、この間の犯罪被害率の変化のみならず、同被害率の変化と犯罪の認知件数の変化を比較して考察することを試みた。

本報告書が、効果的な刑事政策を立案するための基礎資料となり、犯罪防止と治安回復に役立ち、国民の安全・安心を実現する上での一助となることを願うものである。

平成25年3月

法務総合研究所所長

酒 井 邦 彦

## 要旨紹介

### 第1編 調査の意義と概要

#### ●調査の意義

効果的な治安対策の前提として、犯罪の発生状況を正確に把握する必要があるが、そのためには、警察等に認知されていない犯罪件数（暗数）を調べる必要がある。暗数調査の目的は、①警察に届けられなかった犯罪件数の推定、②犯罪被害者と被害の実態に関する情報の入手、③犯罪動向に関する経年比較データの収集、④犯罪被害に関する情報の提供、に集約される。

#### ●第4回調査（2012年）の概要

第4回調査（2012年）では、主に訪問調査員による聞き取り方式を用いた過去3回の調査と異なり、郵送調査によった。「安全・安心な社会づくりのための基礎調査」と題して平成24年1月に実施し、層化二段無作為抽出法により全国から選んだ16歳以上の男女4,000人を調査対象とし、2,156人から回答が得られた（回答率53.9%）。なお、同調査では、犯罪被害の類型を、世帯犯罪被害、個人犯罪被害及び各種詐欺等被害に三分し、分析を行った。

#### ●犯罪被害の実態

世帯犯罪被害又は個人犯罪被害に該当するいずれかの犯罪被害に遭った者の比率は、過去5年間では全回答者の34.4%であり、平成23年1年間では11.9%であった。過去5年間における全犯罪被害の被害率は、第3回調査（2008年）時と第4回調査（2012年）時とでは、大きな変動はなかった。

#### ●被害の有無に影響を与える要因

ある犯罪被害の有無に関して被害者の各属性がどのように関係しているかを分析するため、ロジスティック回帰分析を行った。全犯罪被害については、年齢のみが有意としてモデルに採用され、59才以下の者は60歳以上に比べて、犯罪被害に遭う確率が有意に高いなどの結果が得られた。

#### ●犯罪に対する不安

犯罪に対する不安等についての調査結果を経年比較したところ、第3回調査（2008年）に比べ、第4回調査（2012年）では、居住地域における犯罪に対する不安を感じる人の比率が上昇した。

#### ●刑罰・治安に対する認識

我が国全体の治安についての認識を見ると、第2回（2004年）・第3回（2008年）調査に比べ、「良い」とする者の比率が一貫して上昇し、「悪い」とする者の比率が一貫して低下する傾向が見られた。

#### ●被害率と認知件数の比較

7つの被害態様について、4回の調査による被害率と同時期の犯罪の認知件数の経年変化を揭示し

た図からは、それぞれ極端に異なった動向を示唆するものがないことが読み取れた。

## 第2編 犯罪被害状況

### ●世帯犯罪被害

世帯犯罪被害は、乗り物関係の被害（盗難及び損壊）と住居への不法侵入（未遂を含む）に大別される。世帯犯罪被害の中では、自転車盗の被害率が最も高く（過去5年間では19.8%、平成23年1年間では5.9%）、次いで自動車損壊（同12.4%、4.1%）であった。

被害の状況を見ると、乗り物関係の被害（盗難及び損壊）では、バイク盗及び自転車盗において、被害に遭った人の比率は、住居形態がアパート等の場合は高く、一戸建ての場合は低いなどの特徴が見られた。住居への不法侵入（未遂を含む）では、都市規模、住居形態及び防犯設備の有無による被害率の違いは見られなかったが、世帯人数別では不法侵入未遂の被害の有無について、「1人」の場合は、被害率が高かった。

被害申告・不申告の理由を見ると、乗り物関係の被害では、主な申告理由は、「盗まれたものを取り戻すため」、「再発を防ぐため」、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」であり、主な不申告理由は、「それほど重大ではない」であった。住居への不法侵入（未遂を含む）では、主な申告理由は、「再発を防ぐため」、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」、「犯人を処罰してほしいから」であった。

### ●個人犯罪被害

個人犯罪被害の中では、個人に対する窃盗の被害率（過去5年間では4.1%、平成23年1年間では1.5%）が最も高かった。

被害の状況を見ると、強盗では、無職・定年又は学生の人々が被害に遭った比率が高く、窃盗及び暴行・脅迫では、60歳以上の人々が被害に遭った比率が低く、性的な被害では、女性、39歳以下、独身の人々が被害に遭った比率が高かったが、全ての被害に共通する特徴は見られなかった。被害に遭った場所で、回答数が一番多かったのは、「自宅のある市町村内」、「自宅・自宅敷地内」又は「職場」であり、身近な場所で被害に遭っている人が多いことがうかがえた。

被害の申告状況については、強盗以外では、申告をしなかったと答えた人の数の方が多かった。しかし、いずれの被害においても、都市規模別、性別及び年齢層別による被害申告の有無に有意な差は見られなかった。また、申告をしたと答えた人の申告をした理由としては、その順位に違いはあるものの、「再発を防ぐため」が上位であった。

### ●各種詐欺・個人情報悪用の被害

各種詐欺・個人情報の悪用の被害において、個人を被害の対象としたものでは、クレジットカード

情報詐欺の被害率（過去5年間で1.3%、平成23年1年間で0.8%）が最も高く、世帯を被害の対象としたものでは、消費者詐欺の被害率（同3.1%、0.9%）が最も高かった。

被害の状況を見ると、インターネットオークション詐欺では、男性の方が女性よりも被害に遭った人の比率が高く、クレジットカード情報詐欺では、被害に遭った人の比率は、40～59歳の人が高く、60歳以上の人が低かった。

被害の申告・不申告の理由を見ると、申告理由については、「被害を取り戻すため」、「再発を防ぐため」が、他の理由に比べて上位を占めることが多く、不申告理由については、「それほど重大ではない（損失がない、たいしたことではない）」が、他の理由に比べて上位を占めることが多かった。

### 第3編 治安に関する認識

居住地域における犯罪被害に対する不安は、夜間の一人歩きに対する不安（個人犯罪被害に対する不安）及び不法侵入の被害に遭う不安（世帯犯罪被害に対する不安）に大別される。前者について、ロジスティック回帰分析によると、59歳以下、女性、既婚・同棲、個人犯罪被害がある者、世帯犯罪被害がある者は、不安を感じる傾向が高かった。後者について、同分析によると、女性、一戸建て住宅に住む者、個人犯罪被害のある者、世帯犯罪被害のある者は、不安を感じる傾向が高かった。

我が国の治安に関する認識について、同分析によると、女性、居住地の都市規模が人口10万人未満、無職・定年・主婦等は、不安を感じる傾向が高かった。

居住地域における犯罪被害に対する不安と我が国の治安に関する認識では、居住地域における犯罪被害に対する不安の高い者が、我が国の治安に関する認識を悪く捉える傾向にあった。

研究部長 関 隆 男

# 犯罪被害に関する総合的研究

—安全・安心な社会づくりのための基礎調査結果(第4回犯罪被害者実態(暗数)調査結果)—

研究官	瀧澤	千都子
研究官	宇戸	午朗
研究官	石原	香代
研究官	塩島	かおり
研究官	田島	秀紀
研究官	松田	芳政
研究官	守谷	哲毅
研究官補	重山	智保
新潟保護観察所統括保護観察官 (前研究官)	武田	玄雄

## 目 次

<b>第1編 調査の意義と概要</b> .....	5
第1章 調査の意義 .....	7
第2章 調査の概要 .....	9
第1節 第4回調査の概要 .....	9
第2節 主な結果 .....	10
<b>第2編 犯罪被害状況</b> .....	27
第1章 世帯犯罪被害 .....	29
第1節 乗り物関係の被害 .....	29
第2節 不法侵入（未遂）被害 .....	51
第2章 個人犯罪被害 .....	60
第1節 強盗の被害 .....	60
第2節 個人に対する窃盗の被害 .....	64
第3節 暴行・脅迫の被害 .....	69
第4節 性的な被害 .....	72
第5節 個人犯罪被害についてのまとめ .....	77
第3章 各種詐欺・個人情報悪用の被害 .....	78
<b>第3編 治安に関する認識</b> .....	87
第1節 居住地域における犯罪被害に対する不安 .....	89
第2節 我が国の治安に関する認識 .....	103
第3節 居住地域における犯罪被害に対する不安と我が国の治安に 関する認識 .....	110
<b>おわりに</b> .....	112
<b>参考資料</b> .....	115
1 調査票 .....	117
2 基礎集計表 .....	146
3 ICVS 2010 パイロット調査 調査票（翻訳） .....	171
4 ICVS 2010 パイロット調査 報告書（翻訳） .....	194

# 第1編

## 調査の意義と概要

## 第1編 調査の意義と概要

### 第1章 調査の意義

#### 1 意義と必要性

刑事政策として効果的な治安対策を考える場合、その前提として、犯罪の発生状況を正確に把握しておくことが必要不可欠である。そのためには、①警察等の公的機関に認知された犯罪件数を集計する方法と、②一般国民を対象としたアンケート調査等により、警察等に認知されていない犯罪の件数（暗数）を含め、どのような犯罪が、実際にどのくらい発生しているかという実態を調べる方法（暗数調査）がある。①と②は、犯罪情勢を知る上で言えば表裏一体のものであり、それぞれの経年変化を踏まえつつ、お互いを相補う形で活用することによって有効な刑事政策を考えることができる。

#### 2 目的

法務省法務総合研究所では、今回を含め、これまで4回の暗数調査を実施してきたが、その目的は、①警察に届けられなかった犯罪の種類・件数等を推定すること、②犯罪被害者と被害の実態に関する詳細な情報を入手すること、③犯罪動向に関する経年比較データ（定点観測データ）を収集すること、④犯罪被害実態に関する情報を関係機関・市民等に提供すること、に集約される。

#### 3 諸外国における暗数調査の状況

欧米の主要先進国では、かなり以前から暗数調査の重要性が認識され、米国や英国では30年以上前から、ほぼ毎年、全国規模の暗数調査が実施されており、犯罪統計と共に、刑事政策を考える上での重要な資料とされている。また、1989年（平成元年）には、犯罪被害の国際比較を目的として、国際犯罪被害実態調査（ICVS: International Crime Victims Survey）が開始され、その後もおおむね4年ごとに多数の国・地域で標準化された質問票を用いた調査が実施され、2004/2005年の第5回調査までに78の国・地域の30万人を超える人々が参加している。

なお、2010年に、主に費用対効果の面からインターネットによる調査方法の可能性を探るため、カナダ、デンマーク、ドイツ、オランダ、英国及びスウェーデンの6か国が参加したICVS2010パイロット調査が実施された。調査方法は、①電話調査、②インターネットの調査用モニター等を使った調査の2種類であり、インターネットによる調査の場合は、電話に比べておおむね3分の1の費用で済む

こと、調査方法の違いによって回答結果に大きな違いはないことなどの結果が得られている。ICVS2010パイロット調査の報告書の翻訳を、本報告の参考資料に掲載したので参照されたい。同資料には、自動車盗、車上盗、バイク盗、自転車盗、不法侵入、不法侵入未遂、強盗、個人所有物の窃盗、性的な事件及び暴行・脅迫の各犯罪被害率について国別・調査方法別の被害状況等の結果が示されている。

#### 4 日本における暗数調査の状況

我が国では、法務総合研究所が、平成12年に、国際犯罪被害実態調査に参加して第1回犯罪被害実態（暗数）調査（2000年）を実施し、以後4年ごとに、16年に第2回調査（2004年）、20年に第3回調査（2008年）、そして、直近では、24年1月に第4回調査（2012年）を実施した。なお、第4回調査は、「安全・安心な社会づくりのための基礎調査」と題して行われた。各調査は、層化二段無作為抽出法により全国から選んだ16歳以上の男女を調査対象者としているが、対象者数は各回で異なり、第1回調査及び第2回調査では3,000人、第3回調査では6,000人、第4回調査では4,000人であった。本報告は、第4回調査に基づくものである。

## 第2章 調査の概要

### 第1節 第4回調査の概要

第4回調査は、主に訪問調査員による聞き取り方式を用いた過去3回の調査と異なり、郵送調査（質問紙を調査対象者に郵送し、回答を記入の上返送してもらう方式）によった。

国際犯罪被害実態調査における各犯罪被害の類型は、国際比較を可能とするため、共通の要素を基準とした国際標準の定義に基づいており、特定の国の法律上の犯罪類型とは必ずしも合致しない。

第4回調査では、国際犯罪被害実態調査の調査項目を参考に、犯罪被害を、世帯犯罪被害、個人犯罪被害及び各種詐欺等被害に三分して調査した。「世帯犯罪被害」は、「あなたやご家族」がその被害に遭ったかという問いで世帯単位での犯罪被害を調査するものであり、調査対象は、自動車盗、車上盗、自動車損壊、バイク盗、自転車盗、不法侵入及び不法侵入未遂である。「個人犯罪被害」は、「あなた」がその被害に遭ったかという問いで個人単位での犯罪被害を調査するものであり、調査対象は、強盗等、個人に対する窃盗、暴行・脅迫及び性的事件である。これらに加えて、第4回調査では、「各種詐欺等被害」、具体的には、クレジットカード情報詐欺、個人情報の悪用、振り込め詐欺、インターネットオークション詐欺及び消費者詐欺も調査対象としており、そのうち、個人情報の悪用及び消費者詐欺については、世帯単位で、それ以外については、個人単位で、それぞれの犯罪被害の有無等を調査した。

第4回調査の対象者数4,000人中、回答が得られた者は2,156人（回答率53.9%）であった。第2編以下では、回答者の属性である居住地、性別、年齢、就労状況、世帯人数、住居形態の違い等により、回答を分析する。居住地については、都市規模別に見ることとし、「政令指定都市」、「政令指定都市を除く人口10万人以上の市（以下、「人口10万人以上の市）」、「人口10万人未満の市町村」の3カテゴリーに分けた。回答者の属性を、居住地の都市規模別にその他の属性とクロスして見たものが、1-2-1-1表である。

調査員が訪問する過去3回の調査と違い、今回は郵送調査によったため、各質問に対して無回答が多くなったことから、以下の分析においては、無回答の人の数とその比率を必要に応じて記述し、内容に応じて、無回答を含めた分析と無回答を除いた分析を行った。

各種犯罪において、複数回被害に遭った人については、一番最近の被害について回答を求めるように質問を作成したため、以下の分析においては、すべて一番最近の被害が対象となっている。

なお、クロス表分析における検定は、カイ二乗検定を行うが、適さない場合は、フィッシャーの正

確率検定又はモンテカルロ法を使用した検定を実施し、それぞれ図表の検定結果欄において（f）、（m）と標記した。なお、あわせて、有意水準5%未満については\*で、1%未満については\*\*で、それぞれ有意差があることを記した。

**1-2-1-1表 第4回調査 調査対象者の属性**

区分	政令指定都市	人口10万人以上の市	人口10万人未満の市町村	合計
性別				
男性	246 (11.4)	452 (21.0)	324 (15.0)	1,022 (47.4)
女性	294 (13.6)	476 (22.1)	358 (16.6)	1,128 (52.3)
無回答	2 (0.1)	2 (0.1)	2 (0.1)	6 (0.3)
年齢				
39歳以下	159 (7.4)	237 (11.0)	139 (6.4)	535 (24.8)
40～59歳	194 (9.0)	303 (14.1)	210 (9.7)	707 (32.8)
60歳以上	175 (8.1)	381 (17.7)	313 (14.5)	869 (40.3)
無回答	14 (0.6)	9 (0.4)	22 (1.0)	45 (2.1)
就労状況				
働いている	290 (13.5)	451 (20.9)	312 (14.5)	1,053 (48.8)
主婦・主夫	107 (5.0)	223 (10.3)	141 (6.5)	471 (21.8)
無職・定年	70 (3.2)	145 (6.7)	148 (6.9)	363 (16.8)
学生	31 (1.4)	60 (2.8)	33 (1.5)	124 (5.8)
その他	28 (1.3)	35 (1.6)	31 (1.4)	94 (4.4)
無回答	16 (0.7)	16 (0.7)	19 (0.9)	51 (2.4)
世帯人数				
1人	78 (3.6)	79 (3.7)	46 (2.1)	203 (9.4)
2人	156 (7.2)	249 (11.5)	181 (8.4)	586 (27.2)
3人	126 (5.8)	226 (10.5)	157 (7.3)	509 (23.6)
4人	115 (5.3)	224 (10.4)	148 (6.9)	487 (22.6)
5人以上	60 (2.8)	143 (6.6)	137 (6.4)	340 (15.8)
無回答	7 (0.3)	9 (0.4)	15 (0.7)	31 (1.4)
住居形態				
アパート等	261 (12.1)	201 (9.3)	77 (3.6)	539 (25.0)
一戸建て	267 (12.4)	721 (33.4)	589 (27.3)	1,577 (73.1)
その他	14 (0.6)	7 (0.3)	14 (0.6)	35 (1.6)
無回答	-	1 (0.0)	4 (0.2)	5 (0.2)
総数	542 (25.1)	930 (43.1)	684 (31.7)	2,156 (100.0)

注（ ）内は、構成比である。

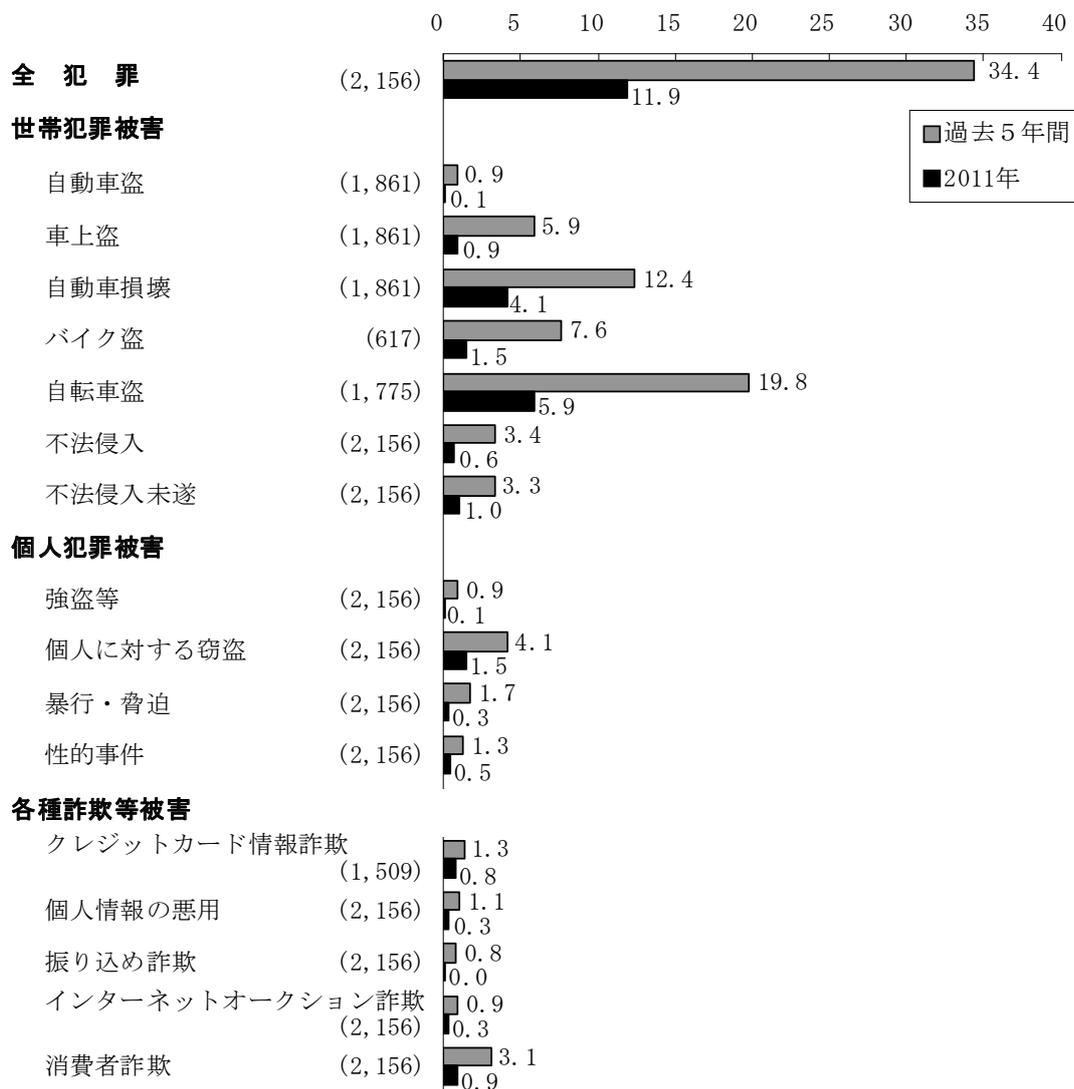
## 第2節 主な結果

### 1 犯罪被害の実態

#### (1) 被害率

調査対象とした犯罪被害について、過去5年間（調査実施年の前の5年間及び調査実施年頭から調査実施時点までの期間をいう。以下同じ。）及び平成23年中の被害率（1回以上犯罪被害に遭った比率をいう。以下同じ。）を被害態様別に見ると、1-2-2-1-1図のとおりである。

1-2-2-1-1 図 第4回調査 被害態様別過去5年間・2011年の被害率 (%)



注 1 第4回調査の調査実施時点は、平成24年1月である。

2 各犯罪被害の範囲は、厳密には我が国における各犯罪の構成要件と一致しない場合がある。

3 「全犯罪」は、世帯犯罪被害又は個人犯罪被害に該当する犯罪被害、すなわち、自動車盗、車上盗（部品盗を含む。）、自動車損壊、バイク盗、自転車盗、不法侵入（侵入盗を含む。）、不法侵入未遂、強盗等（恐喝及びひったくりを含む。）、個人に対する窃盗（自動車盗、車上盗、バイク盗、自転車盗、不法侵入及びひったくり以外の窃盗）、暴行・脅迫及び性的事件（強姦、強制わいせつ、痴漢、セクハラ及びその他不快な行為で、一部、法律上処罰の対象とはならない行為を含む。）のうち、いずれかの被害に遭った者の比率である。

4 「自動車盗」、「車上盗」、「自動車損壊」、「バイク盗」及び「自転車盗」は、それぞれ、過去5年間における自家用車、バイク及び自転車の保有世帯に対する比率である。

5 「各種詐欺等被害」のうち、個人情報の悪用及び消費者詐欺については、世帯単位の被害率である。

6 「クレジットカード情報詐欺」は、過去5年間におけるクレジットカード又はデビット機能のあるカードの保有者に対する比率である。

7 「個人情報の悪用」は、例えば、預貯金口座の開設や携帯電話の契約等のために、第三者が本人になりすました場合等であり、一部、法律上処罰の対象とはならない行為を含む。

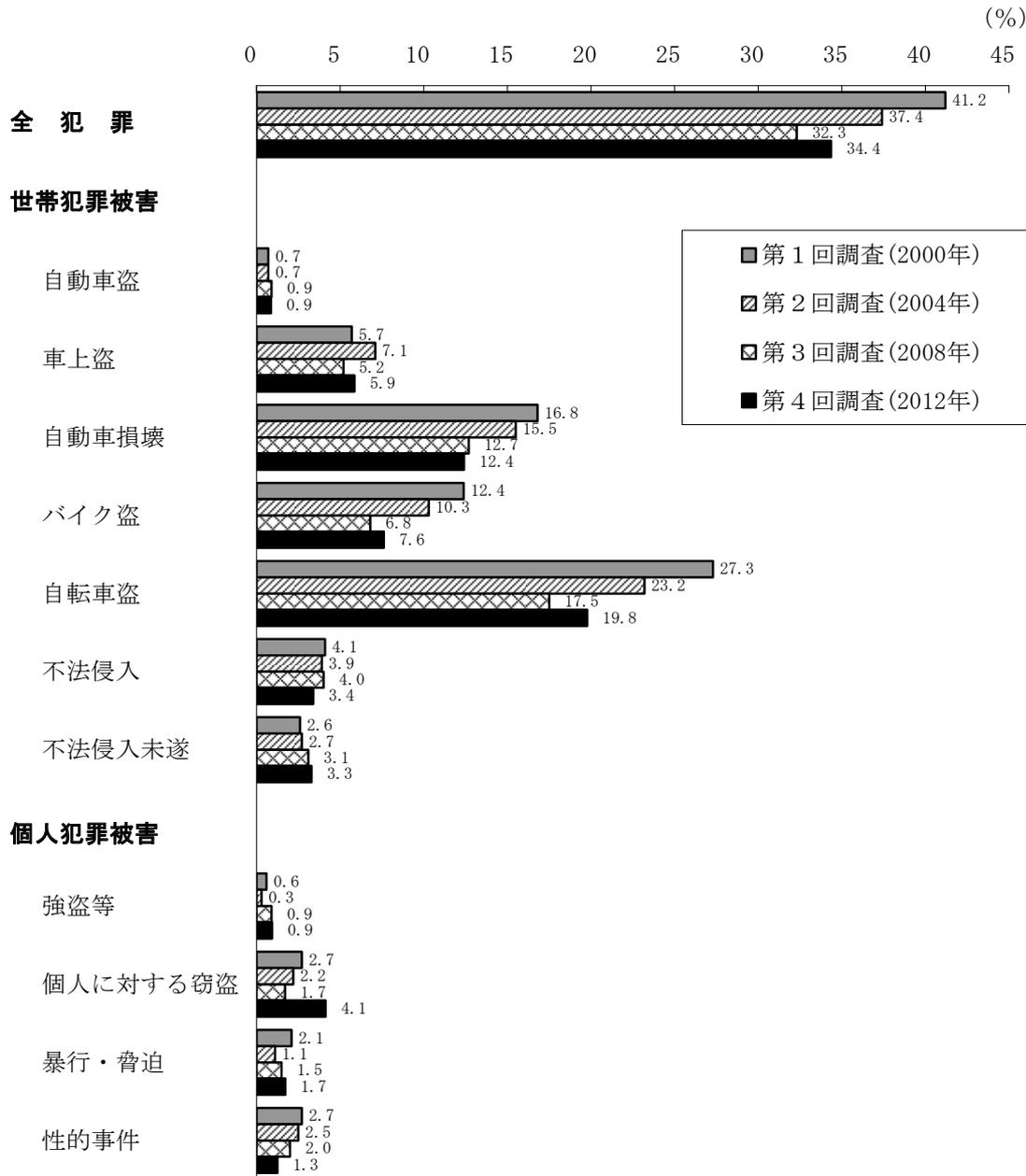
8 ( ) 内は、各被害態様別回答者総数の実人員であり、「わからない」と回答した者及び無回答の者を含む。

全犯罪被害(調査対象とした世帯犯罪被害又は個人犯罪被害に該当する犯罪被害をいう。以下同じ。)のいずれかに遭った者の比率は、過去5年間では全回答者の34.4%であり、平成23年1年間では11.9%であった。世帯犯罪被害の中では、自転車盗の被害率が最も高く、自動車損壊が次に高い。過去5年間及び23年1年間の被害率は、個人犯罪被害及び各種詐欺等犯罪被害が世帯犯罪被害よりも全般的に低い。また、振り込め詐欺については、同被害の有無のほか、振り込め詐欺と思われる電話、メール、通知等を受けたことがあるかについても調査したが、過去5年間にこうした電話等を受けた者は20.1%に上っている(電話等を受けて実際にお金を支払った被害は、同図の「振り込め詐欺」の被害率のとおり)。

世帯犯罪被害及び個人犯罪被害について、過去5年間における被害態様別の被害率を第1回調査から第4回調査時までの経年比較で見ると、1-2-2-1-2 図のとおりである。全犯罪被害の被害率は、第4回調査時では、第3回調査時からの大きな変動はないが、第1回調査時から低下している。

比較的被害率の高い自動車損壊、バイク盗及び自転車盗については、第1回調査から第4回調査時までは低下傾向にあるものの、今回は大きな変動は見られなかった。性的事件については、第1回及び第2回調査では、女性のみを対象としたのに対し、第3回調査以降では、男女双方を対象としたため、全体を通じての経年比較はできない。なお、第4回調査における女性回答者の過去5年間の性的事件の被害率は2.3%であった。

1-2-2-1-2図 被害態様別被害率（過去5年間）の経年比較

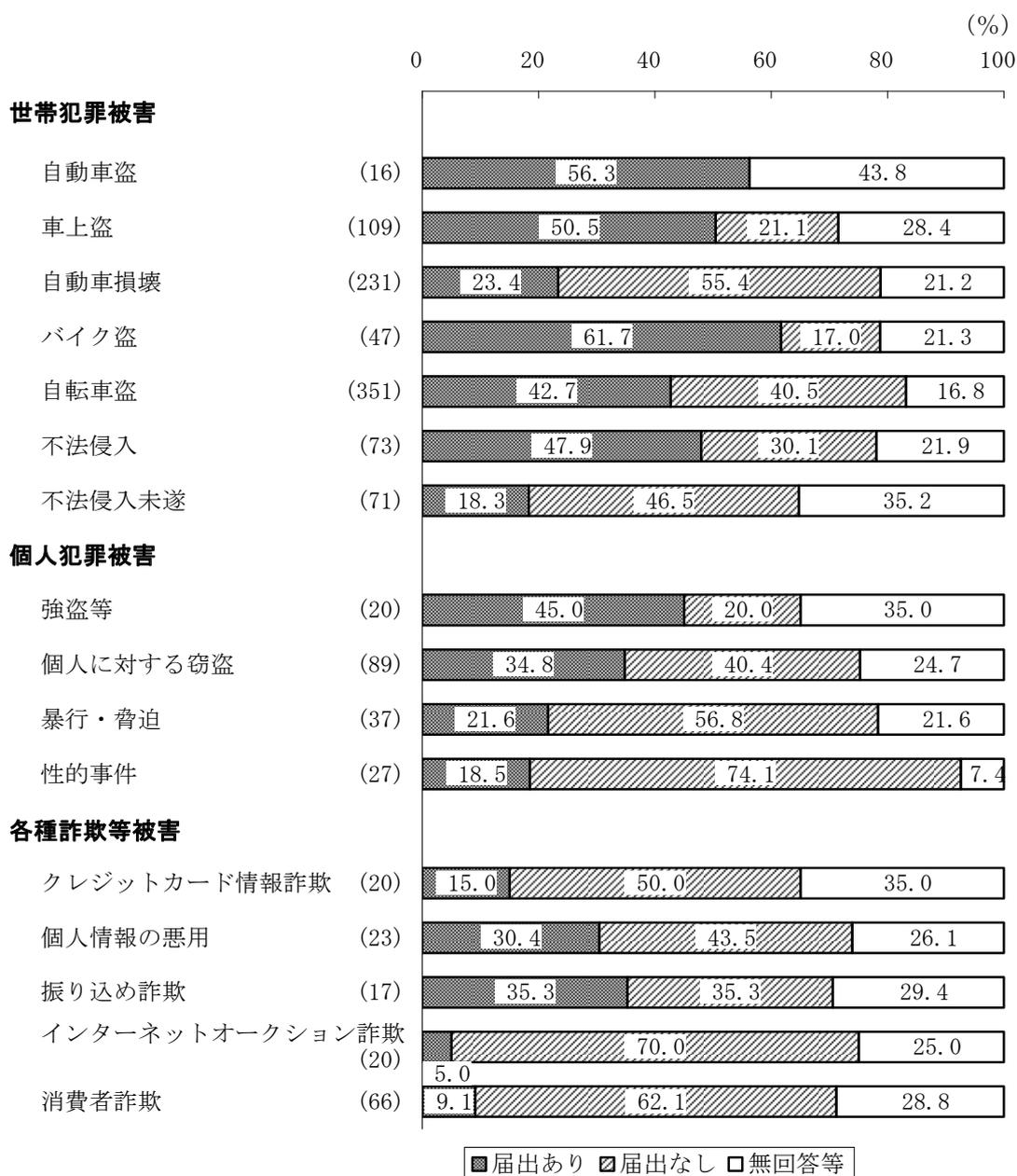


- 注 1 1-2-2-1-1図の脚注2, 4に同じ。
- 2 第1回調査及び第2回調査の調査実施時点は、各調査年における2月であり、第3回調査以降の調査実施時点は、各調査年における1月である。
- 3 「全犯罪」は、世帯犯罪被害又は個人犯罪被害に該当する犯罪被害、すなわち、自動車盗、車上盗（部品盗を含む。）、自動車損壊、バイク盗、自転車盗、不法侵入（侵入盗を含む。）、不法侵入未遂、強盗等、個人に対する窃盗、暴行・脅迫及び性的事件（強姦、強制わいせつ、痴漢、セクハラ及びその他不快な行為で、一部、法律上処罰の対象とはならない行為を含む。）のうち、いずれかの被害に遭った者の比率である。
- 4 「強盗等」は、第1回調査では恐喝及びひったくりを含み得るが、第2回調査では含まず、第3回調査以降では含む。
- 5 「個人に対する窃盗」は、第1回調査ではひったくりを含み得るが、第2回調査以降では含まない。
- 6 「性的事件」は、第1回調査及び第2回調査では女性回答者に対する比率であるが、第3回調査以降では全回答者に対する比率である。

(2) 被害申告率

調査対象とした犯罪被害について、被害態様別に、過去5年間の被害申告率（被害に遭った世帯又は個人のうち、被害（同一の被害態様で複数回ある場合は直近のもの）を捜査機関に届け出た比率をいう。以下同じ。）を見ると、1-2-2-1-3図のとおりである。被害者が捜査機関に届け出なかった被害は、多くの場合、暗数となる。ほとんどの被害態様について、「届出なし」の回答が約2割から7割に及んでおり、各被害態様に一定割合の無回答等があることを踏まえても、暗数が相当数あることがうかがわれる。

1-2-2-1-3図 第4回調査 被害態様別過去5年間の被害申告率



注 1 1-2-2-1-1図の脚注1, 2, 7, 8に同じ。  
 2 複数回被害に遭っている場合は、直近の被害について質問した。

また、世帯犯罪被害で見ると、バイク盗、自動車盗及び車上盗では過半数が被害申告をしたのに対し、自動車損壊や不法侵入未遂では3割を下回るなど、被害態様による差が見られた。

## 2 被害の有無に影響を与える要因

### (1) 分析の手順

犯罪被害の有無と被害者の属性との関係については第2編で詳しく見ていくが、年齢と就労状況、居住地の都市規模と住居形態等、属性相互にも関わりがあり、また、ある犯罪被害の有無に関係している属性が複数ある場合、特にどの属性が最も強く関係しているかを分析する必要がある。本項では、以上のような点を明らかにしつつ、犯罪被害の有無に対して各属性がどのように関係しているかを分析するため、ロジスティック回帰分析を行った。

本項の分析では、犯罪被害の有無を目的変数とし、居住地、住居形態、性別、年齢等の属性等に関する項目を説明変数とした。回帰式への投入は、変数減少法ステップワイズ（尤度比）手法を用いた（抽出基準は0.05）。説明変数の中から、最もよく目的変数を説明できるものを採用し、組み合わせることで、どの属性等（説明変数）がどのような強さで犯罪被害の有無（目的変数）に関係しているかを示した。

用いた変数とそのカテゴリーの分割は、以下のとおりである。分析を分かりやすくするため、4カテゴリー以上ある変数は3カテゴリーにまとめた。なお、世帯の犯罪被害の有無を目的変数とする場合は、個人属性を除き、世帯の属性のみを説明変数として投入した。

#### ● 目的変数：

- ・ 被害態様別被害の有無（「被害あり」を1、「被害なし」を0）

全犯罪被害、世帯犯罪被害＋、個人犯罪被害、自動車盗＋、車上盗＋、自動車損壊＋、バイク盗＋、自転車盗＋、不法侵入＋、不法侵入未遂＋、強盗、個人に対する窃盗、暴行・脅迫、性的事件、各種詐欺・個人情報の悪用、クレジットカード情報詐欺、個人情報の悪用＋、振り込め詐欺、インターネットオークション詐欺、消費者詐欺＋

＋は世帯犯罪として扱った。

#### ● 説明変数：

- ・ 居住地（政令指定都市／人口10万人以上の市／人口10万人未満の市町村）＋
- ・ 住居形態（アパート・マンション・テラスハウス・長屋／一戸建て住宅）＋
- ・ 世帯人数（1人／2～3人／4人以上）＋
- ・ 性別（女性／男性）

- ・ 年齢（39歳以下／40～59歳／60歳以上）
- ・ 就業状況（働いている／学生／主婦・主夫・無職・定年退職）
- ・ 婚姻状況（独身／既婚・同棲／離婚・別居・死別）
- ・ 防犯設備（あり／なし）＋

＋は、世帯犯罪に関する変数である。

## （2）分析の結果

### ア 全犯罪被害

全犯罪被害については、年齢のみが有意としてモデルに採用された。全犯罪被害の有無に関するオッズ比は、「40～59歳」が「60歳以上」に対して1.638（ $P=0.000$ ）、「39歳以下」が「60歳以上」に対して1.569（ $P=0.001$ ）であり、全犯罪被害においては、59歳以下の者は60歳以上に比べて、犯罪被害に遭う確率が有意に高い（1-2-2-2-1表）。

**1-2-2-2-1表 全犯罪被害の有無**

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限／上限)	
年齢	39歳以下 / (60歳以上)	0.451	0.130	12.046	0.001	1.569	1.217	2.024
	40～59歳 / (60歳以上)	0.493	0.119	17.239	0.000	1.638	1.297	2.067
	定数	-0.878	0.084	108.786	0.000	0.416		

注 1 分析に使用したケース数は、1,699件である。

2 「都市規模」、「世帯人数」、「住居形態」、「防犯設備」、「性別」、「就業状況」及び「婚姻状況」は、モデルに採用されなかった。

### イ 世帯犯罪被害

世帯犯罪被害については、世帯人数のみが有意としてモデルに採用された（1-2-2-2-2表）。

**1-2-2-2-2表 世帯犯罪被害の有無**

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限／上限)	
世帯人数	2～3人 / (1人)	0.153	0.190	0.649	0.420	1.165	0.803	1.691
	4人以上 / (1人)	0.448	0.192	5.422	0.020	1.565	1.073	2.282
	定数	-1.003	0.176	32.408	0.000	0.367		

注 1 分析に使用したケース数は、1,840件である。

2 「都市規模」、「住居形態」及び「防犯設備」は、モデルに採用されなかった。

### ウ 個人犯罪被害

個人犯罪被害については、年齢のみが有意としてモデルに採用された。個人犯罪被害の有無に関するオッズ比は、「39歳以下」が「60歳以上」に対して2.898（ $P=0.000$ ）、「40～59歳」が「60歳以上」に対して1.674（ $P=0.031$ ）であり、個人犯罪被害においては、59歳以下の者は60歳以上に比べて、犯罪被害に遭う確率が有意に高い（1-2-2-2-3表）。

1-2-2-2-3表 個人犯罪被害の有無

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
年齢	39歳以下 / (60歳以上)	1.064	0.232	21.024	0.000	2.898	1.839	4.568
	40~59歳 / (60歳以上)	0.515	0.238	4.674	0.031	1.674	1.049	2.670
	定数	-3.031	0.181	280.454	0.000	0.048		

注 1 分析に使用したケース数は、1,737件である。

2 「都市規模」、「世帯人数」、「住居形態」、「防犯設備」、「性別」、「就業状況」及び「婚姻状況」は、モデルに採用されなかった。

### エ 各種詐欺等被害

各種詐欺等被害については、住居形態、年齢、就業状況、婚姻状況が有意としてモデルに採用された。各種詐欺等被害の有無に関するオッズ比は、「アパート等」は「一戸建て住宅」に対して1.801(P=0.010)、「39歳以下」は「60歳以上」に対して3.326(P=0.000)、「40~59歳」は「60歳以上」に対して2.795(P=0.000)、「学生」は「無職・定年・主婦等」に対して0.161(P=0.006)、「既婚・同棲」は「離婚・別居等」に対して0.419(P=0.008)であった。各種詐欺等被害においては、アパート等の者はそれ以外に比べて、59歳以下の者は60歳以上に比べて、無職・定年・主婦等の者は学生に比べて、離婚・別居等の者は既婚・同棲に比べて、それぞれ被害に遭う確率が有意に高い(1-2-2-2-4表)。

1-2-2-2-4表 各種詐欺等被害の有無

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
世帯人数	2~3人 / (1人)	0.791	0.408	3.770	0.052	2.206	0.993	4.904
	4人以上 / (1人)	0.494	0.442	1.249	0.264	1.639	0.689	3.901
住居形態	アパート等 / (一戸建て)	0.588	0.229	6.612	0.010	1.801	1.150	2.820
	年齢	39歳以下 / (60歳以上)	1.202	0.326	13.573	0.000	3.326	1.755
就業状況	40~59歳 / (60歳以上)	1.028	0.288	12.763	0.000	2.795	1.590	4.912
	働いている / (無職・定年・主婦等)	-0.400	0.229	3.057	0.080	0.670	0.428	1.050
婚姻状況	学生 / (無職・定年・主婦等)	-1.827	0.671	7.409	0.006	0.161	0.043	0.600
	独身 / (離婚・別居等)	-0.379	0.403	0.885	0.347	0.685	0.311	1.507
定数	既婚・同棲 / (離婚・別居等)	-0.870	0.328	7.018	0.008	0.419	0.220	0.797
		-3.165	0.434	53.216	0.000	0.042		

注 1 「住居形態」については、公共の施設等は分析から除外している。

2 分析に使用したケース数は、1,676件である。

3 「都市規模」、「防犯設備」及び「性別」は、モデルに採用されなかった。

### オ 被害態様別

ここでは、被害態様別に被害の有無に影響を及ぼす要因を見る。

#### (ア) 世帯犯罪被害

世帯犯罪被害である自転車盗、バイク盗、自動車盗、自動車の損壊、車上盗、不法侵入及び不法侵入未遂の犯罪被害については、変数減少法ステップワイズ(尤度比)手法により、自転車盗及び不法侵入未遂にモデルが採用された。

自転車盗被害については、世帯人数、住居形態が有意としてモデルに採用された。自転車盗被害の有無に関するオッズ比は、世帯人数は「4人以上」が「1人」に対して 2.015 (P=0.017)、住居形態は「アパート等」が「一戸建て住宅」に対して 1.595 (P=0.002) であり、自転車盗被害においては、4人以上が1人以下に比べて、アパート等の者がそれ以外に比べて、被害に遭う確率が有意に高い(1-2-2-2-5表)。世帯人数については、比較する対象を「1人」から「2から3人」に変えても、「4人以上」の方が被害に遭う可能性が高い傾向が示された。

**1-2-2-2-5表 自転車盗被害の有無**

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
世帯人数	2～3人 / (1人)	0.205	0.290	0.501	0.479	1.228	0.695	2.168
	4人以上 / (1人)	0.700	0.293	5.699	0.017	2.015	1.134	3.580
住居形態	アパート等 / (一戸建て)	0.467	0.150	9.715	0.002	1.595	1.189	2.140
	定数	-1.996	0.289	47.743	0.000	0.136		

注 1 「住居形態」については、公共の施設等は分析から除外している。  
 2 分析に使用したケース数は、1,585件(全て自転車を所有している者)である。  
 3 「都市規模」及び「防犯設備」は、モデルに採用されなかった。

不法侵入未遂被害については、世帯人数が有意としてモデルに採用された。不法侵入未遂の有無に関するオッズ比は、「2～3人」が「1人」に対して 0.374 (P=0.004)、「4人以上」が「1人」に対して 0.389 (P=0.008) であり、不法侵入未遂被害においては、単身生活者がそれ以外に比べて、被害に遭う確率が有意に高い(1-2-2-2-6表)。

**1-2-2-2-6表 不法侵入未遂被害の有無**

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
世帯人数	2～3人 / (1人)	-0.984	0.345	8.144	0.004	0.374	0.190	0.735
	4人以上 / (1人)	-0.943	0.358	6.941	0.008	0.389	0.193	0.785
	定数	-2.485	0.289	74.097	0.000	0.083		

注 1 分析に使用したケース数は、1,861件である。  
 3 「都市規模」、「住居形態」及び「防犯設備」は、モデルに採用されなかった。

### (イ) 個人犯罪被害

個人犯罪被害である強盗、個人に対する窃盗、暴行・脅迫、性的事件については、変数減少法ステップワイズ(尤度比)手法により、個人に対する窃盗、性的事件にモデルが採用された。

個人に対する窃盗については、防犯設備及び就業状況が有意としてモデルに採用された。個人に対する窃盗被害の有無に関するオッズ比は、「防犯設備なし」が「防犯設備あり」に対して 1.603 (P=0.045)、「働いている」が「無職・定年・主婦等」に対して 1.897 (P=0.018) であり、「学生」が「無職・定年・主婦等」に対して 2.811 (P=0.017) であり、個人に対する窃盗においては、防犯設備なしの者が

防犯設備ありに比べて、働いている者及び学生が無職・定年・主婦等に比べて、被害に遭う確率が有意に高い (1-2-2-2-7 表)。

**1-2-2-2-7 表 個人に対する窃盗被害の有無**

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
防犯設備	なし / (あり)	0.472	0.236	4.006	0.045	1.603	1.010	2.546
就業状況	働いている / (無職・定年・主婦等)	0.640	0.270	5.638	0.018	1.897	1.118	3.218
	学生 / (無職・定年・主婦等)	1.034	0.433	5.705	0.017	2.811	1.204	6.566
	定数	-3.702	0.248	223.183	0.000	0.025		

注 1 分析に使用したケース数は、1,753件である。

2 「都市規模」、「世帯人数」、「住居形態」、「性別」、「年齢」及び「婚姻状況」は、モデルに採用されなかった。

性的事件被害については、年齢及び性別が有意としてモデルに採用された (1-2-2-2-8 表)。

**1-2-2-2-8 表 性的事件被害の有無**

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
性別	女 / (男)	3.031	1.025	8.738	0.003	20.711	2.776	154.494
年齢	39歳以下 / (40歳以上)	3.490	0.744	22.024	0.000	32.776	7.631	140.771
	定数	-8.900	1.210	54.094	0.000	0.000		

注 1 分析に使用したケース数は、1,749件である。

2 「都市規模」、「世帯人数」、「住居形態」、「防犯設備」、「就業状況」及び「婚姻状況」は、モデルに採用されなかった。

**(ウ) 各種詐欺・個人情報の悪用**

各種詐欺・個人情報の悪用であるクレジットカード情報詐欺、個人情報の悪用、インターネットオークション詐欺、振り込み詐欺及び消費者詐欺については、クレジットカード情報詐欺、個人情報の悪用、インターネットオークション詐欺にモデルが採用された。

クレジットカード情報詐欺被害については、年齢のみが有意としてモデルに採用された。クレジットカード情報詐欺被害の有無に関するオッズ比は、「40～59歳」が「60歳以上」に対して11.994 (P=0.017) であり、クレジットカード情報詐欺被害においては、40～59歳の者が60歳以上に比べて、被害に遭う確率が有意に高い (1-2-2-2-9 表)。

**1-2-2-2-9 表 クレジットカード情報詐欺被害の有無**

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
年齢	39歳以下 / (60歳以上)	2.050	1.096	3.498	0.061	7.766	0.906	66.532
	40～59歳 / (60歳以上)	2.484	1.038	5.733	0.017	11.994	1.569	91.663
	定数	-6.144	0.999	37.835	0.000	0.002		

注 1 分析に使用したケース数は、1,292件 (全てクレジットカード等を所有している者) である。

2 「都市規模」、「世帯人数」、「住居形態」、「防犯設備」、「性別」、「就業状況」及び「婚姻状況」は、モデルに採用されなかった。

個人情報の悪用被害については、住居形態のみが有意としてモデルに採用された。個人情報の悪用被害の有無に関するオッズ比は、「アパート等」は「一戸建て住宅」に対して 3.805 (P=0.005) であり、個人情報の悪用被害においては、アパート等の者はそれ以外に比べて、被害に遭う比率が有意に高かった (1-2-2-2-10 表)。

**1-2-2-2-10表 個人情報の悪用被害の有無**

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
住居形態	アパート等 / (一戸建て) 定数	1.336 -5.156	0.477 0.355	7.835 211.472	0.005 0.000	3.805 0.006	1.493	9.698

注 1 「住居形態」については、公共の施設等は分析から除外している。  
2 分析に使用したケース数は、1,862件である。  
3 「都市規模」、「世帯人数」及び「防犯設備」は、モデルに採用されなかった。

インターネットオークション詐欺被害については、住居形態及び性別が有意としてモデルに採用された。インターネットオークション詐欺被害の有無に関するオッズ比は、「アパート等」が「一戸建て住宅」に対して 3.297 (P=0.010)、「女性」は「男性」に対して 0.329 (P=0.034) であり、インターネットオークション詐欺被害においては、アパート等の者はそれ以外に比べて、男性は女性に比べて、被害に遭う比率が有意に高かった (1-2-2-2-11 表)。

**1-2-2-2-11表 インターネットオークション詐欺被害の有無**

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
住居形態	アパート等 / (一戸建て)	1.193	0.464	6.617	0.010	3.297	1.328	8.182
性別	女 / (男)	-1.111	0.524	4.496	0.034	0.329	0.118	0.919
	定数	-4.534	0.364	154.862	0.000	0.011		

注 1 「住居形態」については、公共の施設等は分析から除外している。  
2 分析に使用したケース数は、1,752件である。  
3 「都市規模」、「世帯人数」、「防犯設備」、「年齢」、「就業状況」及び「婚姻状況」は、モデルに採用されなかった。

### 3 犯罪に対する不安

本調査では、犯罪被害以外に、犯罪に対する不安、我が国の治安に対する認識等の様々な項目についても調査している。その中から、本項では、居住地域における犯罪に対する不安に加え、自宅の防犯設備等の設置状況と地域の警察の防犯活動についての評価について、次項において、我が国の治安に関する認識と犯罪者に対する量刑意見について、それぞれの調査結果を経年比較する。

#### (1) 居住地域における犯罪に対する不安

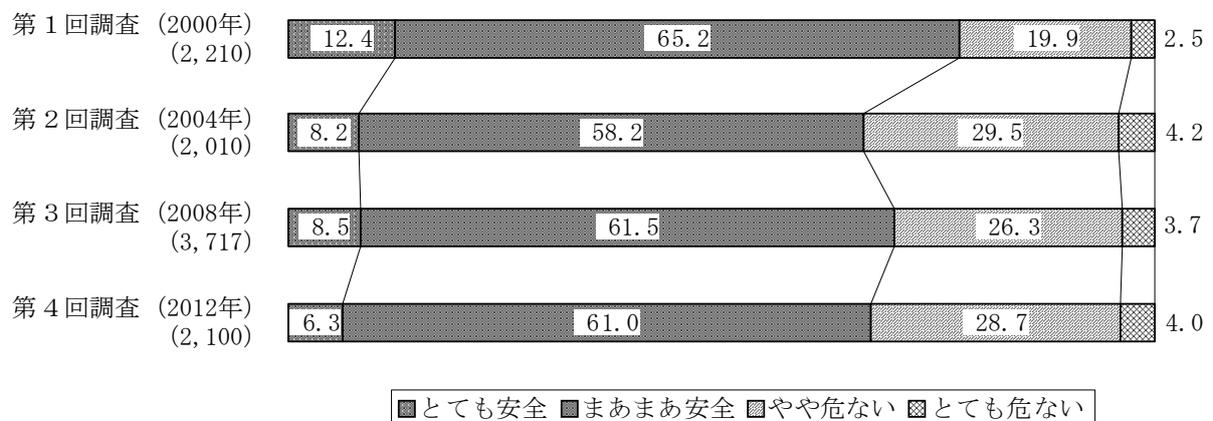
第3回調査と比べ、「暗くなった後、あなたの住んでいる地域を一人で歩いているとき、どの程度安全であると感じますか」との問いに対して、「とても安全」とする者の比率は2.2pt 低下し、「やや危

ない」とする者の比率が2.4pt上昇している（1-2-2-3-1 図①）。

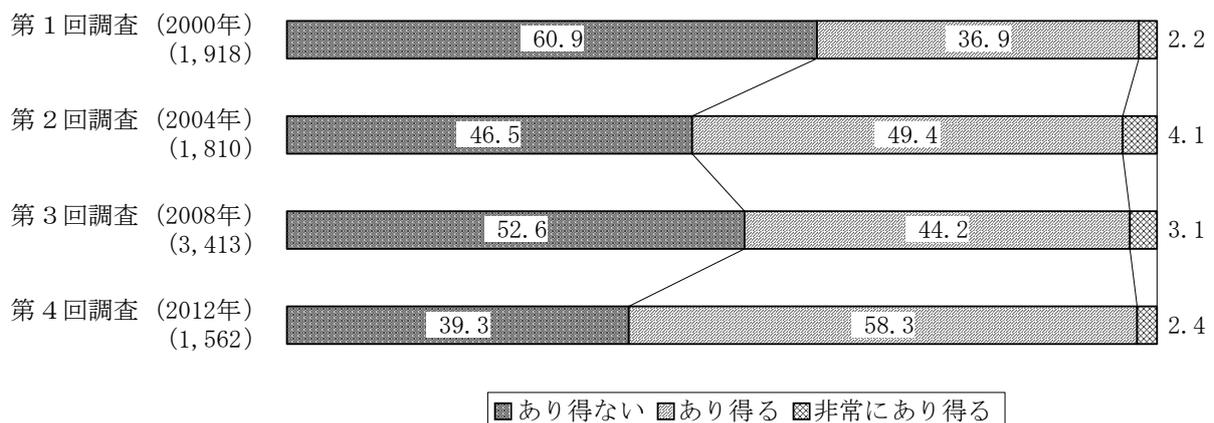
第3回調査と比べ、「今後1年間のうちに、誰かがあなたの自宅に侵入する可能性について、どのように思われますか」との問いに対して、「あり得ない」とする者の比率が13.3pt低下し、「あり得る」とする者の比率が14.0pt上昇している（1-2-2-3-1 図②）。

### 1-2-2-3-1 図 犯罪に対する不安の経年比較

#### ① 夜間の一人歩きに対する不安



#### ② 不法侵入の被害に遭う不安



注 1 「わからない」と回答した者及び無回答の者を除く。

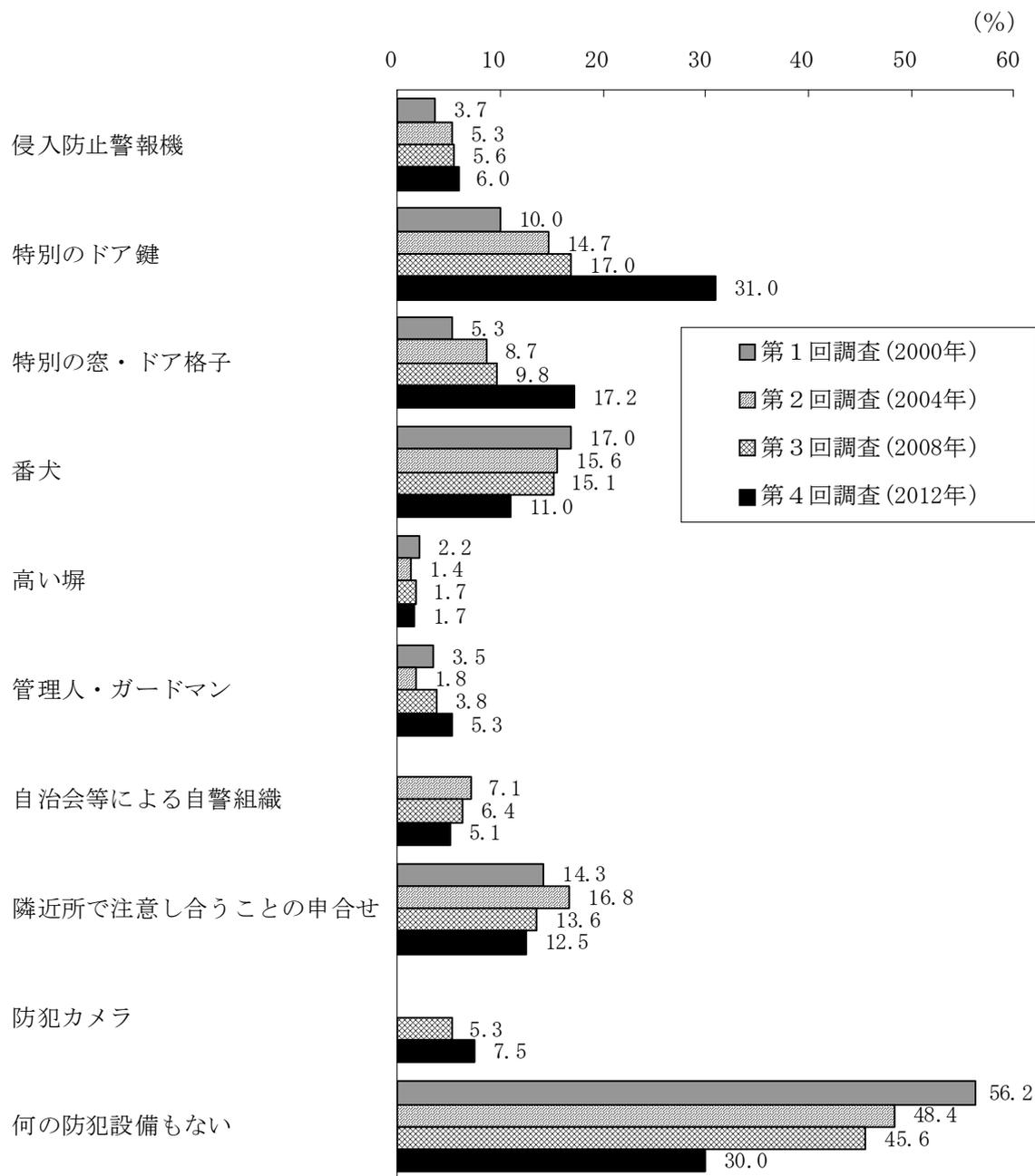
2 ( ) 内は、回答者総数の実人員である。

## (2) 自宅の防犯設備等

自宅の防犯設備等の状況について第1回から第4回調査において顕著に認められる傾向としては、

①侵入防止警報機, ②特別のドア鍵, ③特別の窓・ドア格子といった住居の防犯設備の設置する者の率の増加, 及び①番犬, ②「何の防犯設備もない」とする者の比率の一貫した低下である(1-2-2-3-2図)。

1-2-2-3-2図 防犯対策の経年比較

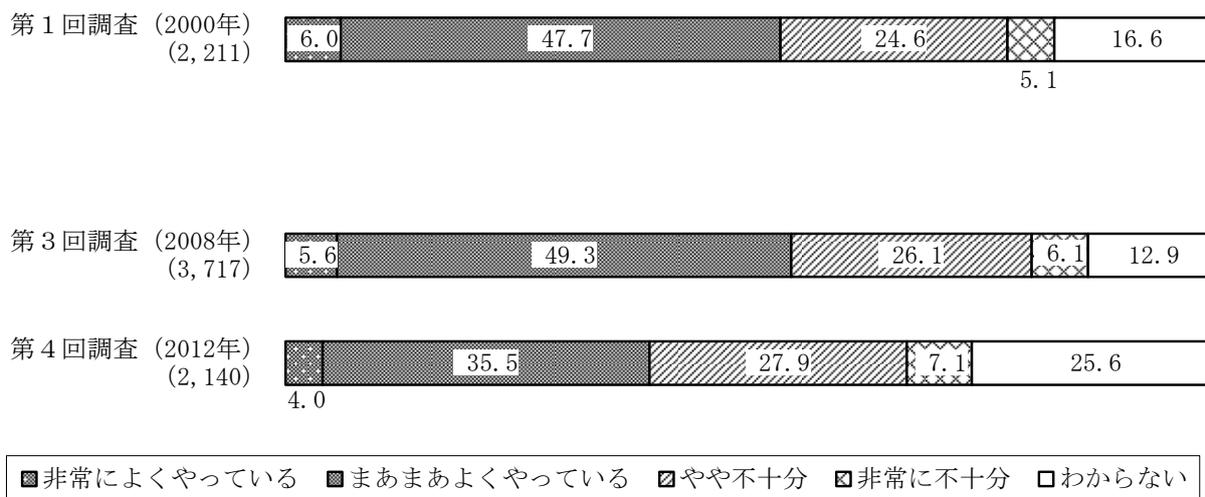


- 注 1 「何の防犯設備もない」は、第1回調査においては、防犯設備等で「護られていない」と回答した者を計上している。
- 2 「自治会等による自警組織」は、第2回調査から選択肢として設けられた。
- 3 「防犯カメラ」は、第3回調査から選択肢として設けられた。
- 4 住居形態が公共施設又は不詳の者を除く。ただし、第3回調査では、住居形態が公共施設の者を含み、第1回調査では、住居形態がその他の者を除く。
- 5 複数回答であり、回答者総数に占める各項目の回答者の比率である。

(3) 地域の警察の防犯活動

地域の警察の防犯活動についての評価を経年で比較すると、第3回調査における「まあまあよくやっている」の選択率が、第4回調査において13.8pt 低下している(1-2-2-3-3 図)。他方、「わからない」の選択率は、12.6pt 上昇している。

1-2-2-3-3 図 警察の防犯活動の評価の経年比較



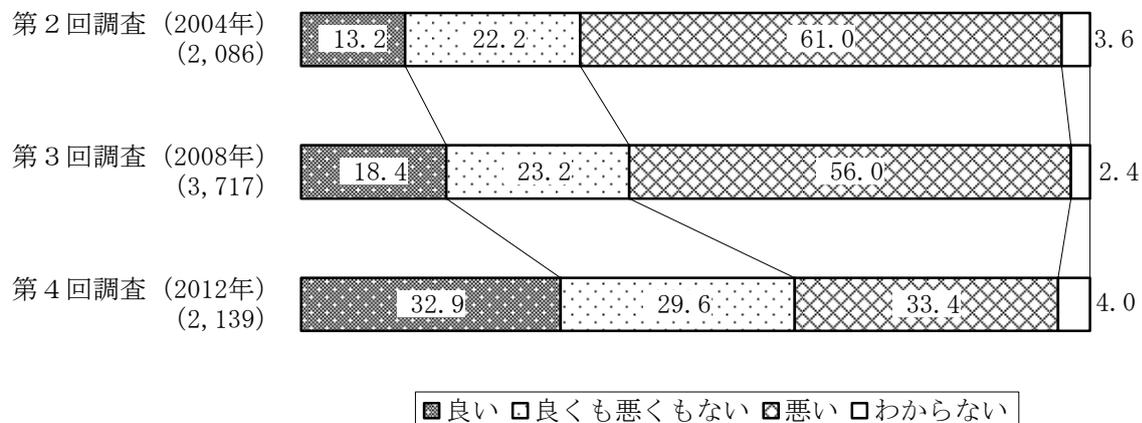
注 1 無回答の者を除く。  
 2 ( ) 内は、回答者総数の実人員である。

4 刑罰・治安に対する意識

(1) 我が国の治安に関する認識

我が国全体の治安についての認識を見ると、過去の調査と比べ、「良い」とする者の比率が一貫して上昇し、「悪い」とする者の比率が一貫して低下する傾向が見られる(1-2-2-4-1 図)。

### 1-2-2-4-1 図 現在の我が国の治安に関する認識の経年比較

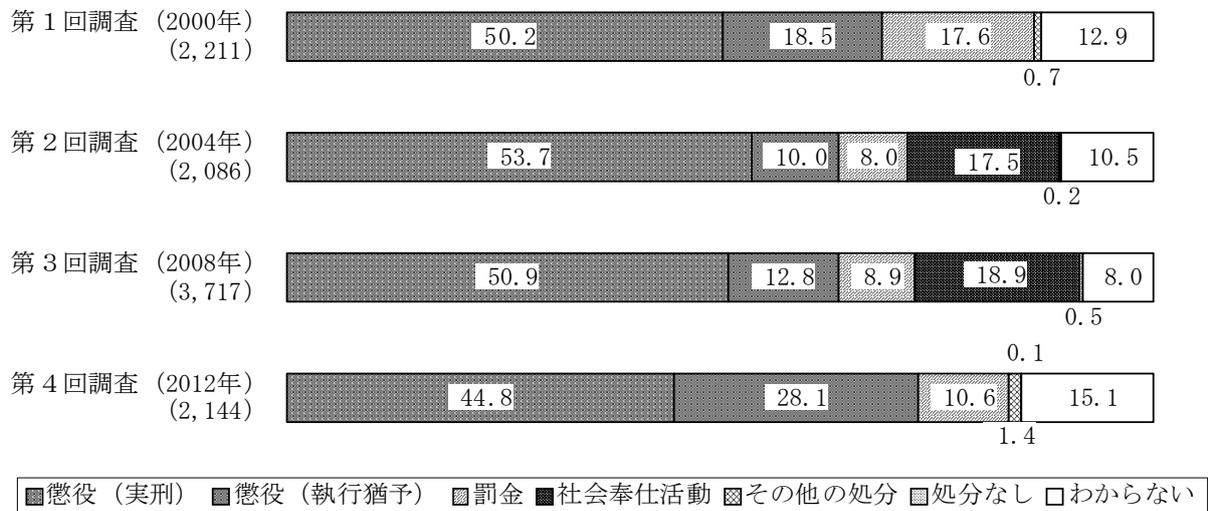


- 注 1 「良い」は、「とても良い」及び「まあまあ良い」を合計したものであり、「悪い」は、「やや悪い」及び「とても悪い」を合計したものである。
- 2 無回答の者を除く。
- 3 ( )内は、回答者総数の実人員である。

#### (2) 量刑意見

具体的な例を示して、犯罪者に対する処罰のあり方について、質問した。質問は、「21歳の男性が二度目の住居侵入と窃盗で有罪になったとします。今回盗んだ物はカラーテレビ1台でした。このような場合、最も適当な処分は次のどれだと思いますか。」である。第4回調査では、「懲役(実刑)」の選択率が最も高く、次いで「懲役(執行猶予)」、「罰金」の順になっている(1-2-2-4-2図)。

1-2-2-4-2 図 量刑意見の経年比較



- 注 1 「社会奉仕活動」は、第2回調査及び第3回調査のみ、選択肢に設けられている。  
 2 「処分なし」は、第4回調査のみ、選択肢に設けられている。  
 3 無回答の者を除く。  
 4 ( ) 内は、回答者総数の実人員である。

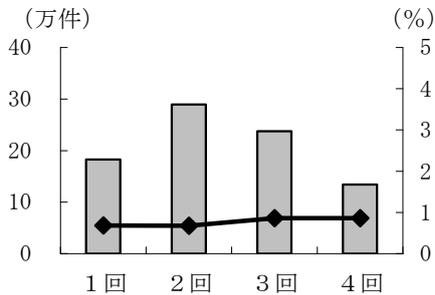
5 被害率と認知件数の比較

警察等に申告されない被害を含む本調査の結果を、犯罪の認知件数と共に見ることにより、暗数を考慮した犯罪の発生状況を推察することができる。ただ、本調査の被害態様には、例えば、セクハラ及びその他不快な行為で、一部、法律上処罰の対象とはならない行為を含む性的事件のように、そのまま比較することが難しい被害態様があり、また、同種の犯罪被害を複数受けた場合でも本調査では直近の被害のみを分析の対象とした上、本調査に応じた人がどこまで正確な記憶に基づいて答えることができたか明らかでないことについても留意しなければならず、警察等に申告された犯罪の認知件数と比較することは難しいといわざるを得ない。こうした留保があることを踏まえた上で、ここでは、被害態様の定義が比較的同一に近い自動車盗、車上盗、バイク盗、自転車盗、不法侵入・不法侵入未遂、強盗等及び暴行・脅迫の7つについて、過去4回の調査による被害率と同時期の犯罪の認知件数の経年変化を参考掲示したグラフを示すこととする（1-2-2-5-1 図）。

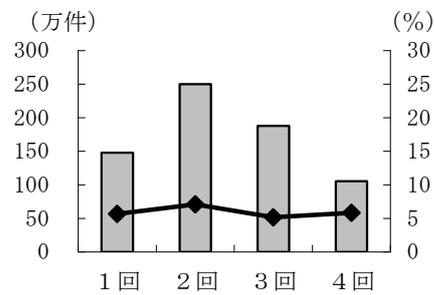
この図からは、被害態様別の被害率の経年変化が、それぞれ対応する犯罪の認知件数の経年変化と極端に異なった動きをしているものはないことが読み取れる。

1-2-2-5-1図 被害態様別被害率（過去5年間）・認知件数の経年比較

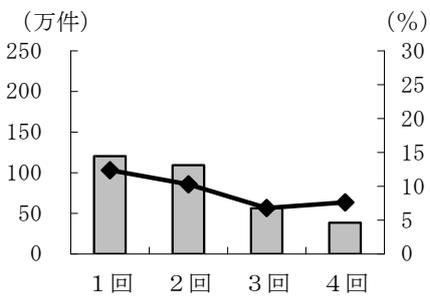
① 自動車盗



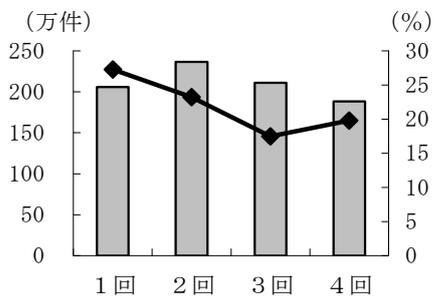
② 車上盗



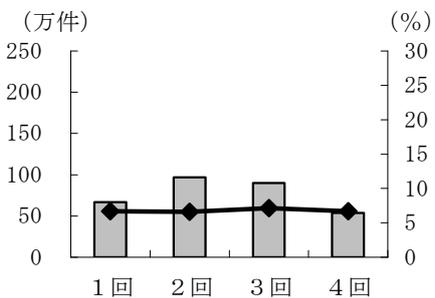
③ バイク盗



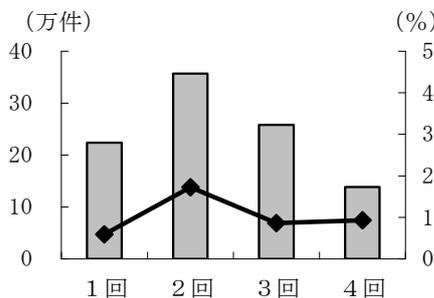
④ 自転車盗



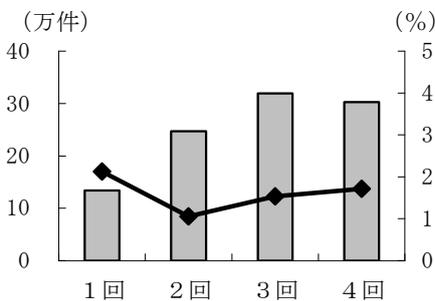
⑤ 不法侵入・不法侵入未遂



⑥ 強盗等



⑦ 暴行・脅迫



■ 認知件数 ◆ 被害率

<「被害率（過去5年間）」について>

- 注 1 1-2-2-1-1図の脚注2及び1-2-2-1-2図の脚注2に同じ。
- 2 「自動車盗」、「車上盗」、「バイク盗」及び「自転車盗」は、それぞれ、過去5年間における自家用車、バイク及び自転車の保有世帯に対する比率である。
- 3 「強盗等」は、恐喝及びひったくりを含むが、第1回調査においては、「暴力や脅迫によって何かを盗まれたり奪われそうになったこと」の有無について質問している。

<「認知件数」について>

- 注 1 警察庁の統計による。
- 2 第1回調査においては、平成7年から11年までの、第2回調査においては、11年から15年までの、第3回調査においては、15年から19年までの、第4回調査においては、19年から23年調査までの、それぞれ5年間の累計である。
- 3 「車上盗」は、車上ねらい及び部品ねらいを合計したものであり、「不法侵入・不法侵入未遂」は、住居侵入、空き巣、忍込み及び居空きを合計したものであり、「強盗等」は、強盗、恐喝及びひったくりを合計したものであり、「暴行・脅迫」は、傷害、暴行及び脅迫を合計したものである。

## 第2編

### 犯罪被害状況

## 第2編 犯罪被害状況

### 第1章 世帯犯罪被害

本章では、調査対象者の属する世帯が遭った被害として、乗り物関係の被害及び住宅への不法侵入に関する被害について検討する。第1節では、自動車盗、車上盗、自動車損壊、バイク盗及び自転車盗について、世帯の属性等と被害の有無、被害内容の詳細、さらに、警察への申告の有無の状況やその理由等について分析する。第2節では、不法侵入及び不法侵入未遂について、同様の分析を行う。

#### 第1節 乗り物関係の被害

本節では、過去5年間の被害の有無を取り上げ、さらに、被害に遭った場合については、被害内容、警察への届出の有無やその理由等について、取り上げる。

##### 1 自動車盗

###### (1) 自動車所有者の特徴

自動車関係の被害にあった人（世帯）の特徴を検討する前提として、まず、自動車を所有している人（世帯）の特徴（属性等）を見る。

調査対象者（2,156人）のうち、過去5年間に、自動車を持っていた人（家族が所有していた場合も含む。以下同じ。）は、1,861人（86.3%）であった。

自動車の所有状況を、都市規模別に見ると、2-1-1-1表のとおりであり、「人口10万人以上の市」及び「人口10万人未満の市町村」に居住している人（世帯）が自動車を所有する比率（それぞれ90.1%、91.3%）は有意に高く、「政令指定都市」に居住している人（世帯）の同比率（75.7%）は有意に低かった。

**2-1-1-1-1表 都市規模別自動車の所有状況**

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市	408 (75.7) [-8.8]	131 (24.3) [8.8]	539 (100.0)	$\chi^2(2)=78.817$ P=0.000**
政令指定都市を除く 人口10万人以上の市	833 (90.1) [3.8]	92 (9.9) [-3.8]	925 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	620 (91.3) [4.2]	59 (8.7) [-4.2]	679 (100.0)	
計	1,861 (86.8)	282 (13.2)	2,143 (100.0)	

注 1 自動車の所有状況が不詳の者を除く。

2 ( ) 内は、構成比であり、[ ] 内は、調整済み残差である。

世帯人数別に自動車の所有状況を見ると、2-1-1-1-2表のとおりであり、単身世帯においては、自動車を所有する比率は約60%であるところ、世帯人数が2人以上である場合は、同比率は80%以上であり、更に3人以上である場合は、約90~94%と有意に高くなっている。

**2-1-1-1-2表 世帯人数別自動車の所有状況**

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	118 (59.3) [-12.2]	81 (40.7) [12.2]	199 (100.0)	$\chi^2(4)=177.743$ P=0.000**
2 人	490 (84.3) [-2.3]	91 (15.7) [2.3]	581 (100.0)	
3 人	455 (89.7) [2.1]	52 (10.3) [-2.1]	507 (100.0)	
4 人	458 (94.4) [5.5]	27 (5.6) [-5.5]	485 (100.0)	
5人以上	317 (93.2) [3.7]	23 (6.8) [-3.7]	340 (100.0)	
計	1,838 (87.0)	274 (13.0)	2,112 (100.0)	

注 1 世帯人数又は自動車の所有状況が不詳の者を除く。

2 ( ) 内は、構成比であり、[ ] 内は、調整済み残差である。

調査対象者の住居を、その形態により、「アパート、マンション、テラスハウス及び長屋」(以下「アパート等」という。), 「一戸建て住宅」(以下「一戸建て」という。)及び「その他の形態」(以下「その他」という。)の3つに区分し、自動車所有との関係を見ると、2-1-1-1-3表のとおりであり、「一戸建て」に住む人(世帯)が自動車を所有する比率(90.4%)は有意に高く、「アパート」に住

む人（世帯）の同比率（77.5%）及び「その他」の場合の同比率（73.5%）は有意に低かった。

**2-1-1-1-3表 住居形態別自動車の所有状況**

区 分	あり	なし	計	検定結果
アパート等	416 (77.5) [-7.4]	121 (22.5) [7.4]	537 (100.0)	$\chi^2(2)=63.643$ P=0.000**
一戸建て	1,416 (90.4) [8.0]	151 (9.6) [-8.0]	1,567 (100.0)	
その他	25 (73.5) [-2.3]	9 (26.5) [2.3]	34 (100.0)	
計	1,857 (86.9)	281 (13.1)	2,138 (100.0)	

- 注 1 住居形態又は自動車の所有状況が不詳の者を除く。  
 2 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。  
 3 ( ) 内は、構成比であり、[ ] 内は、調整済み残差である。

(2) 被害の状況

今回の調査では、自動車盗について、自動車を持っている人を対象に、「過去5年間に、あなたやご家族で、自家用の自動車を盗まれたことがありましたか。」と質問した。自動車の所有者（1,861人）のうち、過去5年間に被害に遭ったことがあると答えた人は16人（0.9%）であった。

被害の有無を都市規模別、世帯人数別及び住居形態別で見たとところ、2-1-1-1-4表、2-1-1-1-5表及び2-1-1-1-6表のとおりであり、都市規模別及び住居形態別においては、差は認められなかったが（なお、「アパート等」又は「一戸建て」以外において、被害に遭った人はいなかった。）、世帯人数別においては、世帯人数が「5人以上」の場合、被害に遭う比率が有意に高かった。

**2-1-1-1-4表 都市規模別自動車盗被害の有無**

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市	3 (0.7) [-0.3]	403 (99.3) [0.3]	406 (100.0)	$\chi^2(2)=2.258$ P=0.323
政令指定都市を除く 人口10万人以上の市	10 (1.2) [1.4]	819 (98.8) [-1.4]	829 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	3 (0.5) [-1.2]	617 (99.5) [1.2]	620 (100.0)	
計	16 (0.9)	1,839 (99.1)	1,855 (100.0)	

- 注 1 自動車盗被害の有無が不詳の者を除く。  
 2 ( ) 内は、構成比であり、[ ] 内は、調整済み残差である。

**2-1-1-1-5表 世帯人数別自動車盗被害の有無**

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	1 (0.9) [0.0]	116 (99.1) [0.0]	117 (100.0)	(m) P=0.014*
2 人	2 (0.4) [-1.3]	488 (99.6) [1.3]	490 (100.0)	
3 人	2 (0.4) [-1.1]	451 (99.6) [1.1]	453 (100.0)	
4 人	3 (0.7) [-0.6]	453 (99.3) [0.6]	456 (100.0)	
5人以上	8 (2.5) [3.5]	308 (97.5) [-3.5]	316 (100.0)	
計	16 (0.9)	1,816 (99.1)	1,832 (100.0)	

注 1 世帯人数又は自動車盗被害の有無が不詳の者を除く。

2 ( ) 内は、構成比であり， [ ] 内は、調整済み残差である。

**2-1-1-1-6表 住居形態別自動車盗被害の有無**

区 分	あり	なし	計	検定結果
アパート等	3 (0.7) [-0.3]	409 (99.3) [0.3]	412 (100.0)	(m) P=0.830
一戸建て	13 (0.9) [0.5]	1,401 (99.1) [-0.5]	1,414 (100.0)	
そ の 他	- [-0.5]	25 (100.0) [0.5]	25 (100.0)	
計	16 (0.9)	1,835 (99.1)	1,851 (100.0)	

注 1 住居形態又は自動車盗被害の有無が不詳の者を除く。

2 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。

3 ( ) 内は、構成比であり， [ ] 内は、調整済み残差である。

被害場所について答えた人（8人）を見ると、「自宅」（自宅敷地内を含む。また、共同住宅では敷地内の共有部分を含む。以下同じ。）が4人、「自宅付近」及び「職場」がそれぞれ1人、「自宅のある市町村内」が0人、「その他国内」が2人であった。これを、都市規模別、世帯人数別及び住居形態別に見ると、それぞれ、2-1-1-1-7表、2-1-1-1-8表及び2-1-1-1-9表のとおりであった。

**2-1-1-1-7表 都市規模別自動車盗の被害場所**

区 分	自宅	自宅付近	市町村内	職場	その他 国内	計
政令指定都市	1 (50.0)	-	-	-	1 (50.0)	2 (100.0)
政令指定都市を除く 人口10万人以上の市	3 (60.0)	1 (20.0)	-	-	1 (20.0)	5 (100.0)
人口10万人未満の市町村	-	-	-	1 (100.0)	-	1 (100.0)
計	4 (50.0)	1 (12.5)	-	1 (12.5)	2 (25.0)	8 (100.0)

注 1 自動車盗の被害場所が不詳の者を除く。

2 ( ) 内は、構成比である。

**2-1-1-1-8表 世帯人数別自動車盗の被害場所**

区 分	自宅	自宅付近	市町村内	職場	その他 国内	計
1 人	-	-	-	-	-	-
2 人	-	-	-	-	2 (100.0)	2 (100.0)
3 人	-	-	-	-	-	-
4 人	2 (66.7)	-	-	1 (33.3)	-	3 (100.0)
5人以上	2 (66.7)	1 (33.3)	-	-	-	3 (100.0)
計	4 (50.0)	1 (12.5)	-	1 (12.5)	2 (25.0)	8 (100.0)

注 1 自動車盗の被害場所が不詳の者を除く。

2 ( ) 内は、構成比である。

**2-1-1-1-9表 住居形態別自動車盗の被害場所**

区 分	自宅	自宅付近	市町村内	職場	その他 国内	計
アパート等	-	-	-	-	2 (100.0)	2 (100.0)
一戸建て	4 (66.7)	1 (16.7)	-	1 (16.7)	-	6 (100.0)
そ の 他	-	-	-	-	-	-
計	4 (50.0)	1 (12.5)	-	1 (12.5)	2 (25.0)	8 (100.0)

注 1 自動車盗の被害場所が不詳の者を除く。

2 「その他」は、病院，老人ホーム等の公共施設を含む。

3 ( ) 内は、構成比である。

(3) 被害の申告状況

自動車盗の被害に遭ったと答えた人(16人)について、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ、「はい」(警察に被害を届け出た。)が9人、「いいえ」(警察に被害を届け出なかった。)は0人であり、7人は無回答等であった。

被害を届け出た人（9人）に対し、届け出た理由について、複数の選択肢を示して、当てはまるものを全て選んでもらったところ、答えた人は8人で、その全てが「盗まれたものを取り戻すため」を選択したほか、「再発を防ぐため」が6人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」と「犯人を処罰してほしいから（犯人を捕まえて欲しいから）」が共に5人、「重大な事件だから」が4人と続いた。

## 2 車上盗

### (1) 被害の状況

今回の調査では、車上盗について、自動車を持っている人を対象に、「過去5年間に、あなたやご家族で、車の中に置いてあったバック等の物、又はタイヤ等の車の部品を盗まれたことがありましたか。なお、車の破損や車ごと盗難にあった場合は含めないでください。」と質問した。自動車の所有者のうち、過去5年間に被害に遭ったことがあると答えた人は109人（5.9%）であった。

被害の有無を都市規模別、世帯人数別及び住居形態別で見たところ、2-1-1-2-1表、2-1-1-2-2表及び2-1-1-2-3表のとおりであり、いずれも特に有意な関連性は見られなかった。

**2-1-1-2-1表 都市規模別車上盗被害の有無**

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市	29 (7.2) [1.2]	373 (92.8) [-1.2]	402 (100.0)	$\chi^2(2)=2.913$ P=0.233
政令指定都市を除く 人口10万人以上の市	51 (6.2) [0.4]	774 (93.8) [-0.4]	825 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	29 (4.7) [-1.5]	586 (95.3) [1.5]	615 (100.0)	
計	109 (5.9)	1,733 (94.1)	1,842 (100.0)	

注 1 車上盗被害の有無が不詳の者を除く。

2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

**2-1-1-2-2表 世帯人数別車上盗被害の有無**

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	11 (9.4) [1.6]	106 (90.6) [-1.6]	117 (100.0)	$\chi^2(4)=3.518$ P=0.475
2 人	28 (5.8) [-0.2]	455 (94.2) [0.2]	483 (100.0)	
3 人	23 (5.1) [-0.8]	425 (94.9) [0.8]	448 (100.0)	
4 人	25 (5.5) [-0.5]	431 (94.5) [0.5]	456 (100.0)	
5人以上	21 (6.7) [0.6]	294 (93.3) [-0.6]	315 (100.0)	
計	108 (5.9)	1,711 (94.1)	1,819 (100.0)	

注 1 世帯人数又は車上盗被害の有無が不詳の者を除く。  
2 ( )内は、構成比であり， [ ]内は、調整済み残差である。

**2-1-1-2-3表 住居形態別車上盗被害の有無**

区 分	あり	なし	計	検定結果
アパート等	30 (7.3) [1.3]	380 (92.7) [-1.3]	410 (100.0)	$\chi^2(2)=2.097$ P=0.350
一戸建て	77 (5.5) [-1.4]	1,326 (94.5) [1.4]	1,403 (100.0)	
その他	2 (8.0) [0.4]	23 (92.0) [-0.4]	25 (100.0)	
計	109 (5.9)	1,729 (94.1)	1,838 (100.0)	

注 1 住居形態又は車上盗被害の有無が不詳の者を除く。  
2 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。  
3 ( )内は、構成比であり， [ ]内は、調整済み残差である。

被害場所について答えた80人を見ると、「自宅」が32人、「自宅付近」が18人、「自宅のある市町村内」が15人、「職場」が6人、「その他国内」が9人であった。これを、都市規模別、世帯人数別及び住居形態別で見たところ、2-1-1-2-4表、2-1-1-2-5表及び2-1-1-2-6表のとおりであり、いずれも特に有意な関連性は見られなかった。

**2-1-1-2-4表 都市規模別車上盗の被害場所**

区 分	自宅	自宅付近	市町村内	職場	その他 国内	計	検定結果
政令指定都市	8 (34.8) [-0.6]	7 (30.4) [1.1]	5 (21.7) [0.4]	2 (8.7) [0.3]	1 (4.3) [-1.2]	23 (100.0)	(m) P=0.184
政令指定都市を除く 人口10万人以上の市	16 (44.4) [0.7]	10 (27.8) [1.0]	3 (8.3) [-2.2]	3 (8.3) [0.3]	4 (11.1) [0.0]	36 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	8 (38.1) [-0.2]	1 (4.8) [-2.3]	7 (33.3) [2.0]	1 (4.8) [-0.6]	4 (19.0) [1.3]	21 (100.0)	
計	32 (40.0)	18 (22.5)	15 (18.8)	6 (7.5)	9 (11.3)	80 (100.0)	

注 1 車上盗の被害場所が不詳の者を除く。

2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

**2-1-1-2-5表 世帯人数別車上盗の被害場所**

区 分	自宅	自宅付近	市町村内	職場	その他 国内	計	検定結果
1 人	2 (25.0) [-0.9]	3 (37.5) [1.1]	- [-1.4]	- [-0.8]	3 (37.5) [2.5]	8 (100.0)	(m) P=0.127
2 人	10 (52.6) [1.3]	2 (10.5) [-1.4]	4 (21.1) [0.3]	1 (5.3) [-0.4]	2 (10.5) [-0.1]	19 (100.0)	
3 人	8 (42.1) [0.2]	4 (21.1) [-0.2]	5 (26.3) [1.0]	1 (5.3) [-0.4]	1 (5.3) [-0.9]	19 (100.0)	
4 人	6 (35.3) [-0.4]	5 (29.4) [0.8]	1 (5.9) [-1.5]	4 (23.5) [2.8]	1 (5.9) [-0.8]	17 (100.0)	
5人以上	6 (35.3) [-0.4]	4 (23.5) [0.1]	5 (29.4) [1.3]	- [-1.3]	2 (11.8) [0.1]	17 (100.0)	
計	32 (40.0)	18 (22.5)	15 (18.8)	6 (7.5)	9 (11.3)	80 (100.0)	

注 1 世帯人数又は車上盗の被害場所が不詳の者を除く。

2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

**2-1-1-2-6表 住居形態別車上盗の被害場所**

区 分	自宅	自宅付近	市町村内	職場	その他 国内	計	検定結果
アパート等	10 (50.0) [1.1]	5 (25.0) [0.3]	2 (10.0) [-1.2]	- [-1.5]	3 (15.0) [0.6]	20 (100.0)	(m) P=0.479
一戸建て	20 (34.5) [-1.6]	13 (22.4) [0.0]	13 (22.4) [1.4]	6 (10.3) [1.6]	6 (10.3) [-0.4]	58 (100.0)	
その他	2 (100.0) [1.8]	- [-0.8]	- [-0.7]	- [-0.4]	- [-0.5]	2 (100.0)	
計	32 (40.0)	18 (22.5)	15 (18.8)	6 (7.5)	9 (11.3)	80 (100.0)	

注 1 車上盗の被害場所が不詳の者を除く。

2 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。

3 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

(2) 被害の申告状況

車上盗の被害に遭ったと答えた109人に対し、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ、「はい」が55人、「いいえ」は23人であり、31人は無回答等であった。

被害を届け出た人（55人）に対し、その理由について、複数の選択肢を示して、当てはまるものを全て選んでもらったところ、答えた人（55人）では、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」を選んだ人が41人と約4分の3を占め、次いで、「盗まれたものを取り戻すため」（36人）、「再発を防ぐため」（34人）、「犯人を処罰してほしいから（犯人を捕まえて欲しいから）」（24人）であった。

被害を届け出なかった人（23人）に対し、その理由について、複数の選択肢を示して、当てはまるものを全て選んでもらったところ、答えた人（18人）で主なものは、「それほど重大ではない（損失がない、たいしたことではない）」（以下、「それほど重大ではない」）（9人）、「捜査機関は何もできない」（8人）であった。

3 自動車損壊

(1) 被害の状況

今回の調査では、自動車損壊について、自動車を持っている人を対象に、「過去5年間に、盗難とは別に、あなたやご家族が持っている自家用の自動車を、わざと傷つけられたり、壊されたりしたことがありましたか。わざとであるとあなたが考える場合は、それを含めてください。」と質問した。自動車の所有者のうち、過去5年間に被害に遭ったことがあると答えた人は231人（12.4%）であった。

被害の有無を都市規模別、世帯人数別及び住居形態別で見たところ、2-1-1-3-1表、2-1-1-3-2表及び2-1-1-3-3表のとおりであり、いずれも特に有意な関連性は見られなかった。

**2-1-1-3-1表 都市規模別自動車損壊被害の有無**

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市	46 (11.6) [-0.7]	349 (88.4) [0.7]	395 (100.0)	$\chi^2(2)=0.515$ $P=0.773$
政令指定都市を除く 人口10万人以上の市	106 (13.0) [0.3]	712 (87.0) [-0.3]	818 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	79 (13.1) [0.3]	526 (86.9) [-0.3]	605 (100.0)	
計	231 (12.7)	1,587 (87.3)	1,818 (100.0)	

注 1 自動車損壊被害の有無が不詳の者を除く。

2 ( ) 内は、構成比であり、[ ] 内は、調整済み残差である。

**2-1-1-3-2表 世帯人数別自動車損壊被害の有無**

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	17 (14.8) [0.7]	98 (85.2) [-0.7]	115 (100.0)	$\chi^2(4)=7.318$ P=0.120
2 人	69 (14.4) [1.4]	409 (85.6) [-1.4]	478 (100.0)	
3 人	60 (13.5) [0.7]	384 (86.5) [-0.7]	444 (100.0)	
4 人	54 (11.9) [-0.5]	398 (88.1) [0.5]	452 (100.0)	
5人以上	26 (8.4) [-2.4]	282 (91.6) [2.4]	308 (100.0)	
計	226 (12.6)	1,571 (87.4)	1,797 (100.0)	

注 1 世帯人数又は自動車損壊被害の有無が不詳の者を除く。

2 ( )内は、構成比であり，[ ]内は、調整済み残差である。

**2-1-1-3-3表 住居形態別自動車損壊被害の有無**

区 分	あり	なし	計	検定結果
アパート等	58 (14.5) [1.2]	343 (85.5) [-1.2]	401 (100.0)	$\chi^2(2)=5.109$ P=0.078
一戸建て	166 (12.0) [-1.7]	1,223 (88.0) [1.7]	1,389 (100.0)	
その他	6 (25.0) [1.8]	18 (75.0) [-1.8]	24 (100.0)	
計	230 (12.7)	1,584 (87.3)	1,814 (100.0)	

注 1 住居形態又は自動車損壊被害の有無が不詳の者を除く。

2 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。

3 ( )内は、構成比であり，[ ]内は、調整済み残差である。

被害場所について答えた172人を見ると、「自宅」が64人と、全体の3分の1以上を占め、「自宅のある市町村内」が42人、「自宅付近」が28人、「その他国内」が24人、「職場」が14人であった。これを、都市規模別、世帯人数別及び住居形態別で見たところ、2-1-1-3-4表、2-1-1-3-5表及び2-1-1-3-6表のとおりであった。さらに、住居形態が「アパート等」又は「一戸建て」の場合について、被害場所を「自宅」又は「自宅以外」の2つの区分で見ると、「アパート等」において、被害場所が「自宅」である人の比率(51.2%)が有意に高く、「一戸建て」において、被害場所が「自宅以外」である人の比率(68.5%)が有意に高かった。

**2-1-1-3-4表 都市規模別自動車損壊の被害場所**

区 分	自宅	自宅付近	市町村内	職場	その他 国内	計	検定結果
政令指定都市	12 (36.4) [-0.1]	11 (33.3) [3.0]	6 (18.2) [-0.9]	3 (9.1) [0.2]	1 (3.0) [-2.0]	33 (100.0)	$\chi^2(8)=12.706$ P=0.122
政令指定都市を除く 人口10万人以上の市	32 (38.6) [0.4]	9 (10.8) [-1.9]	21 (25.3) [0.3]	8 (9.6) [0.7]	13 (15.7) [0.6]	83 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	20 (35.7) [-0.3]	8 (14.3) [-0.5]	15 (26.8) [0.5]	3 (5.4) [-0.9]	10 (17.9) [1.0]	56 (100.0)	
計	64 (37.2)	28 (16.3)	42 (24.4)	14 (8.1)	24 (14.0)	172 (100.0)	

注 1 自動車損壊の被害場所が不詳の者を除く。

2 ( ) 内は、構成比であり、[ ] 内は、調整済み残差である。

**2-1-1-3-5表 世帯人数別自動車損壊の被害場所**

区 分	自宅	自宅付近	市町村内	職場	その他 国内	計	検定結果
1 人	3 (25.0) [-0.9]	2 (16.7) [0.0]	3 (25.0) [0.1]	3 (25.0) [2.2]	1 (8.3) [-0.6]	12 (100.0)	<sup>(m)</sup> P=0.506
2 人	16 (32.0) [-0.9]	8 (16.0) [-0.2]	17 (34.0) [2.1]	3 (6.0) [-0.7]	6 (12.0) [-0.6]	50 (100.0)	
3 人	17 (38.6) [0.2]	9 (20.5) [0.8]	5 (11.4) [-2.2]	3 (6.8) [-0.4]	10 (22.7) [1.8]	44 (100.0)	
4 人	19 (43.2) [1.0]	7 (15.9) [-0.2]	10 (22.7) [-0.1]	4 (9.1) [0.2]	4 (9.1) [-1.2]	44 (100.0)	
5人以上	7 (41.2) [0.4]	2 (11.8) [-0.6]	4 (23.5) [0.0]	1 (5.9) [-0.4]	3 (17.6) [0.4]	17 (100.0)	
計	62 (37.1)	28 (16.8)	39 (23.4)	14 (8.4)	24 (14.4)	167 (100.0)	

注 1 世帯人数又は自動車損壊の被害場所が不詳の者を除く。

2 ( ) 内は、構成比であり、[ ] 内は、調整済み残差である。

**2-1-1-3-6表 住居形態別自動車損壊の被害場所**

区 分	自宅	自宅付近	市町村内	職場	その他 国内	計	検定結果
アパート等	22 (51.2) [2.2]	7 (16.3) [0.0]	7 (16.3) [-1.4]	2 (4.7) [-1.0]	5 (11.6) [-0.5]	43 (100.0)	<sup>(m)</sup> P=0.254
一戸建て	39 (31.5) [-2.6]	21 (16.9) [0.3]	34 (27.4) [1.7]	12 (9.7) [1.2]	18 (14.5) [0.3]	124 (100.0)	
その他	3 (75.0) [1.6]	- [-0.9]	- [-1.1]	- [-0.6]	1 (25.0) [0.6]	4 (100.0)	
計	64 (37.4)	28 (16.4)	41 (24.0)	14 (8.2)	24 (14.0)	171 (100.0)	

注 1 住居形態又は自動車損壊の被害場所が不詳の者を除く。

2 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。

3 ( ) 内は、構成比であり、[ ] 内は、調整済み残差である。

## (2) 被害の申告状況

自動車損壊の被害に遭ったと答えた231人に対し、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ、「はい」が54人、「いいえ」が128人、無回答等が49人であった。

被害を届け出た人（54人）に対し、その理由について、複数の選択肢を示して、当てはまるものを全て選んでもらったところ、答えた人（53人）では、「再発を防ぐため」を選んだ人が38人と7割以上を占め、「犯人を処罰してほしいから（犯人を捕まえて欲しいから）」（26人）、「犯罪は捜査機関に届け出るべき」（24人）が続いた。

被害を届け出なかった人（128人）に対し、その理由について、複数の選択肢を示して、当てはまるものを全て選んでもらったところ、答えた人（124人）では、「それほど重大ではない」を選んだ人が72人と最も多かった。

なお、過去3回の調査結果において、被害に遭った人に占める被害を届け出た人の比率は、今回（23.4%）とほぼ同程度（20.9%～22.4%）であり、第2回調査及び第3回調査における不申告の理由を見ると、今回と同様、「それほど重大ではない」を選んだ人が回答者の約6割であった（第1回調査においては、申告・不申告の理由は調査していない。）。

## 4 バイク盗

### (1) 原動機付自転車・自動二輪車の所有者の特徴

原動機付自転車又は自動二輪車（以下「バイク」という。）の盗難の被害に遭った人（世帯）の特徴を検討する前提として、まず、バイクを所有している人（世帯）の特徴（属性等）を見る。

調査対象者（2,156人）のうち、過去5年間に、バイクを持っていた人（家族が所有していた場合も含む。以下同じ。）は、617人（28.6%）であり、所有の有無を答えた人（2,127人）に占める比率は29.0%であった。

これを都市規模別に見ると、2-1-1-4-1表のとおり、「政令指定都市」に住む人がバイクを持つ比率は24.1%であり、有意に低かった。世帯人数別に見ると、2-1-1-4-2表のとおり、世帯人数が多いほど、バイクを持つ人の比率は高くなる傾向が見られた。住居形態別では、特に有意な関連性は見られなかった（2-1-1-4-3表）。

**2-1-1-4-1表 都市規模別バイクの所有状況**

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市	129 (24.1) [-2.9]	406 (75.9) [2.9]	535 (100.0)	$\chi^2(2)=8.322$ P=0.016*
政令指定都市を除く 人口10万人以上の市	281 (30.6) [1.4]	637 (69.4) [-1.4]	918 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	207 (30.7) [1.2]	467 (69.3) [-1.2]	674 (100.0)	
計	617 (29.0)	1,510 (71.0)	2,127 (100.0)	

注 1 バイクの所有状況が不詳の者を除く。

2 ( )内は、構成比であり，[ ]内は、調整済み残差である。

**2-1-1-4-2表 世帯人数別バイクの所有状況**

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	40 (20.1) [-2.9]	159 (79.9) [2.9]	199 (100.0)	$\chi^2(4)=22.818$ P=0.000**
2 人	146 (25.3) [-2.3]	430 (74.7) [2.3]	576 (100.0)	
3 人	156 (30.8) [1.0]	350 (69.2) [-1.0]	506 (100.0)	
4 人	144 (29.9) [0.5]	337 (70.1) [-0.5]	481 (100.0)	
5人以上	124 (37.0) [3.5]	211 (63.0) [-3.5]	335 (100.0)	
計	610 (29.1)	1,487 (70.9)	2,097 (100.0)	

注 1 世帯人数又はバイクの所有状況が不詳の者を除く。

2 ( )内は、構成比であり，[ ]内は、調整済み残差である。

**2-1-1-4-3表 住居形態別バイクの所有状況**

区 分	あり	なし	計	検定結果
アパート等	137 (25.7) [-1.9]	396 (74.3) [1.9]	533 (100.0)	$\chi^2(2)=4.016$ P=0.134
一戸建て	470 (30.2) [2.0]	1,086 (69.8) [-2.0]	1,556 (100.0)	
そ の 他	9 (26.5) [-0.3]	25 (73.5) [0.3]	34 (100.0)	
計	616 (29.0)	1,507 (71.0)	2,123 (100.0)	

注 1 住居形態又はバイクの所有状況が不詳の者を除く。

2 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。

3 ( )内は、構成比であり，[ ]内は、調整済み残差である。

## (2) 被害の状況

今回の調査では、バイク盗について、バイクを持っている人を対象に、「過去5年間に、あなたやご家族で、原動機付自転車や自動二輪車を盗まれたことがありましたか。」と質問した。バイクの所有者(617人)のうち、過去5年間に被害に遭ったことがあると答えた人は47人(7.6%)であった。

被害の有無を都市規模別、世帯人数別及び住居形態別に見たところ、2-1-1-4-4表、2-1-1-4-5表及び2-1-1-4-6表のとおりであり、都市規模別及び世帯人数別においては、特に有意な関連性は見られなかったが、住居形態別においては、「アパート等」の場合に被害に遭う比率(11.8%)は有意に高く、「一戸建て」の場合の同比率(6.2%)は有意に低かった。なお、住居形態と被害との関係は、第2回調査及び第3回調査においても同様の傾向が見られた(第1回調査においては、分析していない)。

**2-1-1-4-4表 都市規模別バイク盗被害の有無**

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市	15 (11.7) [1.9]	113 (88.3) [-1.9]	128 (100.0)	$\chi^2(2)=3.705$ P=0.157
政令指定都市を除く 人口10万人以上の市	19 (6.8) [-0.7]	259 (93.2) [0.7]	278 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	13 (6.4) [-0.9]	191 (93.6) [0.9]	204 (100.0)	
計	47 (7.7)	563 (92.3)	610 (100.0)	

注 1 バイク盗被害の有無が不詳の者を除く。

2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

**2-1-1-4-5表 世帯人数別バイク盗被害の有無**

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	6 (15.0) [1.9]	34 (85.0) [-1.9]	40 (100.0)	$\chi^2(4)=4.520$ P=0.340
2 人	11 (7.6) [0.1]	133 (92.4) [-0.1]	144 (100.0)	
3 人	8 (5.2) [-1.2]	145 (94.8) [1.2]	153 (100.0)	
4 人	10 (7.0) [-0.2]	133 (93.0) [0.2]	143 (100.0)	
5人以上	10 (8.1) [0.3]	114 (91.9) [-0.3]	124 (100.0)	
計	45 (7.5)	559 (92.5)	604 (100.0)	

注 1 世帯人数又はバイク盗被害の有無が不詳の者を除く。  
2 ( )内は、構成比であり，[ ]内は、調整済み残差である。

**2-1-1-4-6表 住居形態別バイク盗被害の有無**

区 分	あり	なし	計	検定結果
アパート等	16 (11.8) [2.0]	120 (88.2) [-2.0]	136 (100.0)	(m) P=0.029*
一戸建て	29 (6.2) [-2.5]	436 (93.8) [2.5]	465 (100.0)	
その他	2 (25.0) [1.8]	6 (75.0) [-1.8]	8 (100.0)	
計	47 (7.7)	562 (92.3)	609 (100.0)	

注 1 住居形態又はバイク盗被害の有無が不詳の者を除く。  
2 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。  
3 ( )内は、構成比であり，[ ]内は、調整済み残差である。

被害場所について答えた人(36人)を見ると、「自宅」が17人、「自宅のある市町村内」が8人、「職場」及び「その他国内」がそれぞれ4人、「自宅付近」が3人であった。これを、都市規模別、世帯人数別及び住居形態別に見ると、それぞれ、2-1-1-4-7表、2-1-1-4-8表及び2-1-1-4-9表のとおりであり、いずれも特に有意な関連性は見られなかった。

**2-1-1-4-7表 都市規模別バイク盗の被害場所**

区 分	自宅	自宅付近	市町村内	職場	その他 国内	計	検定結果
政令指定都市	4 (30.8) [-1.5]	3 (23.1) [2.4]	2 (15.4) [-0.7]	2 (15.4) [0.6]	2 (15.4) [0.6]	13 (100.0)	(m) P=0.301
政令指定都市を除く 人口10万人以上の市	6 (46.2) [-0.1]	- [-1.4]	4 (30.8) [0.9]	1 (7.7) [-0.5]	2 (15.4) [0.6]	13 (100.0)	
政令指定都市を除く 人口10万人未満の市町村	7 (70.0) [1.7]	- [-1.1]	2 (20.0) [-0.2]	1 (10.0) [-0.1]	- [-1.3]	10 (100.0)	
計	17 (47.2)	3 (8.3)	8 (22.2)	4 (11.1)	4 (11.1)	36 (100.0)	

注 1 バイク盗の被害場所が不詳の者を除く。

2 ( ) 内は、構成比であり、[ ] 内は、調整済み残差である。

**2-1-1-4-8表 世帯人数別バイク盗の被害場所**

区 分	自宅	自宅付近	市町村内	職場	その他 国内	計	検定結果
1 人	1 (33.3) [-0.5]	1 (33.3) [1.6]	- [-0.9]	- [-0.7]	1 (33.3) [1.2]	3 (100.0)	(m) P=0.148
2 人	8 (80.0) [2.5]	- [-1.2]	- [-1.9]	- [-1.4]	2 (20.0) [1.0]	10 (100.0)	
3 人	2 (33.3) [-0.7]	1 (16.7) [0.7]	3 (50.0) [2.0]	- [-1.0]	- [-1.0]	6 (100.0)	
4 人	2 (28.6) [-1.1]	1 (14.3) [0.6]	2 (28.6) [0.6]	2 (28.6) [1.5]	- [-1.1]	7 (100.0)	
5人以上	3 (37.5) [-0.6]	- [-1.0]	2 (25.0) [0.4]	2 (25.0) [1.3]	1 (12.5) [0.1]	8 (100.0)	
計	16 (47.1)	3 (8.8)	7 (20.6)	4 (11.8)	4 (11.8)	34 (100.0)	

注 1 世帯人数又はバイク盗の被害場所が不詳の者を除く。

2 ( ) 内は、構成比であり、[ ] 内は、調整済み残差である。

**2-1-1-4-9表 住居形態別バイク盗の被害場所**

区 分	自宅	自宅付近	市町村内	職場	その他 国内	計	検定結果
アパート等	7 (53.8) [0.6]	2 (15.4) [1.2]	2 (15.4) [-0.7]	- [-1.6]	2 (15.4) [0.6]	13 (100.0)	(m) P=0.544
一戸建て	8 (38.1) [-1.3]	1 (4.8) [-0.9]	6 (28.6) [1.1]	4 (19.0) [1.8]	2 (9.5) [-0.4]	21 (100.0)	
その他	2 (100.0) [1.5]	- [-0.4]	- [-0.8]	- [-0.5]	- [-0.5]	2 (100.0)	
計	17 (47.2)	3 (8.3)	8 (22.2)	4 (11.1)	4 (11.1)	36 (100.0)	

注 1 バイク盗の被害場所が不詳の者を除く。

2 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。

3 ( ) 内は、構成比であり、[ ] 内は、調整済み残差である。

### (3) 被害の申告状況

バイク盗の被害に遭ったと答えた人(47人)に対して、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ、「はい」が29人、「いいえ」は8人であり、10人は無回答等であった。

被害を届け出た人(29人)に対し、被害を届け出た理由について、複数の選択肢を示して、当てはまるものを全て選んでもらったところ、答えた人(29人)のうち、「盗まれたものを取り戻すため」を選択した人が26人と約9割を占め、「再発を防ぐため」及び「犯罪は捜査機関に届け出るべき」(共に18人)、「犯人を処罰してほしいから(犯人を捕まえて欲しいから)」(15人)が続いた。

被害を届け出なかった人(8人)に対し、その理由について、複数の選択肢を示して、当てはまるものを全て選んでもらったところ、8人全員から答えを得たが、「それほど重大ではない」が2人のほかは、いずれの選択肢も0人ないし1人であった。

## 5 自転車盗

### (1) 自転車所有者の特徴

自転車盗の被害に遭った人(世帯)の特徴を検討する前提として、まず、自転車を所有している人(世帯)の特徴(属性等)を見る。

調査対象者(2,156人)のうち、過去5年間に、自転車を持っていた人(家族が所有していた場合も含む。以下同じ。)は、1,775人(82.3%)であった。

これを都市規模別及び住居形態別に見たところ、2-1-1-5-1表及び2-1-1-5-3表のとおり、特に有意な関連性は見られなかったが、世帯人数別に見ると、2-1-1-5-2表のとおり、世帯人数が多いほど、自転車を所有する人が占める比率は高くなる傾向が見られた。

**2-1-1-5-1表 都市規模別自転車の所有状況**

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市	452 (83.4) [0.5]	90 (16.6) [-0.5]	542 (100.0)	$\chi^2(2)=1.215$ P=0.545
政令指定都市を除く 人口10万人以上の市	772 (83.3) [0.6]	155 (16.7) [-0.6]	927 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	551 (81.4) [-1.1]	126 (18.6) [1.1]	677 (100.0)	
計	1,775 (82.7)	371 (17.3)	2,146 (100.0)	

注 1 自転車の所有状況が不詳の者を除く。

2 ( )内は、構成比であり，[ ]内は、調整済み残差である。

**2-1-1-5-2表 世帯人数別自転車の所有状況**

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	122 (60.7) [-8.8]	79 (39.3) [8.8]	201 (100.0)	$\chi^2(4)=136.083$ P=0.000**
2 人	441 (75.9) [-5.2]	140 (24.1) [5.2]	581 (100.0)	
3 人	436 (85.8) [2.0]	72 (14.2) [-2.0]	508 (100.0)	
4 人	449 (92.6) [6.5]	36 (7.4) [-6.5]	485 (100.0)	
5人以上	305 (89.7) [3.6]	35 (10.3) [-3.6]	340 (100.0)	
計	1,753 (82.9)	362 (17.1)	2,115 (100.0)	

注 1 世帯人数又は自転車の所有状況が不詳の者を除く。

2 ( )内は、構成比であり，[ ]内は、調整済み残差である。

**2-1-1-5-3表 住居形態別自転車の所有状況**

区 分	あり	なし	計	検定結果
アパート等	442 (82.2) [-0.4]	96 (17.8) [0.4]	538 (100.0)	$\chi^2(2)=3.457$ P=0.178
一戸建て	1,304 (83.2) [0.9]	264 (16.8) [-0.9]	1,568 (100.0)	
その他	25 (71.4) [-1.8]	10 (28.6) [1.8]	35 (100.0)	
計	1,771 (82.7)	370 (17.3)	2,141 (100.0)	

- 注 1 住居形態又は自転車の所有状況が不詳の者を除く。  
 2 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。  
 3 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

(2) 被害の状況

今回の調査では、自転車盗について、自転車を持っている人を対象に、「過去5年間に、あなたやご家族で、自転車を盗まれたことがありましたか。」と質問した。自転車の所有者(1,775人)のうち、過去5年間に被害に遭ったことがあると答えた人は351人(19.8%)であった。

被害の有無を都市規模別、世帯人数別(2-1-1-5-5表)及び住居形態別で見たとところ、都市規模別においては、2-1-1-5-4表のとおり、特に有意な関連性は見られなかった。住居形態別においては、2-1-1-5-6表のとおり、「アパート等」の場合の同比率(24.4%)は有意に高く、「一戸建て」の場合の同比率(18.4%)は有意に低かった。

**2-1-1-5-4表 都市規模別自転車盗被害の有無**

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市	90 (20.1) [0.1]	358 (79.9) [-0.1]	448 (100.0)	$\chi^2(2)=0.192$ P=0.909
政令指定都市を除く 人口10万人以上の市	155 (20.2) [0.3]	612 (79.8) [-0.3]	767 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	106 (19.3) [-0.4]	444 (80.7) [0.4]	550 (100.0)	
計	351 (19.9)	1,414 (80.1)	1,765 (100.0)	

- 注 1 自転車盗被害の有無が不詳の者を除く。  
 2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

**2-1-1-5-5表 世帯人数別自転車盗被害の有無**

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	20 (16.5) [-0.9]	101 (83.5) [0.9]	121 (100.0)	$\chi^2(4)=20.269$ P=0.000**
2 人	68 (15.5) [-2.5]	370 (84.5) [2.5]	438 (100.0)	
3 人	77 (17.7) [-1.1]	357 (82.3) [1.1]	434 (100.0)	
4 人	92 (20.5) [0.6]	356 (79.5) [-0.6]	448 (100.0)	
5人以上	85 (28.1) [4.1]	218 (71.9) [-4.1]	303 (100.0)	
計	342 (19.6)	1,402 (80.4)	1,744 (100.0)	

注 1 世帯人数又は自転車盗被害の有無が不詳の者を除く。

2 ( )内は、構成比であり，[ ]内は、調整済み残差である。

**2-1-1-5-6表 住居形態別自転車盗被害の有無**

区 分	あり	なし	計	検定結果
アパート等	107 (24.4) [2.8]	332 (75.6) [-2.8]	439 (100.0)	$\chi^2(2)=7.722$ P=0.021*
一戸建て	238 (18.4) [-2.6]	1,059 (81.6) [2.6]	1,297 (100.0)	
そ の 他	4 (16.0) [-0.5]	21 (84.0) [0.5]	25 (100.0)	
計	349 (19.8)	1,412 (80.2)	1,761 (100.0)	

注 1 住居形態又は自転車盗被害の有無が不詳の者を除く。

2 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。

3 ( )内は、構成比であり，[ ]内は、調整済み残差である。

被害場所について答えた298人を見ると、「自宅」が127人と最も多く、「自宅のある市町村内」が103人、「その他国内」が24人、「自宅付近」が23人、「職場」が21人であった。これを、都市規模別、世帯人数別及び住居形態別に見ると、それぞれ、2-1-1-5-7表、2-1-1-5-8表及び2-1-1-5-9表のとおりである。都市規模別において、「人口10万人未満の市町村」では、「自宅付近」が占める比率(2.2%)は有意に低く、「その他国内」が占める比率(18.0%)は有意に高かった。また、「人口10万人以上の市」では、「その他国内」が占める比率(3.8%)は有意に低かった。さらに、住居形態が「アパート等」又は「一戸建て」の場合について、被害場所を「自宅」又は「自宅以外」の2つの区

分で見ると、「アパート等」において、被害場所が「自宅」である人の比率（56.4%）は有意に高く、「一戸建て」において、被害場所が「自宅以外」である人の比率（64.0%）は有意に高かった。

**2-1-1-5-7表 都市規模別自転車盗の被害場所**

区 分	自宅	自宅付近	市町村内	職場	その他 国内	計	検定結果
政令指定都市	34 (43.0) [0.1]	8 (10.1) [0.9]	30 (38.0) [0.7]	4 (5.1) [-0.8]	3 (3.8) [-1.6]	79 (100.0)	$\chi^2(8)=22.839$ P=0.004**
政令指定都市を除く 人口10万人以上の市	54 (41.5) [-0.3]	13 (10.0) [1.3]	46 (35.4) [0.3]	12 (9.2) [1.3]	5 (3.8) [-2.3]	130 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	39 (43.8) [0.3]	2 (2.2) [-2.3]	27 (30.3) [-1.0]	5 (5.6) [-0.6]	16 (18.0) [4.1]	89 (100.0)	
計	127 (42.6)	23 (7.7)	103 (34.6)	21 (7.0)	24 (8.1)	298 (100.0)	

注 1 自転車盗の被害場所が不詳の者を除く。  
2 ( )内は、構成比であり， [ ]内は、調整済み残差である。

**2-1-1-5-8表 世帯人数別自転車盗の被害場所**

区 分	自宅	自宅付近	市町村内	職場	その他 国内	計	検定結果
1 人	8 (57.1) [1.1]	1 (7.1) [-0.1]	3 (21.4) [-1.1]	1 (7.1) [0.0]	1 (7.1) [-0.1]	14 (100.0)	<sup>(m)</sup> P=0.249
2 人	31 (52.5) [1.7]	3 (5.1) [-0.8]	18 (30.5) [-0.8]	3 (5.1) [-0.7]	4 (6.8) [-0.3]	59 (100.0)	
3 人	30 (43.5) [0.1]	10 (14.5) [2.5]	19 (27.5) [-1.5]	5 (7.2) [0.0]	5 (7.2) [-0.1]	69 (100.0)	
4 人	31 (40.8) [-0.4]	7 (9.2) [0.6]	29 (38.2) [0.7]	5 (6.6) [-0.3]	4 (5.3) [-0.9]	76 (100.0)	
5人以上	24 (33.3) [-1.9]	1 (1.4) [-2.3]	32 (44.4) [2.0]	7 (9.7) [0.9]	8 (11.1) [1.3]	72 (100.0)	
計	124 (42.8)	22 (7.6)	101 (34.8)	21 (7.2)	22 (7.6)	290 (100.0)	

注 1 世帯人数又は自転車盗の被害場所が不詳の者を除く。  
2 ( )内は、構成比であり， [ ]内は、調整済み残差である。

**2-1-1-5-9表 住居形態別自転車盗の被害場所**

区 分	自宅	自宅付近	市町村内	職場	その他 国内	計	検定結果
アパート等	53 (56.4) [3.3]	7 (7.4) [-0.1]	24 (25.5) [-2.2]	6 (6.4) [-0.3]	4 (4.3) [-1.7]	94 (100.0)	(m) P=0.115
一戸建て	72 (36.0) [-3.3]	16 (8.0) [0.2]	77 (38.5) [2.1]	15 (7.5) [0.4]	20 (10.0) [1.7]	200 (100.0)	
その他	1 (50.0) [0.2]	- [-0.4]	1 (50.0) [0.5]	- [-0.4]	- [-0.4]	2 (100.0)	
計	126 (42.6)	23 (7.8)	102 (34.5)	21 (7.1)	24 (8.1)	296 (100.0)	

- 注 1 住居形態又は自転車盗の被害場所が不詳の者を除く。  
 2 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。  
 3 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

### (3) 被害の申告状況

自転車の被害に遭ったと答えた人(351人)に対して、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ、「はい」が150人、「いいえ」は142人であり、59人は無回答等であった。

被害を届け出た人(150人)に対し、被害を届け出た理由について、複数の選択肢を示して、当てはまるものを全て選んでもらったところ、答えた人(149人)のうち、「盗まれたものを取り戻すため」を選んだ人が134人と約9割を占め、「犯罪は捜査機関に届け出るべき」(53人)、「再発を防ぐため」(50人)が続いた。

被害を届け出なかった人(142人)に対し、その理由について、複数の選択肢を示して、当てはまるものを全て選んでもらったところ、答えた人(130人)のうち、「それほど重大ではない」を選んだ人が43人と約3分の1を占めた。

さらに、過去3回の調査結果において、被害に遭った人に占める被害を届け出た人の比率は、今回(42.7%)とほぼ同程度(36.1%~48.1%)であり、第2回調査及び第3回調査における申告・不申告の理由を見ると、今回と同様、申告理由においては、「盗まれたものを取り戻すため」を選んだ人が最も多く、不申告理由においては、「それほど重大ではない」を選んだ人が最も多かった(第1回調査においては、申告・不申告の理由は調査していない)。

## 6 まとめ

乗り物関係の被害の有無や、警察への申告の有無、その理由等を概観すると、以下のような特徴が挙げられる。なお、自動車の所有状況は都市規模、世帯人数及び住居形態と、バイクの所有状況は都

市規模及び世帯人数と、自転車の所有状況は世帯人数と、それぞれ関係がある。

- ① 乗り物関係の被害の有無については、都市規模による違いは見られなかった。
- ② 乗り物関係の被害の有無について、住居形態別に見ると、バイク盗及び自転車盗において、「アパート等」の場合、被害に遭った人の比率は高く、「一戸建て」の場合の同比率は低かった。
- ③ 被害場所と住居形態（「アパート等」又は「一戸建て」に限る。）との関係を見ると、自動車損壊及び自転車盗において、住居が「アパート等」において、被害場所が自宅である人の比率が、「一戸建て」において、被害場所が自宅以外である人の比率が、それぞれ高かった。
- ④ 被害の申告の状況について、被害に遭った人に占める警察に被害を届け出た人の比率を高いものから見ると、バイク盗（61.7%）、自動車盗（56.3%）、車上盗（50.5%）、自転車盗（42.7%）、自動車損壊（23.4%）であった（なお、いずれの被害においても、申告状況について無回答等の者がいた。）。
- ⑤ 警察に被害を届け出た理由を見ると、「盗まれたものを取り戻すため」、「再発を防ぐため」、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」が上位を占め、さらに、自転車盗を除き、「犯人を処罰してほしいから（犯人を捕まえて欲しいから）」も上位であった。
- ⑥ 警察に被害を届け出なかった理由を見ると、「それほど重大ではない」が、いずれの被害においても最も比率が高かった。特に、被害を届け出た人が占める比率が最も低い自動車損壊においては、被害を届け出なかった理由を回答した約6割が「それほど重大ではない」を選択していた。

## 第2節 不法侵入（未遂）被害

本節では、世帯関係の被害のうち、過去5年間の不法侵入の被害と不法侵入未遂の被害について分析する。不法侵入については、「過去5年間に、誰かがあなたの自宅に許可なく入り込み、お金や物を盗んだこと、又は盗もうとしたことがありましたか。なお、ここでいう「自宅」には、地下室を含みますが、車庫、納屋、物置、倉庫、別荘は含めないでください。」と質問し、不法侵入未遂については、「不法侵入とは別に、過去5年間に、誰かがあなたの自宅に侵入しようとした形跡に気づいたことがありましたか。例えば、鍵やドア、窓が壊されていたり、鍵のまわりにひっかき傷等があったことがありましたか。」と質問した。

## 1 不法侵入

### (1) 被害の状況

過去5年間に不法侵入の被害に遭ったことがあると答えた人は、73人で、調査対象者(2,156人)の3.4%であった。実際に金や物を盗まれたか尋ねたところ、「はい」が42人、「いいえ」が11人、無回答等が20人であり、不法侵入の被害に遭ったと答えた人のうち、少なくとも57.5%が、金品盗の被害に遭っていた。

被害の有無を、都市規模別、世帯人数別及び住居形態別に見たところ、2-1-2-1-1表、2-1-2-1-2表及び2-1-2-1-3表のとおりであり、いずれも特に有意な関連性は見られなかった。

**2-1-2-1-1表 都市規模別不法侵入被害の有無**

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市	15 (2.8) [-0.9]	520 (97.2) [0.9]	535 (100.0)	$\chi^2(2)=1.796$ P=0.407
政令指定都市を除く 人口10万人以上の市	37 (4.0) [1.3]	879 (96.0) [-1.3]	916 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	21 (3.2) [-0.5]	644 (96.8) [0.5]	665 (100.0)	
計	73 (3.4)	2,043 (96.6)	2,116 (100.0)	

注 1 不法侵入被害の有無が不詳の者を除く。

2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

**2-1-2-1-2表 世帯人数別不法侵入被害の有無**

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	8 (4.1) [0.5]	189 (95.9) [-0.5]	197 (100.0)	$\chi^2(4)=5.614$ P=0.230
2 人	19 (3.3) [-0.2]	558 (96.7) [0.2]	577 (100.0)	
3 人	15 (3.0) [-0.6]	486 (97.0) [0.6]	501 (100.0)	
4 人	12 (2.5) [-1.3]	466 (97.5) [1.3]	478 (100.0)	
5人以上	18 (5.4) [2.1]	316 (94.6) [-2.1]	334 (100.0)	
計	72 (3.4)	2,015 (96.6)	2,087 (100.0)	

注 1 世帯人数又は不法侵入被害の有無が不詳の者を除く。

2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

**2-1-2-1-3表 住居形態別不法侵入被害の有無**

区 分	あり	なし	計	検定結果
アパート等	12 (2.2) [-1.8]	522 (97.8) [1.8]	534 (100.0)	$\chi^2(2)=3.555$ P=0.169
一戸建て	59 (3.8) [1.5]	1,485 (96.2) [-1.5]	1,544 (100.0)	
その他	2 (5.9) [0.8]	32 (94.1) [-0.8]	34 (100.0)	
計	73 (3.5)	2,039 (96.5)	2,112 (100.0)	

注 1 住居形態又は不法侵入被害の有無が不詳の者を除く。  
 2 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。  
 3 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

また、被害の有無を、防犯設備（第1編第2章第2節3項（2）参照）の有無別に見たところ、2-1-2-1-4表のとおりであり、特に有意な関連性は見られなかった（なお、第3回調査においては、「防犯設備あり」と回答した人の方が、被害に遭っている割合が若干高かった。）。

**2-1-2-1-4表 防犯設備の有無別不法侵入被害の有無**

区 分	あり	なし	計	検定結果
防犯設備あり	49 (3.8) [0.9]	1,243 (96.2) [-0.9]	1,292 (100.0)	$\chi^2(1)=0.844$ P=0.358
防犯設備なし	19 (3.0) [-0.9]	620 (97.0) [0.9]	639 (100.0)	
計	68 (3.5)	1,863 (96.5)	1,931 (100.0)	

注 1 防犯設備の有無又は不法侵入被害の有無が不詳の者を除く。  
 2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

(2) 被害の申告状況

不法侵入の被害に遭ったと答えた人（73人）に対して、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ、「はい」が35人、「いいえ」は22人であり、無回答等が16人であった。

捜査機関への届出の有無を、金品被害の有無との関係で見ると、2-1-2-1-5表のとおりであった。

**2-1-2-1-5表 金品被害の有無別不法侵入被害申告の有無**

区 分	あり	なし	無回答等	計	検定結果
金品被害あり	27 (64.3) [1.1]	15 (35.7) [-0.6]	- [-2.0]	42 (100.0)	(m) P=0.126
金品被害なし	5 (45.5) [-1.1]	5 (45.5) [0.6]	1 (9.1) [2.0]	11 (100.0)	
計	32 (60.4)	20 (37.7)	1 (1.9)	53 (100.0)	

注 1 金品被害の有無が不詳の者を除く。

2 ( ) 内は、構成比であり， [ ] 内は、調整済み残差である。

被害を届け出た人(35人)に対し、被害を届け出た理由について、複数の選択肢を示して、当てはまるものを全て選んでもらったところ、答えた人(35人)のうち、「犯罪は捜査機関に届け出るべき」と「再発を防ぐため」を選んだ人が、いずれも28人と8割を占め、次いで、「犯人を処罰してほしいから(犯人を捕まえて欲しいから)」(24人)であった。

被害を届け出なかった人(22人)に対し、その理由について、複数の選択肢を示して、当てはまるものを全て選んでもらい、答えた人(22人)の主な回答を見ると、「捜査機関は何もできない」が7人であった。なお、金品被害の無かった人(5人)に限ってみると、3人が「それほど重大ではない」を選択しており、他の選択肢は、いずれも0人又は1人の回答にとどまっていた。

なお、都市規模別、世帯人数別及び住居形態別に、被害申告の状況を見ると、2-1-2-1-6表、2-1-2-1-7表及び2-1-2-1-8表のとおりであり、いずれも特に有意な関連性は見られなかった。

**2-1-2-1-6表 都市規模別不法侵入被害申告の有無**

区 分	あり	なし	無回答等	計	検定結果
政令指定都市	7 (46.7) [-0.1]	5 (33.3) [0.3]	3 (20.0) [-0.2]	15 (100.0)	(m) P=0.965
政令指定都市を除く 人口10万人以上の市	19 (51.4) [0.6]	10 (27.0) [-0.6]	8 (21.6) [-0.1]	37 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	9 (42.9) [-0.6]	7 (33.3) [0.4]	5 (23.8) [0.2]	21 (100.0)	
計	35 (47.9)	22 (30.1)	16 (21.9)	73 (100.0)	

注 ( ) 内は、構成比であり， [ ] 内は、調整済み残差である。

**2-1-2-1-7表 世帯人数別住居侵入被害申告の有無**

区 分	あり	なし	無回答等	計	検定結果
1 人	2 (25.0) [-1.4]	4 (50.0) [1.4]	2 (25.0) [0.2]	8 (100.0)	(m) P=0.800
2 人	9 (47.4) [-0.1]	4 (21.1) [-0.9]	6 (31.6) [1.1]	19 (100.0)	
3 人	8 (53.3) [0.4]	4 (26.7) [-0.2]	3 (20.0) [-0.2]	15 (100.0)	
4 人	7 (58.3) [0.7]	4 (33.3) [0.3]	1 (8.3) [-1.3]	12 (100.0)	
5人以上	9 (50.0) [0.1]	5 (27.8) [-0.1]	4 (22.2) [0.0]	18 (100.0)	
計	35 (48.6)	21 (29.2)	16 (22.2)	72 (100.0)	

注 1 世帯人数が不詳の者を除く。

2 ( ) 内は、構成比であり， [ ] 内は、調整済み残差である。

**2-1-2-1-8表 住居形態別不法侵入被害申告の有無**

区 分	あり	なし	無回答等	計	検定結果
アパート等	4 (33.3) [-1.1]	6 (50.0) [1.6]	2 (16.7) [-0.5]	12 (100.0)	(m) P=0.318
一戸建て	31 (52.5) [1.6]	15 (25.4) [-1.8]	13 (22.0) [0.0]	59 (100.0)	
そ の 他	- [-1.4]	1 (50.0) [0.6]	1 (50.0) [1.0]	2 (100.0)	
計	35 (47.9)	22 (30.1)	16 (21.9)	73 (100.0)	

注 1 「その他」は、病院，老人ホーム等の公共施設を含む。

2 ( ) 内は、構成比であり， [ ] 内は、調整済み残差である。

さらに、過去3回の調査結果において、被害に遭った人に占める被害を届け出た人の比率は、今回(47.9%)より相当高い(61.1%~64.2%)が、申告・不申告の理由の傾向は同様で、具体的には、申告理由は、今回の上位3項目と、過去の調査の上位3項目は同一であり、不申告理由は、過去3回の調査のいずれにおいても、「それほど重大ではない」を選んだ人が最も多かった。

## 2 不法侵入未遂

### (1) 被害の状況

過去5年間に不法侵入未遂の被害に遭ったことがあると答えた人は71人で、調査対象者(2,156人)の3.3%であった。

被害の有無を、都市規模別、世帯人数別及び住居形態別に見たところ、2-1-2-2-1表、2-1-2-2-2表及び2-1-2-2-3表のとおりであった。さらに、世帯人数を、「1人」と「2人以上」の2つに区分して被害の有無との関係を見ると、「1人」において、「被害あり」が占める比率(6.7%)は、有意に高かった。

**2-1-2-2-1表 都市規模別不法侵入未遂被害の有無**

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市	18 (3.4) [0.0]	510 (96.6) [0.0]	528 (100.0)	$\chi^2(2)=0.230$ P=0.891
政令指定都市を除く 人口10万人以上の市	29 (3.2) [-0.4]	879 (96.8) [0.4]	908 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	24 (3.6) [0.4]	636 (96.4) [-0.4]	660 (100.0)	
計	71 (3.4)	2,025 (96.6)	2,096 (100.0)	

注 1 不法侵入未遂被害の有無が不詳の者を除く。

2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

**2-1-2-2-2表 世帯人数別不法侵入未遂被害の有無**

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	13 (6.7) [2.7]	181 (93.3) [-2.7]	194 (100.0)	$\chi^2(4)=7.776$ P=0.100
2 人	18 (3.2) [-0.3]	547 (96.8) [0.3]	565 (100.0)	
3 人	13 (2.6) [-1.0]	479 (97.4) [1.0]	492 (100.0)	
4 人	14 (2.9) [-0.7]	466 (97.1) [0.7]	480 (100.0)	
5人以上	12 (3.6) [0.2]	322 (96.4) [-0.2]	334 (100.0)	
計	70 (3.4)	1,995 (96.6)	2,065 (100.0)	

注 1 世帯人数又は不法侵入未遂被害の有無が不詳の者を除く。

2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

**2-1-2-2-3表 住居形態別不法侵入未遂被害の有無**

区 分	あり	なし	計	検定結果
アパート等	19 (3.6) [0.3]	506 (96.4) [-0.3]	525 (100.0)	$\chi^2(2)=0.115$ P=0.944
一戸建て	51 (3.3) [-0.3]	1,482 (96.7) [0.3]	1,533 (100.0)	
そ の 他	1 (3.0) [-0.1]	32 (97.0) [0.1]	33 (100.0)	
計	71 (3.4)	2,020 (96.6)	2,091 (100.0)	

注 1 住居形態又は不法侵入未遂被害の有無が不詳の者を除く。  
 2 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。  
 3 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

また、被害の有無を、防犯設備の有無別に見たところ、2-1-2-2-4表のとおりであり、特に有意な関連性は見られなかった。

**2-1-2-2-4表 防犯設備の有無別不法侵入未遂被害の有無**

区 分	あり	なし	計	検定結果
防犯設備あり	41 (3.2) [-0.8]	1,237 (96.8) [0.8]	1,278 (100.0)	$\chi^2(1)=0.677$ P=0.411
防犯設備なし	25 (3.9) [0.8]	610 (96.1) [-0.8]	635 (100.0)	
計	66 (3.5)	1,847 (96.5)	1,913 (100.0)	

注 1 防犯設備の有無又は不法侵入未遂被害の有無が不詳の者を除く。  
 2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

(2) 被害の申告状況

不法侵入未遂の被害に遭ったと答えた人(71人)に対して、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ、「はい」が13人、「いいえ」が33人、無回答等が25人であった。

被害を届け出た人(13人)に対し、被害を届け出た理由について、複数の選択肢を示して、当てはまるものを全て選んでもらったところ、答えた人(13人)の大多数である11人が、「再発を防ぐため」を選んだほか、「犯人を処罰してほしいから(犯人を捕まえて欲しいから)」(9人)が続いた。

被害を届け出なかった人(33人)に対し、その理由について、複数の選択肢を示して、当てはまるものを全て選んでもらったところ、答えた人(30人)の半数以上に当たる17人が「それほど重大ではない」を選択した。

なお、都市規模別、世帯人数別及び住居形態別に、被害申告の状況を見ると、2-1-2-2-5表、2-1-2-

2-6表及び2-1-2-2-7表のとおりであり、いずれも特に有意な関連性は見られなかった。

**2-1-2-2-5表 都市規模別不法侵入未遂被害申告の有無**

区 分	あり	なし	無回答等	計	検定結果
政令指定都市	3 (16.7) [-0.2]	9 (50.0) [0.3]	6 (33.3) [-0.2]	18 (100.0)	(m) P=0.970
政令指定都市を除く 人口10万人以上の市	6 (20.7) [0.4]	12 (41.4) [-0.7]	11 (37.9) [0.4]	29 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	4 (16.7) [-0.3]	12 (50.0) [0.4]	8 (33.3) [-0.2]	24 (100.0)	
計	13 (18.3)	33 (46.5)	25 (35.2)	71 (100.0)	

注 ( ) 内は、構成比であり、[ ] 内は、調整済み残差である。

**2-1-2-2-6表 世帯人数別住居侵入未遂被害申告の有無**

区 分	あり	なし	無回答等	計	検定結果
1 人	2 (15.4) [-0.3]	5 (38.5) [-0.7]	6 (46.2) [1.0]	13 (100.0)	(m) P=0.814
2 人	5 (27.8) [1.2]	8 (44.4) [-0.3]	5 (27.8) [-0.7]	18 (100.0)	
3 人	2 (15.4) [-0.3]	5 (38.5) [-0.7]	6 (46.2) [1.0]	13 (100.0)	
4 人	3 (21.4) [0.3]	8 (57.1) [0.8]	3 (21.4) [-1.1]	14 (100.0)	
5人以上	1 (8.3) [-1.0]	7 (58.3) [0.9]	4 (33.3) [-0.1]	12 (100.0)	
計	13 (18.6)	33 (47.1)	24 (34.3)	70 (100.0)	

注 1 世帯人数が不詳の者を除く。

2 ( ) 内は、構成比であり、[ ] 内は、調整済み残差である。

2-1-2-2-7表 住居形態別不法侵入未遂被害申告の有無

区 分	あり	なし	無回答等	計	検定結果
アパート等	4 (21.1) [0.4]	8 (42.1) [-0.4]	7 (36.8) [0.2]	19 (100.0)	(m) P=0.974
一戸建て	9 (17.6) [-0.2]	24 (47.1) [0.2]	18 (35.3) [0.0]	51 (100.0)	
そ の 他	- [-0.5]	1 (100.0) [1.1]	- [-0.7]	1 (100.0)	
計	13 (18.3)	33 (46.5)	25 (35.2)	71 (100.0)	

注 1 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。

2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

### 3 まとめ

不法侵入及び同未遂の被害の有無や、警察への申告の有無、その理由等を概観すると、以下のような特徴があげられる。

- ① 不法侵入及び不法侵入未遂の被害の有無については、いずれも、都市規模、住居形態及び防犯設備の有無による違いは見られなかった。世帯人数に関しては、不法侵入未遂の被害の有無を、「1人」と「2人以上」の2つの区分で見ると、「1人」において、被害に遭った人の占める比率が高かった。
- ② 被害の申告の状況を見ると、被害に遭った人に占める警察に被害を届け出た人の比率は、不法侵入は47.9%、不法侵入未遂は18.3%であった。
- ③ 警察に被害を届け出たか否かは、いずれの被害においても、都市規模別、世帯人数別及び住居形態別による特徴は見られなかった。また、不法侵入において、金品被害の有無と被害申告の有無との関係は見られなかった。
- ④ 警察に被害を届け出た理由を見ると、いずれの被害においても、「再発を防ぐため」、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」及び「犯人を処罰してほしいから（犯人を捕まえて欲しいから）」が上位であった。
- ⑤ 警察に被害を届け出なかった理由を見ると、不法侵入については、「捜査機関は何もできない」が最も多かったが、その比率は、回答者の約3割であった。不法侵入未遂については、「それほど重大ではない」が、回答者の約6割であった。

## 第2章 個人犯罪被害

この章では、調査対象者の過去5年間における個人犯罪に関する被害の有無を取り上げ、さらに、被害に遭った場合には、直近の被害について、被害内容、警察への届出の有無やその理由等を属性等との関係から検討する。

### 第1節 強盗の被害

#### 1 被害の状況

今回の調査では、「過去5年間に、あなたは、誰かから暴行や脅迫を受けて、お金や物を奪われたこと、又は奪われそうになったことがありますか。なお、スリの被害は含めないでください。」と質問した。過去5年間に被害に遭ったことがあると答えた人は、2,156人のうち、20人(0.9%)であった。

被害の有無について、都市規模別、男女別、年齢層別及び就業状況別に見ると、2-2-1-1-1表、2-2-1-1-2表、2-2-1-1-3表及び2-2-1-1-4表のとおりである。都市規模別、男女別及び年齢層別では有意な差は認められなかったが、就業状況別では、「無職・定年」又は「学生」において、被害に遭った人の比率が高かった。

**2-2-1-1-1表 都市規模別強盗被害の有無**

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市	7 (1.3) [1.0]	533 (98.7) [-1.0]	540 (100.0)	$\chi^2(2)=4.424$ p=0.109
政令指定都市を 除く人口10万人 以上の市	11 (1.2) [1.1]	911 (98.8) [-1.1]	922 (100.0)	
人口10万人未満 の市町村	2 (0.3) [-2.1]	676 (99.7) [2.1]	678 (100.0)	
計	20 (0.9)	2,120 (99.1)	2,140 (100.0)	

注 1 強盗被害の有無が不詳の者を除く。

2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

**2-2-1-1-2表 男女別強盗被害の有無**

区 分	あり	なし	計	検定結果
男 性	10 (1.0) [0.2]	1,008 (99.0) [-0.2]	1,018 (100.0)	$\chi^2(1)=0.043$ p=0.836
女 性	10 (0.9) [-0.2]	1,106 (99.1) [0.2]	1,116 (100.0)	
計	20 (0.9)	2,114 (99.1)	2,134 (100.0)	

注 1 性別又は強盗被害の有無が不詳の者を除く。  
2 ( )内は、構成比であり，[ ]内は、調整済み残差である。

**2-2-1-1-3表 年齢層別強盗被害の有無**

区 分	あり	なし	計	検定結果
39歳以下	6 (1.1) [0.6]	528 (98.9) [-0.6]	534 (100.0)	$\chi^2(2)=0.588$ p=0.745
40～59歳	5 (0.7) [-0.7]	699 (99.3) [0.7]	704 (100.0)	
60歳以上	8 (0.9) [0.1]	851 (99.1) [-0.1]	859 (100.0)	
計	19 (0.9)	2,078 (99.1)	2,097 (100.0)	

注 1 年齢又は強盗被害の有無が不詳の者を除く。  
2 ( )内は、構成比であり，[ ]内は、調整済み残差である。

**2-2-1-1-4表 就業状況別強盗被害の有無**

区 分	あり	なし	計	検定結果
働いている	6 (0.6) [-1.8]	1,043 (99.4) [1.8]	1,049 (100.0)	(m) p=0.005**
主婦・主夫	2 (0.4) [-1.3]	466 (99.6) [1.3]	468 (100.0)	
無職・定年	8 (2.2) [2.7]	349 (97.8) [-2.7]	357 (100.0)	
学生	4 (3.2) [2.7]	120 (96.8) [-2.7]	124 (100.0)	
その他	- [-1.0]	92 (100.0) [1.0]	92 (100.0)	
計	20 (1.0)	2,070 (99.0)	2,090 (100.0)	

注 1 就業状況又は強盗被害の有無が不詳の者を除く。  
2 ( )内は、構成比であり，[ ]内は、調整済み残差である。

過去5年間に被害に遭ったことがあると答えた人（20人）に対して被害について質問したところ、被害を受けた場所について答えた14人を見ると、「自宅のある市町村内」が5人、「自宅付近」が4人、「自宅・自宅敷地内」が3人、「職場」、「わからない」が各1人であった。また、加害者との面識について答えた13人を見ると、「加害者を知らなかった」が9人、「少なくとも1人は、顔を知っていた」、「加害者を見なかった又は見えなかった」が各2人であった。

## 2 被害の申告状況

被害に遭ったことがあると答えた人に対して、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ、「はい」が9人、「いいえ」が4人、無回答が7人であった。都市規模別、男女別、年齢層別及び実被害の有無別に、被害申告の状況を見ると、2-2-1-2-1表、2-2-1-2-2表、2-2-1-2-3表及び2-2-1-2-4表のとおりであり、いずれも有意な差は見られなかった。

なお、今回調査を含めたこれまでの4回の調査において、被害に遭った人に占める被害を届け出た人の割合は、第1回調査及び第2回調査では、被害を届け出なかった人の割合の方が高く、第3回調査及び第4回調査では、被害を届け出た人の割合の方が高かった。

**2-2-1-2-1表 都市規模別強盗被害申告の有無**

区 分	あり	なし	無回答等	計	検定結果
政令指定都市	1 (14.3) [-2.0]	3 (42.9) [1.9]	3 (42.9) [0.5]	7 (100.0)	(m) p=0.227
政令指定都市を 除く人口10万人 以上の市	7 (63.6) [1.9]	1 (9.1) [-1.3]	3 (27.3) [-0.8]	11 (100.0)	
人口10万人未満 の市町村	1 (50.0) [0.1]	- [-0.7]	1 (50.0) [0.5]	2 (100.0)	
計	9 (45.0)	4 (20.0)	7 (35.0)	20 (100.0)	

注 ( ) 内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

**2-2-1-2-2表 男女別強盗被害申告の有無**

区 分	あり	なし	無回答等	計	検定結果
男 性	4 (40.0) [-0.4]	2 (20.0) [0.0]	4 (40.0) [0.5]	10 (100.0)	(m) p=1.000
女 性	5 (50.0) [0.4]	2 (20.0) [0.0]	3 (30.0) [-0.5]	10 (100.0)	
計	9 (45.0)	4 (20.0)	7 (35.0)	20 (100.0)	

注 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

**2-2-1-2-3表 年齢層別強盗被害申告の有無**

区 分	あり	なし	無回答等	計	検定結果
39歳以下	3 (50.0) [0.2]	2 (33.3) [1.4]	1 (16.7) [-1.2]	6 (100.0)	(m) p=0.289
40~59歳	3 (60.0) [0.7]	1 (20.0) [0.3]	1 (20.0) [-0.9]	5 (100.0)	
60歳以上	3 (37.5) [-0.7]	- [-1.6]	5 (62.5) [2.0]	8 (100.0)	
計	9 (47.4)	3 (15.8)	7 (36.8)	19 (100.0)	

注 1 年齢が不詳の者を除く。

2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

**2-2-1-2-4表 実被害の有無別強盗被害申告の有無**

区 分	あり	なし	無回答等	計	検定結果
実被害あり	4 (66.7) [0.6]	1 (16.7) [-0.9]	1 (16.7) [0.2]	6 (100.0)	(m) p=0.777
実被害なし	4 (50.0) [-0.6]	3 (37.5) [0.9]	1 (12.5) [-0.2]	8 (100.0)	
計	8 (57.1)	4 (28.6)	2 (14.3)	14 (100.0)	

注 1 実被害の有無が不詳の者を除く。

2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

被害を届け出たと答えた人（9人）に対して、届け出た理由について選択肢を示して複数回答で当てはまるものを選んでもらったところ、全員から回答があり、主な理由として「再発を防ぐため」が6人、「犯罪は捜査機関に届けるべきだから」、「助けを求めるため」が共に5人、「犯人を処罰してほしいから（犯人を捕まえてほしいから）」が4人であった。

## 第2節 個人に対する窃盗の被害

### 1 被害の状況

今回の調査では、「自動車盗、車からの盗難、バイク盗、自転車盗、住居侵入盗、強盗、恐喝、ひったくりとは別に、過去5年間に、あなたは、盗難の被害にあわれたことがありましたか。」と質問した。過去5年間に被害に遭ったことがあると答えた人は、2,156人のうち、89人(4.1%)であった。

被害の有無について、都市規模別、男女別、年齢層別及び就業状況別に見ると、2-2-2-1-1表、2-2-2-1-2表、2-2-2-1-3表及び2-2-2-1-4表のとおりである。年齢層別では、「60歳以上」において、被害に遭った人の比率が低かった。都市規模別、男女別及び就業状況別では有意な差は認められなかった。

**2-2-2-1-1表 都市規模別個人に対する窃盗被害の有無**

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市	24 (4.5) [0.5]	507 (95.5) [-0.5]	531 (100.0)	$\chi^2(2)=0.946$ p=0.623
政令指定都市を除く人口10万人以上の市	41 (4.4) [0.5]	884 (95.6) [-0.5]	925 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	24 (3.6) [-1.0]	650 (96.4) [1.0]	674 (100.0)	
計	89 (4.2)	2,041 (95.8)	2,130 (100.0)	

注 1 窃盗被害の有無が不詳の者を除く。

2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

**2-2-2-1-2表 男女別個人に対する窃盗被害の有無**

区 分	あり	なし	計	検定結果
男性	45 (4.4) [0.6]	967 (95.6) [-0.6]	1,012 (100.0)	$\chi^2(1)=0.326$ p=0.568
女性	44 (3.9) [-0.6]	1,070 (96.1) [0.6]	1,114 (100.0)	
計	89 (4.2)	2,037 (95.8)	2,126 (100.0)	

注 1 性別又は窃盗被害の有無が不詳の者を除く。

2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

**2-2-2-1-3表 年齢層別個人に対する窃盗被害の有無**

区 分	あり	なし	計	検定結果
39歳以下	28 (5.3) [1.5]	501 (94.7) [-1.5]	529 (100.0)	$\chi^2(2)=8.055$ $p=0.018^*$
40～59歳	36 (5.1) [1.6]	666 (94.9) [-1.6]	702 (100.0)	
60歳以上	23 (2.7) [-2.8]	835 (97.3) [2.8]	858 (100.0)	
計	87 (4.2)	2,002 (95.8)	2,089 (100.0)	

注 1 年齢又は窃盗被害の有無が不詳の者を除く。  
 2 ( )内は、構成比であり，[ ]内は、調整済み残差である。

**2-2-2-1-4表 就業状況別個人に対する窃盗被害の有無**

区 分	あり	なし	計	検定結果
働いている	53 (5.1) [2.1]	990 (94.9) [-2.1]	1,043 (100.0)	$\chi^2(4)=9.273$ $p=0.055$
主婦・主夫	15 (3.2) [-1.2]	454 (96.8) [1.2]	469 (100.0)	
無職・定年	7 (2.0) [-2.3]	349 (98.0) [2.3]	356 (100.0)	
学生	8 (6.5) [1.3]	115 (93.5) [-1.3]	123 (100.0)	
その他	4 (4.3) [0.1]	88 (95.7) [-0.1]	92 (100.0)	
計	87 (4.2)	1,996 (95.8)	2,083 (100.0)	

注 1 就業状況又は窃盗被害の有無が不詳の者を除く。  
 2 ( )内は、構成比であり，[ ]内は、調整済み残差である。

さらに、被害の有無について、世帯人数別及び住居形態別に見ると、2-2-2-1-5表及び2-2-2-1-6表のとおりである。どちらも有意な差は認められなかった。

**2-2-2-1-5表 世帯人数別個人に対する窃盗被害の有無**

区 分	あり	なし	計	検定結果
1人	14 (7.1) [2.1]	184 (92.9) [-2.1]	198 (100.0)	$\chi^2(4)=6.541$ p=0.162
2人	17 (3.0) [-1.7]	557 (97.0) [1.7]	574 (100.0)	
3人	23 (4.5) [0.4]	485 (95.5) [-0.4]	508 (100.0)	
4人	19 (3.9) [-0.3]	465 (96.1) [0.3]	484 (100.0)	
5人以上	15 (4.5) [0.3]	321 (95.5) [-0.3]	336 (100.0)	
計	88 (4.2)	2,012 (95.8)	2,100 (100.0)	

注 1 世帯人数又は窃盗被害の有無が不詳の者を除く。

2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

**2-2-2-1-6表 住居形態別個人に対する窃盗被害の有無**

区 分	あり	なし	計	検定結果
アパート等	29 (5.5) [1.7]	499 (94.5) [-1.7]	528 (100.0)	$\chi^2(2)=3.380$ p=0.185
一戸建て	58 (3.7) [-1.8]	1,506 (96.3) [1.8]	1,564 (100.0)	
その他	2 (5.9) [0.5]	32 (94.1) [-0.5]	34 (100.0)	
計	89 (4.2)	2,037 (95.8)	2,126 (100.0)	

注 1 住居形態又は窃盗被害の有無が不詳の者を除く。

2 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。

3 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

過去5年間に被害に遭ったことがあると答えた人(89人)に対して、被害を受けた場所について質問したところ、答えた67人を見ると、「自宅・自宅敷地内」が23人、「その他国内」が13人、「自宅のある市町村内」及び「職場」が各12人、「自宅付近」が5人、「海外」及び「わからない」が各1人であった。

## 2 被害の申告状況

被害に遭ったことがあると答えた人（89人）に対して、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ、「はい」が31人、「いいえ」が36人、無回答等が22人であった。都市規模別、男女別、年齢層別及び就業状況別に、被害申告の状況を見ると、2-2-2-2-1表、2-2-2-2-2表、2-2-2-2-3表及び2-2-2-2-4表のとおりであるが、それぞれ特段の特徴は見られなかった。

被害を届け出たと答えた人（31人）に対して、届け出た理由について選択肢を示して複数回答で当てはまるものを選んでもらったところ、答えた30人の主な理由は、「盗まれたものを取り戻すため」が22人、「犯罪は捜査機関に届けるべきだから」、「再発を防ぐため」が共に17人、「犯人を処罰してほしいから（犯人を捕まえてほしいから）」が16人、「犯人からの弁償を得るため」が5人、「助けを求めるため」が4人であった。

被害を届け出なかったと答えた人（36人）に対して、届け出なかった理由について選択肢を示して複数回答で当てはまるものを選んでもらったところ、答えた32人の主な理由は、「それほど重大ではない（損失がない、たいしたことではない）」が12人、「捜査機関は何もできない（証拠がない）」が8人、「代わりに別の機関に知らせた」が4人、「捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）」、「捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）」、「仕返しの恐れからあえて届け出ない」が各3人、「自分で解決した（犯人を知っていた）」が2人であった。

なお、過去3回の調査においても、被害に遭った人に占める被害を届け出た人の割合は、被害を届け出なかった人の割合より低く、また、第2回調査及び第3回調査における申告及び不申告の理由についても、今回調査と同様に「盗まれたものを取り戻すため」、「それほど重大でない」を選んだ人がそれぞれ最も多かった（第1回調査では、申告及び不申告の理由については調査を実施していない。）。

**2-2-2-2-1表 都市規模別窃盗被害申告の有無**

区 分	あり	なし	無回答等	計	検定結果
政令指定都市	8 (33.3) [-0.2]	12 (50.0) [1.1]	4 (16.7) [-1.1]	24 (100.0)	$\chi^2(4)=6.946$ p=0.139
政令指定都市を除く人口10万人以上の市	18 (43.9) [1.7]	15 (36.6) [-0.7]	8 (19.5) [-1.1]	41 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	5 (20.8) [-1.7]	9 (37.5) [-0.3]	10 (41.7) [2.3]	24 (100.0)	
計	31 (34.8)	36 (40.4)	22 (24.7)	89 (100.0)	

注 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

**2-2-2-2-2表 男女別窃盗被害申告の有無**

区 分	あり	なし	無回答等	計	検定結果
男 性	13 (28.9) [-1.2]	15 (33.3) [-1.4]	17 (37.8) [2.9]	45 (100.0)	$\chi^2(2)=8.342$ p=0.015*
女 性	18 (40.9) [1.2]	21 (47.7) [1.4]	5 (11.4) [-2.9]	44 (100.0)	
計	31 (34.8)	36 (40.4)	22 (24.7)	89 (100.0)	

注 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

**2-2-2-2-3表 年齢層別窃盗被害申告の有無**

区 分	あり	なし	無回答等	計	検定結果
39歳以下	9 (32.1) [-0.3]	12 (42.9) [0.2]	7 (25.0) [0.1]	28 (100.0)	$\chi^2(4)=1.429$ p=0.839
40～59歳	11 (30.6) [-0.6]	15 (41.7) [0.0]	10 (27.8) [0.7]	36 (100.0)	
60歳以上	10 (43.5) [1.1]	9 (39.1) [-0.3]	4 (17.4) [-0.9]	23 (100.0)	
計	30 (34.5)	36 (41.4)	21 (24.1)	87 (100.0)	

注 1 年齢が不詳の者を除く。

2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

**2-2-2-2-4表 就業状況別個人に対する窃盗被害申告の有無**

区 分	あり	なし	無回答等	計	検定結果
働いている	21 (39.6) [1.3]	17 (32.1) [-2.2]	15 (28.3) [1.1]	53 (100.0)	<sup>(m)</sup> p=0.143
主婦・主夫	3 (20.0) [-1.3]	11 (73.3) [2.8]	1 (6.7) [-1.7]	15 (100.0)	
無職・定年	3 (42.9) [0.5]	2 (28.6) [-0.7]	2 (28.6) [0.3]	7 (100.0)	
学生	3 (37.5) [0.2]	4 (50.0) [0.5]	1 (12.5) [-0.8]	8 (100.0)	
その他	- [-1.5]	2 (50.0) [0.4]	2 (50.0) [1.2]	4 (100.0)	
計	30 (34.5)	36 (41.4)	21 (24.1)	87 (100.0)	

注 1 就業状況が不詳の者を除く。

2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

### 第3節 暴行・脅迫の被害

#### 1 被害の状況

今回の調査では、「過去5年間に、あなたは、自宅又はその他の場所で、本当に恐ろしいと感じるような暴行や脅迫を受けたことがありましたか。なお、家庭内での暴力も含めます。性的暴力は含めな  
いでください。」と質問した。過去5年間に被害に遭ったことがあると答えた人は、2,156人のうち、  
37人(1.7%)であった。被害の内容は、「暴行」が14人、「脅迫」が13人、「わからない」が2人、「無  
回答」が8人であった。なお、暴行と脅迫を受けた場合は、「暴行」としている。

被害の有無について、都市規模別、男女別、年齢層別及び就業状況別に見ると、2-2-3-1-1表、  
2-2-3-1-2表、2-2-3-1-3表及び2-2-3-1-4表のとおりである。都市規模別、男女別及び就業状況別では  
有意な差は認められなかったが、年齢層別では、「60歳以上」において、被害に遭った人の比率が有意  
に低かった。

**2-2-3-1-1表 都市規模別暴行・脅迫被害の有無**

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市	8 (1.5) [-0.5]	525 (98.5) [0.5]	533 (100.0)	$\chi^2(2)=1.817$ p=0.403
政令指定都市を 除く人口10万人 以上の市	20 (2.2) [1.3]	904 (97.8) [-1.3]	924 (100.0)	
人口10万人未満 の市町村	9 (1.3) [-1.0]	667 (98.7) [1.0]	676 (100.0)	
計	37 (1.7)	2,096 (98.3)	2,133 (100.0)	

注 1 暴行・脅迫被害の有無が不詳の者を除く。  
2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

**2-2-3-1-2表 男女別暴行・脅迫被害の有無**

区 分	あり	なし	計	検定結果
男 性	18 (1.8) [0.1]	997 (98.2) [-0.1]	1,015 (100.0)	$\chi^2(1)=0.014$ p=0.905
女 性	19 (1.7) [-0.1]	1,095 (98.3) [0.1]	1,114 (100.0)	
計	37 (1.7)	2,092 (98.3)	2,129 (100.0)	

注 1 性別又は暴行・脅迫被害の有無が不詳の者を除く。  
2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

**2-2-3-1-3表 年齢層別暴行・脅迫被害の有無**

区 分	あり	なし	計	検定結果
39歳以下	14 (2.6) [1.8]	517 (97.4) [-1.8]	531 (100.0)	$\chi^2(2)=6.332$ $p=0.042^*$
40～59歳	15 (2.1) [0.9]	687 (97.9) [-0.9]	702 (100.0)	
60歳以上	8 (0.9) [-2.4]	852 (99.1) [2.4]	860 (100.0)	
計	37 (1.8)	2,056 (98.2)	2,093 (100.0)	

注 1 年齢又は暴行・脅迫被害の有無が不詳の者を除く。

2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

**2-2-3-1-4表 就業状況別暴行・脅迫被害の有無**

区 分	あり	なし	計	検定結果
働いている	22 (2.1) [1.2]	1,022 (97.9) [-1.2]	1,044 (100.0)	$\chi^2(4)=4.642$ $p=0.326$
主婦・主夫	6 (1.3) [-0.9]	463 (98.7) [0.9]	469 (100.0)	
無職・定年	6 (1.7) [-0.1]	349 (98.3) [0.1]	355 (100.0)	
学生	- [-1.5]	123 (100.0) [1.5]	123 (100.0)	
その他	3 (3.2) [1.1]	91 (96.8) [-1.1]	94 (100.0)	
計	37 (1.8)	2,048 (98.2)	2,085 (100.0)	

注 1 就業状況又は暴行・脅迫被害の有無が不詳の者を除く。

2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

過去5年間に被害に遭ったことがあると答えた人(37人)に対して、被害を受けた場所について質問したところ、答えた28人を見ると、「自宅・自宅敷地内」が14人、「自宅のある市町村内」及び「職場」が各4人、「自宅付近」及び「その他国内」が各3人であった。また、加害者との面識について答えた29人を見ると、「少なくとも1人は、名前を知っていた」が18人、「加害者を知らなかった」が7人、「少なくとも1人は、顔を知っていた」が3人、「加害者を見なかった又は見えなかった」が1人であった。さらに、「少なくとも1人は、名前を知っていた」と答えた18人に対して、加害者との関係を質問したところ、「夫、妻、内縁の夫、内縁の妻」が6人、「一緒に働いていた人又は働いたことのある

る人」が4人、「家族・親せき」が3人、「元夫、元妻、元内縁の夫、元内縁の妻」が2人、「恋人」が1人、「上記の誰でもない」が3人であった。

## 2 被害の申告状況

被害に遭ったことがあると答えた人(37人)に対して、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ、「はい」が8人、「いいえ」が21人、無回答が8人であった。都市規模別、男女別、年齢層別及びけがの有無別に、被害申告の状況を見ると、2-2-3-2-1表ないし2-2-3-2-4表のとおりであるが、特段の特徴は見られなかった。けがの有無別被害の申告状況は、被害の内容が「暴行」であると回答した人のみを対象としている。

なお、過去3回の調査における被害に遭った人に占める被害を届け出なかった人の割合は、第2回調査(40.9%)以外は、5割を超えている(第1回調査59.6%、第3回調査52.6%)。

**2-2-3-2-1表 都市規模別暴行・脅迫被害申告の有無**

区 分	あり	なし	無回答等	計	検定結果
政令指定都市	1 (12.5) [-0.7]	6 (75.0) [1.2]	1 (12.5) [-0.7]	8 (100.0)	(m) p=0.872
政令指定都市を 除く人口10万人 以上の市	5 (25.0) [0.5]	10 (50.0) [-0.9]	5 (25.0) [0.5]	20 (100.0)	
人口10万人未満 の市町村	2 (22.2) [0.1]	5 (55.6) [-0.1]	2 (22.2) [0.1]	9 (100.0)	
計	8 (21.6)	21 (56.8)	8 (21.6)	37 (100.0)	

注 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

**2-2-3-2-2表 男女別暴行・脅迫被害申告の有無**

区 分	あり	なし	無回答等	計	検定結果
男 性	4 (22.2) [0.1]	9 (50.0) [-0.8]	5 (27.8) [0.9]	18 (100.0)	(m) p=0.755
女 性	4 (21.1) [-0.1]	12 (63.2) [0.8]	3 (15.8) [-0.9]	19 (100.0)	
計	8 (21.6)	21 (56.8)	8 (21.6)	37 (100.0)	

注 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

**2-2-3-2-3表 年齢層別暴行・脅迫被害申告の有無**

区 分	あり	なし	無回答等	計	検定結果
39歳以下	4 (28.6) [0.8]	9 (64.3) [0.7]	1 (7.1) [-1.7]	14 (100.0)	(m) p=0.010*
40～59歳	2 (13.3) [-1.0]	11 (73.3) [1.7]	2 (13.3) [-1.0]	15 (100.0)	
60歳以上	2 (25.0) [0.3]	1 (12.5) [-2.9]	5 (62.5) [3.2]	8 (100.0)	
計	8 (21.6)	21 (56.8)	8 (21.6)	37 (100.0)	

注 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

**2-2-3-2-4表 けがの有無別暴行・脅迫被害申告の有無**

区 分	あり	なし	計	検定結果
けが あり	2 (25.0) [-0.3]	6 (75.0) [0.3]	8 (100.0)	(f) p=1.000
けが なし	2 (33.3) [0.3]	4 (66.7) [-0.3]	6 (100.0)	
計	4 (28.6)	10 (71.4)	14 (100.0)	

注 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

被害を届け出たと答えた人（8人）に対して、届け出た理由について選択肢を示して複数回答で当てはまるものを選んでもらったところ、全員から回答があり、主な理由として「助けを求めため」が6人、「再発を防ぐため」が5人、「犯人を処罰してほしいから（犯人を捕まえてほしいから）」が3人などであった。

被害を届け出なかったと答えた人（21人）に対して、届け出なかった理由について選択肢を示して複数回答で当てはまるものを選んでもらったところ、答えた20人の主な理由は、「仕返しの恐れからあえて届け出ない」、「捜査機関は何もしてくれない」が各8人、「捜査機関は何もできない（証拠がない）」が7人、「自分で解決した（犯人を知っていた）」が6人などであった。

## 第4節 性的な被害

### 1 被害の状況

今回の調査では、「過去5年間に、あなたは性的な被害にあわれたことがありますか。職場での性的

ないやがらせや家庭内における性的暴行も含めて考えてください。ただし、言葉による性的いやがらせは含めません。」と質問した。過去5年間に被害に遭ったことがあると答えた人は、2,156人のうち、27人(1.3%)であった。被害の内容は、「セクハラ」が10人、「痴漢」が8人、「強姦」、「その他の不快な行為」が各3人、「わからない」が1人、「無回答」が2人であった。

被害の有無について、都市規模別、男女別、年齢層別、就業状況別、婚姻状況別及び住居形態別に見ると、2-2-4-1-1表ないし2-2-4-1-6表のとおりである。男女別、年齢層別及び婚姻状況別で、有意な差が認められ、「女性」、「39歳以下」、「独身」において、被害に遭った人の比率が有意に高かった。

**2-2-4-1-1表 都市規模別性的事件被害の有無**

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市	10 (1.9) [1.4]	527 (98.1) [-1.4]	537 (100.0)	$\chi^2(2)=2.039$ p=0.361
政令指定都市を除く人口10万人以上の市	10 (1.1) [-0.7]	912 (98.9) [0.7]	922 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	7 (1.0) [-0.6]	665 (99.0) [0.6]	672 (100.0)	
計	27 (1.3)	2,104 (98.7)	2,131 (100.0)	

注 1 性的事件被害の有無が不詳の者を除く。  
2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

**2-2-4-1-2表 男女別性的事件被害の有無**

区 分	あり	なし	計	検定結果
男 性	1 (0.1) [-4.6]	1,012 (99.9) [4.6]	1,013 (100.0)	$\chi^2(1)=21.150$ p=0.000**
女 性	26 (2.3) [4.6]	1,088 (97.7) [-4.6]	1,114 (100.0)	
計	27 (1.3)	2,100 (98.7)	2,127 (100.0)	

注 1 性別又は性的事件被害の有無が不詳の者を除く。  
2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

**2-2-4-1-3表 年齢層別性的事件被害の有無**

区 分	あり	なし	計	検定結果
39歳以下	22 (4.1) [7.0]	511 (95.9) [-7.0]	533 (100.0)	$\chi^2(2)=49.398$ p=0.000**
40～59歳	4 (0.6) [-2.0]	701 (99.4) [2.0]	705 (100.0)	
60歳以上	- [-4.3]	851 (100.0) [4.3]	851 (100.0)	
計	26 (1.2)	2,063 (98.8)	2,089 (100.0)	

注 1 年齢又は性的事件被害の有無が不詳の者を除く。

2 ( )内は、構成比であり，[ ]内は、調整済み残差である。

**2-2-4-1-4表 就業状況別性的事件被害の有無**

区 分	あり	なし	計	検定結果
働いている	14 (1.3) [0.4]	1,028 (98.7) [-0.4]	1,042 (100.0)	(m) p=0.124
主婦・主夫	5 (1.1) [-0.4]	464 (98.9) [0.4]	469 (100.0)	
無職・定年	1 (0.3) [-1.8]	352 (99.7) [1.8]	353 (100.0)	
学生	3 (2.4) [1.2]	121 (97.6) [-1.2]	124 (100.0)	
その他	3 (3.2) [1.7]	91 (96.8) [-1.7]	94 (100.0)	
計	26 (1.2)	2,056 (98.8)	2,082 (100.0)	

注 1 就業状況又は性的事件被害の有無が不詳の者を除く。

2 ( )内は、構成比であり，[ ]内は、調整済み残差である。

**2-2-4-1-5表 婚姻状況別性的事件被害の有無**

区 分	あり	なし	計	検定結果
独身	12 (2.9) [3.2]	399 (97.1) [-3.2]	411 (100.0)	(m) p=0.004**
既婚・同棲	12 (0.8) [-2.8]	1,428 (99.2) [2.8]	1,440 (100.0)	
離婚・別居	3 (3.2) [1.6]	92 (96.8) [-1.6]	95 (100.0)	
配偶者死亡	- [-1.3]	127 (100.0) [1.3]	127 (100.0)	
計	27 (1.3)	2,046 (98.7)	2,073 (100.0)	

注 1 婚姻状況又は性的事件被害の有無が不詳の者を除く。

2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

**2-2-4-1-6表 住居形態別性的事件被害の有無**

区 分	あり	なし	計	検定結果
アパート等	11 (2.1) [1.9]	523 (97.9) [-1.9]	534 (100.0)	(m) p=0.139
一戸建て	16 (1.0) [-1.7]	1,544 (99.0) [1.7]	1,560 (100.0)	
その他	- [-0.7]	33 (100.0) [0.7]	33 (100.0)	
計	27 (1.3)	2,100 (98.7)	2,127 (100.0)	

注 1 住居形態又は性的事件被害の有無が不詳の者を除く。

2 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。

3 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

過去5年間に被害に遭ったことがあると答えた人(27人)に対して、被害を受けた場所について質問したところ、答えた25人を見ると、「職場」が10人、「自宅のある市町村内」が7人、「自宅付近」及び「その他国内」が各3人、「自宅・自宅敷地内」が2人であった。

また、加害者との面識について答えた25人を見ると、「少なくとも1人は、名前を知っていた」が10人、「加害者を知らなかった」が7人、「加害者を見なかった又は見えなかった」が6人、「少なくとも1人は、顔を知っていた」が2人であった。さらに、「少なくとも1人は、名前を知っていた」と答えた10人に対して、加害者との関係を質問したところ、「一緒に働いていた人又は働いたことのある人」が7人、「家族・親せき」が1人、「上記の誰でもない」が2人であった。

## 2 被害の申告状況

被害に遭ったことがあると答えた人（27人）に対して、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ、「はい」が5人、「いいえ」が20人、無回答が2人であった。都市規模別及び年齢層別に、被害申告の状況を見ると、2-2-4-2-1表及び2-2-4-2-2表のとおりである。

なお、被害に遭った人に占める被害を届け出なかった人の割合は、若干低くはなっているものの（第1回調査87.1%、第2回調査77.8%、第3回調査76.0%、今回調査74.1%）、届け出をした人の割合を大きく上回っている（性的被害については、第1回調査及び第2回調査は、女性のみを調査対象としている。）。

**2-2-4-2-1表 都市規模別性的事件被害申告の有無**

区 分	あり	なし	無回答等	計	検定結果
政令指定都市	1 (10.0) [-0.9]	8 (80.0) [0.5]	1 (10.0) [0.4]	10 (100.0)	(m) p=0.876
政令指定都市を 除く人口10万人 以上の市	2 (20.0) [0.2]	7 (70.0) [-0.4]	1 (10.0) [0.4]	10 (100.0)	
人口10万人未満 の市町村	2 (28.6) [0.8]	5 (71.4) [-0.2]	- [-0.9]	7 (100.0)	
計	5 (18.5)	20 (74.1)	2 (7.4)	27 (100.0)	

注 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

**2-2-4-2-2表 年齢層別性的事件被害申告の有無**

区 分	あり	なし	無回答等	計
39歳以下	5 (22.7)	15 (68.2)	2 (9.1)	22 (100.0)
40～59歳	-	4 (100.0)	-	4 (100.0)
60歳以上	-	-	-	-
計	5 (19.2)	19 (73.1)	2 (7.7)	26 (100.0)

注 1 年齢が不詳の者を除く。

2 ( )内は、構成比である。

被害を届け出たと答えた人（5人）に対して、届け出た理由について選択肢を示して複数回答で当てはまるものを選んでもらったところ、全員から回答があり、「再発を防ぐため」が4人、「犯人を処罰してほしいから（犯人を捕まえてほしいから）」が3人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」、

「助けを求めるため」が各2人、「重大な事件だから」が1人であった。

被害を届け出なかったと答えた人(20人)に対して、届け出なかった理由について選択肢を示して複数回答で当てはまるものを選んでもらったところ、全員から回答があり、主な理由として「捜査機関は何もできない(証拠がない)」、「自分で解決した(犯人を知っていた)」が各6人、「仕返しの恐れからあえて届け出ない」、「それほど重大でない(損失がない、たいしたことではない)」が各4人などであった。

## 第5節 個人犯罪被害についてのまとめ

強盗、個人に対する窃盗、暴行・脅迫及び性的な被害について、被害の有無や警察への申告の状況を概観すると、以下のとおりである。

- ① 被害の状況について統計的に見ると、強盗においては、「無職・定年」又は「学生」の人が被害に遭った比率が高く、個人に対する窃盗及び暴行・脅迫においては、「60歳以上」の人が被害に遭った比率が低く、性的な被害においては、「女性」、「39歳以下」、「独身」の人が、被害に遭った比率が高かったが、全ての被害に共通する特徴は見られなかった。
- ② 被害にあった場所で、それぞれ回答数が一番多かったのは、「自宅のある市町村内」、「自宅・自宅敷地内」又は「職場」であり、身近な場所で被害に遭っている人が多いことがうかがえた。
- ③ 被害の申告状況については、強盗においては、申告をしたと答えた人の数が、申告をしなかったと答えた人の数より多かったが、それ以外では、申告をしなかったと答えた人の数の方が多かった。しかし、いずれの被害においても、都市規模別、性別及び年齢層別による被害申告の有無に有意な差は見られなかった。また、申告をしたと答えた人の申告をした理由としては、その順位に違いはあるものの、「再発を防ぐため」が上位であった。

### 第3章 各種詐欺・個人情報悪用の被害

本章では、クレジットカード情報詐欺、振り込み詐欺、インターネットオークション詐欺、消費者詐欺及び個人情報の悪用について、被害の有無、申告状況等を検討する。

第1回調査(2000年)及び第2回調査(2004年)においては、消費者詐欺について、第3回調査(2008年)においては、消費者詐欺のほか、クレジットカード情報詐欺、振り込み詐欺及びインターネットオークション詐欺について調査した。今回は、これらに加え、個人情報の悪用について調査した。

#### 1 クレジットカード情報詐欺

##### (1) 概要

クレジットカード情報詐欺については、クレジットカード又はデビット機能のあるカード(以下「クレジットカード等」という。)を持っている個人を対象に、「過去5年間に、第三者があなたのクレジットカード又はデビット機能のあるカードを悪用して、買い物やサービスの提供を受けたりする被害にあわれたことがありますか。なお、「クレジットカード又はデビット機能のあるカードを悪用して」には、クレジットカード又はデビットカードそのものが悪用された場合のほか、第三者がこれらカードに関する個人情報を入手して悪用した場合を含みます。」と質問した。また、その被害に遭ったことがあると答えた人に対しては、「そのクレジットカードやデビットカードは盗まれましたか。」と質問した。

調査対象者(2,156人)のうち、クレジットカード等を所持していると答えた人は、1,509人であり、所有の有無を答えた人(2,147人)に占める比率は、70.3%であった。クレジットカード等を所有していると答えた人(1,509人)のうち、過去5年間にクレジットカード情報詐欺の被害に遭ったと答えた人は、20人(1.3%)であった(なお、無回答等は、7人であった。)。また、実際にクレジットカード等が盗まれたと答えた人は、2人(0.1%)であった(なお、無回答等は、5人であった。)

##### (2) 被害申告の状況等

被害に遭ったことがあると答えた人(20人)に対して、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ、「はい」が3人、「いいえ」が10人、無回答等が7人であった。

被害を届け出たと答えた人(3人)に対し、届け出た理由について、複数の選択肢を示して当てはまるものを全て選んでもらったところ、3人の全員が「被害を取り戻すため」を選択していた。

一方、被害を届け出なかったと答えた人(10人)に対し、届け出なかった理由について、複数の選

択肢を示して当てはまるものを全て選んでもらったところ、答えた10人のうち、一番多かったのは、「代わりに別の機関に知らせた」（3人）であった。

## 2 振り込め詐欺

### (1) 概要

振り込め詐欺については、まず「過去5年間に、あなたはいわゆる振り込め詐欺と思われる電話やメール、通知などを受けたことがありますか。なお、「いわゆる振り込め詐欺」には、いわゆるオレオレ詐欺、架空請求詐欺、還付金等詐欺などを含みます。また、お金を支払う手段として、振り込みによる場合だけでなく、犯人グループの誰かが、担当者などと偽ってお金やキャッシュカードなどを手渡して受け取る場合なども含みます。」と質問した。また、その質問に「ある」と答えた人に対しては、「いわゆる振り込め詐欺と思われる電話やメールなどを受けて、実際にお金を支払いましたか。」と質問した。

調査対象者（2,156人）のうち、過去5年間に、振り込め詐欺と思われる電話やメール、通知等を受けたことがあると答えた人は、433人（20.1%）であった（なお、無回答等は、17人であった。）。また、実際に金銭を支払ったと答えた人は、17人（0.8%）であった。

### (2) 被害申告の状況等

振り込め詐欺の被害に遭ったと答えた人（17人）に対して、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ、「はい」が6人、「いいえ」が6人、無回答が5人であった。

被害を届け出たと答えた人（6人）に対し、届け出た理由について、複数の選択肢を示して当てはまるものを全て選んでもらったところ、答えた6人のうち、最も多かったのは、「被害を取り戻すため」、「重大な事件だから」、「犯人を処罰してほしいから（犯人を捕まえてほしいから）」及び「再発を防ぐため」（各3人）であった。

一方、被害を届け出なかったと答えた人（6人）に対し、届け出なかった理由について、複数の選択肢を示して当てはまるものを全て選んでもらったところ、答えた6人のうち、一番多かったのは、「代わりに別の機関に知らせた」及び「捜査機関は何もしてくれない」（各2人）であった。

## 3 インターネットオークション詐欺

### (1) 概要

インターネットオークション詐欺については、「過去5年間に、あなたはインターネットオークション詐欺の被害にあわれたことがありますか。なお、「被害にあう」とは、代金を支払ったのに商品が届

かないあるいは違う商品が届いた、商品を発送したのに代金の支払いがないなど、実際に損失にあった場合に限ります。」と質問した。

調査対象者（2,156人）のうち、過去5年間に、インターネットオークション詐欺の被害に遭ったことがあると答えた人は、20人（0.9%）であった（なお、無回答等は、19人であった。）。

## （2）被害の申告状況等

インターネットオークション詐欺の被害に遭ったことがあると答えた人（20人）に対し、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ、「はい」が1人、「いいえ」が14人、無回答が5人であり、無回答があることを考慮しても、多くの人が被害に遭ったとしても捜査機関に届け出なかった可能性が考えられる。

被害を届け出なかったと答えた人（14人）に対し、届け出なかった理由について、複数の選択肢を示して当てはまるものを全て選んでもらったところ、答えた14人のうち、最も多かった項目は、「それほど重大ではない（損失がない、たいしたことではない）」（6人）であり、それに次いで「捜査機関は何もしてくれない」（4人）、「捜査機関は何もできない（証拠がない）」（3人）であった。

## 4 消費者詐欺

### （1）概要

消費者詐欺については、「過去5年間に、あなたやご家族は、商品を買ったり、サービスを受けたりしたときに、その商品やサービスの質や量について、だまされたことがありましたか。」と質問した。また、その被害に遭ったと答えた人に対しては、「その詐欺は、次のうち、どのような場面で行われたでしょうか。なお、インターネットオークション（インターネットを介した競売方法による商品の売買）における詐欺被害は、含みません。」と質問し、複数の被害場面を示して当てはまるものを一つ選んでもらった。

調査対象者（2,156人）のうち、過去5年間に、本人又は家族が消費者詐欺に遭ったことがあると答えた人は、66人（3.1%）であった（なお、無回答等は、77人であった。）。また、その被害場面の内訳を見ると、答えた人（45人）のうち、半数近くの20人が「インターネットショッピング、通信販売」を選択し、「訪問販売」（6人）、「電話勧誘による販売」及び「それ以外」（各5人）が続いて多かった。

### （2）被害の申告状況等

本人又は家族が消費者詐欺の被害に遭ったことがあると答えた人（66人）に対して、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ、「はい」が6人、「いいえ」が41人、

無回答等が19人であった。

本人又は誰かが被害を届け出たと答えた人（6人）に対し、届け出た理由について、複数の選択肢を示して当てはまるものを全て選んでもらったところ、答えた6人のうち、回答が最も多かった項目は、「再発を防ぐため」（3人）であった。

一方、被害を届け出なかったと答えた人（41人）に対し、届け出なかった理由について、複数の選択肢を示して当てはまるものを全て選んでもらったところ、答えた38人のうち、「それほど重大ではない（損失がない、たいしたことではない）」が19人と半数を占め、「捜査機関には向かない問題だった（捜査機関は必要ない）」（8人）、「自分で解決した（犯人を知っていた）」（5人）が続いた。

## 5 個人情報の悪用

### （1）概要

個人情報の悪用については、クレジットカード情報詐欺による被害以外で、「あなたやご家族が、過去5年間に、第三者から個人情報を悪用される被害にあわれたことがありますか。なお、「個人情報を悪用される被害」は、例えば、預貯金口座の開設や、携帯電話の契約などのために、第三者が個人情報を悪用された本人になりすました場合をいいます。」と質問した。また、その被害に遭ったと答えた人に対しては、「個人情報は、何のために悪用されましたか。」と質問し、複数の目的を示して当てはまるものを一つ選んでもらった。

調査対象者（2,156人）のうち、過去5年間に、本人又は家族が個人情報を悪用される被害に遭ったことがあると答えた人は、23人（1.1%）であった（なお、無回答等は、55人であった。）。また、その目的の内訳を見ると、答えた人（15人）のうち、最も多かったのは、「クレジットカード又はデビット機能のあるカードを作るため」（3人）であり、次いで「携帯電話を購入するため」（2人）であった。

### （2）被害の申告状況等

本人又は家族が個人情報の悪用の被害に遭ったことがあると答えた人（23人）に対して、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ、「はい」が7人、「いいえ」が10人、無回答が6人であった。

本人又は誰かが被害を届け出たと答えた人（7人）に対し、届け出た理由について、複数の選択肢を示して当てはまるものを全て選んでもらったところ、答えた6人のうち、最も多かったのは、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」、「犯人を処罰してほしいから（犯人を捕まえてほしいから）」及び「再発を防ぐため」（各5人）であり、次いで「被害を取り戻すため」（4人）であった。

一方、被害を届け出なかったと答えた人（10人）に対し、届け出なかった理由について、複数の選択肢を示して当てはまるものを全て選んでもらったところ、答えた9人のうち、一番多かったのは、「それほど重大ではない（損失がない、たいしたことではない）」（4人）であり、次いで「自分で解決した（犯人を知っていた）」（3人）であった。

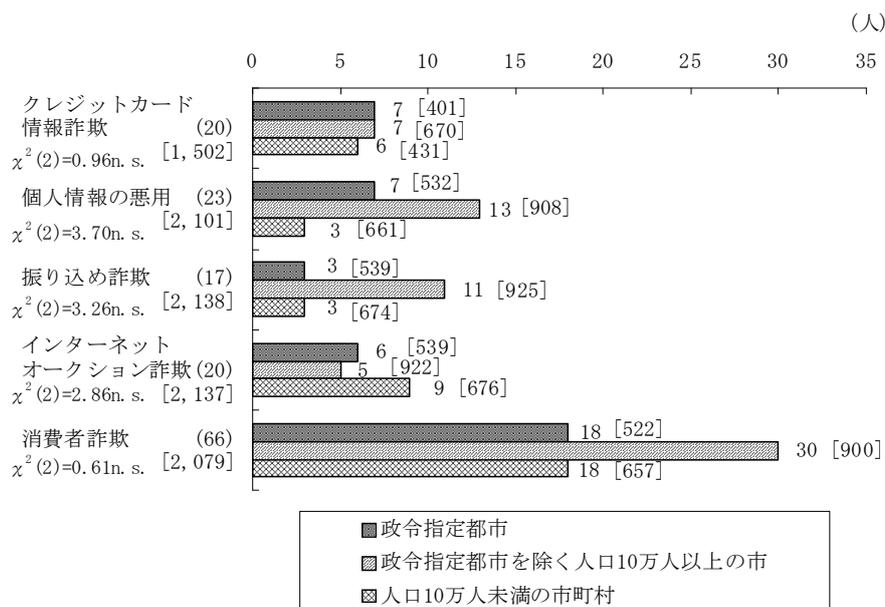
## 6 各種詐欺・個人情報の悪用と属性等との関係

次に、各種詐欺・個人情報の悪用（以下「各種詐欺等」という。）について、被害に遭った人の属性との関係を検討する。

### (1) 都市規模別

各種詐欺等と都市規模との関係を検討した結果、前回の第3回調査（2008年）と同様、いずれについても、都市規模による有意な差は見られなかった（2-3-6-1図）。

2-3-6-1図 都市規模別各種詐欺等被害の有無

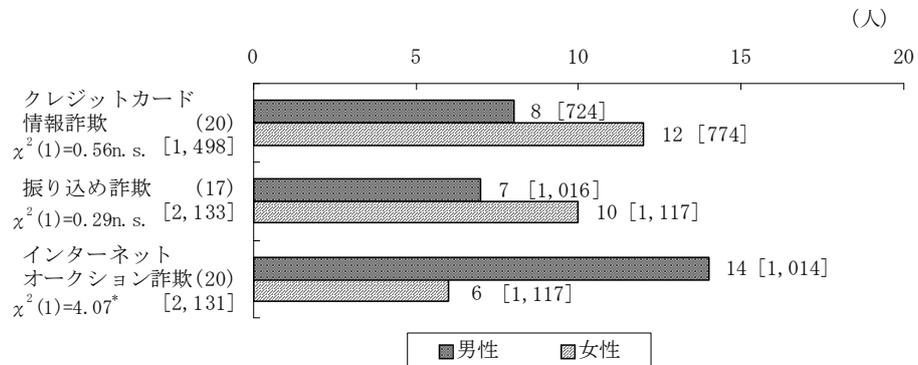


### (2) 男女別

各種詐欺等のうち、個人の犯罪被害として質問したクレジットカード情報詐欺、振り込め詐欺及びインターネットオークション詐欺と性別との関係について検討した結果、前回は特に有意な差は見られなかったものの、今回はインターネットオークション詐欺において有意な差が見られ、男性の方が

女性よりも被害に遭ったことがあると答えた人の比率が高かった (2-3-6-2 図)。

2-3-6-2 図 男女別各種詐欺等被害の有無

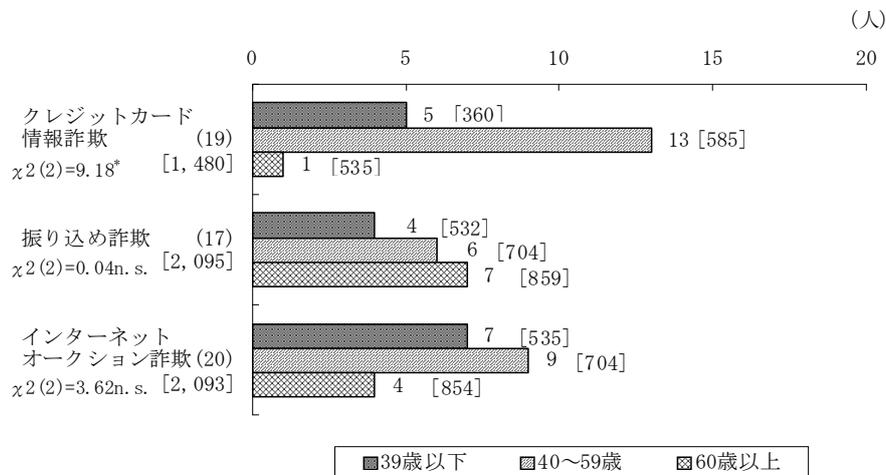


注 1 被害の有無又は性別が不詳の者を除く。  
 2 ( ) 内は、被害に遭ったことがあると答えた人の数である。  
 3 [ ] 内は、回答者の実人員である。ただし、「クレジットカード情報詐欺」は、過去5年間に  
 においてクレジットカード又はデビット機能のあるカードを所有していたと答えた人に限る。

### (3) 年齢層別

各種詐欺等のうち、個人の犯罪被害として質問したクレジットカード情報詐欺、振り込み詐欺及びインターネットオークション詐欺と年齢層との関係について検討した結果、前回は、インターネットオークション詐欺において有意差が見られたが、今回は、クレジットカード詐欺において有意な差が見られ、被害に遭ったことがあると答えた人の比率は、40～59歳の人が高く、60歳以上の人が高かった (2-3-6-3 図)。

2-3-6-3 図 年齢層別各種詐欺等被害の有無

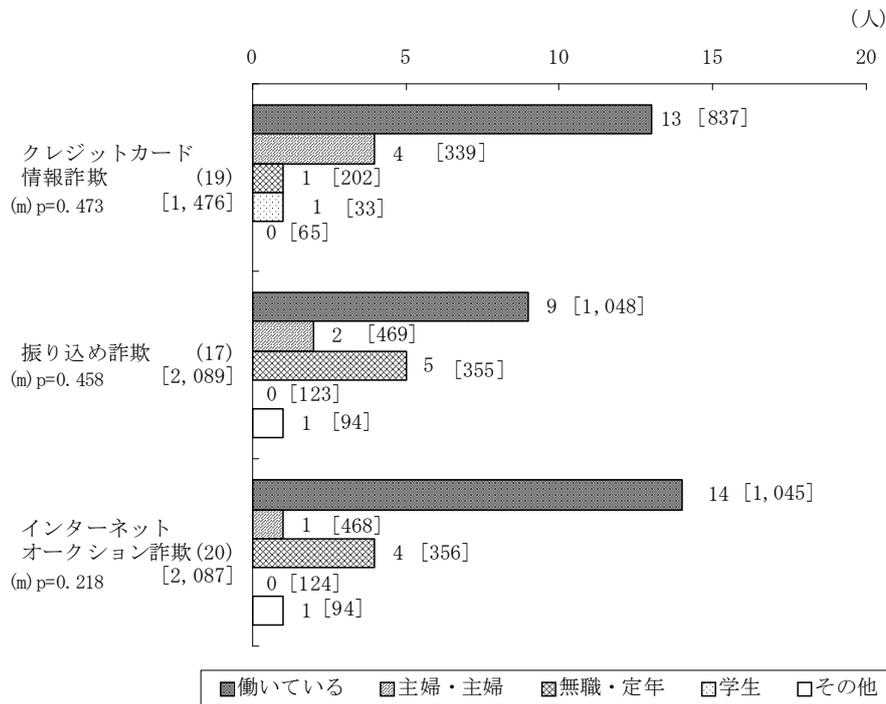


注 1 被害の有無又は年齢が不詳の者を除く。  
 2 ( ) 内は、被害に遭ったことがあると答えた人の数である。  
 3 [ ] 内は、回答者の実人員である。ただし、「クレジットカード情報詐欺」は、過去5年間に  
 おいてクレジットカード又はデビット機能のあるカードを所有していたと答えた人に限る。

(4) 就業状況別

各種詐欺等のうち、個人の犯罪被害として質問したクレジットカード情報詐欺、振り込み詐欺及びインターネットオークション詐欺と就業状況との関係について検討した結果、前回は、インターネットオークション詐欺において有意な差が見られたが、今回はいずれも有意差は認められなかった(2-3-6-4 図)。

2-3-6-4図 就労状況別各種詐欺等被害の有無



7 まとめ

各種詐欺等の被害の有無、警察への申告の有無やその理由等を概観すると、以下のような特徴が挙げられる。

- ① 本人のみを被害の対象としたクレジットカード情報詐欺、振り込み詐欺及びインターネットオークション詐欺について、過去5年間に被害に遭ったと答えた人の比率を高いものから順に見ると、クレジットカード情報詐欺 (1.3%)、インターネットオークション詐欺 (0.9%)、振り込み詐欺 (0.8%) であった。
- ② 本人又はその家族を被害の対象とした消費者詐欺及び個人情報の悪用について、過去5年間に被害に遭ったと答えた人の比率を見ると、消費者詐欺 (3.1%) の方が、個人情報の悪用 (1.1%) より高かった。
- ③ 被害の申告状況について、被害に遭ったと答えた人に占める、警察に被害を届け出たと答えた人の比率を高いものから見ると、振り込み詐欺 (35.3%)、個人情報の悪用 (30.4%)、クレジットカード情報詐欺 (15.0%)、消費者詐欺 (9.1%)、インターネットオークション詐欺 (5.0%)

の順であった。

- ④ 警察に被害を届け出た理由を見ると、「被害を取り戻すため」、「再発を防ぐため」が、他の理由に比べて上位を占めることが多かった。
- ⑤ 警察に被害を届け出なかった理由を見ると、「それほど重大ではない（損失がない、たいしたことではない）」が、他の理由に比べて上位を占めることが多かった。
- ⑥ 各種詐欺等と属性との関係を見ると、インターネットオークション詐欺は、男性の方が女性よりも被害に遭ったと答えた人の比率が高かった。また、クレジットカード情報詐欺について、被害に遭ったと答えた人の比率は、40～59歳の人が高く、60歳以上の人が高かった。これら以外については、有位差は認められなかった。

## 第3編

### 治安に関する認識

## 第3編 治安に関する認識

治安に関する認識については、①居住地域における犯罪被害に対する不安及び②我が国の治安に関する認識に分けて調査した。前者は、夜間の一人歩きに対する不安（個人犯罪被害に対する不安）及び不法侵入の被害に遭う不安（世帯犯罪被害に対する不安）を、後者は、我が国の治安に関するイメージをそれぞれ内容としている。第1編第2章で、前者及び後者の経年比較を示したので、本編は、第4回調査結果を、それぞれ属性等別に分析するとともに、前者及び後者の関係について検討する。

### 第1節 居住地域における犯罪被害に対する不安

本節では、居住地域における犯罪被害に対する不安として、夜間の一人歩きに対する不安（個人犯罪被害に対する不安）及び不法侵入の被害に遭う不安（世帯犯罪被害に対する不安）を取り上げて、都市規模別、世帯人数別等に分析し、それぞれの不安に影響を与えている要因についても検討する。

なお、前者は、①「暗くなった後、あなたの住んでいる地域を一人で歩いているとき、どの程度安全であると感じますか。」の項目を、後者は、②「今後1年間のうちに、誰かがあなたの自宅に侵入する可能性について、どのように思われますか。」の項目をそれぞれ使用した。

#### 1 夜間の一人歩きに対する不安

夜間の一人歩きに対する不安について、都市規模別に見ると、特に関係は見られなかった（3-1-1-1-1表）。

夜間の一人歩きに対する不安について、世帯人数別に見ると、3-1-1-1-2表のとおりであり、世帯人数が2人の「まあまあ安全」、4人の「やや危ない」及び5人以上の「とても危ない」が、それぞれ有意に高かった。

**3-1-1-1-1表 都市規模別夜間の一人歩きに対する不安**

区 分	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	計	検定結果
政令指定都市	36 (6.8) [0.5]	325 (61.3) [0.1]	151 (28.5) [-0.1]	18 (3.4) [-0.8]	530 (100.0)	$\chi^2(6)=1.784$ p=0.938
政令指定都市を除く人口10万人以上の市	56 (6.1) [-0.3]	559 (61.4) [0.3]	262 (28.8) [0.1]	34 (3.7) [-0.5]	911 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	41 (6.2) [-0.1]	398 (60.4) [-0.4]	189 (28.7) [0.0]	31 (4.7) [1.2]	659 (100.0)	
計	133 (6.3)	1,282 (61.0)	602 (28.7)	83 (4.0)	2,100 (100.0)	

注 1 夜間の一人歩きに対する不安が不詳の者を除く。

2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

**3-1-1-1-2表 世帯人数別夜間の一人歩きに対する不安**

区 分	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	計	検定結果
1人	12 (6.0) [-0.2]	134 (67.3) [1.9]	51 (25.6) [-1.0]	2 (1.0) [-2.2]	199 (100.0)	$\chi^2(12)=30.822$ p=0.002**
2人	43 (7.6) [1.4]	367 (64.8) [2.2]	138 (24.4) [-2.6]	18 (3.2) [-1.1]	566 (100.0)	
3人	30 (6.0) [-0.4]	311 (62.3) [0.7]	137 (27.5) [-0.7]	21 (4.2) [0.3]	499 (100.0)	
4人	29 (6.1) [-0.3]	257 (53.9) [-3.7]	170 (35.6) [3.9]	21 (4.4) [0.6]	477 (100.0)	
5人以上	18 (5.4) [-0.8]	196 (59.2) [-0.7]	97 (29.3) [0.3]	20 (6.0) [2.1]	331 (100.0)	
計	132 (6.4)	1,265 (61.1)	593 (28.6)	82 (4.0)	2,072 (100.0)	

注 1 世帯人数又は夜間の一人歩きに対する不安が不詳の者を除く。

2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

夜間の一人歩きに対する不安について、住居形態別に見ると、特に関係は見られなかった(3-1-1-1-3表)。

**3-1-1-1-3表 住居形態別夜間の一人歩きに対する不安**

区分	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	計	検定結果
アパート等	42 (8.0) [1.9]	311 (59.6) [-0.8]	151 (28.9) [0.1]	18 (3.4) [-0.7]	522 (100.0)	$\chi^2(6)=6.362$ $p=0.384$
一戸建て	88 (5.7) [-1.8]	944 (61.3) [0.5]	442 (28.7) [0.1]	65 (4.2) [1.0]	1,539 (100.0)	
その他	2 (5.9) [-0.1]	24 (70.6) [1.1]	8 (23.5) [-0.7]	- [-1.2]	34 (100.0)	
計	132 (6.3)	1,279 (61.1)	601 (28.7)	83 (4.0)	2,095 (100.0)	

注 1 住居形態又は夜間の一人歩きに対する不安が不詳の者を除く。  
 2 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。  
 3 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

夜間の一人歩きに対する不安について、男女別に見ると、3-1-1-1-4表のとおりであり、男性の「とても安全」及び「まあまあ安全」並びに女性の「やや危ない」及び「とても危ない」が、有意に高かった。

**3-1-1-1-4表 男女別夜間の一人歩きに対する不安**

区分	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	計	検定結果
男性	102 (10.2) [6.9]	651 (64.8) [3.5]	220 (21.9) [-6.6]	31 (3.1) [-2.0]	1,004 (100.0)	$\chi^2(3)=83.950$ $p=0.000^{**}$
女性	31 (2.8) [-6.9]	625 (57.3) [-3.5]	382 (35.0) [6.6]	52 (4.8) [2.0]	1,090 (100.0)	
計	133 (6.4)	1,276 (60.9)	602 (28.7)	83 (4.0)	2,094 (100.0)	

注 1 性別又は夜間の一人歩きに対する不安が不詳の者を除く。  
 2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

夜間の一人歩きに対する不安について、年齢層別に見ると、3-1-1-1-5表のとおりであり、39歳以下の「やや危ない」、40～59歳の「とても危ない」及び60歳以上の「まあまあ安全」が、有意に高かった。

**3-1-1-1-5表 年齢層別夜間の一人歩きに対する不安**

区 分	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	計	検定結果
39歳以下	37 (7.1) [0.8]	291 (55.6) [-3.0]	172 (32.9) [2.5]	23 (4.4) [0.6]	523 (100.0)	$\chi^2(6)=35.563$ p=0.000**
40～59歳	34 (4.9) [-1.9]	405 (58.3) [-1.9]	216 (31.1) [1.7]	40 (5.8) [3.0]	695 (100.0)	
60歳以上	60 (7.1) [1.2]	564 (66.7) [4.4]	203 (24.0) [-3.9]	18 (2.1) [-3.5]	845 (100.0)	
計	131 (6.3)	1,260 (61.1)	591 (28.6)	81 (3.9)	2,063 (100.0)	

注 1 年齢又は夜間の一人歩きに対する不安が不詳の者を除く。

2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

夜間の一人歩きに対する不安について、就業状況別に見ると、3-1-1-1-6表のとおりであり、働いている者の「とても安全」及び「とても危ない」、主婦・主夫の「やや危ない」並びに無職・定年の「まあまあ安全」が、有意に高かった。なお、主婦・主夫は、女性が450名を占めている。

働いている者では、安心を示す「とても安全」(75人)は、男性61人及び女性14人であり、不安を示す「とても危ない」(54人)は、男性25人及び女性29人であり、男性の「とても安全」及び女性の「とても危ない」が有意に高かった。

**3-1-1-1-6表 就業状況別夜間の一人歩きに対する不安**

区 分	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	計	検定結果
働いている	75 (7.3) [2.1]	613 (59.3) [-1.7]	292 (28.2) [-0.6]	54 (5.2) [3.1]	1,034 (100.0)	$\chi^2(12)=49.205$ p=0.000**
主婦・主夫	11 (2.4) [-3.8]	272 (59.5) [-0.8]	158 (34.6) [3.1]	16 (3.5) [-0.5]	457 (100.0)	
無職・定年	27 (7.7) [1.3]	244 (69.3) [3.5]	79 (22.4) [-2.9]	2 (0.6) [-3.5]	352 (100.0)	
学生	11 (9.2) [1.4]	70 (58.3) [-0.7]	36 (30.0) [0.3]	3 (2.5) [-0.8]	120 (100.0)	
その他	2 (2.2) [-1.6]	57 (62.6) [0.3]	27 (29.7) [0.2]	5 (5.5) [0.8]	91 (100.0)	
計	126 (6.1)	1,256 (61.1)	592 (28.8)	80 (3.9)	2,054 (100.0)	

注 1 就業状況又は夜間の一人歩きに対する不安が不詳の者を除く。

2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

夜間の一人歩きに対する不安について、婚姻状況別に見ると、3-1-1-1-7表のとおりであり、既婚・同棲の「とても危ない」及び配偶者死亡の「まあまあ安全」が、有意に高かった。

**3-1-1-1-7表 婚姻状況別夜間の一人歩きに対する不安**

区 分	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	計	検定結果
独身	33 (8.2) [1.8]	253 (62.8) [0.8]	105 (26.1) [-1.4]	12 (3.0) [-1.1]	403 (100.0)	$\chi^2(9)=19.761$ p=0.019*
既婚・同棲	87 (6.1) [-0.4]	846 (59.4) [-2.3]	427 (30.0) [1.8]	65 (4.6) [2.3]	1,425 (100.0)	
離婚・別居	5 (5.3) [-0.4]	58 (61.7) [0.1]	30 (31.9) [0.7]	1 (1.1) [-1.5]	94 (100.0)	
配偶者死亡	3 (2.4) [-1.8]	91 (74.0) [3.0]	27 (22.0) [-1.7]	2 (1.6) [-1.3]	123 (100.0)	
計	128 (6.3)	1,248 (61.0)	589 (28.8)	80 (3.9)	2,045 (100.0)	

注 1 婚姻状況又は夜間の一人歩きに対する不安が不詳の者を除く。  
 2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

夜間の一人歩きに対する不安について、全犯罪被害の有無（全犯罪被害のうち、いずれかの被害有無）別に見ると、3-1-1-1-8表のとおりであり、全犯罪被害がない者の「とても安全」及び「まあまあ安全」並びに全犯罪被害がある者の「やや危ない」及び「とても危ない」が、それぞれ有意に高かった。

**3-1-1-1-8表 全犯罪被害の有無別夜間の一人歩きに対する不安**

区 分	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	計	検定結果
全犯罪被害なし	101 (7.9) [3.6]	809 (63.2) [2.9]	332 (25.9) [-3.7]	38 (3.0) [-3.2]	1,280 (100.0)	$\chi^2(3)=35.014$ p=0.000**
全犯罪被害あり	28 (3.8) [-3.6]	414 (56.6) [-2.9]	247 (33.7) [3.7]	43 (5.9) [3.2]	732 (100.0)	
計	129 (6.4)	1,223 (60.8)	579 (28.8)	81 (4.0)	2,012 (100.0)	

注 1 全犯罪被害の有無又は夜間の一人歩きに対する不安が不詳の者を除く。  
 2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

夜間の一人歩きに対する不安について、世帯犯罪被害の有無別に見ると、3-1-1-1-9表のとおりで

あり、世帯犯罪被害がない者の「とても安全」及び「まあまあ安全」並びに世帯犯罪被害がある者の「やや危ない」及び「とても危ない」が、それぞれ有意に高かった。

**3-1-1-1-9表 世帯犯罪被害の有無別夜間の一人歩きに対する不安**

区 分	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	計	検定結果
世帯犯罪被害なし	106 (7.8) [3.5]	859 (63.2) [2.8]	353 (26.0) [-3.6]	42 (3.1) [-3.0]	1,360 (100.0)	$\chi^2(3)=32.101$ $p=0.000^{**}$
世帯犯罪被害あり	25 (3.8) [-3.5]	376 (56.7) [-2.8]	223 (33.6) [3.6]	39 (5.9) [3.0]	663 (100.0)	
計	131 (6.5)	1,235 (61.0)	576 (28.5)	81 (4.0)	2,023 (100.0)	

注 1 世帯犯罪被害の有無又は夜間の一人歩きに対する不安が不詳の者を除く。

2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

夜間の一人歩きに対する不安について、個人犯罪被害の有無別に見ると、3-1-1-1-10表のとおりであり、個人犯罪被害がない者の「まあまあ安全」並びに個人犯罪被害がある者の「やや危ない」及び「とても危ない」が、それぞれ有意に高かった。

**3-1-1-1-10表 個人犯罪被害の有無別夜間の一人歩きに対する不安**

区 分	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	計	検定結果
個人犯罪被害なし	123 (6.5) [0.9]	1,178 (61.8) [3.5]	533 (28.0) [-3.4]	72 (3.8) [-2.1]	1,906 (100.0)	$\chi^2(3)=17.777$ $p=0.000^{**}$
個人犯罪被害あり	7 (4.6) [-0.9]	72 (47.4) [-3.5]	62 (40.8) [3.4]	11 (7.2) [2.1]	152 (100.0)	
計	130 (6.3)	1,250 (60.7)	595 (28.9)	83 (4.0)	2,058 (100.0)	

注 1 個人犯罪被害の有無又は夜間の一人歩きに対する不安が不詳の者を除く。

2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

3-1-1-1-11表は、夜間の一人歩きに対する不安について、ロジスティック回帰分析の結果を示したものである。

ロジスティック回帰分析については、夜間の一人歩き不安の有無を目的変数とし、クロス集計で有意な関係にあった変数等を説明変数とした。回帰式への投入は、変数減少法によるステップワイズ(尤度比)手法を選択した(抽出基準は0.05)。説明変数の中から、最もよく目的変数を説明できる

ものを採用し、組み合わせることで、どの属性等（説明変数）がどのような強さで犯罪被害の有無（目的変数）に関係しているかを示した。

本章の分析で用いた変数とそのカテゴリの分割は、以下のとおりである。カテゴリは、分析を分かりやすくするため、クロス集計で用いたカテゴリよりまとめた形にした。

● **目的変数：**

- ・ 夜間の一人歩きに対する不安（「とても危ない」、「やや危ない」を1、「とても安全である」、「まあまあ安全である」を0）

● **説明変数：**

- ・ 都市規模（政令指定都市／人口10万人以上／人口10万人未満）
- ・ 住居形態（アパート・マンション・テラスハウス・長屋／一戸建て住宅）
- ・ 世帯人数（1人／2～3人／4人以上）
- ・ 性別（女性／男性）
- ・ 年齢（39歳以下／40～59歳／60歳以上）
- ・ 就業状況（働いている／学生／主婦・主夫・無職・定年退職）
- ・ 婚姻状況（独身／既婚・同棲／離婚・別居・死別）
- ・ 世帯犯罪被害（あり／なし）
- ・ 個人犯罪被害（あり／なし）

夜間の一人歩きに対する不安については、性別、年齢、婚姻状況、世帯犯罪被害及び個人犯罪被害が有意としてモデルに採用された。夜間の一人歩きに対して不安に関するオッズ比は、女性は男性に対して1.946 (P=0.000)、40～59歳は60歳以上に対して1.428 (P=0.005)、39歳以下は60歳以上に対して2.118 (P=0.000)、既婚・同棲は離婚・別居等に対して1.478 (P=0.041)、世帯犯罪被害のある者は世帯犯罪被害のない者に対して1.468 (P=0.001)、個人犯罪被害のある者は個人犯罪被害のない者に対して1.555 (P=0.023) であり、有意差を認めた。夜間の一人歩きに対する不安においては、女性は男性に比べて、59歳以下は60歳以上に比べて、既婚・同棲が離婚・別居等に比べて、世帯犯罪被害ありがなしに比べて、個人犯罪被害ありがなしに比べて、不安を感じる傾向が有意に高かった。

**3-1-1-1-11表 夜間の一人歩きに対する不安**

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
住居形態	一戸建て / (アパート等)	0.223	0.127	3.093	0.079	1.250	0.975	1.604
性別	女 / (男)	0.666	0.106	39.083	0.000	1.946	1.579	2.397
年齢	39歳以下 / (60歳以上)	0.750	0.163	21.208	0.000	2.118	1.539	2.915
	40~59歳 / (60歳以上)	0.356	0.127	7.936	0.005	1.428	1.115	1.830
婚姻状況	独身 / (離婚・別居等)	-0.255	0.247	1.069	0.301	0.775	0.478	1.257
	既婚・同棲 / (離婚・別居等)	0.391	0.191	4.172	0.041	1.478	1.016	2.151
世帯犯罪被害	あり / (なし)	0.384	0.110	12.084	0.001	1.468	1.182	1.823
個人犯罪被害	あり / (なし)	0.441	0.194	5.162	0.023	1.555	1.062	2.275
定数		-1.980	0.221	80.193	0.000	0.138		

注 1 「住居形態」については、公共の施設等は分析から除外している。  
 2 分析に使用したケース数は、1,784件である。  
 3 「都市規模」, 「世帯人数」及び「就業状況」は、モデルに採用されなかった。

## 2 不法侵入の被害に遭う不安

不法侵入の被害に遭う不安について、都市規模及び世帯人数別に見ると、特に有意な関連性は見られなかった(3-1-1-2-1表及び3-1-1-2-2表)。

**3-1-1-2-1表 都市規模別不法侵入の被害に遭う不安**

区分	非常に あり得る	あり得る	ま ず あり得ない	計	検定結果
政令指定都市	10 (2.6) [0.2]	208 (53.1) [-2.4]	174 (44.4) [2.4]	392 (100.0)	$\chi^2(4)=7.917$ p=0.095
政令指定都市を 除く人口10万人 以上の市	13 (1.9) [-1.1]	413 (61.2) [2.0]	249 (36.9) [-1.7]	675 (100.0)	
人口10万人未満 の市町村	15 (3.0) [1.0]	289 (58.4) [0.1]	191 (38.6) [-0.4]	495 (100.0)	
計	38 (2.4)	910 (58.3)	614 (39.3)	1,562 (100.0)	

注 1 不法侵入の被害に遭う不安が不詳の者を除く。  
 2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

**3-1-1-2-2表 世帯人数別不法侵入の被害に遭う不安**

区分	非常にあり得る	あり得る	まずあり得ない	計	検定結果
1人	3 (2.0) [-0.4]	72 (47.7) [-2.8]	76 (50.3) [2.9]	151 (100.0)	$\chi^2(8)=13.795$ $p=0.087$
2人	12 (2.8) [0.5]	234 (54.9) [-1.6]	180 (42.3) [1.5]	426 (100.0)	
3人	9 (2.4) [-0.0]	223 (60.4) [1.0]	137 (37.1) [-1.0]	369 (100.0)	
4人	8 (2.4) [-0.1]	211 (62.4) [1.8]	119 (35.2) [-1.7]	338 (100.0)	
5人以上	6 (2.4) [-0.1]	156 (61.2) [1.0]	93 (36.5) [-1.0]	255 (100.0)	
計	38 (2.5)	896 (58.2)	605 (39.3)	1,539 (100.0)	

注 1 世帯人数又は不法侵入の被害に遭う不安が不詳の者を除く。  
 2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

不法侵入の被害に遭う不安について、住居形態別に見ると、3-1-1-2-3表のとおりであり、アパート等の「まずあり得ない」及び一戸建ての「あり得る」が有意に高かった。

**3-1-1-2-3表 住居形態別不法侵入の被害に遭う不安**

区分	非常にあり得る	あり得る	まずあり得ない	計	検定結果
アパート等	8 (2.0) [-0.6]	195 (49.4) [-4.2]	192 (48.6) [4.4]	395 (100.0)	$(m)$ $p=0.002^{**}$
一戸建て	30 (2.6) [0.8]	702 (61.4) [4.1]	411 (36.0) [-4.4]	1,143 (100.0)	
その他	- [-0.7]	12 (57.1) [-0.1]	9 (42.9) [0.3]	21 (100.0)	
計	38 (2.4)	909 (58.3)	612 (39.3)	1,559 (100.0)	

注 1 住居形態又は不法侵入の被害に遭う不安が不詳の者を除く。  
 2 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。  
 3 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

不法侵入の被害に遭う不安について、男女別、年齢層別及び就業状況別に見ると、特に有意な関連性は見られなかった(3-1-1-2-4表、3-1-1-2-5表及び3-1-1-2-6表)。

**3-1-1-2-4表 男女別不法侵入の被害に遭う不安**

区 分	非 常 に あり得る	あり得る	ま ず あり得ない	計	検定結果
男性	17 (2.1) [-0.8]	450 (56.7) [-1.2]	326 (41.1) [1.5]	793 (100.0)	$\chi^2(2)=2.559$ p=0.278
女性	21 (2.7) [0.8]	459 (59.8) [1.2]	287 (37.4) [-1.5]	767 (100.0)	
計	38 (2.4)	909 (58.3)	613 (39.3)	1,560 (100.0)	

注 1 性別又は不法侵入の被害に遭う不安が不詳の者を除く。

2 ( )内は、構成比であり，[ ]内は、調整済み残差である。

**3-1-1-2-5表 年齢層別不法侵入の被害に遭う不安**

区 分	非 常 に あり得る	あり得る	ま ず あり得ない	計	検定結果
39歳以下	12 (3.1) [1.2]	216 (56.4) [-1.0]	155 (40.5) [0.6]	383 (100.0)	$\chi^2(4)=2.654$ p=0.617
40～59歳	12 (2.3) [-0.1]	319 (60.2) [1.0]	199 (37.5) [-1.0]	530 (100.0)	
60歳以上	12 (1.9) [-0.9]	365 (58.3) [-0.1]	249 (39.8) [0.4]	626 (100.0)	
計	36 (2.3)	900 (58.5)	603 (39.2)	1,539 (100.0)	

注 1 年齢又は不法侵入の被害に遭う不安が不詳の者を除く。

2 ( )内は、構成比であり，[ ]内は、調整済み残差である。

**3-1-1-2-6表 就業状況別不法侵入の被害に遭う不安**

区 分	非 常 に あり得る	あり得る	ま ず あり得ない	計	検定結果
働いている	14 (1.8) [-1.5]	464 (59.0) [0.6]	309 (39.3) [-0.2]	787 (100.0)	$\chi^2(8)=11.320$ $p=0.184$
主婦・主夫	6 (1.9) [-0.6]	186 (59.4) [0.5]	121 (38.7) [-0.3]	313 (100.0)	
無職・定年	10 (3.6) [1.5]	164 (59.2) [0.4]	103 (37.2) [-0.9]	277 (100.0)	
学生	4 (4.6) [1.4]	39 (44.8) [-2.6]	44 (50.6) [2.2]	87 (100.0)	
その他	2 (3.0) [0.4]	37 (56.1) [-0.4]	27 (40.9) [0.2]	66 (100.0)	
計	36 (2.4)	890 (58.2)	604 (39.5)	1,530 (100.0)	

注 1 就業状況又は不法侵入の被害に遭う不安が不詳の者を除く。  
 2 ( )内は、構成比であり，[ ]内は、調整済み残差である。

不法侵入の被害に遭う不安について、婚姻状況別に見ると、3-1-1-2-7表のとおりであり、独身の「まずあり得ない」及び既婚・同棲の「あり得る」が、有意に高かった。

**3-1-1-2-7表 婚姻状況別不法侵入の被害に遭う不安**

区 分	非 常 に あり得る	あり得る	ま ず あり得ない	計	検定結果
独身	9 (3.1) [0.8]	145 (49.7) [-3.3]	138 (47.3) [3.1]	292 (100.0)	$\chi^2(6)=13.276$ $p=0.039*$
既婚・同棲	24 (2.3) [-0.6]	649 (61.1) [3.4]	390 (36.7) [-3.3]	1,063 (100.0)	
離婚・別居	2 (2.6) [0.1]	42 (53.8) [-0.8]	34 (43.6) [0.8]	78 (100.0)	
配偶者死亡	2 (2.1) [-0.2]	53 (55.8) [-0.5]	40 (42.1) [0.6]	95 (100.0)	
計	37 (2.4)	889 (58.2)	602 (39.4)	1,528 (100.0)	

注 1 婚姻状況又は不法侵入の被害に遭う不安が不詳の者を除く。  
 2 ( )内は、構成比であり，[ ]内は、調整済み残差である。

不法侵入の被害に遭う不安について、全犯罪被害、世帯犯罪被害及び個人犯罪被害の有無別に見ると、いずれにおいても犯罪被害がない者の「まずあり得ない」、犯罪被害がある者の「非常にあり得る」及び「あり得る」が、有意に高かった(3-1-1-2-8表、3-1-1-2-9表及び3-1-1-2-10表)。

**3-1-1-2-8表 全犯罪被害の有無別不法侵入の被害に遭う不安**

区分	非常にあり得る	あり得る	まずあり得ない	計	検定結果
全犯罪被害なし	10 (1.1) [-4.3]	493 (52.8) [-5.6]	431 (46.1) [7.0]	934 (100.0)	$\chi^2(2)=60.471$ p=0.000**
全犯罪被害あり	26 (4.6) [4.3]	382 (67.4) [5.6]	159 (28.0) [-7.0]	567 (100.0)	
計	36 (2.4)	875 (58.3)	590 (39.3)	1,501 (100.0)	

注 1 全犯罪被害の有無又は不法侵入の被害に遭う不安が不詳の者を除く。

2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

**3-1-1-2-9表 世帯犯罪被害の有無別不法侵入の被害に遭う不安**

区分	非常にあり得る	あり得る	まずあり得ない	計	検定結果
世帯犯罪被害なし	10 (1.0) [-4.8]	527 (53.4) [-5.2]	450 (45.6) [6.7]	987 (100.0)	$\chi^2(2)=61.413$ p=0.000**
世帯犯罪被害あり	26 (5.0) [4.8]	349 (67.2) [5.2]	144 (27.7) [-6.7]	519 (100.0)	
計	36 (2.4)	876 (58.2)	594 (39.4)	1,506 (100.0)	

注 1 世帯犯罪被害の有無又は不法侵入の被害に遭う不安が不詳の者を除く。

2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

**3-1-1-2-10表 個人犯罪被害の有無別不法侵入の被害に遭う不安**

区分	非常にあり得る	あり得る	まずあり得ない	計	検定結果
個人犯罪被害なし	31 (2.2) [-2.6]	813 (57.2) [-3.0]	577 (40.6) [3.9]	1,421 (100.0)	$\chi^2(2)=19.268$ p=0.000**
個人犯罪被害あり	7 (6.0) [2.6]	83 (71.6) [3.0]	26 (22.4) [-3.9]	116 (100.0)	
計	38 (2.5)	896 (58.3)	603 (39.2)	1,537 (100.0)	

注 1 個人犯罪被害の有無又は不法侵入の被害に遭う不安が不詳の者を除く。

2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

3-1-1-2-11表は、不法侵入の被害に遭う不安について、ロジスティック回帰分析の結果を示したも

のである。

ロジスティック回帰分析については、不法侵入の被害に遭う不安の有無を目的変数とし、クロス集計で有意な関係にあった変数等を説明変数とした。回帰式への投入は、変数減少法によるステップワイズ（尤度比）手法を選択した（抽出基準は0.05）。説明変数の中から、最もよく目的変数を説明できるものを採用し、組み合わせることで、どの属性等（説明変数）がどのような強さで犯罪被害の有無（目的変数）に関係しているかを示した。

本章の分析で用いた変数とそのカテゴリの分割は、以下のとおりである。カテゴリは、分析を分かりやすくするため、クロス集計で用いたカテゴリよりまとめた形にした。

● **目的変数：**

- ・ 不法侵入の被害に遭う不安（「非常にあり得る」又は「あり得る」を1、「まずあり得ない」を0）

● **説明変数：**

- ・ 都市規模（政令指定都市／人口10万人以上／人口10万人未満）
- ・ 住居形態（アパート・マンション・テラスハウス・長屋／一戸建て住宅）
- ・ 世帯人数（1人／2～3人／4人以上）
- ・ 性別（女性／男性）
- ・ 年齢（39歳以下／40～59歳／60歳以上）
- ・ 就業状況（働いている／学生／主婦・主夫・無職・定年退職）
- ・ 婚姻状況（独身／既婚・同棲／離婚・別居・死別）
- ・ 世帯犯罪被害（あり／なし）
- ・ 個人犯罪被害（あり／なし）

不法侵入の被害に遭う不安については、住居形態、性別、世帯犯罪被害及び個人犯罪被害が有意としてモデルに採用された。不法侵入の被害に遭う不安に関するオッズ比は、一戸建て住宅がアパート等に対して1.792（ $P=0.000$ ）、女性が男性に対して1.270（ $P=0.041$ ）、世帯犯罪被害のある者が世帯犯罪被害のない者に対して1.983（ $P=0.000$ ）、個人犯罪被害のある者の方が個人犯罪被害のない者に対して2.239（ $P=0.002$ ）であり、有意差を認めた。不法侵入の被害に遭う不安においては、一戸建て住宅がそれ以外に比べて、女性が男性に比べて、世帯犯罪被害ありがなしに比べて、個人犯罪被害ありがなしに比べて、不安を感じる傾向が有意に高かった。

3-1-1-2-11表 不法侵入の被害に遭う不安

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
住居形態	一戸建て / (アパート等)	0.583	0.131	19.803	0.000	1.792	1.386	2.317
性別	女 / (男)	0.239	0.117	4.187	0.041	1.270	1.010	1.597
婚姻状況	独身 / (離婚・別居等)	-0.229	0.222	1.065	0.302	0.795	0.515	1.229
	既婚・同棲 / (離婚・別居等)	0.311	0.190	2.681	0.102	1.365	0.941	1.981
世帯犯罪被害	あり / (なし)	0.684	0.128	28.528	0.000	1.983	1.542	2.549
個人犯罪被害	あり / (なし)	0.806	0.255	10.019	0.002	2.239	1.359	3.689
定数		-0.556	0.217	6.580	0.010	0.573		

注 1 「住居形態」については、公共の施設等は分析から除外している。

2 分析に使用したケース数は、1,336件である。

3 「都市規模」、「世帯人数」、「年齢」及び「就業状況」は、モデルに採用されなかった。

### 3 まとめ

居住地域における犯罪被害に対する不安をまとめると、以下のとおりである。

- ① 世帯人数別に、夜間の一人歩きに対する不安を見ると、世帯人数が多いほど不安は高かった。
- ② 住居形態別に、自宅に不法侵入の被害に遭う不安について見ると、一戸建て住宅の不安が高かった。
- ③ 男女別に、夜間の一人歩きに対する不安について見ると、女性の不安が高かった。
- ④ 年齢層別に、夜間の一人歩きに対する不安について見ると、59歳以下の不安が高かった。
- ⑤ 就業状況別に、夜間の一人歩きに対する不安について見ると、女性が大部分を占める主婦・主夫の不安が高かった。また、働いている者は不安及び安心が高い結果であったが、内数から女性の不安が影響していると考えられた。同時に、無職・定年の安心が高かった。
- ⑥ 婚姻状況別に、夜間の一人歩きに対する不安及び自宅に不法侵入の被害に遭う不安について見ると、既婚・同棲の不安が高かった。
- ⑦ 全犯罪被害の有無別に、夜間の一人歩きに対する不安及び自宅に不法侵入の被害に遭う不安について見ると、全犯罪被害のある者は、不安が高かった。
- ⑧ 世帯犯罪被害及び個人犯罪被害の有無別に、夜間の一人歩きに対する不安及び自宅に不法侵入の被害に遭う不安について見ると、それぞれ被害がある者の不安が高かった。
- ⑨ 夜間の一人歩きに対する不安について、ロジスティック回帰分析によると、60歳以上よりも59歳以下、男性よりも女性、個人犯罪被害がない者よりもある者、離婚・別居等よりも既婚・同棲、世帯犯罪被害がない者よりもある者は、不安を感じる傾向が高かった。
- ⑩ 自宅に不法侵入の被害に遭う不安について、ロジスティック回帰分析によると、個人犯罪被害

のない者よりもある者、世帯犯罪被害のない者よりもある者、アパート等よりも一戸建て住宅、男性よりも女性は、不安を感じる傾向が高かった。

- ⑪ 自動車盗及びバイク盗において、一戸建て住宅よりもアパート等の被害率が高いものの、住居形態において一戸建て住宅の方が、不法侵入被害に遭う不安に高い傾向を示す点については、第3回調査と同様であり、実際の被害率における傾向とは相違した結果であった。

## 第2節 我が国の治安に関する認識

本節では、我が国の治安に関する認識を取り上げて、都市規模別、世帯人数別等に分析し、我が国の治安に関する認識に影響を与えている要因について検討する。

なお、我が国の治安に関する認識は、「我が国全体の治安について、あなたのご意見をお聞かせください。あなたは、今の我が国の治安について、どの程度であると思いますか。現時点のことについて、考えてみてください。」の項目を使用した。

### 1 我が国の治安に関する認識

我が国の治安に関する認識について、都市規模、世帯人数及び住居形態別に見ると、特に有意な関連性は見られなかった（3-1-2-1-1表、3-1-2-1-2表及び3-1-2-1-3表）。

**3-1-2-1-1表 都市規模別我が国の治安に関する認識**

区分	とても良い	まあまあ良い	良くも悪くもない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
政令指定都市	15 (2.9) [0.8]	177 (34.1) [1.3]	158 (30.4) [-0.3]	145 (27.9) [-0.4]	24 (4.6) [-1.7]	519 (100.0)	$\chi^2(8)=8.160$ p=0.418
政令指定都市を除く人口10万人以上の市	25 (2.8) [0.9]	285 (31.9) [0.0]	276 (30.9) [-0.0]	250 (28.0) [-0.6]	58 (6.5) [0.5]	894 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	10 (1.6) [-1.7]	192 (30.0) [-1.2]	200 (31.3) [0.2]	193 (30.2) [1.0]	45 (7.0) [1.1]	640 (100.0)	
計	50 (2.4)	654 (31.9)	634 (30.9)	588 (28.6)	127 (6.2)	2,053 (100.0)	

注 1 治安に関する認識が不詳の者を除く。

2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

**3-1-2-1-2表 世帯人数別我が国の治安に関する認識**

区分	とても良い	まあまあ良い	良くも悪くもない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
1人	8 (4.2) [1.7]	71 (37.0) [1.5]	46 (24.0) [-2.2]	56 (29.2) [0.2]	11 (5.7) [-0.2]	192 (100.0)	$\chi^2(16)=17.399$ p=0.360
2人	16 (2.9) [0.8]	184 (33.0) [0.6]	168 (30.2) [-0.5]	157 (28.2) [-0.3]	32 (5.7) [-0.3]	557 (100.0)	
3人	14 (2.9) [0.7]	149 (30.3) [-0.9]	149 (30.3) [-0.3]	147 (29.9) [0.8]	32 (6.5) [0.5]	491 (100.0)	
4人	7 (1.5) [-1.4]	147 (32.0) [-0.0]	148 (32.2) [0.7]	126 (27.4) [-0.7]	32 (7.0) [1.0]	460 (100.0)	
5人以上	4 (1.2) [-1.5]	97 (29.9) [-0.9]	115 (35.5) [1.9]	93 (28.7) [0.0]	15 (4.6) [-1.2]	324 (100.0)	
計	49 (2.4)	648 (32.0)	626 (30.9)	579 (28.6)	122 (6.0)	2,024 (100.0)	

注 1 世帯人数又は治安に関する認識が不詳の者を除く。

2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

**3-1-2-1-3表 住居形態別我が国の治安に関する認識**

区分	とても良い	まあまあ良い	良くも悪くもない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
アパート等	19 (3.7) [2.1]	172 (33.1) [0.7]	162 (31.2) [0.2]	130 (25.0) [-2.1]	36 (6.9) [0.8]	519 (100.0)	<sup>(m)</sup> p=0.205
一戸建て	31 (2.1) [-1.8]	476 (31.7) [-0.3]	459 (30.6) [-0.4]	445 (29.7) [1.8]	89 (5.9) [-0.8]	1,500 (100.0)	
その他	- [-0.9]	6 (20.0) [-1.4]	11 (36.7) [0.7]	11 (36.7) [1.0]	2 (6.7) [0.1]	30 (100.0)	
計	50 (2.4)	654 (31.9)	632 (30.8)	586 (28.6)	127 (6.2)	2,049 (100.0)	

注 1 住居形態又は治安に関する認識が不詳の者を除く。

2 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。

3 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

我が国の治安に関する認識について、男女別に見ると、3-1-2-1-4表のとおりであり、男性の「とても良い」及び「まあまあ良い」並びに女性の「良くも悪くもない」及び「やや悪い」が、有意に高かった。

**3-1-2-1-4表 男女別我が国の治安に関する認識**

区 分	とても良い	まあまあ 良い	良くも悪く もない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
男性	35 (3.5) [3.1]	362 (36.3) [4.2]	276 (27.7) [-3.1]	264 (26.5) [-2.0]	60 (6.0) [-0.3]	997 (100.0)	$\chi^2(4)=30.342$ p=0.000**
女性	15 (1.4) [-3.1]	292 (27.8) [-4.2]	357 (33.9) [3.1]	321 (30.5) [2.0]	67 (6.4) [0.3]	1,052 (100.0)	
計	50 (2.4)	654 (31.9)	633 (30.9)	585 (28.6)	127 (6.2)	2,049 (100.0)	

注 1 性別又は治安に関する認識が不詳の者を除く。

2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

我が国の治安に関する認識について、年齢層別に見ると、特に有意な関連性は見られなかった(3-1-2-1-5表)。

**3-1-2-1-5表 年齢層別我が国の治安に関する認識**

区 分	とても良い	まあまあ 良い	良くも悪く もない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
39歳以下	17 (3.3) [1.5]	152 (29.5) [-1.4]	162 (31.5) [0.2]	143 (27.8) [-0.4]	41 (8.0) [2.2]	515 (100.0)	$\chi^2(8)=10.411$ p=0.237
40～59歳	17 (2.5) [0.1]	225 (32.5) [0.4]	225 (32.5) [1.0]	190 (27.5) [-0.7]	35 (5.1) [-1.3]	692 (100.0)	
60歳以上	15 (1.9) [-1.4]	268 (33.2) [0.9]	240 (29.7) [-1.1]	240 (29.7) [1.0]	45 (5.6) [-0.7]	808 (100.0)	
計	49 (2.4)	645 (32.0)	627 (31.1)	573 (28.4)	121 (6.0)	2,015 (100.0)	

注 1 年齢又は治安に関する認識が不詳の者を除く。

2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

我が国の治安に関する認識について、就業状況別に見たところ、3-1-2-1-6表のとおりであり、働いている者の「まあまあ良い」並びに主婦・主夫の「良くも悪くもない」及び「やや悪い」が、有意に高かった。なお、主婦・主夫は、女性が435名を占めている。

**3-1-2-1-6表 就業状況別我が国の治安に関する認識**

区 分	とても良い	まあまあ 良い	良くも悪く もない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
働いている	29 (2.9) [1.2]	358 (35.2) [3.3]	298 (29.3) [-1.8]	272 (26.7) [-1.6]	60 (5.9) [-0.5]	1,017 (100.0)	$\chi^2(16)=35.924$ p=0.003**
主婦・主夫	4 (0.9) [-2.4]	109 (24.7) [-3.6]	155 (35.1) [2.0]	142 (32.2) [2.0]	31 (7.0) [0.8]	441 (100.0)	
無職・定年	6 (1.7) [-0.9]	110 (32.1) [0.1]	106 (30.9) [-0.1]	99 (28.9) [0.2]	22 (6.4) [0.2]	343 (100.0)	
学生	4 (3.5) [0.8]	40 (35.1) [0.8]	39 (34.2) [0.7]	25 (21.9) [-1.6]	6 (5.3) [-0.4]	114 (100.0)	
その他	6 (6.6) [2.6]	22 (24.2) [-1.6]	27 (29.7) [-0.3]	31 (34.1) [1.2]	5 (5.5) [-0.3]	91 (100.0)	
計	49 (2.4)	639 (31.9)	625 (31.2)	569 (28.4)	124 (6.2)	2,006 (100.0)	

注 1 就業状況又は治安に関する認識が不詳の者を除く。

2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

我が国の治安に関する認識について、婚姻状況別に見ると、特に有意な関連性は見られなかった(3-1-2-1-7表)。

**3-1-2-1-7表 婚姻状況別我が国の治安に関する認識**

区 分	とても良い	まあまあ 良い	良くも悪く もない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
独身	14 (3.5) [1.5]	128 (32.0) [-0.1]	120 (30.0) [-0.3]	109 (27.3) [-0.6]	29 (7.3) [0.9]	400 (100.0)	$\chi^2(12)=11.894$ p=0.454
既婚・同棲	27 (1.9) [-2.3]	454 (32.4) [0.3]	438 (31.3) [1.1]	401 (28.6) [0.2]	80 (5.7) [-1.5]	1,400 (100.0)	
離婚・別居	5 (5.6) [2.0]	26 (28.9) [-0.7]	26 (28.9) [-0.4]	25 (27.8) [-0.2]	8 (8.9) [1.1]	90 (100.0)	
配偶者死亡	3 (2.6) [0.1]	38 (33.0) [0.2]	29 (25.2) [-1.3]	37 (32.2) [0.9]	8 (7.0) [0.3]	115 (100.0)	
計	49 (2.4)	646 (32.2)	613 (30.6)	572 (28.5)	125 (6.2)	2,005 (100.0)	

注 1 婚姻状況又は治安に関する認識が不詳の者を除く。

2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

我が国の治安に関する認識について、全犯罪被害の有無別に見ると、3-1-2-1-8表のとおりであり、全犯罪被害のない者は「とても良い」、犯罪被害のある者は「やや悪い」及び「とても悪い」が有意に高かった。

**3-1-2-1-8表 全犯罪被害の有無別我が国の治安に関する認識**

区 分	とても良い	まあまあ 良い	良くも悪く もない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
全犯罪被害なし	38 (3.1) [2.1]	406 (32.7) [1.0]	399 (32.2) [1.7]	334 (26.9) [-2.1]	63 (5.1) [-2.7]	1,240 (100.0)	$\chi^2(4)=17.189$ p=0.002**
全犯罪被害あり	11 (1.5) [-2.1]	221 (30.5) [-1.0]	206 (28.5) [-1.7]	227 (31.4) [2.1]	59 (8.1) [2.7]	724 (100.0)	
計	49 (2.5)	627 (31.9)	605 (30.8)	561 (28.6)	122 (6.2)	1,964 (100.0)	

注 1 全犯罪被害の有無又は治安に関する認識が不詳の者を除く。  
2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

我が国の治安に関する認識について、世帯犯罪被害の有無別に見ると、3-1-2-1-9表のとおりであり、世帯犯罪被害のある者は、「とても悪い」が有意に高かった。

**3-1-2-1-9表 世帯犯罪被害の有無別我が国の治安に関する認識**

区 分	とても良い	まあまあ 良い	良くも悪く もない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
世帯犯罪被害なし	39 (3.0) [1.9]	438 (33.2) [1.6]	414 (31.3) [0.9]	361 (27.3) [-1.9]	69 (5.2) [-2.5]	1,321 (100.0)	$\chi^2(4)=14.318$ p=0.006**
世帯犯罪被害あり	10 (1.5) [-1.9]	194 (29.6) [-1.6]	192 (29.3) [-0.9]	206 (31.5) [1.9]	53 (8.1) [2.5]	655 (100.0)	
計	49 (2.5)	632 (32.0)	606 (30.7)	567 (28.7)	122 (6.2)	1,976 (100.0)	

注 1 世帯犯罪被害の有無又は治安に関する認識が不詳の者を除く。  
2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

我が国の治安に関する認識について、個人犯罪被害の有無別に見ると、3-1-2-1-10表のとおりであり、個人犯罪被害のない者の「良くも悪くもない」及び個人犯罪被害のある者の「とても悪い」が、有意に高かった。

**3-1-2-1-10表 個人犯罪被害の有無別我が国の治安に関する認識**

区 分	とても良い	まあまあ 良い	良くも悪く もない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
個人犯罪被害なし	49 (2.6) [1.5]	599 (32.1) [0.6]	594 (31.8) [2.6]	520 (27.9) [-1.7]	103 (5.5) [-3.9]	1,865 (100.0)	$\chi^2(4)=23.380$ $p=0.000^{**}$
個人犯罪被害あり	1 (0.7) [-1.5]	44 (29.7) [-0.6]	32 (21.6) [-2.6]	51 (34.5) [1.7]	20 (13.5) [3.9]	148 (100.0)	
計	50 (2.5)	643 (31.9)	626 (31.1)	571 (28.4)	123 (6.1)	2,013 (100.0)	

注 1 個人犯罪被害の有無又は治安に関する認識が不詳の者を除く。

2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

3-1-2-1-11表は、我が国の治安に関する認識について、ロジスティック回帰分析の結果を示したものである。

ロジスティック回帰分析については、我が国の治安に関する認識についての有無を目的変数とし、クロス集計で有意な関係にあった変数等を説明変数とした。回帰式への投入は、変数減少法によるステップワイズ（尤度比）手法を選択した（抽出基準は0.05）。説明変数の中から、最もよく目的変数を説明できるものを採用し、組み合わせることで、どの属性等（説明変数）がどのような強さで犯罪被害の有無（目的変数）に関係しているかを示した。

本章の分析で用いた変数とそのカテゴリの分割は、以下のとおりである。カテゴリは、分析を分かりやすくするため、クロス集計で用いたカテゴリよりまとめた形にした。

● **目的変数：**

- ・ 我が国の治安に関する認識（「やや悪い」又は「悪い」を1、「とても良い」又は「まあまあ良い」を0）

● **説明変数：**

- ・ 都市規模（政令指定都市／人口10万人以上／人口10万人未満）
- ・ 住居形態（アパート・マンション・テラスハウス・長屋／一戸建て住宅）
- ・ 世帯人数（1人／2～3人／4人以上）
- ・ 性別（女性／男性）
- ・ 年齢（39歳以下／40～59歳／60歳以上）
- ・ 就業状況（働いている／学生／主婦・主夫・無職・定年退職）
- ・ 婚姻状況（独身／既婚・同棲／離婚・別居・死別）
- ・ 世帯犯罪被害（あり／なし）
- ・ 個人犯罪被害（あり／なし）

我が国の治安に関する認識については、都市規模、性別及び就業状況が有意としてモデルに採用された。我が国の治安を悪いと認識するオッズ比は、「政令指定都市」が「人口10万人未満」に対して0.631 (P=0.004)、「女性」は「男性」に対して1.458 (P=0.002)、「働いている者」は「無職・定年・主婦等」に対して0.739 (P=0.018) であり有意差を認めた。我が国の治安に関する認識においては、人口10万人未満が政令指定都市に比べて、女性が男性に比べて、無職・定年・主婦等が働いている者に比べて、不安を感じる傾向が有意に高かった。

**3-1-2-1-11表 我が国の治安に関する認識**

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
都市規模	政令指定都市 / (人口10万人未満)	-0.461	0.161	8.192	0.004	0.631	0.460	0.865
	人口10万人以上 / (人口10万人未満)	-0.168	0.137	1.508	0.219	0.845	0.646	1.106
性別	女 / (男)	0.377	0.122	9.504	0.002	1.458	1.147	1.853
就業状況	働いている / (無職・定年・主婦等)	-0.303	0.128	5.552	0.018	0.739	0.574	0.950
	学生 / (無職・定年・主婦等)	-0.509	0.264	3.726	0.054	0.601	0.359	1.008
世帯犯罪被害	あり / (なし)	0.231	0.126	3.365	0.067	1.260	0.984	1.612
個人犯罪被害	あり / (なし)	0.425	0.218	3.806	0.051	1.530	0.998	2.345
定数		0.041	0.153	0.072	0.788	1.042		

注 1 分析に使用したケース数は、1,209件である。

2 「世帯人数」, 「住居形態」, 「年齢」及び「婚姻状況」は、モデルに採用されなかった。

## 2 まとめ

我が国の治安に関する認識をまとめると、以下のとおりである。

- ① 男女別に、我が国の治安に関する認識について見ると、女性の不安が高かった。
- ② 就業状況別に、我が国の治安に関する認識について見ると、女性が大部分を占める主婦・主夫の不安が高かった。
- ③ 全犯罪被害有無別、世帯犯罪被害有無別及び個人犯罪被害有無別に、我が国の治安に関する認識について見ると、それぞれの犯罪被害のある者に不安が高かった。
- ④ 我が国の治安に関する認識について、ロジスティック回帰分析によると、男性よりも女性、政令指定都市よりも人口10万人未満、働いている人よりも無職・定年・主婦等は、不安を感じる傾向が高かった。

### 第3節 居住地域における犯罪被害に対する不安と我が国の治安に関する認識

#### 1 居住地域における犯罪被害に対する不安と我が国の治安に関する認識

居住地域における犯罪被害に対する不安と我が国の治安に関する認識の関係を見るために、以下のとおりカテゴリの分類を行った。

居住地域における犯罪被害に対する不安は、①「暗くなった後、あなたの住んでいる地域を一人で歩いているとき、どの程度安全であると感じますか（個人犯罪被害に対する不安）。」及び②「今後1年間のうちに、誰かがあなたの自宅に侵入する可能性について、どのように思われますか（世帯犯罪被害に対する不安）。」の2項目から構成されているが、それぞれの回答から「分からない」を除外し、前者を「夜間の一人歩き・安全」及び「夜間の一人歩き・危険」、後者を「不法侵入・あり得ない」及び「不法侵入・あり得る」とそれぞれ2分類した。

また、我が国の治安に関する認識については、「我が国全体の治安について、あなたのご意見をお聞かせください。あなたは、今の我が国の治安について、どの程度であると思いますか。現時点のことについて、考えてみてください。」について、「分からない」を除外した上で、「治安認識・良い」、「治安認識・良くも悪くもない」及び「治安認識・悪い」に3分類した。

夜間の一人歩きに対する不安と我が国の治安に関する認識については、3-1-3-1-1表のとおりであり、夜間の一人歩きを安全と感じる人は、我が国の治安を良いと認識し、夜間の一人歩きを不安と感じる人は、我が国の日本の治安を悪いと認識する傾向が見られた。

**3-1-3-1-1表 夜間の一人歩きに対する不安と我が国の治安に関する認識**

区分	治安認識 ・良い	治安認識・ 良くも悪くもない	治安認識 ・悪い	計	検定結果
夜間の一人 歩き・安全	545 (40.0) [7.4]	428 (31.4) [1.2]	388 (28.5) [-8.6]	1,361 (100.0)	$\chi^2(2)=84.813$ p=0.000**
夜間の一人 歩き・不安	151 (23.2) [-7.4]	188 (28.9) [-1.2]	312 (47.9) [8.6]	651 (100.0)	
計	696 (34.6)	616 (30.6)	700 (34.8)	2,012 (100.0)	

注 1 夜間の一人歩きに対する不安又は治安に関する認識が不詳の者を除く。

2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

不法侵入の被害に遭う不安と我が国の治安に関する認識については、3-1-3-1-2表のとおりであり、不法侵入をあり得ないと感じる人は、我が国の治安を良いと認識し、不法侵入をあり得ると感じる人は、我が国の治安を悪いと認識する傾向が見られた。

3-1-3-1-2表 不法侵入の被害に遭う不安と我が国の治安に関する認識

区分	治安認識 ・良い	治安認識・ 良くも悪くもない	治安認識 ・悪い	計	検定結果
不法侵入 ・あり得ない	253 (42.5) [3.8]	175 (29.4) [0.4]	167 (28.1) [-4.2]	595 (100.0)	$\chi^2(2)=21.199$ p=0.000**
不法侵入 ・あり得る	301 (32.8) [-3.8]	262 (28.5) [-0.4]	355 (38.7) [4.2]	918 (100.0)	
計	554 (36.6)	437 (28.9)	522 (34.5)	1,513 (100.0)	

注 1 不法侵入の被害に遭う不安又は治安に関する認識が不詳の者を除く。

2 ( )内は、構成比であり、[ ]内は、調整済み残差である。

## 2 まとめ

これらの結果から、居住地域における犯罪被害に対する不安の高い者が、我が国の治安に関する認識を悪く捉えており、また、居住地域における犯罪被害に対する不安の低い者が、我が国の治安に関する認識を良く捉えていることが分かる。すなわち、身近な犯罪に対する不安の強さと、我が国の治安に関する懸念との間には、密接な関連があると考えられる。

## おわりに

法務総合研究所による犯罪被害実態(暗数)調査は、2000年に第1回調査を行ってから、4年ごとの調査を継続して今回が4回目となり、12年間のスパンでの比較が可能となった。第1回調査から第4回調査までの被害率の変化を見ると、全犯罪についても、比較的被害率の高い自動車損壊、バイク盗及び自転車盗についても、第1回調査から第3回調査まで低下傾向にあったものが、2008年の第3回調査から2012年の第4回調査にかけて大きな変動はなく、犯罪被害率の低下が停滞しているようにも見える。また、居住地域における犯罪不安と我が国の治安に関する認識については、第3回調査から第4回調査にかけて居住地域における犯罪について不安を感じる人の比率が上昇した一方、我が国の治安については良いと認識する人の比率が上昇した。

前回の第3回調査における結果の考察では、全犯罪被害の被害率について第1回調査から第3回調査まで一貫して低下しているにもかかわらず、日本全体における治安に関する認識が悪いため、現実と認識の乖離を指摘したところである。今回、犯罪被害率の低下は停滞したが、治安認識については引き続き良くなっており、現実と認識は少し近づいたようにも思われる。一方、居住地域における犯罪について不安を感じる人の比率は高くなる傾向が続いている。犯罪被害の有無と居住地域における犯罪に対する不安とは関連があることから、第3回調査から第4回調査にかけて犯罪被害率の低下が停滞したことと関連があるかもしれない。治安認識の好転については、治安認識の理由を問うなど、より詳細な調査と検討が必要と考えられる。

今回はまた、7つの被害態様(犯罪)について、第1回調査から第4回調査までの被害率の経年変化を、対応する犯罪の認知件数の経年変化と共にグラフに掲載することで、比較を行ってみた。ただ、本調査が多数の調査対象者に対するアンケート調査により犯罪被害の実情を知ろうとするものであるのに対し、犯罪の認知件数は警察等が犯罪の発生を認知した件数であって、その捉え方は同一ではなく、この比較はあくまで参考ということに留意する必要がある。とはいえ、この比較からは、各被害態様の被害率と対応する犯罪の認知件数の経年変化について、極端に異なった動きを示しているものはない、ということはある程度言える。

ところで、第1回調査と第2回調査は国際犯罪被害実態調査(ICVS:International Crime Victimization Survey)に参加する形で行い、法務総合研究所においても、それぞれの結果に基づいて、我が国を中心にICVSを踏まえた国際比較研究を行った。その後、ICVSは、インターネットによる調査方法の可能性を探るためのICVS2010パイロット調査を2010年に実施している。他方、我が国では、第1回調査から第3回調査まで訪問調査員による聞き取り方式を用いたが、第4回は郵送調査によった。そのため、今回は各質問における無回答の比率が高く、分析に当たって無回答の数を慎重に扱う必要が生じた。犯罪被害実態

調査等この種の調査においては、調査方法によって結果が変わる可能性があることについて留意する必要があると思われる。警察への申告率が低いとされる性犯罪や報復のおそれのある知人等による暴力犯罪等は、アンケート調査であっても正直に回答することは躊躇され、依然として暗数に留まる可能性が残ることが課題として指摘されている。暗数の実態に近づくには、調査方法や質問方法をさらに工夫し、より大規模な調査を実施することが望ましいと考えられる。

第1回調査から今回までの犯罪被害実態（暗数）調査により、犯罪発生の動向や被害の有無と被害者の属性との関係、さらには、犯罪についての不安や治安認識に関して有用な知見が豊富に得られたものとする。今後の調査については、より正確に実態が捉えられるよう調査方法について更に工夫を重ねていくこととしたい。

## 参考資料

- 1 「安全・安心な社会づくりのための基礎調査（第4回犯罪被害実態調査）」調査票
- 2 基礎集計表
- 3 ICVS2010 パイロット調査 調査票（翻訳）
- 4 ICVS2010 パイロット調査 報告書（翻訳）

## 調査票

**I あなたの住んでいる地域についての安全の度合いなどについて、お答えください。**

**問1** 暗くなった後、あなたの住んでいる地域を一人で歩いているとき、どの程度安全であると感じますか。

- 1 とても安全である      2 まあまあ安全である      3 やや危ない  
4 とても危ない      9 わからない

**問2** 暗くなった後、あなたの住んでいる地域で、あなたの家族、例えばお子さんはどの程度安全であると感じますか。

- 1 とても安全である      2 まあまあ安全である      3 やや危ない  
4 とても危ない      9 わからない

**問3** 今後1年間のうちに、誰かがあなたの自宅に侵入する可能性について、どのように思われますか。

- 1 非常にあり得る      2 あり得る      3 まずあり得ない  
9 わからない

**問4** 全体として、あなたの地域の警察の防犯活動をどのように評価しますか。

- 1 非常によくやっている      2 まあまあよくやっている      3 やや不十分  
4 非常に不十分      9 わからない

**問5** 我が国全体の治安について、あなたのご意見をお聞かせください。あなたは、今の我が国の治安について、どの程度であると思いますか。現時点のことについて、考えてみてください。

- 1 とても良い      2 まあまあ良い      3 良くも悪くもない  
4 やや悪い      5 とても悪い      9 わからない

**II 犯罪による被害について、あなたやご家族のご経験をお伺いします。****自転車の所有状況や盗難の被害**

**問6** 過去5年間（平成19年（2007年）からの5年間。以下同じ。）に、あなたやご家族（別居している家族、同居していても世帯が異なる家族は除きます。以下同じ。）で、自転車（子どもの自転車も含みます。）を持っていた人はいましたか。

- 1 はい（次の質問へ）      2 いいえ（問8へ）

**問7** 過去5年間に、あなたやご家族で、自転車を盗まれたことがありましたか。

- 1 ある（P7の問7-Aへ）      2 ない（次の質問へ）      9 わからない（次の質問へ）

**原動機付自転車や自動二輪車の所有状況や盗難の被害**

**問8** 過去5年間に、あなたやご家族で、原動機付自転車や自動二輪車（スクーター、オートバイなど）を持っていた人はいましたか。

- 1 はい（次の質問へ）      2 いいえ（問10へ）

**問9** 過去5年間に、あなたやご家族で、原動機付自転車や自動二輪車を盗まれたことがありましたか。

- 1 ある（P8の問9-Aへ）      2 ない（次の質問へ）      9 わからない（次の質問へ）

**自家用の自動車の所有状況や盗難の被害**

**問10** 過去5年間に、あなたやご家族で、自家用の自動車（乗用車のほか、バン、トラックなどの貨物車も含みます。）を持っていた人はいましたか。

- 1 はい（次の質問へ）      2 いいえ（問14へ）

**問11** 過去5年間に、あなたやご家族で、自家用の自動車を盗まれたことがありましたか。

- 1 ある（P10の問11-Aへ）      2 ない（次の質問へ）      9 わからない（次の質問へ）

**問12** 過去5年間に、あなたやご家族で、車の中に置いてあったバック等の物、又はタイヤ等の車の部品を盗まれたことがありましたか。

なお、車の破損や車ごと盗難にあった場合は含めないでください。

- 1 ある（P11の問12-Aへ）      2 ない（次の質問へ）      9 わからない（次の質問へ）

**問13** 過去5年間に、盗難とは別に、あなたやご家族が持っている自家用の自動車を、わざと傷つけられたり、壊されたりしたことがありましたか。わざとであるとあなたが考える場合は、それを含めてください。

なお、交通事故は含めないでください。

- 1 ある（P12の問13-Aへ）      2 ない（次の質問へ）      9 わからない（次の質問へ）

**不法侵入被害**

**問14** 過去5年間に、誰かがあなたの自宅に許可なく入り込み、お金や物を盗んだこと、又は盗もうとしたことがありましたか。

なお、ここでいう「自宅」には、地下室を含みますが、車庫、<sup>なぐさ</sup>納屋、物置、倉庫、別荘は含めないでください。

- 1 ある（P14の問14-Aへ）      2 ない（次の質問へ）      9 わからない（次の質問へ）

**問15** 問14で伺ったこととは別に、過去5年間に、誰かがあなたの自宅に侵入しようとした形跡に気付いたことがありましたか。例えば、鍵やドア、窓が壊されていたり、鍵の周りにひっかき傷等があったことがありましたか。

- 1 ある（P15の問15-Aへ）      2 ない（次の質問へ）      9 わからない（次の質問へ）

**Ⅲ あなた自身に起こったことについて、お伺いします。**

ご家族に被害があった場合でも、ご自身が被害にあっていない場合は、「ない」に○をつけてください。

**強盗、<sup>きょうかつ</sup>恐喝、ひったくりの被害**

**問16** 過去5年間に、あなたは、誰かから暴行や脅迫<sup>きょうはく</sup>を受けて、お金や物を奪われたこと、又は奪われそうになったことがありますか。

なお、スリの被害は含めないでください。

- 1 ある（P16の問16-Aへ）      2 ない（次の質問へ）      9 わからない（次の質問へ）

**盗難の被害**

**問17** 問7から問16でお伺いした自動車盗、車からの盗難、バイク盗、自転車盗、住居侵入盗、強盗、恐喝、ひったくりとは別に、過去5年間に、あなたは、盗難の被害にあわれたことがありましたか。

- 1 ある（P18の問17-Aへ） 2 ない（次の質問へ） 9 わからない（次の質問へ）

**暴行の被害**

**問18** 問7から問17でお伺いした被害とは別に、過去5年間に、あなたは、自宅又はその他の場所で、本当に恐ろしいと感じるような暴行や脅迫を受けたことがありましたか。

なお、家庭内での暴力も含めます。性的暴力は含めないでください。

- 1 ある（P20の問18-Aへ） 2 ない（次の質問へ） 9 わからない（次の質問へ）

**性的な被害**

**問19** 過去5年間に、あなたは性的な被害にあわれたことがありますか。職場での性的ないやがらせや家庭内における性的暴行も含めて考えてください。

ただし、言葉による性的いやがらせは含めません。

- 1 ある（P22の問19-Aへ） 2 ない（次の質問へ） 9 わからない（次の質問へ）

**IV あなたの被害、又はあなたやご家族のどなたかの被害について、お伺いします。****クレジットカード情報詐欺**

**問20** 過去5年間に、あなたはクレジットカード又はデビット機能のあるカードを持っていたことがありますか。

- 1 はい（次の質問へ） 2 いいえ（問22へ）

**問21** 過去5年間に、第三者があなたのクレジットカード又はデビット機能のあるカードを悪用して、買い物やサービスの提供を受けたりする被害にあわれたことがありますか。

なお、「クレジットカード又はデビット機能のあるカードを悪用して」には、クレジットカード又はデビットカードそのものが悪用された場合のほか、第三者がこれらカードに関する個人情報を入手して悪用した場合を含みます。

- 1 ある（P24の問21-Aへ） 2 ない（次の質問へ） 9 わからない（次の質問へ）

**個人情報の悪用**

**問22** 問21で伺った被害以外で、あなたやご家族が、過去5年間に、第三者から個人情報を悪用される被害にあわれたことがありますか。

なお、「個人情報を悪用される被害」は、例えば、預貯金口座の開設や、携帯電話の契約などのために、第三者が個人情報を悪用された本人になりました場合をいいます。

- 1 ある（P25の問22-Aへ） 2 ない（次の質問へ） 9 わからない（次の質問へ）

**振り込め詐欺**

**問23** 過去5年間に、あなたはいわゆる振り込め詐欺と思われる電話やメール、通知などを受けたことがありますか。

なお、「いわゆる振り込み詐欺」には、いわゆるオレオレ詐欺、架空請求詐欺、還付金等詐欺などを含みます。また、お金を支払う手段として、振り込みによる場合だけでなく、犯人グループの誰かが、担当者などと偽ってお金やキャッシュカードなどを手渡しで受け取る場合なども含みます。

- 1 ある(次の質問へ)      2 ない(問25へ)      9 わからない(問25へ)

**問24** いわゆる振り込み詐欺<sup>きぎ</sup>と思われる電話やメールなどを受けて、実際にお金を支払いましたか。

- 1 はい(P27の問24-Aへ)      2 いいえ(次の質問へ)      9 わからない(次の質問へ)

### インターネットオークション詐欺<sup>きぎ</sup>

**問25** 過去5年間に、あなたはインターネットオークション詐欺<sup>きぎ</sup>の被害にあわれたことがありますか。

なお、「被害にあう」とは、代金を支払ったのに商品が届かないあるいは違う商品が届いた、商品を発送したのに代金の支払いがないなど、実際に損失があった場合に限ります。

- 1 ある(P28の問25-Aへ)      2 ない(次の質問へ)      9 わからない(次の質問へ)

### 消費者詐欺<sup>きぎ</sup>の被害

**問26** 過去5年間に、あなたやご家族は、商品を買ったり、サービスを受けたりしたときに、その商品やサービスの質や量について、だまされたことがありましたか。

- 1 ある(P29の問26-Aへ)      2 ない(次の質問へ)      9 わからない(次の質問へ)

## V 薬物問題に接することがあるか、お聞かせください。

**問27** 過去1年間にわたって、あなたは自分の住んでいる地域で、薬物の問題に接したこと、例えば、薬物を取引している人々や公共の場で薬物を使用している人々を見たり、あるいは、薬物乱用者が放置した注射器を見たりしたことなどが、どのくらいありますか。

- 1 よくある      2 時々ある      3 まれにある      4 一度もない      9 わからない

## VI 犯罪者に対する処罰のあり方について、あなたの考えを教えてください。

**問28** 21歳の男性が二度目の住居侵入と窃盗で有罪になったとします。今回盗んだ物はカラーテレビ1台でした。このような場合、最も適当な処分は次のどれだと思いますか。

- 1 懲役<sup>ちょうえき</sup>(実刑)(次の質問へ)      2 懲役<sup>ちょうえき</sup>(執行猶予)(問30へ)  
 3 罰金(問30へ)      4 その他の処分( ) (問30へ)  
 5 処分なし(問30へ)      9 わからない(問30へ)

**問29** 懲役の期間はどのくらいの長さが適当だと思いますか。何年何か月(数字を書いてください)あるいは無期懲役<sup>むきちようえき</sup>(○をつけてください)という形でお答えください。

- [            ] 年 [            ] か月 ・ 無期懲役 ・ わからない

## VII あなたのお住まいの状況について、お尋ねします。

- 問30 あなたが現在お住まいになっているのは、次のうち、どれですか。
- 1 アパート・マンション      2 テラスハウス・長屋（隣同士が壁でくっついている家）  
3 一戸建て住宅      4 公共の施設（病院あるいは老人ホームなど）      5 その他
- 問31 あなたの住居の防犯設備などについて、お伺いします。  
あなたの住居を守っているものについて、次の中から、該当するものをすべてお答えください。
- 1 侵入防止警報機      2 特別のドア鍵（複数鍵、特別仕様鍵など）  
3 特別の窓／ドア格子（格子付き窓、強化ガラスなど）      4 番犬  
5 高い塀      6 管理人／ガードマン      7 自治会等による自警組織  
8 隣近所で注意し合うことの申合せ      9 防犯カメラ      10 その他（      ）  
11 何の防犯設備もない      12 わからない      13 答えたくない

## VIII 最後に、あなたのことについて、お聞かせください。

- 問32 あなたの性別を教えてください。
- 1 男性      2 女性
- 問33 あなたの生まれた年を教えてください。
- 西暦〔      〕年（又は 明治・大正・昭和・平成〔      〕年）
- 問34 あなたは次のどれにあてはまりますか。該当するものをすべてお答えください。
- 1 正社員・自営業者として働いている      2 パート・アルバイトとして働いている  
3 求職中である（失業中）      4 主婦・主夫  
5 定年退職者、病気療養中など      6 学校に行っている（学生）  
7 無職      8 その他      9 答えたくない
- 問35 あなたは、次のどれに当てはまりますか。
- 1 未婚である（独身である）      2 未婚であるが、同棲している  
3 既婚である      4 既婚であるが、配偶者とは別居している  
5 結婚したことはあるが、すでに離婚している  
6 結婚したことはあるが、配偶者は亡くなっている  
7 その他      9 答えたくない
- 問36 あなたの世帯の人数は何人ですか。
- 〔      〕人
- 問37 あなたの世帯で16歳以上の方は、あなたを含めて何人ですか。また、そのうち男性は何人ですか。
- 〔      〕人（そのうち 男性は〔      〕人）

以上で調査は終了です。御協力ありがとうございました。

なお、犯罪の被害にあわれたことがある方においては、P7からP30の犯罪被害の状況等に関する質問について、回答もれがないかご確認をお願いします。



**問7-H** あなたが満足できなかった理由は何ですか。該当するものをすべてお答えください。

- 1 十分な対処をしてくれなかった
- 2 関心を持って聞いてくれなかった
- 3 犯人を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった
- 4 盗まれたものを取り戻してくれなかった
- 5 十分な経過通知をしてくれなかった
- 6 適切な扱いを受けなかった（失礼だった）
- 7 到着するのが遅かった
- 8 その他（ ）
- 9 わからない （P2の間8へ）

**問7-I** どうして届け出なかったのですか。該当するものをすべてお答えください。

- 1 それほど重大ではない（損失がない、たいしたことではない）
- 2 自分で解決した（犯人を知っていた）
- 3 捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）
- 4 代わりに別の機関に知らせた
- 5 家族が解決した
- 6 保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった
- 7 捜査機関は何もできない（証拠がない）
- 8 捜査機関は何もしてくれない
- 9 捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）
- 10 仕返しの恐れからあえて届け出ない
- 11 その他（ ）
- 12 わからない （P2の間8へ）

**原付自転車や自動二輪車の盗難の被害**

【問9（P2）で、「ある」（原付自転車や自動二輪車を盗まれたことがある）と答えた方に伺います。】

**問9-A** その被害にあわれたのはいつでしたか。

なお、複数回被害にあわれている場合は、該当するものをすべてお答えください。

- 1 今年    2 昨年（平成23年）    3 それ以前    9 わからない（思い出せない）



**（問9-B）** 平成23年に何回ありましたか。

- 1 1回    2 2回    3 3回    4 4回    5 5回以上    9 わからない

**一番最近の被害**についてお答えください。

**問9-C** 原付自転車や自動二輪車の盗難被害にあわれた場所は、次のうちいずれでしたか。

- 1 自宅・自宅敷地内（共同住宅では敷地内の共有部分を含む）    2 自宅付近  
3 自宅のある市町村内    4 職場    5 その他国内    6 海外    9 わからない

**問9-D** あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。

- 1 はい（次の質問へ）    2 いいえ（問9-Iへ）    9 わからない（P3の間10へ）

**問9-E** あなた又は誰かが捜査機関に届け出たのは、どういう理由からですか。該当するものをすべてお答えください。

- 1 盗まれたものを取り戻すため
- 2 保険金を得るため（保険金請求のため）
- 3 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから
- 4 重大な事件だから
- 5 犯人を処罰してほしいから（犯人を捕まえてほしいから）
- 6 再発を防ぐため
- 7 助けを求めするため
- 8 犯人からの弁償を得るため
- 9 その他（ ）
- 10 わからない

**問9-F** 捜査機関は、その後の捜査の経過や結果について教えてくれましたか。

- 1 はい
- 2 いいえ
- 9 わからない

**問9-G** 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

- 1 はい（P3の間10へ）
- 2 いいえ（次の質問へ）
- 9 わからない（P3の間10へ）

**問9-H** あなたが満足できなかった理由は何ですか。該当するものをすべてお答えください。

- 1 十分な対処をしてくれなかった
- 2 関心を持って聞いてくれなかった
- 3 犯人を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった
- 4 盗まれたものを取り戻してくれなかった
- 5 十分な経過通知をしてくれなかった
- 6 適切な扱いを受けなかった（失礼だった）
- 7 到着するのが遅かった
- 8 その他（ ）
- 9 わからない（P3の間10へ）

**問9-I** どうして届け出なかったのですか。該当するものをすべてお答えください。

- 1 それほど重大ではない（損失がない、たいしたことではない）
- 2 自分で解決した（犯人を知っていた）
- 3 捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）
- 4 代わりに別の機関に知らせた
- 5 家族が解決した
- 6 保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった
- 7 捜査機関は何もできない（証拠がない）
- 8 捜査機関は何もしてくれない
- 9 捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）
- 10 仕返しの恐れからあえて届け出ない
- 11 その他（ ）
- 12 わからない（P3の間10へ）

**自家用の自動車の盗難や損壊の被害**

【問11 (P3) で、「ある」(自家用の自動車を盗まれたことがある) と答えた方に伺います。】

問11-A その被害にあわれたのはいつでしたか。

なお、複数回被害にあわれている場合は、該当するものをすべてお答えください。

- 1 今年    2 昨年(平成23年)    3 それ以前    9 わからない(思い出せない)



(問11-B) 平成23年に何回ありましたか。

- 1 1回    2 2回    3 3回    4 4回    5 5回以上    9 わからない

**一番最近の被害についてお答えください。**

問11-C 自家用の自動車の盗難被害にあわれた場所は、次のうちいずれでしたか。

- 1 自宅・自宅敷地内(共同住宅では敷地内の共有部分を含む)    2 自宅付近  
3 自宅のある市町村内    4 職場    5 その他国内    6 海外    9 わからない

問11-D 盗難にあわれた車は戻りましたか。

- 1 はい    2 いいえ    9 わからない

問11-E あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。

- 1 はい(次の質問へ)    2 いいえ(問11-Jへ)    9 わからない(P3の問12へ)

問11-F あなた又は誰かが捜査機関に届け出たのは、どういう理由からですか。該当するものをすべてお答えください。

- 1 盗まれたものを取り戻すため  
2 保険金を得るため(保険金請求のため)  
3 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから  
4 重大な事件だから  
5 犯人を処罰してほしいから(犯人を捕まえてほしいから)  
6 再発を防ぐため  
7 助けを求めるため  
8 犯人からの弁償を得るため  
9 その他( )  
10 わからない

問11-G 捜査機関は、その後の捜査の経過や結果について教えてくれましたか。

- 1 はい    2 いいえ    9 わからない

問11-H 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

- 1 はい(P3の問12へ)    2 いいえ(次の質問へ)    9 わからない(P3の問12へ)

問11-I あなたが満足できなかった理由は何ですか。該当するものをすべてお答えください。

- 1 十分な対処をしてくれなかった  
2 関心を持って聞いてくれなかった  
3 犯人を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった  
4 盗まれたものを取り戻してくれなかった  
5 十分な経過通知をしてくれなかった  
6 適切な扱いを受けなかった(失礼だった)  
7 到着するのが遅かった  
8 その他( )  
9 わからない (P3の問12へ)

**問 11-J** どうして届け出なかったのですか。該当するものをすべてお答えください。

- 1 それほど重大ではない（損失がない、たいしたことではない）
- 2 自分で解決した（犯人を知っていた）
- 3 捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）
- 4 代わりに別の機関に知らせた
- 5 家族が解決した
- 6 保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった
- 7 捜査機関は何もできない（証拠がない）
- 8 捜査機関は何もしてくれない
- 9 捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）
- 10 仕返しの恐れからあえて届け出ない
- 11 その他（ ）
- 12 わからない（P 3の問 1 2へ）

【問 1 2（P 3）で、「ある」（車の中の物又は車の部品が盗まれたことがある）と答えた方に伺います。】

**問 12-A** その被害にあわれたのはいつでしたか。

なお、複数回被害にあわれている場合は、該当するものをすべてお答えください。

- 1 今年    2 昨年（平成 2 3 年）    3 それ以前    9 わからない（思い出せない）

↓

**（問 12-B）** 平成 2 3 年に何回ありましたか。

- 1 1回    2 2回    3 3回    4 4回    5 5回以上    9 わからない

**一番最近の被害**についてお答えください。

**問 12-C** 車の中に置いてあった物や車の部品の盗難の被害にあわれた場所は、次のうちいずれでしたか。

- 1 自宅・自宅敷地内（共同住宅では敷地内の共有部分を含む）    2 自宅付近  
3 自宅のある市町村内    4 職場    5 その他国内    6 海外    9 わからない

**問 12-D** あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。

- 1 はい（次の質問へ）    2 いいえ（問 12-I へ）    9 わからない（P 3の問 1 3 へ）

**問 12-E** あなた又は誰かが捜査機関に届け出たのは、どういう理由からですか。該当するものをすべてお答えください。

- 1 盗まれたものを取り戻すため
- 2 保険金を得るため（保険金請求のため）
- 3 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから
- 4 重大な事件だから
- 5 犯人を処罰してほしいから（犯人を捕まえてほしいから）
- 6 再発を防ぐため
- 7 助けを求めるため
- 8 犯人からの弁償を得るため
- 9 その他（ ）
- 10 わからない

**問 12-F** 捜査機関は、その後の捜査の経過や結果について教えてくれましたか。

- 1 はい    2 いいえ    9 わからない

- 問 12-G** 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。  
 1 はい (P 3 の問 1 3 へ)      2 いいえ (次の質問へ)      9 わからない (P 3 の問 1 3 へ)

- 問 12-H** あなたが満足できなかった理由は何ですか。該当するものをすべてお答えください。  
 1 十分な対処をしてくれなかった  
 2 関心を持って聞いてくれなかった  
 3 犯人を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった  
 4 盗まれたものを取り戻してくれなかった  
 5 十分な経過通知をしてくれなかった  
 6 適切な扱いを受けなかった (失礼だった)  
 7 到着するのが遅かった  
 8 その他 ( )  
 9 わからない (P 3 の問 1 3 へ)

- 問 12-I** どうして届け出なかったのですか。該当するものをすべてお答えください。  
 1 それほど重大ではない (損失がない、たいしたことではない)  
 2 自分で解決した (犯人を知っていた)  
 3 捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった (捜査機関は必要ない)  
 4 代わりに別の機関に知らせた  
 5 家族が解決した  
 6 保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった  
 7 捜査機関は何もできない (証拠がない)  
 8 捜査機関は何もしてくれない  
 9 捜査機関が怖い又は嫌い (捜査機関に関わってほしくない)  
 10 仕返しの恐れからあえて届け出ない  
 11 その他 ( )  
 12 わからない (P 3 の問 1 3 へ)

-----  
 【問 1 3 (P 3) で、「ある」(車を傷つけられたり、壊されたりした被害にあったことがある) と答えた方に伺います。】

- 問 13-A** その被害にあわれたのはいつでしたか。  
 なお、複数回被害にあわれている場合は、該当するものをすべてお答えください。  
 1 今年      2 昨年 (平成 2 3 年)      3 それ以前      9 わからない (思い出せない)

- ↓
- (問 13-B)** 平成 2 3 年に何回ありましたか。  
 1 1 回      2 2 回      3 3 回      4 4 回      5 5 回以上      9 わからない

**一番最近の被害**についてお答えください。

- 問 13-C** 車を傷つけられたり壊された被害にあわれた場所は、次のうちいずれでしたか。  
 1 自宅・自宅敷地内 (共同住宅では敷地内の共有部分を含む)      2 自宅付近  
 3 自宅のある市町村内      4 職場      5 その他国内      6 海外      9 わからない

- 問 13-D** あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。  
 1 はい (次の質問へ)      2 いいえ (問 13-I へ)      9 わからない (P 3 の問 1 4 へ)

**問 13-E** あなた又は誰かが捜査機関に届け出たのは、どういう理由からですか。該当するものをすべてお答えください。

- 1 (欠番ですので、○をつけしないでください)
- 2 保険金を得るため (保険金請求のため)
- 3 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから
- 4 重大な事件だから
- 5 犯人を処罰してほしいから (犯人を捕まえてほしいから)
- 6 再発を防ぐため
- 7 助けを求めするため
- 8 犯人からの弁償を得るため
- 9 その他 ( )
- 10 わからない

**問 13-F** 捜査機関は、その後の捜査の経過や結果について教えてくれましたか。

- 1 はい
- 2 いいえ
- 9 わからない

**問 13-G** 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

- 1 はい (P 3の問 1 4へ)
- 2 いいえ (次の質問へ)
- 9 わからない (P 3の問 1 4へ)

**問 13-H** あなたが満足できなかった理由は何ですか。該当するものをすべてお答えください。

- 1 十分な対処をしてくれなかった
- 2 関心を持って聞いてくれなかった
- 3 犯人を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった
- 4 自分の被害を取り戻してくれなかった
- 5 十分な経過通知をしてくれなかった
- 6 適切な扱いを受けなかった (失礼だった)
- 7 到着するのが遅かった
- 8 その他 ( )
- 9 わからない (P 3の問 1 4へ)

**問 13-I** どうして届け出なかったのですか。該当するものをすべてお答えください。

- 1 それほど重大ではない (損失がない、たいしたことではない)
- 2 自分で解決した (犯人を知っていた)
- 3 捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった (捜査機関は必要ない)
- 4 代わりに別の機関に知らせた
- 5 家族が解決した
- 6 保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった
- 7 捜査機関は何もできない (証拠がない)
- 8 捜査機関は何もしてくれない
- 9 捜査機関が怖い又は嫌い (捜査機関に関わってほしくない)
- 10 仕返しの恐れからあえて届け出ない
- 11 その他 ( )
- 12 わからない (P 3の問 1 4へ)

**不法侵入被害**

【問14 (P3) で、「ある」(自宅に不法侵入されたことがある) と答えた方に伺います。】

問14-A その被害にあわれたのはいつでしたか。

なお、複数回被害にあわれている場合は、該当するものをすべてお答えください。

- 1 今年    2 昨年(平成23年)    3 それ以前    9 わからない(思い出せない)



(問14-B) 平成23年に何回ありましたか。

- 1 1回    2 2回    3 3回    4 4回    5 5回以上    9 わからない

**一番最近の被害**についてお答えください。

問14-C 実際にお金や物を盗まれましたか。

- 1 はい    2 いいえ    9 わからない

問14-D あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。

- 1 はい(次の質問へ)    2 いいえ(問14-Iへ)    9 わからない(P3の間15へ)

問14-E あなた又は誰かが捜査機関に届け出たのは、どういう理由からですか。該当するものをすべてお答えください。

- 1 盗まれたものを取り戻すため  
2 保険金を得るため(保険金請求のため)  
3 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから  
4 重大な事件だから  
5 犯人を処罰してほしいから(犯人を捕まえてほしいから)  
6 再発を防ぐため  
7 助けを求めするため  
8 犯人からの弁償を得るため  
9 その他( )  
10 わからない

問14-F 捜査機関は、その後の捜査の経過や結果について教えてくれましたか。

- 1 はい    2 いいえ    9 わからない

問14-G 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

- 1 はい(P3の間15へ)    2 いいえ(次の質問へ)    9 わからない(P3の間15へ)

問14-H あなたが満足できなかった理由は何ですか。該当するものをすべてお答えください。

- 1 十分な対処をしてくれなかった  
2 関心を持って聞いてくれなかった  
3 犯人を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった  
4 盗まれたものを取り戻してくれなかった  
5 十分な経過通知をしてくれなかった  
6 適切な扱いを受けなかった(失礼だった)  
7 到着するのが遅かった  
8 その他( )  
9 わからない (P3の間15へ)

**問 14-I** どうして届け出なかったのですか。該当するものをすべてお答えください。

- 1 それほど重大ではない（損失がない、たいしたことではない）
- 2 自分で解決した（犯人を知っていた）
- 3 捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）
- 4 代わりに別の機関に知らせた
- 5 家族が解決した
- 6 保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった
- 7 捜査機関は何もできない（証拠がない）
- 8 捜査機関は何もしてくれない
- 9 捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）
- 10 仕返しの恐れからあえて届け出ない
- 11 その他（ )
- 12 わからない (P3の問15へ)

【問 15 (P3) で、「ある」(自宅に不法侵入されようとした形跡がある) と答えた方に伺います。】

**問 15-A** その被害にあわれたのはいつでしたか。

なお、複数回被害にあわれている場合は、該当するものをすべてお答えください。

- 1 今年    2 昨年(平成23年)    3 それ以前    9 わからない(思い出せない)

↓

(問 15-B) 平成23年に何回ありましたか。

- 1 1回    2 2回    3 3回    4 4回    5 5回以上    9 わからない

**一番最近の被害**についてお答えください。

**問 15-C** あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。

- 1 はい(次の質問へ)    2 いいえ(問15-Hへ)    9 わからない(P3の問16へ)

**問 15-D** あなた又は誰かが捜査機関に届け出たのは、どういう理由からですか。該当するものをすべてお答えください。

- 1 (欠番ですので、○をつけしないでください)
- 2 保険金を得るため(保険金請求のため)
- 3 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから
- 4 重大な事件だから
- 5 犯人を処罰してほしいから(犯人を捕まえてほしいから)
- 6 再発を防ぐため
- 7 助けを求めするため
- 8 犯人からの弁償を得るため
- 9 その他( )
- 10 わからない

**問 15-E** 捜査機関は、その後の捜査の経過や結果について教えてくれましたか。

- 1 はい    2 いいえ    9 わからない

**問 15-F** 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

- 1 はい(P3の問16へ)    2 いいえ(次の質問へ)    9 わからない(P3の問16へ)

**問 15-G** あなたが満足できなかった理由は何ですか。該当するものをすべてお答えください。

- 1 十分な対処をしてくれなかった
- 2 関心を持って聞いてくれなかった
- 3 犯人を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった
- 4 自分の被害を取り戻してくれなかった
- 5 十分な経過通知をしてくれなかった
- 6 適切な扱いを受けなかった（失礼だった）
- 7 到着するのが遅かった
- 8 その他（ ）
- 9 わからない（P 3の問 16へ）

**問 15-H** どうして届け出なかったのですか。該当するものをすべてお答えください。

- 1 それほど重大ではない（損失がない、たいしたことではない）
- 2 自分で解決した（犯人を知っていた）
- 3 捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）
- 4 代わりに別の機関に知らせた
- 5 家族が解決した
- 6 保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった
- 7 捜査機関は何もできない（証拠がない）
- 8 捜査機関は何もしてくれない
- 9 捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）
- 10 仕返しの恐れからあえて届け出ない
- 11 その他（ ）
- 12 わからない（P 3の問 16へ）

**強盗・恐喝・ひったくりの被害**

【問 16（P 3）で、「ある」（強盗・<sup>きょうかつ</sup>恐喝・ひったくりの被害にあったことがある）と答えた方に伺います。】

**問 16-A** その被害にあわれたのはいつでしたか。

なお、複数回被害にあわれている場合は、該当するものをすべてお答えください。

- 1 今年    2 昨年（平成 23 年）    3 それ以前    9 わからない（思い出せない）

↓

（問 16-B）平成 23 年に何回ありましたか。

- 1 1回    2 2回    3 3回    4 4回    5 5回以上    9 わからない

**一番最近の被害**についてお答えください。

**問 16-C** 被害にあわれた場所は、次のうちいずれでしたか。

- 1 自宅・自宅敷地内（共同住宅では敷地内の共有部分を含む）    2 自宅付近  
3 自宅のある市町村内    4 職場    5 その他国内    6 海外    9 わからない

**問 16-D** 実際にお金や物をとられましたか。

- 1 はい    2 いいえ    9 わからない

**問 16-E** 加害者のうち、少なくとも1名の名前又は顔を知っていましたか。

なお、名前も顔も知っていた場合は、「3 名前を知っていた」を選択してください。

- 1 加害者を知らなかった
- 2 少なくとも1人は、顔を知っていた
- 3 少なくとも1人は、名前を知っていた
- 4 加害者を見なかった又は見えなかった

**問 16-F** 加害者（の中の誰か）は、刃物や銃（一見して見間違うモデルガン等を含みます）、その他の武器（スタンガン、エアガン、特殊警棒など本来武器として作られた物）、又はその他凶器になる物（かなづち、針など、本来武器として作られた物ではない物）を持っていましたか。

- 1 はい（次の質問へ）
- 2 いいえ（問 16-Hへ）
- 9 わからない（問 16-Hへ）

**問 16-G** それは何でしたか。該当するものをすべてお答えください。

- 1 刃物
- 2 銃
- 3 その他武器
- 4 その他凶器になる物
- 9 わからない

**問 16-H** あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。

- 1 はい（次の質問へ）
- 2 いいえ（問 16-Mへ）
- 9 わからない（問 16-Nへ）

**問 16-I** あなた又は誰かが捜査機関に届け出たのは、どういう理由からですか。該当するものをすべてお答えください。

- 1 とられたものを取り戻すため
- 2 保険金を得るため（保険金請求のため）
- 3 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから
- 4 重大な事件だから
- 5 犯人を処罰してほしいから（犯人を捕まえてほしいから）
- 6 再発を防ぐため
- 7 助けを求めるため
- 8 犯人からの弁償を得るため
- 9 その他（ ）
- 10 わからない

**問 16-J** 捜査機関は、その後の捜査の経過や結果について教えてくれましたか。

- 1 はい
- 2 いいえ
- 9 わからない

**問 16-K** 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

- 1 はい（問 16-Nへ）
- 2 いいえ（次の質問へ）
- 9 わからない（問 16-Nへ）

**問 16-L** あなたが満足できなかった理由は何ですか。該当するものをすべてお答えください。

- 1 十分な対処をしてくれなかった
- 2 関心を持って聞いてくれなかった
- 3 犯人を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった
- 4 とられたものを取り戻してくれなかった
- 5 十分な経過通知をしてくれなかった
- 6 適切な扱いを受けなかった（失礼だった）
- 7 到着するのが遅かった
- 8 その他（ ）
- 9 わからない（問 16-Nへ）

**問 16-M** どうして届け出なかったのですか。該当するものをすべてお答えください。

- 1 それほど重大ではない（損失がない、たいしたことではない）
- 2 自分で解決した（犯人を知っていた）
- 3 捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）
- 4 代わりに別の機関に知らせた
- 5 家族が解決した
- 6 保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった
- 7 捜査機関は何もできない（証拠がない）
- 8 捜査機関は何もしてくれない
- 9 捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）
- 10 仕返しの恐れからあえて届け出ない
- 11 その他（ ）
- 12 わからない

**問 16-N** その被害のあとで、あなたやご家族は、犯罪被害者の方への支援を行うための機関・団体に、連絡しましたか。

- 1 はい（P4の問17へ）    2 いいえ（次の質問へ）    9 わからない（P4の問17へ）

**問 16-O** 被害のあとで、そのような機関・団体から対応・支援を受けていたとしたら、あなたにとって役に立ったと思いますか。

- 1 はい（役に立った）    2 いいえ（役に立たなかった）    9 わからない（P4の問17へ）

### **盗難の被害**

【問17（P4）で、「ある」（盗難の被害にあったことがある）と答えた方に伺います。】

**問 17-A** その被害にあわれたのはいつでしたか。

なお、複数回被害にあわれている場合は、該当するものをすべてお答えください。

- 1 今年    2 昨年（平成23年）    3 それ以前    9 わからない（思い出せない）

↓

**（問 17-B）** 平成23年に何回ありましたか。

- 1 1回    2 2回    3 3回    4 4回    5 5回以上    9 わからない

**一番最近の被害**についてお答えください。

**問 17-C** 被害にあわれた場所は、次のうちいずれでしたか。

- 1 自宅・自宅敷地内（共同住宅では敷地内の共有部分を含む）    2 自宅付近  
3 自宅のある市町村内    4 職場    5 その他国内    6 海外    9 わからない

**問 17-D** それは、たとえばスリの被害のように、あなたが持ち歩いていたものを盗まれた被害でしたか。

- 1 はい    2 いいえ    9 わからない

**問 17-E** あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。

- 1 はい（次の質問へ）    2 いいえ（問17-Jへ）    9 わからない（P4の問18へ）

**問 17-F** あなた又は誰かが捜査機関に届け出たのは、どういう理由からですか。該当するものをすべてお答えください。

- 1 盗まれたものを取り戻すため
- 2 保険金を得るため（保険金請求のため）
- 3 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから
- 4 重大な事件だから
- 5 犯人を処罰してほしいから（犯人を捕まえてほしいから）
- 6 再発を防ぐため
- 7 助けを求めするため
- 8 犯人からの弁償を得るため
- 9 その他（ ）
- 10 わからない

**問 17-G** 捜査機関は、その後の捜査の経過や結果について教えてくれましたか。

- 1 はい
- 2 いいえ
- 9 わからない

**問 17-H** 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

- 1 はい（P 4の問18へ）
- 2 いいえ（次の質問へ）
- 9 わからない（P 4の問18へ）

**問 17-I** あなたが満足できなかった理由は何ですか。該当するものをすべてお答えください。

- 1 十分な対処をしてくれなかった
- 2 関心を持って聞いてくれなかった
- 3 犯人を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった
- 4 盗まれたものを取り戻してくれなかった
- 5 十分な経過通知をしてくれなかった
- 6 適切な扱いを受けなかった（失礼だった）
- 7 到着するのが遅かった
- 8 その他（ ）
- 9 わからない（P 4の問18へ）

**問 17-J** どうして届け出なかったのですか。該当するものをすべてお答えください。

- 1 それほど重大ではない（損失がない、たいしたことではない）
- 2 自分で解決した（犯人を知っていた）
- 3 捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）
- 4 代わりに別の機関に知らせた
- 5 家族が解決した
- 6 保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった
- 7 捜査機関は何もできない（証拠がない）
- 8 捜査機関は何もしてくれない
- 9 捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）
- 10 仕返しの恐れからあえて届け出ない
- 11 その他（ ）
- 12 わからない（P 4の問18へ）

**暴行の被害**

【問18(P4)で、「ある」(暴行の被害にあったことがある)と答えた方に伺います。】

問18-A その被害にあわれたのはいつでしたか。

なお、複数回被害にあわれている場合は、該当するものをすべてお答えください。

- 1 今年    2 昨年(平成23年)    3 それ以前    9 わからない(思い出せない)

↓

(問18-B)平成23年に何回ありましたか。

- 1 1回    2 2回    3 3回    4 4回    5 5回以上    9 わからない

**一番最近の被害**についてお答えください。

問18-C 被害にあわれた場所は、次のうちいずれでしたか。

- 1 自宅・自宅敷地内(共同住宅では敷地内の共有部分を含む)    2 自宅付近  
3 自宅のある市町村内    4 職場    5 その他国内    6 海外    9 わからない

問18-D 加害者のうち、少なくとも1名の名前又は顔を知っていましたか。

なお、名前も顔も知っていた場合は、「3 名前を知っていた」を選択してください。

- 1 加害者を知らなかった (問18-Fへ)  
2 少なくとも1人は、顔を知っていた (問18-Fへ)  
3 少なくとも1人は、名前を知っていた (次の質問へ)  
4 加害者を見なかった又は見えなかった (問18-Fへ)

問18-E 加害者は、あなたとどのような関係にある人でしたか。被害にあわれた時点での関係で該当するものをすべてお答えください。

- 1 夫、妻、内縁の夫、内縁の妻    2 元夫、元妻、元内縁の夫、元内縁の妻  
3 恋人    4 元恋人    5 家族・親せき    6 親しい友人  
7 一緒に働いていた人又は働いたことのある人    8 上記の誰でもない    9 答えたくない

問18-F 加害者(の中の誰か)は、刃物や銃(一見して見間違うモデルガン等を含みます)、その他の武器(スタンガン、エアガン、特殊警棒など本来武器として作られた物)、又はその他凶器になる物(かなづち、針など、本来武器として作られた物ではない物)を持っていたか。

- 1 はい(次の質問へ)    2 いいえ(問18-Hへ)    9 わからない(問18-Hへ)

問18-G それは何でしたか。該当するものをすべてお答えください。

- 1 刃物    2 銃    3 その他武器    4 その他凶器になる物    9 わからない

問18-H 実際に何が起こったのか教えていただけますか。<sup>きょうはく</sup>脅迫されましたか、暴行を受けましたか。

- 1 脅迫(問18-Kへ)    2 暴行(脅迫と暴行両方の場合を含みます)(次の質問へ)  
9 わからない(問18-Kへ)

問18-I 暴行を受けた結果、あなたはけがをしましたか。

- 1 はい(次の質問へ)    2 いいえ(問18-Kへ)

問18-J そのけがについて、あなたは、医師又は医療関係者に診てもらいましたか。

- 1 はい    2 いいえ



**問 18-Q** その被害のあとで、あなたやあなたのご家族は、犯罪被害者の方への支援を行うための機関・団体に、連絡しましたか。

- 1 はい (P4の問19へ)    2 いいえ (次の質問へ)    9 わからない (P4の問19へ)

**問 18-R** 被害のあとで、そのような機関・団体から対応・支援を受けていたとしたら、あなたにとって役に立ったと思いますか。

- 1 はい (役に立った)    2 いいえ (役に立たなかった)    9 わからない  
(P4の問19へ)

### 性的な被害

【問 19 (P4) で、「ある」(「性的な被害にあったことがある」と答えた方に伺います。】

**問 19-A** その被害にあわれたのは いつでしたか。

なお、複数回被害にあわれている場合は、該当するものをすべてお答えください。

- 1 今年    2 昨年 (平成23年)    3 それ以前    9 わからない (思い出せない)

↓

(問 19-B) 平成23年に何回ありましたか。

- 1 1回    2 2回    3 3回    4 4回    5 5回以上    9 わからない

**一番最近の被害**についてお答えください。

**問 19-C** 被害にあわれた場所は、次のうちいずれでしたか。

- 1 自宅・自宅敷地内 (共同住宅では敷地内の共有部分を含む)    2 自宅付近  
3 自宅のある市町村内    4 職場    5 その他国内    6 海外    9 わからない

**問 19-D** 加害者のうち、少なくとも1人の名前又は顔を知っていましたか。

なお、名前も顔も知っていた場合は、「3 名前を知っていた」を選択してください。

- 1 加害者を知らなかった (問 19-Fへ)  
2 少なくとも1人は、顔を知っていた (問 19-Fへ)  
3 少なくとも1人は、名前を知っていた (次の質問へ)  
4 加害者を見なかった又は見えなかった (問 19-Fへ)

**問 19-E** 加害者は、あなたとは、どのような関係にある人でしたか。被害にあわれた時点での関係で該当するものをすべてお答えください。

- 1 夫, 妻, 内縁の夫, 内縁の妻    2 元夫, 元妻, 元内縁の夫, 元内縁の妻  
3 恋人    4 元恋人    5 家族・親せき    6 親しい友人  
7 一緒に働いていた人又は働いたことのある人    8 上記の誰でもない    9 答えたくない

**問 19-F** 加害者 (の中の誰か) は、刃物や銃 (一見して見間違えるモデルガン等を含みます)、その他の武器 (スタンガン, エアガン, 特殊警棒など本来武器として作られた物)、又はその他凶器になる物 (かなづち, 針など、本来武器として作られた物ではない物) を持っていましたか。

- 1 はい (次の質問へ)    2 いいえ (問 19-Hへ)    9 わからない (問 19-Hへ)

**問 19-G** それは何でしたか。該当するものをすべてお答えください。

- 1 刃物    2 銃    3 その他武器    4 その他凶器になる物    9 わからない

**問 19-H** その性的な被害は次のどれに当たるとお考えですか。

- 1 <sup>ごうかん</sup>強姦    2 <sup>ごうかんみすい</sup>強姦未遂    3 強制わいせつ    4 <sup>ちかん</sup>痴漢  
5 セクハラ    6 その他の不快な行為    9 わからない

**問 19-I** あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。

- 1 はい (次の質問へ)    2 いいえ (問 19-Nへ)    9 わからない (問 19-Oへ)

**問 19-J** あなた又は誰かが捜査機関に届け出たのは、どういう理由からですか。該当するものをすべてお答えください。

- 1 (欠番ですので、○をつけしないでください。)  
 2 保険金を得るため (保険金請求のため)  
 3 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから  
 4 重大な事件だから  
 5 犯人を処罰してほしいから (犯人を捕まえてほしいから)  
 6 再発を防ぐため  
 7 助けを求めるため  
 8 犯人からの弁償を得るため  
 9 その他 ( )  
 10 わからない

**問 19-K** 捜査機関は、その後の捜査の経過や結果について教えてくれましたか。

- 1 はい                    2 いいえ                    9 わからない

**問 19-L** 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

- 1 はい (問 19-Oへ)    2 いいえ (次の質問へ)    9 わからない (問 19-Oへ)

**問 19-M** あなたが満足できなかった理由は何ですか。該当するものをすべてお答えください。

- 1 十分な対処をしてくれなかった  
 2 関心を持って聞いてくれなかった  
 3 犯人を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった  
 4 (欠番ですので、○をつけしないでください。)  
 5 十分な経過通知をしてくれなかった  
 6 適切な扱いを受けなかった (失礼だった)  
 7 到着するのが遅かった  
 8 その他 ( )  
 9 わからない (問 19-Oへ)

**問 19-N** どうして届け出なかったのですか。該当するものをすべてお答えください。

- 1 それほど重大ではない (損失がない、たいしたことではない)  
 2 自分で解決した (犯人を知っていた)  
 3 捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった (捜査機関は必要ない)  
 4 代わりに別の機関に知らせた  
 5 家族が解決した  
 6 保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった  
 7 捜査機関は何もできない (証拠がない)  
 8 捜査機関は何もしてくれない  
 9 捜査機関が怖い又は嫌い (捜査機関に関わってほしくない)  
 10 仕返しの恐れからあえて届け出ない  
 11 その他 ( )  
 12 わからない

**問 19-O** その被害のあとで、あなたやあなたのご家族は、犯罪被害者の方への支援を行うための機関・団体に、連絡しましたか。

- 1 はい (次の質問へ)      2 いいえ (問 19-Q へ)      9 わからない (P 4 の問 20 へ)

**問 19-P** その機関・団体の対応・支援は役に立ちましたか。

- 1 はい      2 いいえ      9 わからない (P 4 の問 20 へ)

**問 19-Q** 被害のあとで、そのような機関・団体から対応・支援を受けていたとしたら、あなたにとって役に立ったと思いますか。

- 1 はい (役に立った)      2 いいえ (役に立たなかった)      9 わからない (P 4 の問 20 へ)

### クレジットカード詐欺被害

【問 21 (P 4) で、「ある」(クレジットカード詐欺の被害にあったことがある) と答えた方に伺います。】

**問 21-A** その被害にあわれたのはいつでしたか。

なお、複数回被害にあわれている場合は、該当するものをすべてお答えください。

- 1 今年      2 昨年 (平成 23 年)      3 それ以前      9 わからない (思い出せない)

↓

(問 21-B) 平成 23 年に何回ありましたか。

- 1 1 回      2 2 回      3 3 回      4 4 回      5 5 回以上      9 わからない

**一番最近の被害**についてお答えください。

**問 21-C** そのクレジットカードやデビットカードは盗まれましたか。

- 1 はい      2 いいえ      9 わからない

**問 21-D** あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。

- 1 はい (次の質問へ)      2 いいえ (問 21-I へ)      9 わからない (P 4 の問 22 へ)

**問 21-E** あなた又は誰かが捜査機関に届け出たのは、どういう理由からですか。該当するものをすべてお答えください。

- 1 被害を取り戻すため
- 2 保険金を得るため (保険金請求のため)
- 3 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから
- 4 重大な事件だから
- 5 犯人を処罰してほしいから (犯人を捕まえてほしいから)
- 6 再発を防ぐため
- 7 助けを求めするため
- 8 犯人からの弁償を得るため
- 9 その他 ( )
- 10 わからない

**問 21-F** 捜査機関は、その後の捜査の経過や結果について教えてくれましたか。

- 1 はい      2 いいえ      9 わからない

**問 21-G** 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

- 1 はい (P 4 の問 22 へ)      2 いいえ (次の質問へ)      9 わからない (P 4 の問 22 へ)

**問 21-H** あなたが満足できなかった理由は何ですか。該当するものをすべてお答えください。

- 1 十分な対処をしてくれなかった
- 2 関心を持って聞いてくれなかった
- 3 犯人を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった
- 4 自分の被害を取り戻してくれなかった
- 5 十分な経過通知をしてくれなかった
- 6 適切な扱いを受けなかった（失礼だった）
- 7 到着するのが遅かった
- 8 その他（ ）
- 9 わからない（P 4 の問 2 2 へ）

**問 21-I** どうして届け出なかったのですか。該当するものをすべてお答えください。

- 1 それほど重大ではない（損失がない、たいしたことではない）
- 2 自分で解決した（犯人を知っていた）
- 3 捜査機関には向かない問題だった（捜査機関は必要ない）
- 4 代わりに別の機関に知らせた
- 5 家族が解決した
- 6 保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった
- 7 捜査機関は何もできない（証拠がない）
- 8 捜査機関は何もしてくれない
- 9 捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）
- 10 仕返しの恐れからあえて届出をしない
- 11 その他（ ）
- 12 わからない（P 4 の問 2 2 へ）

### **個人情報悪用の被害**

【問 2 2（P 4）で、「ある」（個人情報悪用の被害にあったことがある）と答えた方に伺います。】

**問 22-A** その被害にあわれたのはいつでしたか。

なお、複数回被害にあわれている場合は、該当するものをすべてお答えください。

- 1 今年
- 2 昨年（平成 2 3 年）
- 3 それ以前
- 9 わからない（思い出せない）

↓

**（問 22-B）** 平成 2 3 年に何回ありましたか。

- 1 1 回
- 2 2 回
- 3 3 回
- 4 4 回
- 5 5 回以上
- 9 わからない

**一番最近の被害**についてお答えください。

**問 22-C** 個人情報は、何のために悪用されましたか。

- 1 クレジットカード又はデビット機能のあるカードを作るため
- 2 特定店舗専用のクレジットカードを作るため
- 3 預貯金口座を開設するため
- 4 携帯電話を購入するため
- 5 借金、抵当権設定、質入れなどのため
- 6 手当等の給付金、年金の支給を受けるため又は税控除などの利益取扱い（国又は地方公共団体が支給するものないし利益取扱いを決定するものに限る）を受けるため
- 7 旅券を手に入れるため
- 8 その他
- 9 わからない

**問 22-D** あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。

- 1 はい (次の質問へ)      2 いいえ (問 22-I へ)      9 わからない (P 4 の問 2 3 へ)

**問 22-E** あなた又は誰かが捜査機関に届け出たのは、どういう理由からですか。該当するものをすべてお答えください。

- 1 被害を取り戻すため  
 2 保険金を得るため (保険金請求のため)  
 3 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから  
 4 重大な事件だから  
 5 犯人を処罰してほしいから (犯人を捕まえてほしいから)  
 6 再発を防ぐため  
 7 助けを求めるため  
 8 犯人からの弁償を得るため  
 9 その他 ( )  
 10 わからない

**問 22-F** 捜査機関は、その後の捜査の経過や結果について教えてくれましたか。

- 1 はい      2 いいえ      9 わからない

**問 22-G** 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

- 1 はい (P 4 の問 2 3 へ)      2 いいえ (次の質問へ)      9 わからない (P 4 の問 2 3 へ)

**問 22-H** あなたが満足できなかった理由は何ですか。該当するものをすべてお答えください。

- 1 十分な対処をしてくれなかった  
 2 関心を持って聞いてくれなかった  
 3 犯人を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった  
 4 自分の被害を取り戻してくれなかった  
 5 十分な経過通知をしてくれなかった  
 6 適切な扱いを受けなかった (失礼だった)  
 7 到着するのが遅かった  
 8 その他 ( )  
 9 わからない (P 4 の問 2 3 へ)

**問 22-I** どうして届け出なかったのですか。該当するものをすべてお答えください。

- 1 それほど重大ではない (損失がない、たいしたことではない)  
 2 自分で解決した (犯人を知っていた)  
 3 捜査機関には向かない問題だった (捜査機関は必要ない)  
 4 代わりに別の機関に知らせた  
 5 家族が解決した  
 6 保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった  
 7 捜査機関は何もできない (証拠がない)  
 8 捜査機関は何もしてくれない  
 9 捜査機関が怖い又は嫌い (捜査機関に関わってほしくない)  
 10 仕返しの恐れからあえて届出をしない  
 11 その他 ( )  
 12 わからない (P 4 の問 2 3 へ)



**問 24-H** どうして届け出なかったのですか。該当するものをすべてお答えください。

- 1 それほど重大ではない（損失がない、たいしたことではない）
- 2 自分で解決した（犯人を知っていた）
- 3 捜査機関には向かない問題だった（捜査機関は必要ない）
- 4 代わりに別の機関に知らせた
- 5 家族が解決した
- 6 保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった
- 7 捜査機関は何もできない（証拠がない）
- 8 捜査機関は何もしてくれない
- 9 捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）
- 10 仕返しの恐れからあえて届出をしない
- 11 その他（）
- 12 わからない （P 5の問 2 5へ）

**インターネットオークション詐欺の被害**

【問 2 5（P 5）で、「ある」（インターネットオークション詐欺の被害にあったことがある）と答えた方に伺います。】

**問 25-A** その被害にあわれたのはいつでしたか。

なお、複数回被害にあわれている場合は、該当するものをすべてお答えください。

- 1 今年
- 2 昨年（平成 2 3 年）
- 3 それ以前
- 9 わからない（思い出せない）

↓

（問 25-B）平成 2 3 年に何回ありましたか。

- 1 1 回
- 2 2 回
- 3 3 回
- 4 4 回
- 5 5 回以上
- 9 わからない

**一番最近の被害**についてお答えください。

**問 25-C** あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。

- 1 は い（次の質問へ）
- 2 いいえ（問 25-H へ）
- 9 わからない（P 5の問 2 6 へ）

**問 25-D** あなた又は誰かが捜査機関に届け出たのは、どういう理由からですか。該当するものをすべてお答えください。

- 1 被害を取り戻すため
- 2 保険金を得るため（保険金請求のため）
- 3 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから
- 4 重大な事件だから
- 5 犯人を処罰してほしいから（犯人を捕まえてほしいから）
- 6 再発を防ぐため
- 7 助けを求めするため
- 8 犯人からの弁償を得るため
- 9 その他（）
- 10 わからない

**問 25-E** 捜査機関は、その後の捜査の経過や結果について教えてくれましたか。

- 1 は い
- 2 いいえ
- 9 わからない

**問 25-F** 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

- 1 は い（P 5の問 2 6 へ）
- 2 いいえ（次の質問へ）
- 9 わからない（P 5の問 2 6 へ）

**問 25-G** あなたが満足できなかった理由は何ですか。該当するものをすべてお答えください。

- 1 十分な対処をしてくれなかった
- 2 関心を持って聞いてくれなかった
- 3 犯人を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった
- 4 自分の被害を取り戻してくれなかった
- 5 十分な経過通知をしてくれなかった
- 6 適切な扱いを受けなかった（失礼だった）
- 7 到着するのが遅かった
- 8 その他（ ）
- 9 わからない（P5の間26へ）

**問 25-H** どうして届け出なかったのですか。該当するものをすべてお答えください。

- 1 それほど重大ではない（損失がない、たいしたことではない）
- 2 自分で解決した（犯人を知っていた）
- 3 捜査機関には向かない問題だった（捜査機関は必要ない）
- 4 代わりに別の機関に知らせた
- 5 家族が解決した
- 6 保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった
- 7 捜査機関は何もできない（証拠がない）
- 8 捜査機関は何もしてくれない
- 9 捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）
- 10 仕返しの恐れからあえて届出をしない
- 11 その他（ ）
- 12 わからない（P5の間26へ）

### **消費者詐欺の被害**

【問 26（P5）で、「ある」（消費者詐欺の被害にあつたことがある）と答えた方に伺います。】

**問 26-A** その被害にあわれたのはいつでしたか。

なお、複数回被害にあわれている場合は、該当するものをすべてお答えください。

- 1 今年    2 昨年（平成23年）    3 それ以前    9 わからない（思い出せない）

↓

（問 26-B）平成23年に何回ありましたか。

- 1 1回    2 2回    3 3回    4 4回    5 5回以上    9 わからない

**一番最近の被害**についてお答えください。

**問 26-C** その詐欺は、次のうち、どのような場面で行われたでしょうか。

なお、インターネットオークション（インターネットを介した競売方法による商品の売買）における詐欺被害は、含みません。

- |                       |                  |
|-----------------------|------------------|
| 1 建設、建築、修繕作業          | 2 自動車修理工場で行われた作業 |
| 3 ホテル、レストラン、飲食店でのサービス | 4 店頭での買い物        |
| 5 インターネットショッピング、通信販売  | 6 訪問販売           |
| 7 電話勧誘による販売           | 8 それ以外           |
|                       | 9 わからない          |

**問 26-D** あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。

- 1 はい（次の質問へ）    2 いいえ（問 26-I へ）    9 わからない（P5の間27へ）

**問 26-E** あなた又は誰かが捜査機関に届け出たのは、どういう理由からですか。該当するものをすべてお答えください。

- 1 被害を取り戻すため
- 2 保険金を得るため（保険金請求のため）
- 3 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから
- 4 重大な事件だから
- 5 犯人を処罰してほしいから（犯人を捕まえてほしいから）
- 6 再発を防ぐため
- 7 助けを求めため
- 8 犯人からの弁償を得るため
- 9 その他（ ）
- 10 わからない

**問 26-F** 捜査機関は、その後の捜査の経過や結果について教えてくれましたか。

- 1 はい
- 2 いいえ
- 9 わからない

**問 26-G** 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

- 1 はい（P 5の問 27へ）
- 2 いいえ（次の質問へ）
- 9 わからない（P 5の問 27へ）

**問 26-H** あなたが満足できなかった理由は何ですか。該当するものをすべてお答えください。

- 1 十分な対処をしてくれなかった
- 2 関心を持って聞いてくれなかった
- 3 犯人を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった
- 4 自分の被害を取り戻してくれなかった
- 5 十分な経過通知をしてくれなかった
- 6 適切な扱いを受けなかった（失礼だった）
- 7 到着するのが遅かった
- 8 その他（ ）
- 9 わからない（P 5の問 27へ）

**問 26-I** どうして届け出なかったのですか。該当するものをすべてお答えください。

- 1 それほど重大ではない（損失がない、たいしたことではない）
- 2 自分で解決した（犯人を知っていた）
- 3 捜査機関には向かない問題だった（捜査機関は必要ない）
- 4 代わりに別の機関に知らせた
- 5 家族が解決した
- 6 保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった
- 7 捜査機関は何もできない（証拠がない）
- 8 捜査機関は何もしてくれない
- 9 捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）
- 10 仕返しの恐れからあえて届出をしない
- 11 その他（ ）
- 12 わからない（P 5の問 27へ）

## 基礎集計表

## 問1 夜間の一人歩きに対する不安

総数	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	わからない	無回答
2,156	133 (6.2)	1,282 (59.5)	602 (27.9)	83 (3.8)	47 (2.2)	9 (0.4)

## 問2 夜間における家族の安全に対する不安

総数	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	わからない	無回答
2,156	67 (3.1)	1,025 (47.5)	741 (34.4)	192 (8.9)	113 (5.2)	18 (0.8)

## 問3 不法侵入の被害に遭う不安

総数	非常にあり得る	あり得る	まずあり得ない	わからない	無回答
2,156	38 (1.8)	910 (42.2)	614 (28.5)	583 (27.0)	11 (0.5)

## 問4 警察の防犯活動に対する評価

総数	非常によくやっている	まあまあよくやっている	やや不十分	非常に不十分	わからない	無回答
2,156	86 (4.0)	759 (35.2)	597 (27.7)	151 (7.0)	547 (25.4)	16 (0.7)

## 問5 我が国の治安に対する認識

総数	とても良い	まあまあ良い	良くも悪くもない	やや悪い	とても悪い	わからない
2,156	50 (2.3)	654 (30.3)	634 (29.4)	588 (27.3)	127 (5.9)	86 (4.0)
	無回答					
	17 (0.8)					

## 問6 世帯における自転車の所有の有無

総数	あり	なし	無回答
2,156	1,775 (82.3)	371 (17.2)	10 (0.5)

## 問7 世帯における自転車盗の被害の有無

総数	あり	なし	わからない	無回答
1,775	351 (19.8)	1,414 (79.7)	9 (0.5)	1 (0.1)

注 問6で「あり」と回答した者のみが回答している。

## 問8 世帯におけるバイクの所有の有無

総数	あり	なし	無回答
2,156	617 (28.6)	1,510 (70.0)	29 (1.3)

## 問9 世帯におけるバイク盗の被害の有無

総数	あり	なし	わからない	無回答
617	47 (7.6)	563 (91.2)	2 (0.3)	5 (0.8)

注 問8で「あり」と回答した者のみが回答している。

## 問10 世帯における自動車の所有の有無

総数	あり	なし	無回答
2,156	1,861 (86.3)	282 (13.1)	13 (0.6)

## 問11 世帯における自動車盗の被害の有無

総数	あり	なし	わからない	無回答
1,861	16 (0.9)	1,839 (98.8)	2 (0.1)	4 (0.2)

注 問10で「あり」と回答した者のみが回答している。

## 問12 世帯における車上盗の被害の有無

総数	あり	なし	わからない	無回答
1,861	109 (5.9)	1,733 (93.1)	10 (0.5)	9 (0.5)

注 問10で「あり」と回答した者のみが回答している。

**問13 世帯における自動車損壊の被害の有無**

総数	あり	なし	わからない	無回答
1,861	231 (12.4)	1,587 (85.3)	34 (1.8)	9 (0.5)

注 問10で「あり」と回答した者のみが回答している。

**問14 世帯における不法侵入の被害の有無**

総数	あり	なし	わからない	無回答
2,156	73 (3.4)	2,043 (94.8)	27 (1.3)	13 (0.6)

**問15 世帯における不法侵入未遂の被害の有無**

総数	あり	なし	わからない	無回答
2,156	71 (3.3)	2,025 (93.9)	34 (1.6)	26 (1.2)

**問16 強盗等の被害の有無**

総数	あり	なし	わからない	無回答
2,156	20 (0.9)	2,120 (98.3)	3 (0.1)	13 (0.6)

**問17 個人に対する窃盗の被害の有無**

総数	あり	なし	わからない	無回答
2,156	89 (4.1)	2,041 (94.7)	6 (0.3)	20 (0.9)

**問18 暴行・脅迫の被害の有無**

総数	あり	なし	わからない	無回答
2,156	37 (1.7)	2,096 (97.2)	5 (0.2)	18 (0.8)

**問19 性的事件の被害の有無**

総数	あり	なし	わからない	無回答
2,156	27 (1.3)	2,104 (97.6)	4 (0.2)	21 (1.0)

**問20 クレジットカード等の所有の有無**

総数	あり	なし	無回答
2,156	1,509 (70.0)	638 (29.6)	9 (0.4)

**問21 クレジットカード情報詐欺の被害の有無**

総数	あり	なし	わからない	無回答
1,509	20 (1.3)	1,482 (98.2)	6 (0.4)	1 (0.1)

注 問20で「あり」と回答した者のみが回答している。

**問22 個人情報の悪用の被害の有無**

総数	あり	なし	わからない	無回答
2,156	23 (1.1)	2,078 (96.4)	38 (1.8)	17 (0.8)

**問23 振り込み詐欺の電話等の有無**

総数	あり	なし	わからない	無回答
2,156	433 (20.1)	1,706 (79.1)	6 (0.3)	11 (0.5)

**問24 振り込み詐欺の被害の有無**

総数	あり	なし	わからない	無回答
433	17 (3.9) [0.8]	415 (95.8) [19.2]	-	1 (0.2) [0.0]

注 1 問23で「あり」と回答した者のみが回答している。

2 [ ]内は、調査対象者総数に占める構成比である。

**問25 インターネットオークション詐欺の被害の有無**

総数	あり	なし	わからない	無回答
2,156	20 (0.9)	2,117 (98.2)	4 (0.2)	15 (0.7)

**問26 消費者詐欺の被害の有無**

総数	あり	なし	わからない	無回答
2,156	66 (3.1)	2,013 (93.4)	61 (2.8)	16 (0.7)

**問27 薬物問題との接触頻度**

総数	よくある	時々ある	まれにある	一度もない	わからない	無回答
2,156	-	1 (0.0)	34 (1.6)	2,009 (93.2)	104 (4.8)	8 (0.4)

**問28 犯罪者に適当な処分**

総数	懲役 (実刑)	懲役 (執行猶予)	罰金	その他の処分	処分なし	わからない
2,156	960 (44.5)	602 (27.9)	227 (10.5)	29 (1.3)	3 (0.1)	323 (15.0)
	無回答					
	12 (0.6)					

**問29 犯罪者に適当な懲役期間**

総数	1か月未満	1か月以上 6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満
960	-	31 (3.2)	71 (7.4)	248 (25.8)	124 (12.9)	143 (14.9)
	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 11年未満	11年以上 16年未満	16年以上 21年未満	21年以上 25年未満
	6 (0.6)	92 (9.6)	39 (4.1)	2 (0.2)	4 (0.4)	-
	25年以上	無期懲役	わからない	無回答		
	2 (0.2)	21 (2.2)	171 (17.8)	6 (0.6)		

注 問28で「懲役（実刑）」と回答した者のみが回答している。

**問30 住居形態**

総数	アパート・ マンション	テラスハウス・ 長屋	一戸建て住宅	公共の施設 (病院, 老人ホーム等)	その他	無回答
2,156	502 (23.3)	37 (1.7)	1,577 (73.1)	6 (0.3)	29 (1.3)	5 (0.2)

**問31 防犯設備**

総数	侵入防止警報機	特別のドア鍵 (複数鍵等)	特別の窓/ドア格子 (強化ガラス等)	番犬	高い塀	管理人/ ガードマン
2,156	129 (6.0)	665 (30.8)	371 (17.2)	236 (10.9)	36 (1.7)	114 (5.3)
	自治会等による 自警組織	隣近所で注意し 合うことの申合せ	防犯カメラ	その他	何の防犯設備も ない	わからない
	111 (5.1)	270 (12.5)	161 (7.5)	91 (4.2)	648 (30.1)	86 (4.0)
	答えたくない	無回答				
	69 (3.2)	39 (1.8)				

注 複数選択による。

**問32 性別**

総数	男性	女性	無回答
2,156	1,022 (47.4)	1,128 (52.3)	6 (0.3)

**問33 年齢**

総数	16～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳
2,156	61 (2.8)	85 (3.9)	96 (4.5)	126 (5.8)	167 (7.7)	168 (7.8)
	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上
	175 (8.1)	172 (8.0)	192 (8.9)	248 (11.5)	212 (9.8)	409 (19.0)
	無回答					
	45 (2.1)					

**問34 就労状況**

総数	働いている (正社員・自営業)	働いている (アルバイト等)	求職中 (失業中)	主婦・主夫	定年退職者・ 病気療養中等	学校に行っている (学生)
2,156	800 (37.1)	253 (11.7)	35 (1.6)	471 (21.8)	186 (8.6)	124 (5.8)
	無職	その他	答えたくない	無回答		
	177 (8.2)	59 (2.7)	16 (0.7)	35 (1.6)		

注 複数回答の場合は、主要なもの一つに計上している。

**問35 婚姻関係**

総数	未婚(独身)	未婚(同棲)	既婚	既婚(別居)	離婚	配偶者と死別
2,156	413 (19.2)	10 (0.5)	1,445 (67.0)	12 (0.6)	84 (3.9)	130 (6.0)
	その他	答えたくない	無回答			
	15 (0.7)	19 (0.9)	28 (1.3)			

**問36 世帯あたりの人員**

総数	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上
2,156	203 (9.4)	586 (27.2)	509 (23.6)	487 (22.6)	189 (8.8)	151 (7.0)
	無回答					
	31 (1.4)					

**問37 世帯の16歳以上の人数**

総数	1人	2人	3人	4人以上	無回答
2,156	241 (11.2)	812 (37.7)	491 (22.8)	526 (24.4)	86 (4.0)

**そのうち、男性の人数**

総数	0人	1人	2人	3人	4人以上	無回答
2,156	107 (5.0)	1,243 (57.7)	498 (23.1)	136 (6.3)	22 (1.0)	150 (7.0)

**自転車盗の被害に関する詳細**

**問7-A 被害に遭った時期**

総数	今年	昨年 (平成23年)	それ以前	わからない (思い出せない)	無回答
351	1 (0.3)	104 (29.6)	211 (60.1)	10 (2.8)	25 (7.1)

注 1 問7で「あり」と回答した者のみが回答している。以下「問7-I」まで同じ。

2 複数回被害に遭っている場合は、直近の被害時期一つに計上している。

**問7-B 昨年の被害回数**

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	わからない
104	77 (74.0)	19 (18.3)	4 (3.8)	1 (1.0)	-	3 (2.9)
	無回答					
	-					

注 問7-Aで「昨年(平成23年)」と回答した者のみが回答している。

**問7-C 被害場所**

総数	自宅・ 自宅敷地内	自宅付近	自宅のある 市町村内	職場	その他国内	海外
351	127 (36.2)	23 (6.6)	103 (29.3)	21 (6.0)	24 (6.8)	-
	わからない	無回答				
	-	53 (15.1)				

注 複数回被害に遭っている場合は、直近の被害について回答している。以下「問7-I」まで同じ。

**問7-D 捜査機関への届出の有無**

総数	あり	なし	わからない	無回答
351	150 (42.7)	142 (40.5)	6 (1.7)	53 (15.1)

**問7-E 捜査機関に届け出た理由**

総数	盗まれたものを 取り戻すため	保険金を得るため (保険金請求のため)	犯罪は捜査機関に 届け出るべきだから	重大な事件だから	犯人を処罰して ほしいから	再発を防ぐため
150	134 (89.3)	2 (1.3)	53 (35.3)	3 (2.0)	29 (19.3)	50 (33.3)
	助けを求めするため	犯人からの 弁償を得るため	その他	わからない	無回答	
	6 (4.0)	7 (4.7)	3 (2.0)	-	1 (0.7)	

注 1 問7-Dで「あり」と回答した者のみが回答している。以下「問7-H」まで同じ。

2 複数選択による。

**問7-F 捜査機関からの経過・結果の知らせ**

総数	あり	なし	わからない	無回答
150	67 (44.7)	73 (48.7)	9 (6.0)	1 (0.7)

**問7-G 捜査機関の対応への満足**

総数	あり	なし	わからない	無回答
150	57 (38.0)	75 (50.0)	17 (11.3)	1 (0.7)

**問7-H 捜査機関の対応への不満理由**

総数	十分な対処を してくれなかった	関心を持って 聞いてくれなかった	犯人を見つけて くれなかった	盗まれたものを取り 戻してくれなかった	十分な経過通知を してくれなかった	適切な扱いを 受けなかった
75	25 (33.3)	20 (26.7)	25 (33.3)	26 (34.7)	32 (42.7)	8 (10.7)
	到着するのが 遅かった	その他	わからない	無回答		
	2 (2.7)	10 (13.3)	1 (1.3)	1 (1.3)		

注 1 問7-Gで「なし」と回答した者のみが回答している。

2 複数選択による。

**問7-I 捜査機関に届け出なかった理由**

総数	それほど 重大ではない	自分で解決した	捜査機関が取り扱う のが適切ではない 問題だった	代わりに別の 機関に知らせた	家族が解決した	保険請求のための 通報が必要なかった (保険未加入)
142	43 (30.3)	2 (1.4)	5 (3.5)	2 (1.4)	7 (4.9)	7 (4.9)
	捜査機関は 何もできない (証拠がない)	捜査機関は 何もしてくれない	捜査機関が 怖い・嫌い	仕返しの恐れから あえて届け出ない	その他	わからない
	23 (16.2)	26 (18.3)	-	1 (0.7)	49 (34.5)	3 (2.1)
	無回答					
	12 (8.5)					

注 1 問7-Dで「なし」と回答した者のみが回答している。

2 複数選択による。

**バイク盗の被害に関する詳細****問9-A 被害に遭った時期**

総数	今年	昨年 (平成23年)	それ以前	わからない (思い出せない)	無回答
47	1 (2.1)	8 (17.0)	30 (63.8)	1 (2.1)	7 (14.9)

注 1 問9で「あり」と回答した者のみが回答している。以下「問9-I」まで同じ。

2 複数回被害に遭っている場合は、直近の被害時期一つに計上している。

**問9-B 昨年の被害回数**

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	わからない
8	6 (75.0)	-	-	1 (12.5)	-	1 (12.5)
	無回答					
	-					

注 問9-Aで「昨年(平成23年)」と回答した者のみが回答している。

**問9-C 被害場所**

総数	自宅・ 自宅敷地内	自宅付近	自宅のある 市町村内	職場	その他国内	海外
47	17 (36.2)	3 (6.4)	8 (17.0)	4 (8.5)	4 (8.5)	-
	わからない	無回答				
	1 (2.1)	10 (21.3)				

注 複数回被害に遭っている場合は、直近の被害について回答している。以下「問9-I」まで同じ。

**問9-D 捜査機関への届出の有無**

総数	あり	なし	わからない	無回答
47	29 (61.7)	8 (17.0)	1 (2.1)	9 (19.1)

**問9-E 捜査機関に届け出た理由**

総数	盗まれたものを 取り戻すため	保険金を得るため (保険金請求のため)	犯罪は捜査機関に 届け出るべきだから	重大な事件だから	犯人を処罰して ほしいから	再発を防ぐため
29	26 (89.7)	-	18 (62.1)	5 (17.2)	15 (51.7)	18 (62.1)
	助けを求めするため	犯人からの 弁償を得るため	その他	わからない	無回答	
	-	6 (20.7)	2 (6.9)	-	-	

注 1 問9-Dで「あり」と回答した者のみが回答している。以下「問9-H」まで同じ。  
2 複数選択による。

**問9-F 捜査機関からの経過・結果の知らせ**

総数	あり	なし	わからない	無回答
29	9 (31.0)	16 (55.2)	3 (10.3)	1 (3.4)

**問9-G 捜査機関の対応への満足**

総数	あり	なし	わからない	無回答
29	9 (31.0)	17 (58.6)	3 (10.3)	-

**問9-H 捜査機関の対応への不満理由**

総数	十分な対処を してくれなかった	関心を持って 聞いてくれなかった	犯人を見つけて くれなかった	盗まれたものを取り 戻してくれなかった	十分な経過通知を してくれなかった	適切な扱いを 受けなかった
17	6 (35.3)	8 (47.1)	7 (41.2)	8 (47.1)	10 (58.8)	3 (17.6)
	到着するのが 遅かった	その他	わからない	無回答		
	-	-	1 (5.9)	-		

注 1 問9-Gで「なし」と回答した者のみが回答している。  
2 複数選択による。

**問9-I 捜査機関に届け出なかった理由**

総数	それほど 重大ではない	自分で解決した	捜査機関が取り扱う のが適切ではない 問題だった	代わりに別の 機関に知らせた	家族が解決した	保険請求のための 通報が必要なかった (保険未加入)
8	2 (25.0)	1 (12.5)	-	1 (12.5)	1 (12.5)	1 (12.5)
	捜査機関は 何もできない (証拠がない)	捜査機関は 何もしてくれない	捜査機関が 怖い・嫌い	仕返しの恐れから あえて届け出ない	その他	わからない
	1 (12.5)	1 (12.5)	-	1 (12.5)	2 (25.0)	-
	無回答					
	-					

注 1 問9-Dで「なし」と回答した者のみが回答している。  
2 複数選択による。

**自動車盗の被害に関する詳細**

**問11-A 被害に遭った時期**

総数	今年	昨年 (平成23年)	それ以前	わからない (思い出せない)	無回答
16	-	2 (12.5)	8 (50.0)	1 (6.3)	5 (31.3)

注 1 問11で「あり」と回答した者のみが回答している。以下「問11-J」まで同じ。  
2 複数回被害に遭っている場合は、直近の被害時期一つに計上している。

**問11-B 昨年の被害回数**

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	わからない
2	2 (100.0)	-	-	-	-	-

無回答
-

注 問11-Aで「昨年（平成23年）」と回答した者のみが回答している。

**問11-C 被害場所**

総数	自宅・ 自宅敷地内	自宅付近	自宅のある 市町村内	職場	その他国内	海外
16	4 (25.0)	1 (6.3)	-	1 (6.3)	2 (12.5)	-

わからない	無回答
-	8 (50.0)

注 複数回被害に遭っている場合は、直近の被害について回答している。以下「問11-J」まで同じ。

**問11-D 盗難車が戻ったか**

総数	はい	いいえ	わからない	無回答
16	6 (37.5)	2 (12.5)	-	8 (50.0)

**問11-E 捜査機関への届出の有無**

総数	あり	なし	わからない	無回答
16	9 (56.3)	-	-	7 (43.8)

**問11-F 捜査機関に届け出た理由**

総数	盗まれたものを 取り戻すため	保険金を得るため (保険金請求のため)	犯罪は捜査機関に 届け出るべきだから	重大な事件だから	犯人を処罰して ほしいから	再発を防ぐため
9	8 (88.9)	1 (11.1)	5 (55.6)	4 (44.4)	5 (55.6)	6 (66.7)

助けを求めため	犯人からの 弁償を得るため	その他	わからない	無回答
1 (11.1)	1 (11.1)	-	-	1 (11.1)

注 1 問11-Eで「あり」と回答した者のみが回答している。以下「問11-I」まで同じ。

2 複数選択による。

**問11-G 捜査機関からの経過・結果の知らせ**

総数	あり	なし	わからない	無回答
9	6 (66.7)	1 (11.1)	1 (11.1)	1 (11.1)

**問11-H 捜査機関の対応への満足**

総数	あり	なし	わからない	無回答
9	3 (33.3)	3 (33.3)	2 (22.2)	1 (11.1)

**問11-I 捜査機関の対応への不満理由**

総数	十分な対処を してくれなかった	関心を持って 聞いてくれなかった	犯人を見つけて くれなかった	盗まれたものを取り 戻してくれなかった	十分な経過通知を してくれなかった	適切な扱いを 受けなかった
3	2 (66.7)	-	1 (33.3)	2 (66.7)	2 (66.7)	-

到着するのが 遅かった	その他	わからない	無回答
-	1 (33.3)	-	-

注 1 問11-Hで「なし」と回答した者のみが回答している。

2 複数選択による。

**問11-J 捜査機関に届け出なかった理由**

総数	それほど重大ではない	自分で解決した	捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した	保険請求のための通報が必要なかった(保険未加入)
-	-	-	-	-	-	-
	捜査機関は何もできない(証拠がない)	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い・嫌い	仕返しの恐れからあえて届け出ない	その他	わからない
	-	-	-	-	-	-
	無回答					
	-					

**車上盗の被害に関する詳細**

**問12-A 被害に遭った時期**

総数	今年	昨年(平成23年)	それ以前	わからない(思い出せない)	無回答
109	-	17 (15.6)	80 (73.4)	3 (2.8)	9 (8.3)

注 1 問12で「あり」と回答した者のみが回答している。以下「問12-I」まで同じ。  
 2 複数回被害に遭っている場合は、直近の被害時期一つに計上している。

**問12-B 昨年の被害回数**

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	わからない
17	14 (82.4)	2 (11.8)	1 (5.9)	-	-	-

無回答
-

注 問12-Aで「昨年(平成23年)」と回答した者のみが回答している。

**問12-C 被害場所**

総数	自宅・自宅敷地内	自宅付近	自宅のある市町村内	職場	その他国内	海外
109	32 (29.4)	18 (16.5)	15 (13.8)	6 (5.5)	9 (8.3)	-

わからない	無回答
-	29 (26.6)

注 複数回被害に遭っている場合は、直近の被害について回答している。以下「問12-I」まで同じ。

**問12-D 捜査機関への届出の有無**

総数	あり	なし	わからない	無回答
109	55 (50.5)	23 (21.1)	2 (1.8)	29 (26.6)

**問12-E 捜査機関に届け出た理由**

総数	盗まれたものを取り戻すため	保険金を得るため(保険金請求のため)	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	犯人を処罰してほしいから	再発を防ぐため
55	36 (65.5)	13 (23.6)	41 (74.5)	12 (21.8)	24 (43.6)	34 (61.8)

助けを求めため	犯人からの弁償を得るため	その他	わからない	無回答
6 (10.9)	7 (12.7)	3 (5.5)	-	-

注 1 問12-Dで「あり」と回答した者のみが回答している。以下「問12-H」まで同じ。  
 2 複数選択による。

**問12-F 捜査機関からの経過・結果の知らせ**

総数	あり	なし	わからない	無回答
55	14 (25.5)	32 (58.2)	8 (14.5)	1 (1.8)

**問12-G 捜査機関の対応への満足**

総数	あり	なし	わからない	無回答
55	18 (32.7)	27 (49.1)	6 (10.9)	4 (7.3)

**問12-H 捜査機関の対応への不満理由**

総数	十分な対処をしてくれなかった	関心を持って聞いてくれなかった	犯人を見つけてくれなかった	盗まれたものを取り戻してくれなかった	十分な経過通知をしてくれなかった	適切な扱いを受けなかった
27	12 (44.4)	4 (14.8)	19 (70.4)	16 (59.3)	21 (77.8)	4 (14.8)
	到着するのが遅かった	その他	わからない	無回答		
	2 (7.4)	2 (7.4)	-	-		

- 注 1 問12-Gで「なし」と回答した者のみが回答している。  
2 複数選択による。

**問12-I 捜査機関に届け出なかった理由**

総数	それほど重大ではない	自分で解決した	捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した	保険請求のための通報が必要なかった(保険未加入)
23	9 (39.1)	1 (4.3)	2 (8.7)	-	-	1 (4.3)
	捜査機関は何もできない(証拠がない)	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い・嫌い	仕返しの恐れからあえて届け出ない	その他	わからない
	8 (34.8)	4 (17.4)	-	-	5 (21.7)	1 (4.3)
	無回答					
	5 (21.7)					

- 注 1 問12-Dで「なし」と回答した者のみが回答している。  
2 複数選択による。

**自動車損壊の被害に関する詳細****問13-A 被害に遭った時期**

総数	今年	昨年(平成23年)	それ以前	わからない(思い出せない)	無回答
231	6 (2.6)	74 (32.0)	119 (51.5)	7 (3.0)	25 (10.8)

- 注 1 問13で「あり」と回答した者のみが回答している。以下「問13-I」まで同じ。  
2 複数回被害に遭っている場合は、直近の被害時期一つに計上している。

**問13-B 昨年の被害回数**

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	わからない
74	53 (71.6)	12 (16.2)	4 (5.4)	1 (1.4)	-	3 (4.1)
	無回答					
	1 (1.4)					

- 注 問13-Aで「昨年(平成23年)」と回答した者のみが回答している。

**問13-C 被害場所**

総数	自宅・自宅敷地内	自宅付近	自宅のある市町村内	職場	その他国内	海外
231	64 (27.7)	28 (12.1)	42 (18.2)	14 (6.1)	24 (10.4)	-
	わからない	無回答				
	13 (5.6)	46 (19.9)				

- 注 複数回被害に遭っている場合は、直近の被害について回答している。以下「問13-I」まで同じ。

**問13-D 捜査機関への届出の有無**

総数	あり	なし	わからない	無回答
231	54 (23.4)	128 (55.4)	-	49 (21.2)

**問13-E 捜査機関に届け出た理由**

総数	保険金を得るため(保険金請求のため)	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	犯人を処罰してほしいから	再発を防ぐため	助けを求めるため
54	8 (14.8)	24 (44.4)	7 (13.0)	26 (48.1)	38 (70.4)	3 (5.6)
	犯人からの弁償を得るため	その他	わからない	無回答		
	11 (20.4)	2 (3.7)	-	1 (1.9)		

- 注 1 問13-Dで「あり」と回答した者のみが回答している。以下「問13-H」まで同じ。  
2 複数選択による。

**問13-F 捜査機関からの経過・結果の知らせ**

総数	あり	なし	わからない	無回答
54	15 (27.8)	35 (64.8)	4 (7.4)	-

**問13-G 捜査機関の対応への満足**

総数	あり	なし	わからない	無回答
54	17 (31.5)	27 (50.0)	10 (18.5)	-

**問13-H 捜査機関の対応への不満理由**

総数	十分な対処をして くれなかった	関心を持って 聞いてくれなかった	犯人を見つけて くれなかった	自分の被害を取り 戻してくれなかった	十分な経過通知を してくれなかった	適切な扱いを 受けなかった
27	12 (44.4)	7 (25.9)	16 (59.3)	10 (37.0)	14 (51.9)	3 (11.1)
	到着するのが 遅かった	その他	わからない	無回答		
	1 (3.7)	4 (14.8)	-	-		

- 注 1 問13-Gで「なし」と回答した者のみが回答している。  
2 複数選択による。

**問13-I 捜査機関に届け出なかった理由**

総数	それほど 重大ではない	自分で解決した	捜査機関が取り扱う のが適切ではない 問題だった	代わりに別の 機関に知らせた	家族が解決した	保険請求のための 通報が必要なかった (保険未加入)
128	72 (56.3)	10 (7.8)	10 (7.8)	2 (1.6)	3 (2.3)	4 (3.1)
	捜査機関は 何もできない (証拠がない)	捜査機関は 何もしてくれない	捜査機関が 怖い・嫌い	仕返しの恐れから あえて届け出ない	その他	わからない
	36 (28.1)	25 (19.5)	1 (0.8)	3 (2.3)	24 (18.8)	3 (2.3)
	無回答					
	4 (3.1)					

- 注 1 問13-Dで「なし」と回答した者のみが回答している。  
2 複数選択による。

**不法侵入の被害に関する詳細**

**問14-A 被害に遭った時期**

総数	今年	昨年 (平成23年)	それ以前	わからない (思い出せない)	無回答
73	2 (2.7)	13 (17.8)	48 (65.8)	-	10 (13.7)

- 注 1 問14で「あり」と回答した者のみが回答している。以下「問14-I」まで同じ。  
2 複数回被害に遭っている場合は、直近の被害時期一つに計上している。

**問14-B 昨年の被害回数**

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	わからない
13	8 (61.5)	1 (7.7)	3 (23.1)	-	-	1 (7.7)
	無回答					
	-					

- 注 問14-Aで「昨年(平成23年)」と回答した者のみが回答している。

**問14-C 盗難被害の有無**

総数	あり	なし	わからない	無回答
73	42 (57.5)	11 (15.1)	3 (4.1)	17 (23.3)

- 注 複数回被害に遭っている場合は、直近の被害について回答している。以下「問14-I」まで同じ。

**問14-D 捜査機関への届出の有無**

総数	あり	なし	わからない	無回答
73	35 (47.9)	22 (30.1)	-	16 (21.9)

**問14-E 捜査機関に届け出た理由**

総数	盗まれたものを取り戻すため	保険金を得るため (保険金請求のため)	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	犯人を処罰してほしいから	再発を防ぐため
35	17 (48.6)	2 (5.7)	28 (80.0)	11 (31.4)	24 (68.6)	28 (80.0)
	助けを求めするため	犯人からの弁償を得るため	その他	わからない	無回答	
	6 (17.1)	4 (11.4)	1 (2.9)	1 (2.9)	-	

注 1 問14-Dで「あり」と回答した者のみが回答している。以下「問14-H」まで同じ。

2 複数選択による。

**問14-F 捜査機関からの経過・結果の知らせ**

総数	あり	なし	わからない	無回答
35	5 (14.3)	28 (80.0)	1 (2.9)	1 (2.9)

**問14-G 捜査機関の対応への満足**

総数	あり	なし	わからない	無回答
35	14 (40.0)	15 (42.9)	5 (14.3)	1 (2.9)

**問14-H 捜査機関の対応への不満理由**

総数	十分な対処をしてくれなかった	関心を持って聞いてくれなかった	犯人を見つけてくれなかった	盗まれたものを取り戻してくれなかった	十分な経過通知をしてくれなかった	適切な扱いを受けなかった
15	4 (26.7)	1 (6.7)	10 (66.7)	7 (46.7)	12 (80.0)	1 (6.7)
	到着するのが遅かった	その他	わからない	無回答		
	3 (20.0)	2 (13.3)	-	-		

注 1 問14-Gで「なし」と回答した者のみが回答している。

2 複数選択による。

**問14-I 捜査機関に届け出なかった理由**

総数	それほど重大ではない	自分で解決した	捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した	保険請求のための通報が必要なかった (保険未加入)
22	5 (22.7)	1 (4.5)	1 (4.5)	1 (4.5)	2 (9.1)	-
	捜査機関は何もできない (証拠がない)	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い・嫌い	仕返しの恐れからあえて届け出ない	その他	わからない
	7 (31.8)	4 (18.2)	2 (9.1)	1 (4.5)	10 (45.5)	-
	無回答					
	-					

注 1 問14-Dで「なし」と回答した者のみが回答している。

2 複数選択による。

**不法侵入未遂の被害に関する詳細****問15-A 被害に遭った時期**

総数	今年	昨年 (平成23年)	それ以前	わからない (思い出せない)	無回答
71	1 (1.4)	20 (28.2)	32 (45.1)	3 (4.2)	15 (21.1)

注 1 問15で「あり」と回答した者のみが回答している。以下「問15-H」まで同じ。

2 複数回被害に遭っている場合は、直近の被害時期一つに計上している。

**問15-B 昨年の被害回数**

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	わからない
20	10 (50.0)	3 (15.0)	1 (5.0)	-	2 (10.0)	2 (10.0)
	無回答					
	2 (10.0)					

注 問15-Aで「昨年(平成23年)」と回答した者のみが回答している。

**問15-C 捜査機関への届出の有無**

総数	あり	なし	わからない	無回答
71	13 (18.3)	33 (46.5)	-	25 (35.2)

**問15-D 捜査機関に届け出た理由**

総数	保険金を得るため (保険金請求のため)	犯罪は捜査機関に 届け出るべきだから	重大な事件だから	犯人を処罰して ほしいから	再発を防ぐため	助けを求めるため
13	-	6 (46.2)	6 (46.2)	9 (69.2)	11 (84.6)	3 (23.1)
	犯人からの 弁償を得るため	その他	わからない	無回答		
	1 (7.7)	-	-	-		

注 1 問15-Cで「あり」と回答した者のみが回答している。以下「問15-G」まで同じ。  
2 複数選択による。

**問15-E 捜査機関からの経過・結果の知らせ**

総数	あり	なし	わからない	無回答
13	6 (46.2)	6 (46.2)	-	1 (7.7)

**問15-F 捜査機関の対応への満足**

総数	あり	なし	わからない	無回答
13	4 (30.8)	6 (46.2)	2 (15.4)	1 (7.7)

**問15-G 捜査機関の対応への不満理由**

総数	十分な対処を してくれなかった	関心を持って 聞いてくれなかった	犯人を見つけて くれなかった	自分の被害を取り 戻してくれなかった	十分な経過通知を してくれなかった	適切な扱いを 受けなかった
6	3 (50.0)	1 (16.7)	3 (50.0)	1 (16.7)	2 (33.3)	1 (16.7)
	到着するのが 遅かった	その他	わからない	無回答		
	-	1 (16.7)	-	-		

注 1 問15-Fで「なし」と回答した者のみが回答している。  
2 複数選択による。

**問15-H 捜査機関に届け出なかった理由**

総数	それほど 重大ではない	自分で解決した	捜査機関が取り扱う のが適切ではない 問題だった	代わりに別の 機関に知らせた	家族が解決した	保険請求のための 通報が必要なかった (保険未加入)
33	17 (51.5)	-	2 (6.1)	1 (3.0)	1 (3.0)	-
	捜査機関は 何もできない (証拠がない)	捜査機関は 何もしてくれない	捜査機関が 怖い・嫌い	仕返しの恐れから あえて届け出ない	その他	わからない
	8 (24.2)	5 (15.2)	2 (6.1)	3 (9.1)	8 (24.2)	-
	無回答					
	3 (9.1)					

注 1 問15-Cで「なし」と回答した者のみが回答している。  
2 複数選択による。

**強盗等の被害に関する詳細**

**問16-A 被害に遭った時期**

総数	今年	昨年 (平成23年)	それ以前	わからない (思い出せない)	無回答
20	1 (5.0)	3 (15.0)	12 (60.0)	1 (5.0)	3 (15.0)

注 1 問16で「あり」と回答した者のみが回答している。以下「問16-O」まで同じ。  
2 複数回被害に遭っている場合は、直近の被害時期一つに計上している。

**問16-B 昨年の被害回数**

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	わからない
3	2 (66.7)	-	-	-	-	1 (33.3)
	無回答					
	-					

注 問16-Aで「昨年(平成23年)」と回答した者のみが回答している。

**問16-C 被害場所**

総数	自宅・ 自宅敷地内	自宅付近	自宅のある 市町村内	職場	その他国内	海外
20	3 (15.0)	4 (20.0)	5 (25.0)	1 (5.0)	-	-
	わからない	無回答				
	1 (5.0)	6 (30.0)				

注 複数回被害に遭っている場合は、直近の被害について回答している。以下「問16-O」まで同じ。

**問16-D 盗難被害の有無**

総数	あり	なし	わからない	無回答
20	6 (30.0)	8 (40.0)	1 (5.0)	5 (25.0)

**問16-E 加害者との面識**

総数	加害者を 知らなかった	少なくとも1人は、 顔を知っていた	少なくとも1人は、 名前を知っていた	加害者を 見なかった	無回答
20	9 (45.0)	2 (10.0)	-	2 (10.0)	7 (35.0)

**問16-F 加害者の凶器所持の有無**

総数	あり	なし	わからない	無回答
20	2 (10.0)	7 (35.0)	4 (20.0)	7 (35.0)

**問16-G 凶器の種類**

総数	刃物	銃	その他の武器	その他 凶器になる物	わからない	無回答
2	1 (50.0)	-	-	1 (50.0)	-	-

注 1 問16-Fで「あり」と回答した者のみが回答している。

2 複数選択による。

**問16-H 捜査機関への届出の有無**

総数	あり	なし	わからない	無回答
20	9 (45.0)	4 (20.0)	-	7 (35.0)

**問16-I 捜査機関に届け出た理由**

総数	とられたものを 取り戻すため	保険金を得るため (保険金請求のため)	犯罪は捜査機関に 届け出るべきだから	重大な事件だから	犯人を処罰して ほしいから	再発を防ぐため
9	2 (22.2)	-	5 (55.6)	3 (33.3)	4 (44.4)	6 (66.7)
	助けを求めため	犯人からの 弁償を得るため	その他	わからない	無回答	
	5 (55.6)	-	-	-	-	

注 1 問16-Hで「あり」と回答した者のみが回答している。以下「問16-L」まで同じ。

2 複数選択による。

**問16-J 捜査機関からの経過・結果の知らせ**

総数	あり	なし	わからない	無回答
9	2 (22.2)	7 (77.8)	-	-

**問16-K 捜査機関の対応への満足**

総数	あり	なし	わからない	無回答
9	3 (33.3)	4 (44.4)	2 (22.2)	-

**問16-L 捜査機関の対応への不満理由**

総数	十分な対処を してくれなかった	関心を持って 聞いてくれなかった	犯人を見つけて くれなかった	とられたものを取り 戻してくれなかった	十分な経過通知を してくれなかった	適切な扱いを 受けなかった
4	-	1 (25.0)	2 (50.0)	1 (25.0)	2 (50.0)	1 (25.0)
	到着するのが 遅かった	その他	わからない	無回答		
	-	2 (50.0)	-	-		

注 1 問16-Kで「なし」と回答した者のみが回答している。

2 複数選択による。

**問16-M 捜査機関に届け出なかった理由**

総数	それほど重大ではない	自分で解決した	捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した	保険請求のための通報が必要なかった(保険未加入)
4	2 (50.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	-	1 (25.0)	-
	捜査機関は何もできない(証拠がない)	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い・嫌い	仕返しの恐れからあえて届け出ない	その他	わからない
	-	-	-	-	-	-
	無回答					
	-					

注 1 問16-Hで「なし」と回答した者のみが回答している。  
 2 複数選択による。

**問16-N 犯罪被害者支援機関への連絡の有無**

総数	あり	なし	わからない	無回答
20	-	12 (60.0)	1 (5.0)	7 (35.0)

**問16-O 犯罪被害者支援機関の有用性への期待**

総数	あり	なし	わからない	無回答
12	4 (33.3)	2 (16.7)	5 (41.7)	1 (8.3)

注 問16-Nで「なし」と回答した者のみが回答している。

**個人に対する窃盗の被害に関する詳細**

**問17-A 被害に遭った時期**

総数	今年	昨年(平成23年)	それ以前	わからない(思い出せない)	無回答
89	6 (6.7)	30 (33.7)	40 (44.9)	2 (2.2)	11 (12.4)

注 1 問17で「あり」と回答した者のみが回答している。以下「問17-J」まで同じ。  
 2 複数回被害に遭っている場合は、直近の被害時期一つに計上している。

**問17-B 昨年の被害回数**

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	わからない
30	22 (73.3)	4 (13.3)	3 (10.0)	-	-	1 (3.3)
	無回答					
	-					

注 問17-Aで「昨年(平成23年)」と回答した者のみが回答している。

**問17-C 被害場所**

総数	自宅・自宅敷地内	自宅付近	自宅のある市町村内	職場	その他国内	海外
89	23 (25.8)	5 (5.6)	12 (13.5)	12 (13.5)	13 (14.6)	1 (1.1)
	わからない	無回答				
	1 (1.1)	22 (24.7)				

注 複数回被害に遭っている場合は、直近の被害について回答している。以下「問17-J」まで同じ。

**問17-D スリの被害か**

総数	はい	いいえ	わからない	無回答
89	19 (21.3)	47 (52.8)	1 (1.1)	22 (24.7)

**問17-E 捜査機関への届出の有無**

総数	あり	なし	わからない	無回答
89	31 (34.8)	36 (40.4)	1 (1.1)	21 (23.6)

**問17-F 捜査機関に届け出た理由**

総数	盗まれたものを取り戻すため	保険金を得るため (保険金請求のため)	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	犯人を処罰してほしいから	再発を防ぐため
31	22 (71.0)	1 (3.2)	17 (54.8)	1 (3.2)	16 (51.6)	17 (54.8)
	助けを求めするため	犯人からの弁償を得るため	その他	わからない	無回答	
	4 (12.9)	5 (16.1)	2 (6.5)	-	1 (3.2)	

- 注 1 問17-Eで「あり」と回答した者のみが回答している。以下「問17-I」まで同じ。  
2 複数選択による。

**問17-G 捜査機関からの経過・結果の知らせ**

総数	あり	なし	わからない	無回答
31	5 (16.1)	19 (61.3)	4 (12.9)	3 (9.7)

**問17-H 捜査機関の対応への満足**

総数	あり	なし	わからない	無回答
31	7 (22.6)	18 (58.1)	4 (12.9)	2 (6.5)

**問17-I 捜査機関の対応への不満理由**

総数	十分な対処をしてくれなかった	関心を持って聞いてくれなかった	犯人を見つけてくれなかった	盗まれたものを取り戻してくれなかった	十分な経過通知をしてくれなかった	適切な扱いを受けなかった
18	5 (27.8)	3 (16.7)	14 (77.8)	15 (83.3)	13 (72.2)	2 (11.1)
	到着するのが遅かった	その他	わからない	無回答		
	2 (11.1)	2 (11.1)	-	-		

- 注 1 問17-Hで「なし」と回答した者のみが回答している。  
2 複数選択による。

**問17-J 捜査機関に届け出なかった理由**

総数	それほど重大ではない	自分で解決した	捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した	保険請求のための通報が必要なかった (保険未加入)
36	12 (33.3)	2 (5.6)	3 (8.3)	4 (11.1)	-	1 (2.8)
	捜査機関は何もできない (証拠がない)	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い・嫌い	仕返しの恐れからあえて届け出ない	その他	わからない
	8 (22.2)	2 (5.6)	3 (8.3)	3 (8.3)	12 (33.3)	1 (2.8)
	無回答					
	4 (11.1)					

- 注 1 問17-Eで「なし」と回答した者のみが回答している。  
2 複数選択による。

**暴行・脅迫の被害に関する詳細****問18-A 被害に遭った時期**

総数	今年	昨年 (平成23年)	それ以前	わからない (思い出せない)	無回答
37	2 (5.4)	5 (13.5)	24 (64.9)	-	6 (16.2)

- 注 1 問18で「あり」と回答した者のみが回答している。以下「問18-R」まで同じ。  
2 複数回被害に遭っている場合は、直近の被害時期一つに計上している。

**問18-B 昨年の被害回数**

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	わからない
5	4 (80.0)	-	-	-	-	1 (20.0)
	無回答					
	-					

- 注 問18-Aで「昨年(平成23年)」と回答した者のみが回答している。

**問18-C 被害場所**

総数	自宅・ 自宅敷地内	自宅付近	自宅のある 市町村内	職場	その他国内	海外
37	14 (37.8)	3 (8.1)	4 (10.8)	4 (10.8)	3 (8.1)	-
	わからない	無回答				
	-	9 (24.3)				

注 複数回被害に遭っている場合は、直近の被害について回答している。以下「問18-R」まで同じ。

**問18-D 加害者との面識**

総数	加害者を 知らなかった	少なくとも1人は、 顔を知っていた	少なくとも1人は、 名前を知っていた	加害者を 見なかった	無回答
37	7 (18.9)	3 (8.1)	18 (48.6)	1 (2.7)	8 (21.6)

**問18-E 加害者との関係**

総数	夫、内縁の夫、 妻、内縁の妻	元夫、元内縁の夫、 元妻、元内縁の妻	恋人	元恋人	家族・親戚	親しい友人
18	6 (33.3)	2 (11.1)	1 (5.6)	-	3 (16.7)	-
	一緒に働いていた人 働いたことのある人	上記の誰でもない	答えたくない	無回答		
	4 (22.2)	3 (16.7)	-	-		

注 1 問18-Dで「少なくとも1人は、名前を知っていた」と回答した者のみが回答している。  
2 複数選択による。

**問18-F 加害者の凶器所持の有無**

総数	あり	なし	わからない	無回答
37	6 (16.2)	16 (43.2)	6 (16.2)	9 (24.3)

**問18-G 凶器の種類**

総数	刃物	銃	その他の武器	その他 凶器になる物	わからない	無回答
6	3 (50.0)	-	-	3 (50.0)	1 (16.7)	-

注 1 問18-Fで「あり」と回答した者のみが回答している。  
2 複数選択による。

**問18-H 被害の内容**

総数	脅迫	暴行	わからない	無回答
37	13 (35.1)	14 (37.8)	2 (5.4)	8 (21.6)

注 脅迫と暴行を両方受けた場合は、「暴行」と回答している。

**問18-I 暴行によるけがの有無**

総数	あり	なし	わからない	無回答
14	8 (57.1)	6 (42.9)	-	-

注 問18-Hで「暴行」と回答した者のみが回答している。

**問18-J 医師等による診断の有無**

総数	あり	なし	わからない	無回答
8	6 (75.0)	2 (25.0)	-	-

注 問18-Iで「あり」と回答した者のみが回答している。

**問18-K 捜査機関への届出の有無**

総数	あり	なし	わからない	無回答
37	8 (21.6)	21 (56.8)	-	8 (21.6)

**問18-L 捜査機関に届け出た理由**

総数	保険金を得るため (保険金請求のため)	犯罪は捜査機関に 届け出るべきだから	重大な事件だから	犯人を処罰して ほしいから	再発を防ぐため	助けを求めため
8	-	2 (25.0)	2 (25.0)	3 (37.5)	5 (62.5)	6 (75.0)
	犯人からの 弁償を得るため	その他	わからない	無回答		
	-	-	1 (12.5)	-		

注 1 問18-Kで「あり」と回答した者のみが回答している。以下「問18-O」まで同じ。  
2 複数選択による。

**問18-M 捜査機関からの経過・結果の知らせ**

総数	あり	なし	わからない	無回答
8	3 (37.5)	3 (37.5)	2 (25.0)	-

**問18-N 捜査機関の対応への満足**

総数	あり	なし	わからない	無回答
8	2 (25.0)	4 (50.0)	2 (25.0)	-

**問18-O 捜査機関の対応への不満理由**

総数	十分な対処をして くれなかった	関心を持って 聞いてくれなかった	犯人を見つけて くれなかった	とられたものを取り 戻してくれなかった	十分な経過通知を してくれなかった	適切な扱いを 受けなかった
4	1 (25.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	2 (50.0)
	到着するのが 遅かった	その他	わからない	無回答		
	-	2 (50.0)	-	-		

注 1 問18-Nで「なし」と回答した者のみが回答している。

2 複数選択による。

**問18-P 捜査機関に届け出なかった理由**

総数	それほど 重大ではない	自分で解決した	捜査機関が取り扱う のが適切ではない 問題だった	代わりに別の 機関に知らせた	家族が解決した	保険請求のための 通報が必要なかった (保険未加入)
21	2 (9.5)	6 (28.6)	4 (19.0)	1 (4.8)	3 (14.3)	-
	捜査機関は 何もできない (証拠がない)	捜査機関は 何もしてくれない	捜査機関が 怖い・嫌い	仕返しの恐れから あえて届け出ない	その他	わからない
	7 (33.3)	8 (38.1)	2 (9.5)	8 (38.1)	8 (38.1)	-
	無回答					
	1 (4.8)					

注 1 問18-Kで「なし」と回答した者のみが回答している。

2 複数選択による。

**問18-Q 犯罪被害者支援機関への連絡の有無**

総数	あり	なし	わからない	無回答
37	2 (5.4)	21 (56.8)	-	14 (37.8)

**問18-R 犯罪被害者支援機関の有用性への期待**

総数	あり	なし	わからない	無回答
21	7 (33.3)	-	13 (61.9)	1 (4.8)

注 問18-Qで「なし」と回答した者のみが回答している。

**性的事件の被害に関する詳細****問19-A 被害に遭った時期**

総数	今年	昨年 (平成23年)	それ以前	わからない (思い出せない)	無回答
27	1 (3.7)	9 (33.3)	15 (55.6)	-	2 (7.4)

注 1 問19で「あり」と回答した者のみが回答している。以下「問19-Q」まで同じ。

2 複数回被害に遭っている場合は、直近の被害時期一つに計上している。

**問19-B 昨年の被害回数**

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	わからない
9	4 (44.4)	3 (33.3)	-	-	-	2 (22.2)
	無回答					
	-					

注 問19-Aで「昨年(平成23年)」と回答した者のみが回答している。

**問19-C 被害場所**

総数	自宅・ 自宅敷地内	自宅付近	自宅のある 市町村内	職場	その他国内	海外
27	2 (7.4)	3 (11.1)	7 (25.9)	10 (37.0)	3 (11.1)	-
	わからない	無回答				
	-	2 (7.4)				

注 複数回被害に遭っている場合は、直近の被害について回答している。以下「問19-Q」まで同じ。

**問19-D 加害者との面識**

総数	加害者を 知らなかった	少なくとも1人は、 顔を知っていた	少なくとも1人は、 名前を知っていた	加害者を 見なかった	無回答
27	7 (25.9)	2 (7.4)	10 (37.0)	6 (22.2)	2 (7.4)

**問19-E 加害者との関係**

総数	夫、内縁の夫、 妻、内縁の妻	元夫、元内縁の夫、 元妻、元内縁の妻	恋人	元恋人	家族・親戚	親しい友人
10	-	-	-	-	1 (10.0)	-
	一緒に働いていた人 働いたことのある人	上記の誰でもない	答えたくない	無回答		
	7 (70.0)	2 (20.0)	-	-		

注 1 問19-Dで「少なくとも1人は、名前を知っていた」と回答した者のみが回答している。  
2 複数選択による。

**問19-F 加害者の凶器所持の有無**

総数	あり	なし	わからない	無回答
27	-	20 (74.1)	5 (18.5)	2 (7.4)

**問19-G 凶器の種類**

総数	刃物	銃	その他の武器	その他 凶器になる物	わからない	無回答
-	-	-	-	-	-	-

**問19-H 被害の内容**

総数	強姦	強姦未遂	強制わいせつ	痴漢	セクハラ	その他の 不快な行為
27	3 (11.1)	-	-	8 (29.6)	10 (37.0)	3 (11.1)
	わからない	無回答				
	1 (3.7)	2 (7.4)				

**問19-I 捜査機関への届出の有無**

総数	あり	なし	わからない	無回答
27	5 (18.5)	20 (74.1)	-	2 (7.4)

**問19-J 捜査機関に届け出た理由**

総数	保険金を得るため (保険金請求のため)	犯罪は捜査機関に 届け出るべきだから	重大な事件だから	犯人を処罰して ほしいから	再発を防ぐため	助けを求めるため
5	-	2 (40.0)	1 (20.0)	3 (60.0)	4 (80.0)	2 (40.0)
	犯人からの 弁償を得るため	その他	わからない	無回答		
	-	-	-	-		

注 1 問19-Iで「あり」と回答した者のみが回答している。以下「問19-M」まで同じ。  
2 複数選択による。

**問19-K 捜査機関からの経過・結果の知らせ**

総数	あり	なし	わからない	無回答
5	1 (20.0)	3 (60.0)	1 (20.0)	-

**問19-L 捜査機関の対応への満足**

総数	あり	なし	わからない	無回答
5	3 (60.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	-

**問19-M 捜査機関の対応への不満理由**

総数	十分な対処をして くれなかった	関心を持って 聞いてくれなかった	犯人を見つけて くれなかった	十分な経過通知を してくれなかった	適切な扱いを 受けなかった	到着するのが 遅かった
1	1 (100.0)	-	-	1 (100.0)	1 (100.0)	-
	その他	わからない	無回答			
	-	-	-			

注 1 問19-Iで「なし」と回答した者のみが回答している。

2 複数選択による。

**問19-N 捜査機関に届け出なかった理由**

総数	それほど 重大ではない	自分で解決した	捜査機関が取り扱う のが適切ではない 問題だった	代わりに別の 機関に知らせた	家族が解決した	保険請求のための 通報が必要なかった (保険未加入)
20	4 (20.0)	6 (30.0)	3 (15.0)	-	1 (5.0)	-
	捜査機関は 何もできない (証拠がない)	捜査機関は 何もしてくれない	捜査機関が 怖い・嫌い	仕返しの恐れから あえて届け出ない	その他	わからない
	6 (30.0)	3 (15.0)	1 (5.0)	4 (20.0)	6 (30.0)	1 (5.0)
	無回答					
	-					

注 1 問19-Iで「なし」と回答した者のみが回答している。

2 複数選択による。

**問19-O 犯罪被害者支援機関への連絡の有無**

総数	あり	なし	わからない	無回答
27	-	24 (88.9)	-	3 (11.1)

**問19-P 犯罪被害者支援機関の有用性の評価**

総数	あり	なし	わからない	無回答
-	-	-	-	-

**問19-Q 犯罪被害者支援機関の有用性への期待**

総数	あり	なし	わからない	無回答
24	1 (4.2)	5 (20.8)	17 (70.8)	1 (4.2)

注 問19-Oで「なし」と回答した者のみが回答している。

### ----- クレジットカード詐欺の被害に関する詳細 -----

**問21-A 被害に遭った時期**

総数	今年	昨年 (平成23年)	それ以前	わからない (思い出せない)	無回答
20	-	12 (60.0)	7 (35.0)	1 (5.0)	-

注 1 問21で「あり」と回答した者のみが回答している。以下「問21-I」まで同じ。

2 複数回被害に遭っている場合は、直近の被害時期一つに計上している。

**問21-B 昨年の被害回数**

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	わからない
12	8 (66.7)	2 (16.7)	1 (8.3)	-	-	1 (8.3)
	無回答					
	-					

注 問21-Aで「昨年(平成23年)」と回答した者のみが回答している。

**問21-C 盗難被害の有無**

総数	あり	なし	わからない	無回答
20	2 (10.0)	13 (65.0)	1 (5.0)	4 (20.0)

注 複数回被害に遭っている場合は、直近の被害について回答している。以下「問21-I」まで同じ。

**問21-D 捜査機関への届出の有無**

総数	あり	なし	わからない	無回答
20	3 (15.0)	10 (50.0)	3 (15.0)	4 (20.0)

**問21-E 捜査機関に届け出た理由**

総数	被害を取り戻すため	保険金を得るため (保険金請求のため)	犯罪は捜査機関に 届け出るべきだから	重大な事件だから	犯人を処罰して ほしいから	再発を防ぐため
3	3 (100.0)	-	2 (66.7)	2 (66.7)	2 (66.7)	2 (66.7)
	助けを求めため	犯人からの 弁償を得るため	その他	わからない	無回答	
	1 (33.3)	1 (33.3)	-	-	-	

注 1 問21-Dで「あり」と回答した者のみが回答している。以下「問21-H」まで同じ。  
2 複数選択による。

**問21-F 捜査機関からの経過・結果の知らせ**

総数	あり	なし	わからない	無回答
3	3 (100.0)	-	-	-

**問21-G 捜査機関の対応への満足**

総数	あり	なし	わからない	無回答
3	1 (33.3)	2 (66.7)	-	-

**問21-H 捜査機関の対応への不満理由**

総数	十分な対処を してくれなかった	関心を持って 聞いてくれなかった	犯人を見つけて くれなかった	自分の被害を取り 戻してくれなかった	十分な経過通知を してくれなかった	適切な扱いを 受けなかった
2	1 (50.0)	-	-	1 (50.0)	1 (50.0)	1 (50.0)
	到着するのが 遅かった	その他	わからない	無回答		
	-	-	-	-		

注 1 問21-Gで「なし」と回答した者のみが回答している。  
2 複数選択による。

**問21-I 捜査機関に届け出なかった理由**

総数	それほど 重大ではない	自分で解決した	捜査機関には 向かない 問題だった	代わりに別の 機関に知らせた	家族が解決した	保険請求のための 通報が必要なかった (保険未加入)
10	2 (20.0)	2 (20.0)	-	3 (30.0)	1 (10.0)	-
	捜査機関は 何もできない (証拠がない)	捜査機関は 何もしてくれない	捜査機関が 怖い・嫌い	仕返しの恐れから あえて届け出ない	その他	わからない
	1 (10.0)	-	-	-	8 (80.0)	-
	無回答					
	-					

注 1 問21-Dで「なし」と回答した者のみが回答している。  
2 複数選択による。

**個人情報の悪用の被害に関する詳細**

**問22-A 被害に遭った時期**

総数	今年	昨年 (平成23年)	それ以前	わからない (思い出せない)	無回答
23	2 (8.7)	6 (26.1)	14 (60.9)	-	1 (4.3)

注 1 問22で「あり」と回答した者のみが回答している。以下「問22-I」まで同じ。  
2 複数回被害に遭っている場合は、直近の被害時期一つに計上している。

**問22-B 昨年の被害回数**

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	わからない
6	3 (50.0)	2 (33.3)	-	-	1 (16.7)	-
	無回答					
	-					

注 問22-Aで「昨年（平成23年）」と回答した者のみが回答している。

**問22-C 個人情報の悪用の内容**

総数	クレジットカード等のカードを作るため	特定店舗専用のクレジットカードを作るため	預貯金口座を開設するため	携帯電話を購入するため	借金、抵当権設定、質入れなどのため	給付金・年金支給、税控除などを受けるため
23	3 (13.0)	-	-	2 (8.7)	1 (4.3)	-
	旅券を手に入れるため	その他	わからない	無回答		
	-	9 (39.1)	2 (8.7)	6 (26.1)		

注 複数回被害に遭っている場合は、直近の被害について回答している。以下「問22-I」まで同じ。

**問22-D 捜査機関への届出の有無**

総数	あり	なし	わからない	無回答
23	7 (30.4)	10 (43.5)	-	6 (26.1)

**問22-E 捜査機関に届け出た理由**

総数	被害を取り戻すため	保険金を得るため(保険金請求のため)	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	犯人を処罰してほしいから	再発を防ぐため
7	4 (57.1)	-	5 (71.4)	2 (28.6)	5 (71.4)	5 (71.4)
	助けを求めため	犯人からの弁償を得るため	その他	わからない	無回答	
	2 (28.6)	2 (28.6)	1 (14.3)	-	1 (14.3)	

注 1 問22-Dで「あり」と回答した者のみが回答している。以下「問22-H」まで同じ。

2 複数選択による。

**問22-F 捜査機関からの経過・結果の知らせ**

総数	あり	なし	わからない	無回答
7	2 (28.6)	3 (42.9)	1 (14.3)	1 (14.3)

**問22-G 捜査機関の対応への満足**

総数	あり	なし	わからない	無回答
7	1 (14.3)	4 (57.1)	1 (14.3)	1 (14.3)

**問22-H 捜査機関の対応への不満理由**

総数	十分な対処をしてくれなかった	関心を持って聞いてくれなかった	犯人を見つけてくれなかった	自分の被害を取り戻してくれなかった	十分な経過通知をしてくれなかった	適切な扱いを受けなかった
4	1 (25.0)	-	2 (50.0)	3 (75.0)	2 (50.0)	1 (25.0)
	到着するのが遅かった	その他	わからない	無回答		
	1 (25.0)	-	-	-		

注 1 問22-Gで「なし」と回答した者のみが回答している。

2 複数選択による。

**問22-I 捜査機関に届け出なかった理由**

総数	それほど重大ではない	自分で解決した	捜査機関には向かない問題だった	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した	保険請求のための通報が必要なかった(保険未加入)
10	4 (40.0)	3 (30.0)	-	2 (20.0)	-	-
	捜査機関は何もできない(証拠がない)	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い・嫌い	仕返しの恐れからあえて届け出ない	その他	わからない
	1 (10.0)	1 (10.0)	-	-	3 (30.0)	-
	無回答					
	1 (10.0)					

注 1 問22-Dで「なし」と回答した者のみが回答している。

2 複数選択による。

振り込め詐欺の被害に関する詳細

問24-A 被害に遭った時期

総数	今年	昨年 (平成23年)	それ以前	わからない (思い出せない)	無回答
17	-	1 (5.9)	12 (70.6)	-	4 (23.5)

注 1 問24で「あり」と回答した者のみが回答している。以下「問24-H」まで同じ。  
 2 複数回被害に遭っている場合は、直近の被害時期一つに計上している。

問24-B 昨年の被害回数

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	わからない
1	1 (100.0)	-	-	-	-	-
	無回答					
	-					

注 問24-Aで「昨年(平成23年)」と回答した者のみが回答している。

問24-C 捜査機関への届出の有無

総数	あり	なし	わからない	無回答
17	6 (35.3)	6 (35.3)	-	5 (29.4)

注 複数回被害に遭っている場合は、直近の被害について回答している。以下「問24-H」まで同じ。

問24-D 捜査機関に届け出た理由

総数	被害を取り戻すため	保険金を得るため (保険金請求のため)	犯罪は捜査機関に 届け出るべきだから	重大な事件だから	犯人を処罰して ほしいから	再発を防ぐため
6	3 (50.0)	-	2 (33.3)	3 (50.0)	3 (50.0)	3 (50.0)
	助けを求めため	犯人からの 弁償を得るため	その他	わからない	無回答	
	2 (33.3)	2 (33.3)	-	-	-	

注 1 問24-Cで「あり」と回答した者のみが回答している。以下「問24-G」まで同じ。  
 2 複数選択による。

問24-E 捜査機関からの経過・結果の知らせ

総数	あり	なし	わからない	無回答
6	3 (50.0)	3 (50.0)	-	-

問24-F 捜査機関の対応への満足

総数	あり	なし	わからない	無回答
6	1 (16.7)	5 (83.3)	-	-

問24-G 捜査機関の対応への不満理由

総数	十分な対処を してくれなかった	関心を持って 聞いてくれなかった	犯人を見つけて くれなかった	自分の被害を取り 戻してくれなかった	十分な経過通知を してくれなかった	適切な扱いを 受けなかった
5	2 (40.0)	1 (20.0)	2 (40.0)	2 (40.0)	3 (60.0)	1 (20.0)
	到着するのが 遅かった	その他	わからない	無回答		
	1 (20.0)	2 (40.0)	-	-		

注 1 問24-Fで「なし」と回答した者のみが回答している。  
 2 複数選択による。

問24-H 捜査機関に届け出なかった理由

総数	それほど 重大ではない	自分で解決した	捜査機関には 向かない 問題だった	代わりに別の 機関に知らせた	家族が解決した	保険請求のための 通報が必要なかった (保険未加入)
6	1 (16.7)	-	-	2 (33.3)	-	-
	捜査機関は 何もできない (証拠がない)	捜査機関は 何もしてくれない	捜査機関が 怖い・嫌い	仕返しの恐れから あえて届け出ない	その他	わからない
	1 (16.7)	2 (33.3)	1 (16.7)	-	3 (50.0)	-
	無回答					
	-					

注 1 問24-Cで「なし」と回答した者のみが回答している。  
 2 複数選択による。

## インターネットオークション詐欺の被害に関する詳細

## 問25-A 被害に遭った時期

総数	今年	昨年 (平成23年)	それ以前	わからない (思い出せない)	無回答
20	1 (5.0)	6 (30.0)	10 (50.0)	1 (5.0)	2 (10.0)

注 1 問25で「あり」と回答した者のみが回答している。以下「問25-H」まで同じ。

2 複数回被害に遭っている場合は、直近の被害時期一つに計上している。

## 問25-B 昨年の被害回数

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	わからない
6	4 (66.7)	1 (16.7)	1 (16.7)	-	-	-
	無回答					
	-					

注 問25-Aで「昨年(平成23年)」と回答した者のみが回答している。

## 問25-C 捜査機関への届出の有無

総数	あり	なし	わからない	無回答
20	1 (5.0)	14 (70.0)	-	5 (25.0)

注 複数回被害に遭っている場合は、直近の被害について回答している。以下「問25-H」まで同じ。

## 問25-D 捜査機関に届け出た理由

総数	被害を取り戻すため	保険金を得るため (保険金請求のため)	犯罪は捜査機関に 届け出るべきだから	重大な事件だから	犯人を処罰して ほしいから	再発を防ぐため
1	1 (100.0)	-	1 (100.0)	-	1 (100.0)	1 (100.0)
	助けを求めため	犯人からの 弁償を得るため	その他	わからない	無回答	
	-	-	-	-	-	

注 1 問25-Cで「あり」と回答した者のみが回答している。以下「問25-G」まで同じ。

2 複数選択による。

## 問25-E 捜査機関からの経過・結果の知らせ

総数	あり	なし	わからない	無回答
1	1 (100.0)	-	-	-

## 問25-F 捜査機関の対応への満足

総数	あり	なし	わからない	無回答
1	-	1 (100.0)	-	-

## 問25-G 捜査機関の対応への不満理由

総数	十分な対処を してくれなかった	関心を持って 聞いてくれなかった	犯人を見つけて くれなかった	自分の被害を取り 戻してくれなかった	十分な経過通知を してくれなかった	適切な扱いを 受けなかった
1	1 (100.0)	-	-	-	-	1 (100.0)
	到着するのが 遅かった	その他	わからない	無回答		
	-	-	-	-		

注 1 問25-Fで「なし」と回答した者のみが回答している。

2 複数選択による。

## 問25-H 捜査機関に届け出なかった理由

総数	それほど 重大ではない	自分で解決した	捜査機関には 向かない 問題だった	代わりに別の 機関に知らせた	家族が解決した	保険請求のための 通報が必要なかった (保険未加入)
14	6 (42.9)	1 (7.1)	-	-	-	-
	捜査機関は 何もできない (証拠がない)	捜査機関は 何もしてくれない	捜査機関が 怖い・嫌い	仕返しの恐れから あえて届け出ない	その他	わからない
	3 (21.4)	4 (28.6)	-	-	3 (21.4)	-
	無回答					
	-					

注 1 問25-Cで「なし」と回答した者のみが回答している。

2 複数選択による。

消費者詐欺の被害に関する詳細

問26-A 被害に遭った時期

総数	今年	昨年 (平成23年)	それ以前	わからない (思い出せない)	無回答
66	1 (1.5)	19 (28.8)	32 (48.5)	2 (3.0)	12 (18.2)

注 1 問26で「あり」と回答した者のみが回答している。以下「問26-I」まで同じ。  
2 複数回被害に遭っている場合は、直近の被害時期一つに計上している。

問26-B 昨年の被害回数

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	わからない
19	13 (68.4)	3 (15.8)	-	-	1 (5.3)	2 (10.5)
	無回答					
	-					

注 問26-Aで「昨年(平成23年)」と回答した者のみが回答している。

問26-C 消費者詐欺の場面

総数	建設、建築、 修繕作業	自動車修理工場で 行われた作業	ホテル、 レストラン、 飲食店でのサービス	店頭での買い物	インターネット ショッピング、 通信販売	訪問販売
66	4 (6.1)	-	2 (3.0)	3 (4.5)	20 (30.3)	6 (9.1)
	電話勧誘による販売	それ以外	わからない	無回答		
	5 (7.6)	5 (7.6)	1 (1.5)	20 (30.3)		

注 複数回被害に遭っている場合は、直近の被害について回答している。以下「問26-I」まで同じ。

問26-D 捜査機関への届出の有無

総数	あり	なし	わからない	無回答
66	6 (9.1)	41 (62.1)	1 (1.5)	18 (27.3)

問26-E 捜査機関に届け出た理由

総数	被害を取り戻すため	保険金を得るため (保険金請求のため)	犯罪は捜査機関に 届け出るべきだから	重大な事件だから	犯人を処罰して ほしいから	再発を防ぐため
6	2 (33.3)	-	-	-	1 (16.7)	3 (50.0)
	助けを求めため	犯人からの 弁償を得るため	その他	わからない	無回答	
	2 (33.3)	2 (33.3)	1 (16.7)	-	-	

注 1 問26-Dで「あり」と回答した者のみが回答している。以下「問26-H」まで同じ。  
2 複数選択による。

問26-F 捜査機関からの経過・結果の知らせ

総数	あり	なし	わからない	無回答
6	2 (33.3)	4 (66.7)	-	-

問26-G 捜査機関の対応への満足

総数	あり	なし	わからない	無回答
6	-	4 (66.7)	2 (33.3)	-

問26-H 捜査機関の対応への不満理由

総数	十分な対処を してくれなかった	関心を持って 聞いてくれなかった	犯人を見つけて くれなかった	自分の被害を取り 戻してくれなかった	十分な経過通知を してくれなかった	適切な扱いを 受けなかった
4	1 (25.0)	-	-	-	4 (100.0)	-
	到着するのが 遅かった	その他	わからない	無回答		
	-	-	-	-		

注 1 問26-Gで「なし」と回答した者のみが回答している。  
2 複数選択による。

## 問26-I 捜査機関に届け出なかった理由

総数	それほど重大ではない	自分で解決した	捜査機関には向かない問題だった	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した	保険請求のための通報が必要なかった(保険未加入)
41	19 (46.3)	5 (12.2)	8 (19.5)	3 (7.3)	4 (9.8)	-
	捜査機関は何もできない(証拠がない)	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い・嫌い	仕返しの恐れからあえて届け出ない	その他	わからない
	2 (4.9)	3 (7.3)	1 (2.4)	-	10 (24.4)	-
	無回答					
	3 (7.3)					

- 注 1 問26-Dで「なし」と回答した者のみが回答している。  
 2 複数選択による。

## ICVS2010 パイロット調査 調査票 (翻訳)

## 100 背景情報

1 あなたは男性ですか、女性ですか。

男性  女性

2 あなたの年齢は。

歳

3 あなたの世帯の人数は何人ですか。

人 (本人含む) →回答が1ならQ6へ

4 あなたの世帯で16歳以上の方は、あなたを含めて何人ですか。

人 (本人含む) →回答が1ならQ6へ

5 そのうち、男性は何人ですか。

人

6 あなたの婚姻関係は、次のどれに当てはまるか、教えていただけますか。

- ・ 独身 (未婚)
- ・ 既婚
- ・ 同棲 (結婚はしていない)
- ・ 離婚/別居
- ・ 配偶者が死亡
- ・ その他
- ・ 回答拒否

7 あなたは働いておられますか。

- ・ 働いている (常勤)
- ・ 働いている (パート)
- ・ 求職中である (失業中)
- ・ 主婦・主夫
- ・ 定年退職者/障害者
- ・ 学生
- ・ その他
- ・ 回答拒否

## 200 治安に対する認識

あなたの住んでいる地域と、その地域における犯罪について、あなたの御意見をお聞かせください。

1 暗くなった後、あなたの住んでいる地域を一人で歩いているとき、どの程度安全であると感じますか。

- ・ とても安全
- ・ まあまあ安全
- ・ やや危ない

- ・ とても危ない
  - ・ わからない
- 2 暗くなった後、あなたの住んでいる地域であなたの家族、例えば、お子さんはどの程度安全であると感じますか。
- ・ とても安全
  - ・ まあまあ安全
  - ・ やや危ない
  - ・ とても危ない
  - ・ わからない
- 3 今後1年間のうちに、誰かがあなたの自宅に侵入しようとすることはどの程度あり得ますか。
- ・ 非常にあり得る
  - ・ あり得る
  - ・ まずあり得ない
  - ・ わからない
- 4 過去12か月間にわたって、あなたは自分の住んでいる地域で、薬物の問題に接したことがありますか。例えば、薬物を取引している人々や公共の場で薬物を使用している人々を見たり、あるいは、薬物乱用者が放置した注射器を見たことなど、どのくらいの頻度でありますか。
- ・ よくある
  - ・ 時々ある
  - ・ まれにある
  - ・ 一度もない
  - ・ わからない

### 300 犯罪被害

#### A 車の盗難

- 1 過去5年間、すなわち2005年からの5年間に、あなたの世帯で、自家用の普通乗用車、バン、トラックを持っていた人はいましたか。
- ・ はい
  - ・ いいえ→C1へ
- 2 過去5年間に、あなたは、又はあなたの世帯では、自家用の普通乗用車、バン、トラックを盗まれたことがありましたか。よく考えてください。
- ・ ある
  - ・ ない→B1へ
  - ・ わからない→B1へ
- 3 それが最後に起こったのはいつでしたか。
- ・ 今年(2010)
  - ・ 昨年(2009) →A5へ

- ・ それ以前 (2005-2008) → B 1 へ
- 4 昨年もそのような被害にありましたか。
- ・ はい
  - ・ いいえ → A 6 へ
  - ・ わからない → A 6 へ
- 5 それは昨年 (2009) に何回ありましたか。

- ・ 1回
- ・ 2回
- ・ 3回
- ・ 4回
- ・ 5回以上
- ・ わからない

以下の質問について、複数回被害に遭っている場合は、一番最近の被害についてお答えください。

- 6 車の盗難にあったのは、どこでしたか。
- ・ 自宅又は自宅付近
  - ・ その他国内
  - ・ 国外
  - ・ わからない
- 7 (最後の被害について) 盗難にあった車は戻りましたか。
- ・ はい
  - ・ いいえ
  - ・ わからない
- 8 あなた又は誰かが、それを捜査機関に届け出ましたか。
- ・ はい
  - ・ いいえ → B 1 へ
  - ・ わからない → B 1 へ
- 9 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。
- ・ はい (満足した)
  - ・ いいえ (満足しない)
  - ・ わからない
- 10 捜査機関は、その後の捜査経過や結果について教えてくれましたか。
- ・ はい → B 1
  - ・ いいえ
  - ・ わからない → B 1
- 11 捜査機関は、教えてくれるべきだったと思いますか。
- ・ はい
  - ・ いいえ
  - ・ わからない

## B 車からの盗難

- 1 2005年からの過去5年間に、あなたは、又はあなたの世帯では、カーラジオや車の中に置いてあった物、又はタイヤ等の車の部品を盗まれたことがありましたか。よく考えてください。
  - ・ ある
  - ・ ない→C 1へ
  - ・ わからない→C 1へ
- 2 それが最後に起こったのはいつでしたか。
  - ・ 今年(2010)
  - ・ 昨年(2009) →B 4へ
  - ・ それ以前(2005-2008) →C 1へ
- 3 昨年もそのような被害にありましたか。
  - ・ はい
  - ・ いいえ→B 5へ
  - ・ わからない→B 5へ
- 4 それは昨年(2009)に何回ありましたか。
  - ・ 1回
  - ・ 2回
  - ・ 3回
  - ・ 4回
  - ・ 5回以上
  - ・ わからない

以下の質問について、複数回被害に遭っている場合は、一番最近の被害についてお答えください。

- 5 盗難にあったのは、どこでしたか。
  - ・ 自宅又は自宅付近
  - ・ その他国内
  - ・ 国外
  - ・ わからない
- 6 あなた又は誰かが、それを捜査機関に届け出ましたか。
  - ・ はい
  - ・ いいえ→C 1へ
  - ・ わからない→C 1へ
- 7 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。
  - ・ はい(満足した)
  - ・ いいえ(満足しない)
  - ・ わからない
- 8 捜査機関は、その後の捜査経過や結果について教えてくれましたか。
  - ・ はい→B 1

- ・ いいえ
  - ・ わからない→B 1
- 9 捜査機関は、教えてくれるべきだったと思いますか。
- ・ はい
  - ・ いいえ
  - ・ わからない
- C 自動二輪車の盗難
- 1 過去5年間、すなわち2005年からの5年間に、あなたの世帯で、原付自転車、スクーター、オートバイを持っていた人はいましたか。
- ・ はい
  - ・ いいえ→D 1へ
- 2 過去5年間に、あなたは、又はあなたの世帯では、原付自転車、スクーター、オートバイを盗まれたことがありましたか。よく考えてください。
- ・ ある
  - ・ ない→D 1へ
  - ・ わからない→D 1へ
- 3 それが最後に起こったのはいつでしたか。
- ・ 今年(2010)
  - ・ 昨年(2009) →C 5へ
  - ・ それ以前(2005-2008) →D 1へ
- 4 昨年もそのような被害にありましたか。
- ・ はい
  - ・ いいえ→C 6へ
  - ・ わからない→C 6へ
- 5 それは昨年(2009)に何回ありましたか。
- ・ 1回
  - ・ 2回
  - ・ 3回
  - ・ 4回
  - ・ 5回以上
  - ・ わからない
- 以下の質問について、複数回被害に遭っている場合は、一番最近の被害についてお答えください。
- 6 盗難にあったのは、どこでしたか。
- ・ 自宅又は自宅付近
  - ・ その他国内
  - ・ 国外
  - ・ わからない

- 7 あなた又は誰かが、それを捜査機関に届け出ましたか。
  - ・ はい
  - ・ いいえ→D 1へ
  - ・ わからない→D 1へ
- 8 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。
  - ・ はい（満足した）
  - ・ いいえ（満足しない）
  - ・ わからない
- 9 捜査機関は、その後の捜査経過や結果について教えてくれましたか。
  - ・ はい→D 1
  - ・ いいえ
  - ・ わからない→D 1
- 10 捜査機関は、教えてくれるべきだったと思いますか。
  - ・ はい
  - ・ いいえ
  - ・ わからない

#### D 自転車の盗難

- 1 過去5年間、すなわち2005年からの5年間に、あなたの世帯で、自転車を持っていた人はいましたか。
  - ・ はい
  - ・ いいえ →E 1へ
- 2 過去5年間に、あなたは、又はあなたの世帯では、自転車を盗まれたことがありますか。よく考えてください。
  - ・ ある
  - ・ ない→E 1へ
  - ・ わからない→E 1へ
- 3 それが最後に起こったのはいつでしたか。
  - ・ 今年（2010）
  - ・ 昨年（2009）→D 5へ
  - ・ それ以前（2005-2008）→D 1へ
- 4 昨年もそのような被害にあいましたか。
  - ・ はい
  - ・ いいえ→D 6へ
  - ・ わからない→D 6へ
- 5 それは昨年（2009）に何回ありましたか。
  - ・ 1回
  - ・ 2回
  - ・ 3回

- ・ 4回
- ・ 5回以上
- ・ わからない

以下の質問について、複数回被害に遭っている場合は、一番最近の被害についてお答えください。

- 6 盗難にあったのは、どこでしたか。
  - ・ 自宅又は自宅付近
  - ・ その他国内
  - ・ 国外
  - ・ わからない
- 7 あなた又は誰かが、それを捜査機関に届け出ましたか。
  - ・ はい
  - ・ いいえ→E 1へ
  - ・ わからない→E 1へ
- 8 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。
  - ・ はい（満足した）
  - ・ いいえ（満足しない）
  - ・ わからない
- 9 捜査機関は、その後の捜査経過や結果について教えてくれましたか。
  - ・ はい→E 1
  - ・ いいえ
  - ・ わからない→E 1
- 10 捜査機関は、教えてくれるべきだったと思いますか。
  - ・ はい
  - ・ いいえ
  - ・ わからない

#### E 侵入盗

- 1 2005年からの過去5年間に、誰かがあなたの自宅に許可なく入り込み、お金や物を盗んだこと、又は盗もうとしたことがありましたか。ここでは、車庫、納屋、物置、倉庫は自宅には含めません。また、地下室は含めますが、別荘は含めません。よく考えてください。
  - ・ ある
  - ・ ない→F 1へ
  - ・ わからない→F 1へ
- 2 それが最後に起こったのはいつでしたか。
  - ・ 今年（2010）
  - ・ 昨年（2009）→E 4へ
  - ・ それ以前（2005-2008）→F 1へ

- 3 昨年もそのような被害にありましたか。
- ・ はい
  - ・ いいえ→E 5へ
  - ・ わからない→E 5へ
- 4 それは昨年（2009）に何回ありましたか。
- ・ 1回
  - ・ 2回
  - ・ 3回
  - ・ 4回
  - ・ 5回以上
  - ・ わからない

以下の質問について、複数回被害に遭っている場合は、一番最近の被害についてお答えください。

- 5 あなた又は誰かが、それを捜査機関に届け出ましたか。
- ・ はい
  - ・ いいえ→F 1へ
  - ・ わからない→F 1へ
- 6 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。
- ・ はい（満足した）
  - ・ いいえ（満足しない）
  - ・ わからない
- 7 捜査機関は、その後の捜査経過や結果について教えてくれましたか。
- ・ はい→F 1
  - ・ いいえ
  - ・ わからない→F 1
- 8 捜査機関は、教えてくれるべきだったと思いますか。
- ・ はい
  - ・ いいえ
  - ・ わからない

#### F 侵入未遂

- 1 2005年からの過去5年間に、誰かがあなたの自宅に侵入しようとした形跡に気付いたことがありましたか。例えば、鍵やドア、窓が壊されていたり、鍵の周りにひっかき傷等があったことがありましたか。よく考えてください。
- ・ ある
  - ・ ない→G 1へ
  - ・ わからない→G 1へ
- 2 それが最後に起こったのはいつでしたか。
- ・ 今年（2010）

- ・ 昨年 (2009) →F 4 へ
  - ・ それ以前 (2005-2008) →G 1 へ
- 3 昨年もそのような被害にあいましたか。
- ・ はい
  - ・ いいえ→F 5 へ
  - ・ わからない→F 5 へ
- 4 それは昨年 (2009) に何回ありましたか。
- ・ 1回
  - ・ 2回
  - ・ 3回
  - ・ 4回
  - ・ 5回以上
  - ・ わからない

以下の質問について、複数回被害に遭っている場合は、一番最近の被害についてお答えください。

- 5 あなた又は誰かが、それを捜査機関に届け出ましたか。
- ・ はい
  - ・ いいえ→G 1 へ
  - ・ わからない→G 1 へ
- 6 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。
- ・ はい (満足した)
  - ・ いいえ (満足しない)
  - ・ わからない
- 7 捜査機関は、その後の捜査経過や結果について教えてくれましたか。
- ・ はい→G 1
  - ・ いいえ
  - ・ わからない→G 1
- 8 捜査機関は、教えてくれるべきだったと思いますか。
- ・ はい
  - ・ いいえ
  - ・ わからない

## G 強盗

- 1 過去5年間、すなわち2005年からの5年間に、あなた自身が、誰かから暴行や脅迫を受けて、お金や物を奪われたこと、又は奪われそうになったことがありましたか (あなたの世帯の他の人に起こったことは、含めないでください)。
- ・ ある
  - ・ ない→H 1 へ
  - ・ わからない→H 1 へ

- 2 それ最後に起こったのはいつでしたか。
  - ・ 今年 (2010)
  - ・ 昨年 (2009) →G 4 へ
  - ・ それ以前 (2005-2008) →H 1 へ
- 3 昨年もそのような被害にあいましたか。
  - ・ はい
  - ・ いいえ→G 5 へ
  - ・ わからない→G 5 へ
- 4 それは昨年 (2009) に何回ありましたか。
  - ・ 1回
  - ・ 2回
  - ・ 3回
  - ・ 4回
  - ・ 5回以上
  - ・ わからない

以下の質問について、複数回被害に遭っている場合は、一番最近の被害についてお答えください。

- 5 被害にあったのは、どこでしたか。
  - ・ 自宅又は自宅付近
  - ・ その他国内
  - ・ 国外
  - ・ わからない
- 6 あなたは、犯人 (犯人が複数の場合、そのうち少なくとも1人) の名前や顔を知っていましたか。
  - ・ 犯人を知らなかった
  - ・ (少なくとも1人は) 顔を知っていた
  - ・ (少なくとも1人は) 名前を知っていた
  - ・ 犯人を見なかった/見えなかった
- 7 犯人 (の中の誰か) は、刃物や銃, その他の武器, 又はその他凶器になる物を持っていましたか。
  - ・ いいえ
  - ・ 刃物
  - ・ 銃
  - ・ その他の武器/棒
  - ・ その他凶器になる物
  - ・ わからない
- 8 その犯行について、あなたの国籍, 人種, 民族, 宗教, 性的指向がその理由の全部又は一部だと思いますか。
  - ・ はい

- ・ いいえ
  - ・ わからない
- 9 犯人は実際に、あなたからお金や物を奪い取りましたか。
- ・ はい
  - ・ いいえ
  - ・ わからない
- 10 あなた又は誰かが、それを捜査機関に届け出ましたか。
- ・ はい
  - ・ いいえ→G 1 4へ
  - ・ わからない→G 1 4へ
- 11 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。
- ・ はい (満足した)
  - ・ いいえ (満足しない)
  - ・ わからない
- 12 捜査機関は、その後の捜査経過や結果について教えてくれましたか。
- ・ はい→G 1 4
  - ・ いいえ
  - ・ わからない→G 1 4
- 13 捜査機関は、教えてくれるべきだったと思いますか。
- ・ はい
  - ・ いいえ
  - ・ わからない

いくつかの国では、犯罪被害者の方への情報提供や实际的又は精神的な支援を行うための機関・団体があります。

- 14 その被害のあとで、あなたやあなたの世帯の人は、そのような支援機関・団体に、連絡しましたか。
- ・ はい→H 1へ
  - ・ いいえ
  - ・ わからない→H 1へ
- 15 被害のあとで、そのような機関・団体から対応・支援を受けていたとしたら、あなたにとって役に立ったと思いますか。
- ・ はい (役に立っただろう)
  - ・ いいえ (役に立たなかつたろう)
  - ・ わからない

## H 財物の盗難

個人の財物を奪うものの中には、暴力などによるもの以外にも、すりや、バッグ、財布、服、宝飾品、スポーツ道具の盗難など、いろいろな種類があります。これらは、職場、学校、飲食店、公共交通機関、海岸や町中でも起こります。

- 1 過去5年間に、あなた自身は、そのような盗難の被害に遭ったことがありましたか(あなたの世帯の他の人に起こったことは、含めないでください)。よく考えてください。
  - ・ ある
  - ・ ない→J 1へ
  - ・ わからない→J 1へ
- 2 それが最後に起こったのはいつでしたか。
  - ・ 今年(2010)
  - ・ 昨年(2009)→H 4へ
  - ・ それ以前(2005-2008)→J 1へ
- 3 昨年もそのような被害にあいましたか。
  - ・ はい
  - ・ いいえ→H 5 6へ
  - ・ わからない→H 5へ
- 4 それは昨年(2009)に何回ありましたか。
  - ・ 1回
  - ・ 2回
  - ・ 3回
  - ・ 4回
  - ・ 5回以上
  - ・ わからない

以下の質問について、複数回被害に遭っている場合は、一番最近の被害についてお答えください。

- 5 被害にあったのは、どこでしたか。
  - ・ 自宅又は自宅付近
  - ・ その他国内
  - ・ 国外
  - ・ わからない
- 6 あなたが盗まれた物は持ち歩いていたものですか(それはスリの被害でしたか)。
  - ・ はい
  - ・ いいえ
  - ・ わからない
- 7 あなた又は誰かが、それを捜査機関に届け出ましたか。
  - ・ はい
  - ・ いいえ→J 1へ
  - ・ わからない→J 1へ
- 8 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。
  - ・ はい(満足した)
  - ・ いいえ(満足しない)
  - ・ わからない

9 捜査機関は、その後の捜査経過や結果について教えてくれましたか。

- ・ はい→J 1
- ・ いいえ
- ・ わからない→J 1

10 捜査機関は、教えてくれるべきだったと思いますか。

- ・ はい
- ・ いいえ
- ・ わからない

## J 性被害

これからおたずねすることは、かなり個人のプライバシーにふみこむ質問です。人とはと  
きとして性的な目的のために、むりやり他人に触ったり、暴行を加えたりすることがあり  
ます。これらは、自宅やその他の場所、例えば、飲食店や町中、学校、公共交通機関、映  
画館、海岸、職場などでも起こります。

1 過去5年間、すなわち2005年からの5年間に、あなた自身が、これらの性的な被害に  
遭われたことがありますか（あなたの世帯の他の人に起こったことは、含めないでくだ  
さい）。ゆっくりお考えください。

- ・ ある
- ・ ない→K 1へ
- ・ わからない→K 1へ

2 それが最後に起こったのはいつでしたか。

- ・ 今年（2010）
- ・ 昨年（2009）→J 4へ
- ・ それ以前（2005-2008）→K 1へ

3 昨年もそのような被害にあいましたか。

- ・ はい
- ・ いいえ→J 5へ
- ・ わからない→J 5へ

4 それは昨年（2009）に何回ありましたか。

- ・ 1回
- ・ 2回
- ・ 3回
- ・ 4回
- ・ 5回以上
- ・ わからない

以下の質問について、複数回被害に遭っている場合は、一番最近の被害についてお答え  
ください。

5 被害にあったのは、どこでしたか。

- ・ 自宅又は自宅付近

- ・ その他国内
  - ・ 国外
  - ・ わからない
- 6 あなたは、犯人（犯人が複数の場合、そのうち少なくとも1人）の名前や顔を知っていましたか。
- ・ 犯人を知らなかった→J 8へ
  - ・ （少なくとも1人は）顔を知っていた→J 8へ
  - ・ （少なくとも1人は）名前を知っていた
  - ・ 犯人を見なかった／見えなかった→J 8へ
- 7 加害者は、あなたとどのような関係にある人でしたか。いくつでもお答え下さい。
- ・ 夫、妻、内縁の夫、内縁の妻（被害を受けた時点で）
  - ・ 元夫、元妻、元内縁の夫、元内縁の妻（被害を受けた時点で）
  - ・ 恋人（被害を受けた時点で）
  - ・ 元恋人（被害を受けた時点で）
  - ・ 家族・親戚
  - ・ 親しい友人
  - ・ 一緒に働いていた人／働いたことのある人
  - ・ 上記の誰でもない
  - ・ 回答拒否
  - ・ わからない
- 8 犯人（の中の誰か）は、刃物や銃、その他の武器、又はその他凶器になる物を持っていましたか。
- ・ いいえ
  - ・ 刃物
  - ・ 銃
  - ・ その他の武器／棒
  - ・ その他凶器になる物
  - ・ わからない
- 9 その犯行について、あなたの国籍、人種、民族、宗教、性的指向がその理由の全部又は一部だと思いますか。
- ・ はい
  - ・ いいえ
  - ・ わからない
- 10 その性的な被害は次のどれに当たると思いますか。
- ・ 強姦
  - ・ 強姦未遂
  - ・ 強制わいせつ
  - ・ その他の不快な行為
  - ・ わからない

- 11 あなた又は誰かが、それを捜査機関に届け出ましたか。
- ・ はい
  - ・ いいえ→J 15へ
  - ・ わからない→J 15へ
- 12 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。
- ・ はい（満足した）
  - ・ いいえ（満足しない）
  - ・ わからない
- 13 捜査機関は、その後の捜査経過や結果について教えてくれましたか。
- ・ はい→J 15
  - ・ いいえ
  - ・ わからない→J 15
- 14 捜査機関は、教えてくれるべきだったと思いますか。
- ・ はい
  - ・ いいえ
  - ・ わからない

いくつかの国では、犯罪被害者の方への情報提供や实际的又は精神的な支援を行うための機関・団体があります。

- 15 その被害のあとで、あなたやあなたの世帯の人は、そのような支援機関・団体に、連絡しましたか。
- ・ はい→K 1へ
  - ・ いいえ
  - ・ わからない→K 1へ
- 16 被害のあとで、そのような機関・団体から対応・支援を受けていたとしたら、あなたにとって役に立ったと思いますか。
- ・ はい（役に立っただろう）
  - ・ いいえ（役に立たなかつただろう）
  - ・ わからない

## K 暴行、脅迫

先ほど質問した性的な被害以外にも、人はときとして、自宅やその他の場所、例えば、飲食店や町中、学校、公共交通機関、映画館、海岸、職場などで、相手が本当に恐ろしいと感じるような暴行や脅迫をすることがあります。

- 1 過去5年間、すなわち2005年からの5年間に、あなた自身が、本当に恐ろしいと感じるような暴行や脅迫を受けたことがありましたか（あなたの世帯の他の人に起こったことは、含めないでください）。ゆっくりお考えください。
- ・ ある
  - ・ ない→L 1へ
  - ・ わからない→L 1へ

- 2 それ最後に起こったのはいつでしたか。
  - ・ 今年 (2010)
  - ・ 昨年 (2009) →K 4 へ
  - ・ それ以前 (2005-2008) →L 1 へ
- 3 昨年もそのような被害にあいましたか。
  - ・ はい
  - ・ いいえ→K 5 へ
  - ・ わからない→K 5 へ
- 4 それは昨年 (2009) に何回ありましたか。
  - ・ 1回
  - ・ 2回
  - ・ 3回
  - ・ 4回
  - ・ 5回以上
  - ・ わからない

以下の質問について、複数回被害に遭っている場合は、一番最近の被害についてお答えください。

- 5 被害にあったのは、どこでしたか。
  - ・ 自宅又は自宅付近
  - ・ その他国内
  - ・ 国外
  - ・ わからない
- 6 あなたは、犯人 (犯人が複数の場合、そのうち少なくとも1人) の名前や顔を知っていましたか。
  - ・ 犯人を知らなかった→K 8 へ
  - ・ (少なくとも1人は) 顔を知っていた→K 8 へ
  - ・ (少なくとも1人は) 名前を知っていた
  - ・ 犯人を見なかった/見えなかった→K 8 へ
- 7 加害者は、あなたとどのような関係にある人でしたか。いくつでもお答え下さい。
  - ・ 夫, 妻, 内縁の夫, 内縁の妻 (被害を受けた時点で)
  - ・ 元夫, 元妻, 元内縁の夫, 元内縁の妻 (被害を受けた時点で)
  - ・ 恋人 (被害を受けた時点で)
  - ・ 元恋人 (被害を受けた時点で)
  - ・ 家族・親戚
  - ・ 親しい友人
  - ・ 一緒に働いていた人/働いたことのある人
  - ・ 上記の誰でもない
  - ・ 回答拒否
  - ・ わからない

- 8 犯人（の中の誰か）は、刃物や銃、その他の武器、又はその他凶器になる物を持っていましたか。
- ・ いいえ
  - ・ 刃物
  - ・ 銃
  - ・ その他の武器／棒
  - ・ その他凶器になる物
  - ・ わからない
- 9 その犯行について、あなたの国籍、人種、民族、宗教、性的指向がその理由の全部又は一部だと思いますか。
- ・ はい
  - ・ いいえ
  - ・ わからない
- 10 実際に何が起こったのか教えていただけますか。脅迫のみでしたか、暴行も受けましたか。暴行を受けた場合、その結果、あなたは医師の治療を必要とするようなけがをしましたか。
- ・ 脅迫のみ
  - ・ 暴行を受けたが、医師の治療は必要でなかった
  - ・ 暴行を受け、医師の治療が必要だった
  - ・ わからない
- 11 あなた又は誰かが、それを捜査機関に届け出ましたか。
- ・ はい
  - ・ いいえ→K 1 5 へ
  - ・ わからない→K 1 5 へ
- 12 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。
- ・ はい（満足した）
  - ・ いいえ（満足しない）
  - ・ わからない
- 13 捜査機関は、その後の捜査経過や結果について教えてくれましたか。
- ・ はい→K 1 5
  - ・ いいえ
  - ・ わからない→K 1 5
- 14 捜査機関は、教えてくれるべきだったと思いますか。
- ・ はい
  - ・ いいえ
  - ・ わからない

いくつかの国では、犯罪被害者の方への情報提供や实际的又は精神的な支援を行うための機関・団体があります。

- 15 その被害のあとで、あなたやあなたの世帯の人は、そのような支援機関・団体に、連

絡しましたか。

- ・ はい→L 1 へ
- ・ いいえ
- ・ わからない→L 1 へ

16 被害のあとで、そのような機関・団体から対応・支援を受けていたとしたら、あなたにとって役に立ったと思いますか。

- ・ はい（役に立っただろう）
- ・ いいえ（役に立たなかつただろう）
- ・ わからない

### 310 詐欺の犯罪被害

#### L 消費者詐欺

これからの質問は消費者詐欺、つまり、商品を買ったり、サービスを受けたりした場合に、その商品やサービスの質や量について、騙されたことについてです。

1 過去5年間、すなわち2005年からの5年間に、あなた又はあなたの世帯の人は、そのような被害に遭ったことがありましたか。よく考えてください。

- ・ ある
- ・ ない→M 1 へ
- ・ わからない→M 1 へ

2 それが最後に起こったのはいつでしたか。

- ・ 今年（2010）
- ・ 昨年（2009）→L 4 へ
- ・ それ以前（2005-2008）→M 1 へ

3 昨年もそのような被害にあいましたか。

- ・ はい
- ・ いいえ→L 5 へ
- ・ わからない→L 5 へ

4 それは昨年（2009）に何回ありましたか。

- ・ 1回
- ・ 2回
- ・ 3回
- ・ 4回
- ・ 5回以上
- ・ わからない

以下の質問について、複数回被害に遭っている場合は、一番最近の被害についてお答えください。

5 詐欺はどのように行われたでしょうか。それは何に関してでしたか。

- ・ 建設、建築、修繕作業
- ・ 自動車修理工場で行われた作業

- ・ ホテル, レストラン, 飲食店でのサービス
  - ・ 店頭での買い物
  - ・ インターネットショッピング
  - ・ それ以外
  - ・ わからない
- 6 あなた又は誰かが, それを捜査機関に届け出ましたか。
- ・ はい
  - ・ いいえ→M1へ
  - ・ わからない→M1へ
- 7 全体的に, 捜査機関の対応に満足しましたか。
- ・ はい (満足した)
  - ・ いいえ (満足しない)
  - ・ わからない
- 8 捜査機関は, その後の捜査経過や結果について教えてくれましたか。
- ・ はい→M1へ
  - ・ いいえ
  - ・ わからない→M1へ
- 9 捜査機関は, 教えてくれるべきだったと思いますか。
- ・ はい
  - ・ いいえ
  - ・ わからない

#### M クレジットカード・デビットカードの悪用

- 1 過去5年間, すなわち2005年からの5年間に, あなたはクレジットカード又はデビットカードを持っていましたか。
- ・ はい
  - ・ いいえ→N1へ
- 2 過去5年間, すなわち2005年からの5年間に, あなたのクレジットカード又はデビットカードを悪用され, 誰かがあなたになりすまして買い物したり, サービスを受けたりする被害にあったことがありますか。
- ・ はい→N1へ
  - ・ いいえ
  - ・ わからない→N1へ
- 3 それが最後に起こったのはいつでしたか。
- ・ 今年 (2010)
  - ・ 昨年 (2009) →M5へ
  - ・ それ以前 (2005-2008) →N1へ
- 4 昨年もそのような被害にあいましたか。
- ・ はい

- ・ いいえ→M6へ
  - ・ わからない→M6へ
- 5 それは昨年（2009）に何回ありましたか。
- ・ 1回
  - ・ 2回
  - ・ 3回
  - ・ 4回
  - ・ 5回以上
  - ・ わからない

以下の質問について、複数回被害に遭っている場合は、一番最近の被害についてお答えください。

- 6 そのクレジットカードやデビットカードは実際に盗まれたのですか。
- ・ はい
  - ・ いいえ
  - ・ わからない
- 7 あなた又は誰かが、それを捜査機関に届け出ましたか。
- ・ はい
  - ・ いいえ→N1へ
  - ・ わからない→N1へ
- 8 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。
- ・ はい（満足した）
  - ・ いいえ（満足しない）
  - ・ わからない
- 9 捜査機関は、その後の捜査経過や結果について教えてくれましたか。
- ・ はい→N1へ
  - ・ いいえ
  - ・ わからない→N1へ
- 10 捜査機関は、教えてくれるべきだったと思いますか。
- ・ はい
  - ・ いいえ
  - ・ わからない

#### N 個人識別情報の悪用

クレジットカード／デビットカード詐欺（窃盗）以外にの場面でも、犯罪者はあなたの許可やあなたについての知識なく、あなたの個人情報を悪用することがあります。

- 1 過去5年間、すなわち2005年からの5年間に、あなた、又はあなたの世帯の人が、そのような個人情報悪用の被害にあったことがありますか。
- ・ はい→400の1へ
  - ・ いいえ

- ・ わからない→400 の 1 へ
- 2 それ最後に起こったのはいつでしたか。
    - ・ 今年 (2010)
    - ・ 昨年 (2009) →N 4 へ
    - ・ それ以前 (2005-2008) →400 の 1 へ
  - 3 昨年もそのような被害にあいましたか。
    - ・ はい
    - ・ いいえ→N 5 へ
    - ・ わからない→N 5 へ
  - 4 それは昨年 (2009) に何回ありましたか。
    - ・ 1 回
    - ・ 2 回
    - ・ 3 回
    - ・ 4 回
    - ・ 5 回以上
    - ・ わからない

以下の質問について、複数回被害に遭っている場合は、一番最近の被害についてお答えください。

- 5 個人情報、何のために悪用されましたか。
  - ・ クレジットカード又はデビット機能のあるカードを作るため
  - ・ 特定店舗専用のクレジットカードを作るため
  - ・ 預貯金口座を開設するため
  - ・ 携帯電話を購入するため
  - ・ 借金、抵当権設定・質入れなど与信契約のため
  - ・ 児童手当等の給付金の支給や税控除などの利益取扱いを受けるため
  - ・ 旅券を手に入れるため
  - ・ その他のものを手に入れるため
  - ・ わからない
- 6 あなた又は誰かが、それを捜査機関に届け出ましたか。
  - ・ はい
  - ・ いいえ→400 の 1 へ
  - ・ わからない→400 の 1 へ
- 7 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。
  - ・ はい (満足した)
  - ・ いいえ (満足しない)
  - ・ わからない
- 8 捜査機関は、その後の捜査経過や結果について教えてくれましたか。
  - ・ はい→400 の 1 へ
  - ・ いいえ

- ・ わからない→400 の 1 へ
- 9 捜査機関は、教えてくれるべきだったと思いますか。
- ・ はい
  - ・ いいえ
  - ・ わからない

#### 400 警察活動, 量刑, 防犯

- 1 総じて、あなたの地域の警察の防犯活動をどのように評価しますか。
- ・ 非常によくやっている
  - ・ まあまあよくやっている
  - ・ やや不十分である
  - ・ 非常に不十分である
  - ・ わからない

犯罪者に科せられる処罰の在り方については、人によって意見が異なります。一例として、21歳の男性が二度目の住居侵入・窃盗で有罪になったとします。今回盗んだ物はカラーテレビ1台でした。

- 2 このような場合、最も適当な処分は次のどれだと思いますか。
- ・ 罰金→4へ
  - ・ 懲役実刑
  - ・ 保護観察や社会奉仕活動→4へ
  - ・ 執行猶予→4へ
  - ・ その他の処分→4へ
  - ・ わからない→4へ
- 3 懲役期間はどのくらいの長さが適当だと思いますか。
- ・ 1か月以下
  - ・ 2—6か月
  - ・ 6—12か月
  - ・ 1年
  - ・ 2年
  - ・ 3年
  - ・ 4年
  - ・ 5年
  - ・ 6—10年
  - ・ 11—15年
  - ・ 16—20年
  - ・ 21—25年
  - ・ 25年を超える有期刑
  - ・ 無期刑

- ・ わからない

なぜ一部の住居が他よりも犯罪被害にあうリスクが高いのかを調べるために、あなたの住居の防犯設備についてお伺いします。

4 あなたの住居は、次にあげるようなものによって守られていますか。いくつでもお答え下さい。

- ・ 侵入防止警報機
- ・ 管理人／ガードマン
- ・ 特別のドア鍵
- ・ 自治会等による自警組織
- ・ 特別の窓／ドア格子
- ・ 隣近所で注意し合うことの申合せ
- ・ 番犬
- ・ 高い塀
- ・ その他
- ・ 何の防犯設備もない
- ・ 回答拒否
- ・ わからない

調査へのご協力ありがとうございました。

## ICVS 2010パイロット調査 報告書（翻訳）

Nicis研究所

R. Ghauharali

D. Meuldijk

WODC

P. Smit

2011年1月

目次

第1章 序文

- 1.1 ICVSの沿革
- 1.2 ICVS 2010パイロット調査への道のり
- 1.3 プロジェクトの目的

第2章 実施・運営状況

- 2.1 背景及び最初の計画
- 2.2 EU入札手続
- 2.3 プロジェクトの実施
- 2.4 実施・運営に関する所見

第3章 調査方法

- 3.2 マルチ・モード調査
- 3.3 調査票
- 3.4 調査の実施
  - 3.4.1 調査対象及び調査実施期間
  - 3.4.2 ICVS 2010における調査方法
  - 3.4.3 調査方法ごとのサンプル
  - 3.4.4 対象者へのアプローチ方針
- 3.5 重みづけ
- 3.6 費用
- 3.7 方法論に関する結果

第4章 調査結果

- 4.1 被害
  - 4.1.1 国・調査方法別の被害状況
  - 4.1.2 性別・年齢別の被害状況
  - 4.1.3 各国独自の国内犯罪被害実態調査における被害率との比較
  - 4.1.4 ICVSパイロット調査における被害率：結論

## 4.2 治安認識

## 第5章 結論

### 付録

- 1 プロジェクト成果物
- 2 実施上のガイドライン
- 3 表
- 4 ICVS会議
- 5 テクニカルレポートに対するコメント
- 6 テクニカルレポート

## 第1章 序文

第1章では、ICVS(国際犯罪被害実態調査)の沿革及びICVS 2010パイロット調査に至る経緯を説明する。

### 1.1 ICVSの沿革

ICVSは、1987年に、各国の犯罪被害実態調査の専門家であるヨーロッパの犯罪学者グループ(Jan van Dijk, Pat Mayhew, Martin Killias)によって始められた。ICVS実施の主たる理由は、国際比較を可能とする信頼性のある犯罪統計が必要とされたからである。各国の犯罪の構成要件に違いがあるため、警察統計は、国際比較に用いるのに適当でない。また、国民の警察への通報行動の程度、警察による通報の認知・記録の方法や数値の取り方は、各国で異なる。そのため、各国独自の国内犯罪被害実態調査の結果は、多くの国で、それぞれの犯罪実態に関する資料となったが、国によって質問票や基本的な設計も異なるため、国際比較には適さない。

ICVSにより、国ごとの犯罪統計の違いを埋めて国際比較ができるようになる。オランダ、イングランド・ウェールズ及びスイスが実施している既存の国内犯罪被害実態調査内容をベースとした統一の調査票により、調査結果の各国間比較が相応に可能となる。残念ながら、調査の完全な標準化は、難しいことが分かった。調査の違いにより、質問方法や調査期間が異なっていた。

1989～2005年に、ICVSは5回行われた。2005年末までには、140以上の調査が、78以上の国(全国規模では38)でなされた。32万人以上の人々が、電話又は対面による調査を受けた。

ICVSは、軽微な窃盗等の比較的軽微な犯罪から、自動車盗、性的暴行、脅迫・暴行といったより重大な犯罪まで、一般市民が被害に遭うおそれのある一般的な犯罪のうちの一一定のものを対象とする。サンプルが小さいため(大部分の国は2,000人、主な都市では800人)、強姦や加重暴行のような、あまり頻発しない犯罪の推計を得られない。ICVSが多くの国で、複数回実施されたため、調査結果は、20年間にわたる犯罪の動向の経年比較にも用いることができる。

### 1.2 ICVS 2010パイロット調査への道のり

2008年、第5回ICVS(2005)の後、国際政府系研究機関長団(IGRD)の小グループが、今後のICVSの在り方を検討した。このグループは、政府系の刑事司法に関する研究グループの大半を代表し、定期的に共通の関心事項を討議する。同グループは、次のICVSを実施する前に、調査経費を最小にし、国際比較により適したものにすることを目指すパイロット調査を実施することが必要と結論づけた。

現在、インターネット調査は、最も安価な調査方法の一つである。経費を最小にするために、インターネット調査を含む複数調査の併用の可能性を探ることは、パイロット調査の主要課題の一つであった。また、IGRDは、より比較に適したも

のにするためには、参加国全てについて、同一の期間中に、一局集中的に調査を統括する機関・団体により、調査を実施するべきと考えた。

パイロット調査は、欧州委員会の犯罪防止プログラム2009の補助金が使われた。6人のIGRDメンバーは、パイロット調査への参加を同意した。オランダのNicis研究所がプロジェクトの実施を管理・統括し、Intomart GfK及びTNS Nipoは共同で調査を実施した。

### 1.3 プロジェクトの目的

パイロット調査の準備は、2009年の補助金申請から始まった。そこで掲げられたプロジェクトの目的は以下のとおり。：「これまでのICVS及び各国内調査、特にオランダの犯罪被害実態調査の経験に基づき、費用対効果が高い、国際的に標準化された犯罪被害実態調査方法及びツールを開発すること」

ICVS 2010パイロット調査の調査方法は、他のプロジェクト関係者の助言を得ながら、Nicis研究所及びWODCが開発した。開発段階を経て、6つの国（5つのEU加盟国及び1つのEU非加盟国）において、調査方法に応じて設定された、それぞれ、3,500人又は4,500人の回答者を対象に調査を試行した。

本報告書は、パイロット調査の結果を示す。プロジェクトの目的に照らし、このプロジェクトの概要（例 実施・運営の仕組みや調査方法）と、調査結果を示すことを目的とする。

この報告書は、プロジェクト成果物の一部であり、そのほかの成果物に、調査の方法論に関する結果（例えば回答率の分析結果）を含むテクニカルレポート、国際比較を可能とする犯罪被害実態調査のためのツールキット（調査のやり方及び調査票を含む。）、ICVS 2010データベース及びICVSに関する全情報を載せたウェブサイトがある。成果物の概要は、付録1参照。

## 第2章 実施・運営状況

第2章では、プロジェクト開始以降のICVS 2010パイロット調査の実施・運営状況を概観し、若干の考察、教訓を述べる。

### 2.1 背景及び最初の計画

パイロット調査における新手法の考え方は、2008年から複数の調査手法を併用したオランダ犯罪被害実態調査に基づいている。伝統的に、犯罪被害実態調査は、非常に高価なCAPI（対面調査）及びCATI（電話調査）の手法によっており、さらに、ほとんどの場合、伝統的な筆記による自記式調査を追加的に併用していた。全国レベルでの信頼性のある犯罪被害実態調査結果を得るためには、数千レベルの有効回答が必要となる。

ICVS 2010パイロット調査は、当初、CAWI（インターネット調査）、CATI（電話調査）及びPAPI（筆記による自記式調査）を併用した複式調査によることが予定されていた。抽出上のバイアスを避けるため、調査対象者は、実施主体が選定し

た。CAWIでは、住所録からの無作為抽出によった。抽出された住所に、調査協力依頼状が郵送され、その世帯で調査日に最も誕生日に近い15歳以上の人が、オンライン調査に回答するよう依頼した。電話調査では、標本抽出はRDD法によった。CAWIの対象者は、筆記式による調査票を求めて選択することもできた。

## 2.2 EU入札手順

これらの条件で、調査を実施する企業を選ぶため、EU入札手順が始められた。しかし、2つの企業が入札に参加したが、いずれも技術的なガイドライン上の条件を満たさず、入札は不調に終わった。

そこで、各国の回答者の1/3については大規模なインターネット調査用モニターを使うことができるようにガイドラインが修正された。この方法により、非常に費用がかさむ調査協力依頼状の郵送が省かれた。回答者の基本属性情報やメールアドレスが入手されているので、電子メールによる調査協力依頼ができたのである。これらの新しい基準による2回目のEU入札手順が行われ、TNSとGFKの在オランダのパートナー企業のTNS-NIPOとGFK-Intomartの企業合同体が落札した。GFKが主たる実施主体となった。

こうした想定していなかった困難によってEU入札手順を2度行ったことにより、ICVSにかなりの遅延が生じた。この遅れはIGRD事務局により、欧州委員会に伝えられ、了承された。

## 2.3 プロジェクトの実施

調査開始後、プロジェクトスタッフは、全参加国を訪ねて、各国の実施に関与する団体や調査会社と協議をした。この訪問は、よく計画された上で実施されており、調査に関与するあらゆる官民の団体と調査の実施方法に関し協議することを可能とした。調査は、おおむね計画どおりに実施された。調査の結果は、リエージュの専門家会合で発表されたテクニカルレポートで詳述しており、これはプロジェクト成果の中核をなす。

調査の後、データの分析及び最終会議の準備が始まった。中間報告は、Max Planck研究所と合同で開催したフライブルク会議で検討された。この会議の後、プロジェクト委員会で最終報告が作成された。

## 2.4 実施・運営に関する所見

本報告書で述べている技術的、統計的な所見のほか、以下に、実施・運営上の問題に関する所見を述べる。

- 1 EU入札手順及びオランダ法上の入札手順は、非常に時間がかかり、専門家による多くの行政的、法律的なサポートを必要とした。そのため、専門性の高いオランダの法律事務所に依頼し、また、オランダ司法省の専門知識が活用された。これらの専門知識なくしては、入札手順はうまくいかなかったと思われる。
- 2 ICVSのような技術的な統計プロジェクトでは、単純な事務手続段階の費用を

過小評価する傾向があった。

- 3 ICVS 2010パイロット調査では、参加国全てに拠点がある国際的な調査会社に担当させることにより、調査の国際標準化のための調整の負担を減らそうとした。これは、在オランダの拠点企業を各国の拠点側が実施統括主体として扱うことを前提として考えられた。この手法は多くの場合よく機能したが、そうでない場合もあった。調査実施の協議のための訪問は、各国間の調整のため絶対に必要であった。幾つかの国では、プロジェクトスタッフが自ら又は政府機関を通じて、標準化のための調整に介入しなければならなかった。将来のICVSプロジェクトでは、このことは考慮に入れるべきである。
- 4 ICVS 2010は、プロジェクト・マネジメントに関するPrince II規約に基づくプロジェクトとして立ち上げられた。プロジェクト・マネージャーは、技術上、事務手続上及び財政上の全ての手続・行為を所管した。プロジェクト委員会は、例外として管理権限をもつ代行権限者としてバックアップをした。このアプローチは、非常によく機能した。1つの教訓が得られた。それは、常にプロジェクトの最中に、重要なポストが空席になることを想定するべき、ということだ。ICVS 2010プロジェクト・マネージャーは、プロジェクト途中でNICISを去った。新任のマネージャーに引き継ぐのに、思いがけない努力が必要であった。

### 第3章 調査方法

ICVS 2010の調査方法は、Nicis研究所及びWODC（オランダ司法省研究資料機関）が設計した。これに当たり、プロジェクトの他の参加主体（イギリス内務省、スウェーデン犯罪防止評議会、デンマーク司法省、ドイツのBundesKriminalAmt及びMax Planck研究所）は、助言等した。

ICVS 2010パイロット調査に参加した国は、全てIGRDのメンバーで、カナダ、デンマーク、ドイツ、オランダ、イギリス及びスウェーデンである。調査は、TNS Nipo及びIntomart GfKが共同で実施した。

#### 3.2 マルチ・モード調査

2005年の直近のICVSでは、ほとんどの国はコンピュータを用いる電話調査法（CATI）でデータをとった。フィンランド以外では、固定電話を通じての質問調査を実施した。幾つかの国では、対面式調査が実施された。

費用対効果の高いデータ収集法として、CATIに加えて、オンラインによるデータ収集が導入された。一般的に知られているように、インターネット調査は調査方法の中で最も安価な方法の1つである。本パイロット調査では、インターネット調査として、以下の2つのアプローチがとられた。インターネット（オンライン）の調査用モニターを使った調査（CAWI P）及び住民登録簿を使ったインターネット調査（CAWI R）である。後者は、調査案内状をまず郵送し、インターネット上の調査票への回答を求める方法である。

### 3.3 調査票

ICVS 2010では標準化は重要な課題であった。標準化されたアプローチなしでは、統計上の誤差が生じ、結果に想定外に影響しかねない。過去のICVS調査では、統一の調査票だったが、幾つかの国（国々）は、実施に当たり質問を追加した。

ICVS 2010の調査票は、過去のICVS調査票及びオランダの犯罪被害者実態調査票に基づいて作成された。経年比較ができるように、質問文の言い回し（例えば犯罪の説明）及び犯罪内容を確認する質問の順序は、若干の例外を除き、従前のICVS調査票に準拠している。犯罪被害に関する部分の構造は、ICVS 2010で用いられる複数の調査方法での使いやすさを考慮して修正された。また、調査事項の登場順序が変更された（犯罪被害の前に治安認識）。

今回標準化された調査票では、治安認識、従来型犯罪・非従来型犯罪による被害、防犯設備、警察活動、量刑についての質問がある。調査票は、英語で作成されたが、フランス語、ドイツ語、デンマーク語、オランダ語及びスウェーデン語に翻訳された。

### 3.4 調査の実施<sup>1</sup>

前述のように、重要なのは、犯罪の発生レベルの各国比較ができるようにすることである。このためには、各参加国間で同質の調査手法を用いることが非常に重要である。ICVS 2010では、厳格な実施ガイドライン（実施ガイドラインについては付録2参照）が策定された。

しかしながら、各国の状況による違い（例えば、国内全域にわたる住民・住所登録、固定電話の普及範囲、インターネット普及の有無・程度）のために、必ずしもガイドラインどおりにできない場合もあった。さらに、プロジェクト当初に定められたガイドラインの規定を完全に履行できるような調査会社はなかったため、後に修正された。次節は、実際の調査の実施状況を説明する。

#### 3.4.1 調査対象及び調査実施期間

ICVS 2010の調査対象は、成人（16歳以上）で、年齢及び性別の面で、各国の成人人口を代表するものである。調査実施期間は、2010年5月17日から6月27日までと厳密に定められたが、デンマークでは調査実施会社間で連絡・連携の不備があり、大幅に遅延した。

#### 3.4.2 ICVS 2010における調査方法

ICVS 2010は、電話調査（CATI）、インターネット（オンライン）調査用モニター調査（CAWI P）、そして、若干の国で、住民登録簿を利用したインターネット調査（CAWI R）からなるマルチ・モードの調査である。CAWI Rの実施のためには、信頼性のある利用可能な住民の住所データベースがあることが必要だったが、全て

---

注1 回答率等の詳細については、テクニカルレポートに対するコメント（付録5）を参照。

の国にある訳ではなかった。したがって、ICVS 2010に参加している6か国のうち2つ（オランダ及びデンマーク）だけがCAWI Rの手法を使った。

### 3.4.3 調査方法ごとのサンプル

各国の有効回答者数によるサンプルサイズは、CATIの場合2,000人、CAWI Pの場合1,500人、CAWI Rの場合1,000人に設定された。サンプル抽出方法は、国ごと、調査方法ごとに異なる。例えば、調査用モニターを使うCAWI Pの場合、ある国では、調査会社が手持ちの調査モニターを使い、他の国では、調査モニターの業者から必要サンプル分のモニターを購入・確保した。CATIでは、RDD（乱数を発生させて電話番号を抽出・発信する方法）でサンプルが抽出される場合もあったが、住所データベース業者から電話番号簿を購入した場合もあった。

以前は、抽出するサンプルサイズに関するガイドラインがなかった。抽出するサンプルサイズは予想される回答率に影響され、回答率は参加国によって大きく異なる。

### 3.4.4 対象者へのアプローチ方針

3つの調査方法によって対象者へのアプローチの方針がそれぞれ異なる。

CATI—電話番号は、RDDにより決定か、購入したデータベースで入手。抽出されるサンプル数は、調査実施期間中を通して等しく分散される必要がある。各番号は、1日の異なる時間帯、異なる平日の曜日にかけて、最大7回ダイヤルされた。

CAWI P—モニターには、電子メールで調査依頼をし、インターネットで回答するよう案内を行う（メールに調査票へのリンクが記載）。回答がない場合は、督促メールが2週後に送られた。抽出サンプル数は、同様に、調査実施期間中を通して等しく分散される必要がある。

CAWI R—アプローチ方針はCAWI Pとおおむね同じであるが、調査依頼及び督促状は郵送される。

## 3.5 重みづけ

各国ごとに信頼できる結果を得るために、回答者が母集団の代表であることが必要である。ICVSでは、回答者は年齢、性別及びNuts2地域の観点から代表性が求められた。これらの3つの観点で母集団を代表する有効回答者数を確保するために、幾つかの国の調査会社は、割当て法を活用した。これは、各属性グループに属する有効回答者数の上限を、その国の母集団における構成に合わせてあらかじめ設定する方法である。他の国では、データの重み付けにより、有効回答者が年齢、性別及び地域の構成を代表するようにされた。

## 3.6 費用

調査方法間や各国間の費用面の比較・分析をし得るような、費用の正確な概観は困難である。各国でかかった費用は、通信費、相互合意、長期的な共同事業、

大口取引、価格交渉・協定次第であまりにも違いすぎるからである。

表1 各国の調査方法概要

国	調査実施機関	調査方法	有効回答（ネットサンプル）数	抽出の枠組み	割当方法
カナダ	Intomart GfK	CATI	2000	RDD	重みづけ
		CAWI P	1500	調査モニター	固定割当て
デンマーク	Intomart GfK	CATI	2000	住所データベース	重みづけ
		CAWI P	1500	調査モニター	固定割当て
		CAWI R	1000	住所データベース	重みづけ
ドイツ	Intomart GfK	CATI	2000	RDD	重みづけ
		CAWI P	1500	調査モニター	固定割当て
オランダ	TNS Nipo	CATI	2000	調査モニター	重みづけ
		CAWI P	1500	調査モニター	重みづけ
		CAWI R	1000	住所データベース	重みづけ
イギリス	TNS Nipo	CATI	2000	RDD	重みづけ
		CAWI P	1500	調査モニター	重みづけ
スウェーデン	TNS Nipo	CATI	2000	住所データベース	重みづけ
		CAWI P	1500	調査モニター	重みづけ

### 3.7 方法論に関する結果

ここでは、ICVSのために考えられた新たな調査方法と調査で生じた課題を検討する。

新しい調査票は、複数の異なる調査方法で使えることが明らかになった。調査票は、もともと筆記式用のものであったが、インターネットや電話仕様に改訂することはむしろ容易だった。

平均調査時間は、CATIが11分で、CAWIが9分であった。ドイツのCATIの調査時間は、平均よりはるかに長かった（16分）。これは言語上の原因による。ドイツ語は婉曲的な表現が多い（より多くの単語を使用する）のである。

回答者には、調査票に対する意見も聞いた。調査票の内容に対しては、ごくわずかな不満が寄せられたにすぎなかった。ドイツの回答者数名から、自宅の防犯設備についての質問があまりにプライバシーにふれるという不満が寄せられた。

各国間及び調査方法間によって回答率に大きな幅が見られた。特にオランダのCAWI Rによる回答率は、想定よりもはるかに低かった。カナダのCAWI Pによる回答率は、わずか3%であった。予想された回答率も低かった（7%）とはいえ、この低い回答率については問題提起された。調査会社によれば、おそらく、カナダにおける調査モニターの普及水準がより低いことが要因と思われた。最終的には、全ての国の全ての調査方法で定められた有効回答数が確保された。

全体をよく見渡せるように、ICVSの実施・運営の権限は一局集中化することが重要と考えられた。前もって、準備や調査において起こるすべてのことを予測するのは不可能である。一局集中の仕組みにすることによって、権限のある者が必

要に応じて対応措置をとることができ、他の関係者に通知することができる。にもかかわらず、一局集中化は課題であり続けるということを留意しなければならない。また、1つか2つの調査会社を使うことが、より統一的な実施につながるという考えは、必ずしも、全ての場合に当てはまるとは言えない。

例えば、連絡上の問題（デンマークで調査の遅滞を引き起こした）により各国の違いは解消されないだろう。

ICVS 2010における費用の状況を正確に概観することはできないが、調査方法ごとの価格設定の一般的な法則を述べることはできる：国にもよるが、総じて、CATIはCAWIより3倍高価である。CATIは、所得水準が低い国で、質問調査の費用が安いと、より経済的である。CAWIの場合、こうした人件費による費用への影響は少ないといえる。また、求められる有効回答数は、費用に影響するが、有効回答が多数求められる場合、調査時間が増加することにより、CATIによる場合の方が費用増加の影響をより受けやすい。

## 第4章 調査結果

今回使われた方法論が各国の犯罪発生レベル（将来的には犯罪の動向）を測定し得るものかを検討するために、調査で得られたデータを分析した。

この章では、ICVSの最重要課題についての主要な調査結果が示されている。ここに示した結果は、犯罪発生率そのものを測定することを目的としていない点に留意されたい。

Intomart GfKによるデータベースから結果が導き出されている。事前の合意に基づき、Intomart GfKは、全参加国の、クリーニングされ、かつ必要に応じて重み付けされたデータ用ファイルを受け取り、1つのデータベースに結合した。データベース及びセットアップは、[www.int-cvs.org](http://www.int-cvs.org)で入手できる。

直近のICVS結果との経年比較をできる限り可能にするために、例えば、同じ方法で変数をまとめたり、同じ回答カテゴリーを使用した形で示すなど、ICVS 2005と同じ方法で算出されている。誤差範囲が示される場合、90%信頼水準によっている<sup>2</sup>。

### 4.1 被害

ICVS 2010の主な内容は、被害状況である。調査対象者には、全部で13種類の犯罪の被害者となったことがあるかどうかを質問した。これらの13の犯罪類型は、強盗、自動車窃盗のような一般犯罪と、個人情報悪用のような非従来型の犯罪に分類される。この報告書は、このうち一般犯罪のみに焦点を当てることとする。

#### 4.1.1 国・調査方法別の被害状況

ICVS（2010版及び過去の版）では、自動車窃盗、車上盗、バイク盗、自転車窃

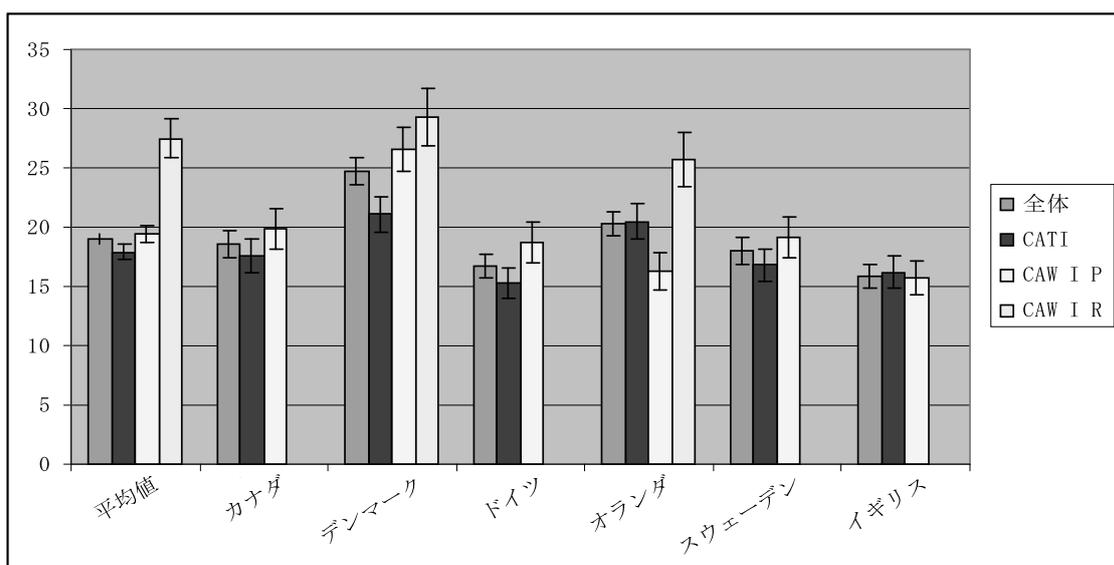
---

注2 誤差範囲も、ICVS 2005の場合と同じように計算されている： $1.65 \times \sqrt{[p(100-p)/n]}$

盗，不法侵入，不法侵入未遂，強盗，個人所有物の窃盗，性的な事件及び暴行・脅迫の10の犯罪を，一般犯罪としている。これらの10の犯罪のいずれかの被害の有無の状況が，犯罪の被害率全般の概要をなすといえる。

図1では，犯罪被害率は，調査方法により結果が異なるかを見るために，国別，調査方法別で示されている。

図1 10の一般犯罪の1年間の被害率（パーセンテージ）

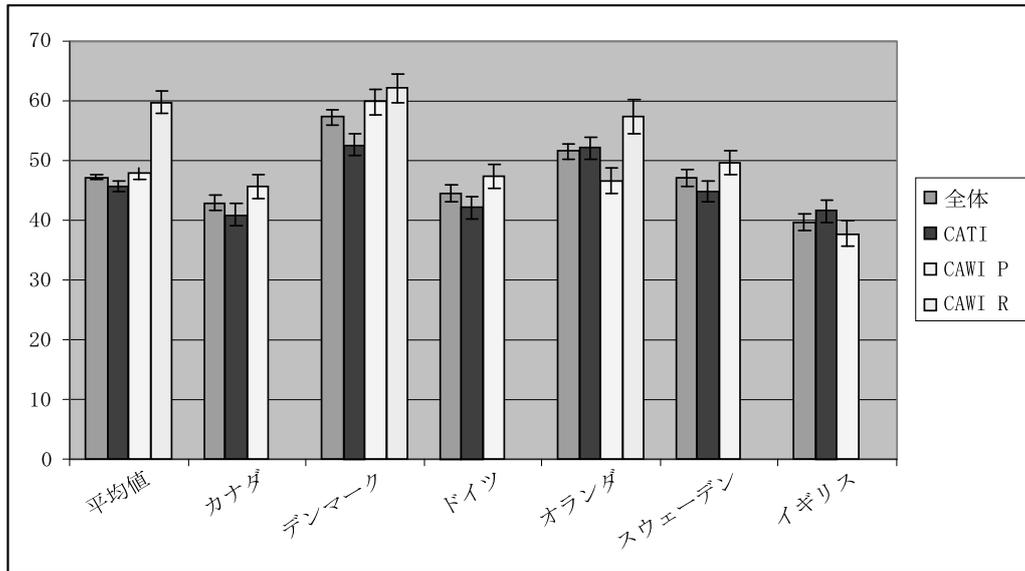


10の一般犯罪の被害率は，平均値で，CAWI Pによる方がCATIより高い。しかし，見て分かるように，その差は有意ではない。人によっては，二つの方法による被害率は比較可能だと言うかもしれない。他方，CAWI Rによる被害率は，平均値で，CATI及びCAWI Pより有意に高い。

各国の調査方法別による被害率の違いは，おおむね，同傾向であり，CATI及びCAWI Pによる国別の被害率は対応関係にある。デンマークとオランダのみ，被害率が調査方法によって有意に差があるようである。しかし，デンマークでは，CAWI Pによる被害率がCATIより有意に高く，オランダでは，その反対である。オランダについては，CATIで調査モニターが使われており，それが被害率の違いの要因かもしれない。

対照のため，5年間の被害率を図2に示した。全体として，調査結果は同じようなものとなっている。

図2 10の一般犯罪の5年間の被害率（パーセンテージ）



#### 4.1.2 性別・年齢別の被害状況

一般犯罪の被害率は、性差があると思われる。平均値では、女性の被害率は、男性より有意に高かった。調査方法による差がないと仮定するならば、分布は、異なる調査方法によっても同じ結果となるはずである。言い換えると、女性の被害率は、すべての調査方法による場合で、男性より高いはずである。図3のように、女性の被害率はすべての調査方法で実際に男性より高かったが、その差は、CATIによる場合では、必ずしも有意ではなかった。

被害率を年齢層別で見ると、性別同様、年齢層とも関連すると思われる。16から25歳は、平均値で見ると、他のどの年齢層よりも被害率が有意に高かった。35から45歳と45から54歳とは、おおむね同じような被害率であった。全調査方法で、同じような分布になっていることが確認できる。結果は、図4のとおりである。

図3 男女別に見た10の一般犯罪の1年間の被害率（パーセンテージ）

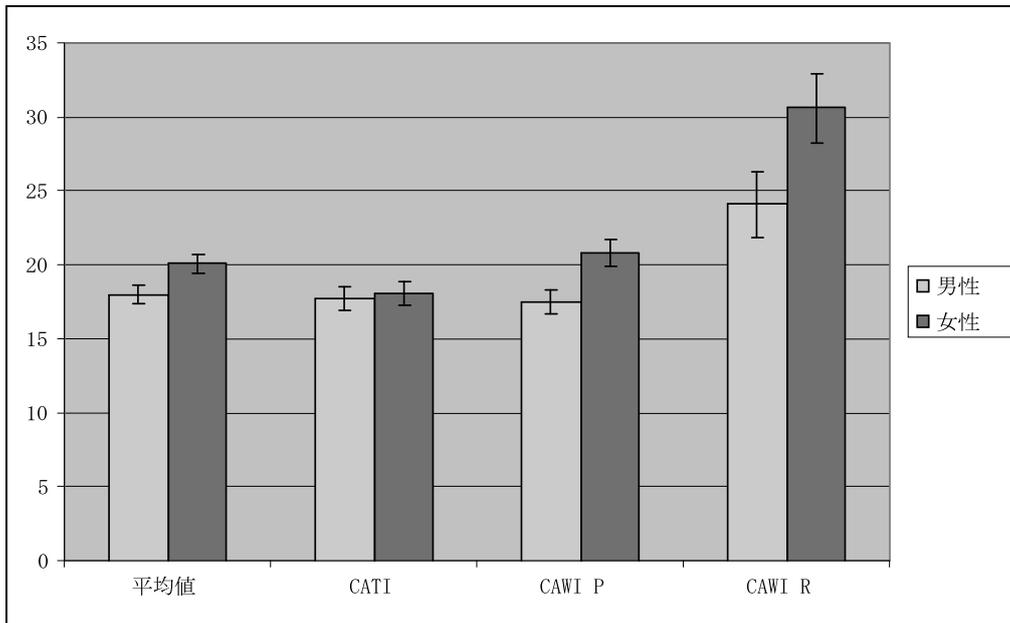
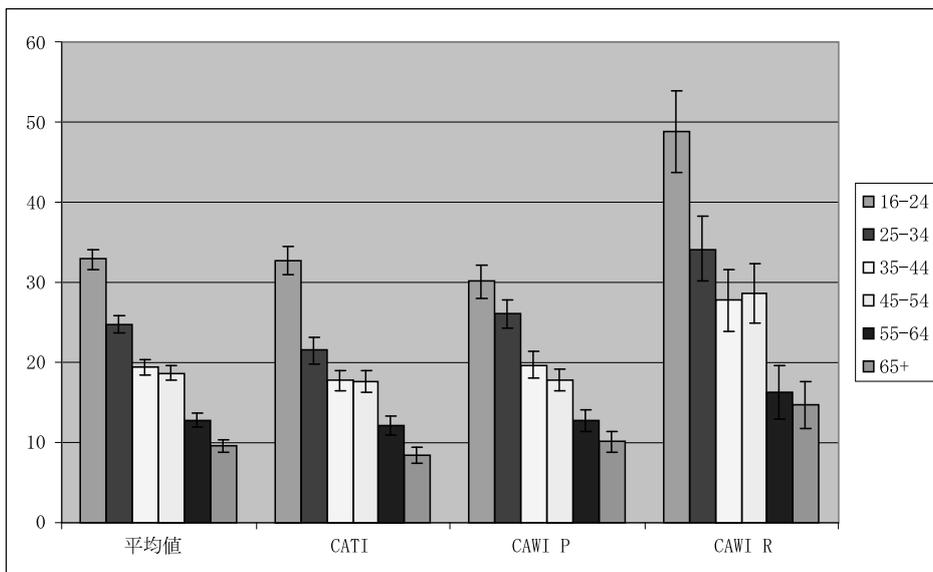


図4 年齢層別に見た10の一般犯罪の1年間の被害率（パーセンテージ）

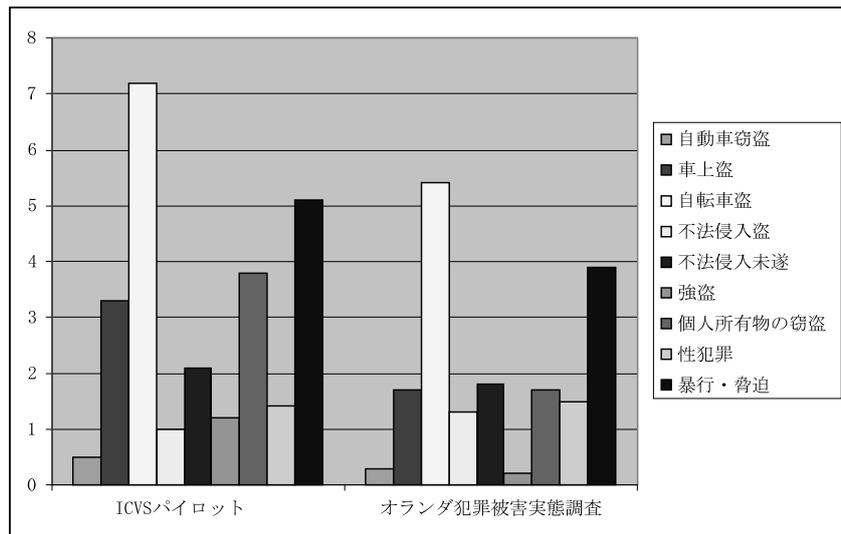


4.1.3 各国独自の国内犯罪被害実態調査における被害率との比較

被害率に関する結果を、幾つかの各国独自の国内犯罪被害実態調査の結果とも比較した。オランダ犯罪被害実態調査は、複数の調査方法が併用されていることから、比較するのに最も適当である。しかし、調査方法に違いがあるため、結果の完全比較ができるわけではないということに留意しなければならない。これは、オランダ犯罪被害実態調査と、ICVSのオランダの結果では、犯罪の種類ごとの被害率が異なっていることにも現れている。2つの調査で質問された一般犯罪の被害率は、図5のとおりである。被害率は同水準ではないが、図5によれば、犯罪

の種類ごとの被害率の順位は、おおむね同傾向であることが分かる。言い換えると、自転車盗は、両方の調査で最も被害に遭いやすい犯罪である。強盗と個人所有物の窃盗については、両方の調査における定義が同じではないため、順位が一致しない。

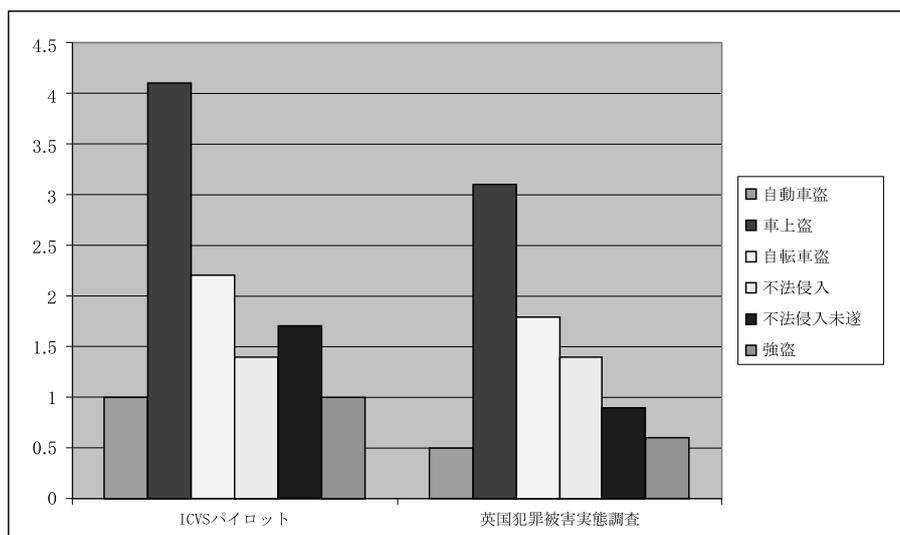
図5 調査別に見た一般犯罪の被害率（パーセンテージ）



注 ICVS パイロット調査のオランダ分のみ

イギリスの被害に関する結果も、英国犯罪被害実態調査(イングランドとウェールズのみ対象)と比較する。ICVSで質問される10種類の一般犯罪のうち、6つの犯罪のみ、同国内調査の結果と比較することができた。(図6参照)。これらの6つの犯罪の被害率の順位も、自動車窃盗を除いて、おおむね同様であった。

図6 調査別に見た一般犯罪の被害率（パーセンテージ）



注 ICVSパイロット調査の英国分のみ

#### 4.1.4 ICVSパイロット調査における被害率：結論

上述の分析からは、CATI及びCAWI Pは、被害率を測定するのに適切な方法であるといえる。図1及び2を見ると、被害率の平均値や、多くの参加国の被害率については、CATIとCAWI Pとで有意な差がなかった。方法の違いによる影響はないように思われる。

生じた違いは、サンプリング法の違い（例えば、オランダのCATIで調査モニター使用）による可能性がある。

図3及び4は、この結論を補強している。性別や年齢別で見ても、異なった調査方法による結果の分布は、類似している。

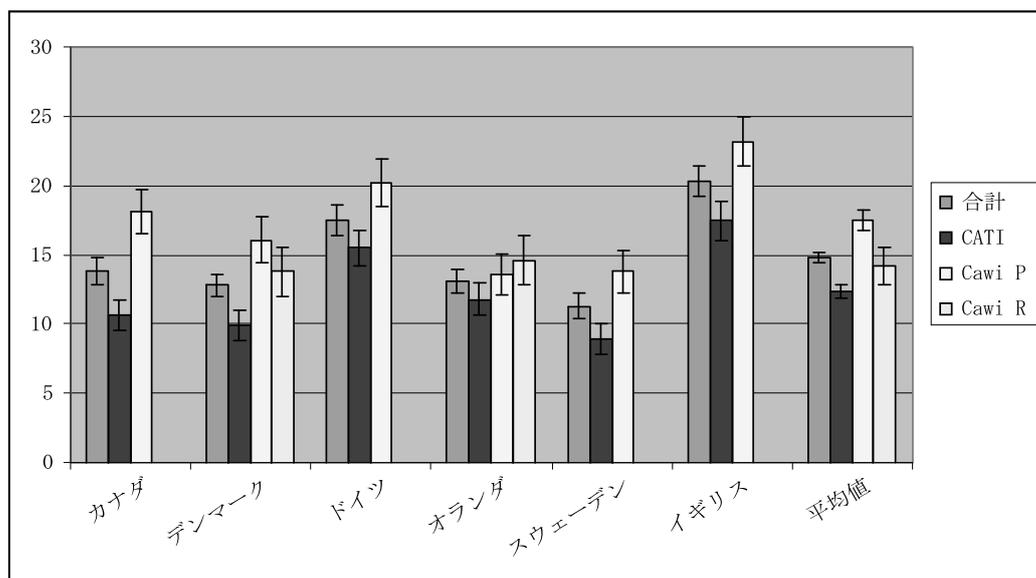
最後に、国内調査との比較によれば、ある国における被害率による犯罪の順位の様子は、ICVSと国内調査で類似しており、幾つかの犯罪では、被害率に有意な差がないということが示されている。

#### 4.2 治安認識

犯罪被害のほか、治安認識も調査の主要項目である。そのため、治安認識に関するデータについても、簡単な分析を実施した。ICVSの直近の調査同様、ICVS 2010においても、回答者が、近所や自宅を安全と感じていたかどうかについて、質問した。両方の調査で共通して質問したものとして、「地域の夜間の一人歩きに不安を感じますか？」がある。

図7のように、インターネット調査の回答者は、平均値で、より多く、ややないし非常に不安であると感じる傾向がある。ほとんどの参加国においても結果は同様であり、CATIの結果と比較すると、インターネット調査の回答者が、地域の夜間の一人歩きをやや又は非常に不安であると感じる割合は、有意に高い。これらの結果により、調査方法による影響が存在する傾向が示唆される。

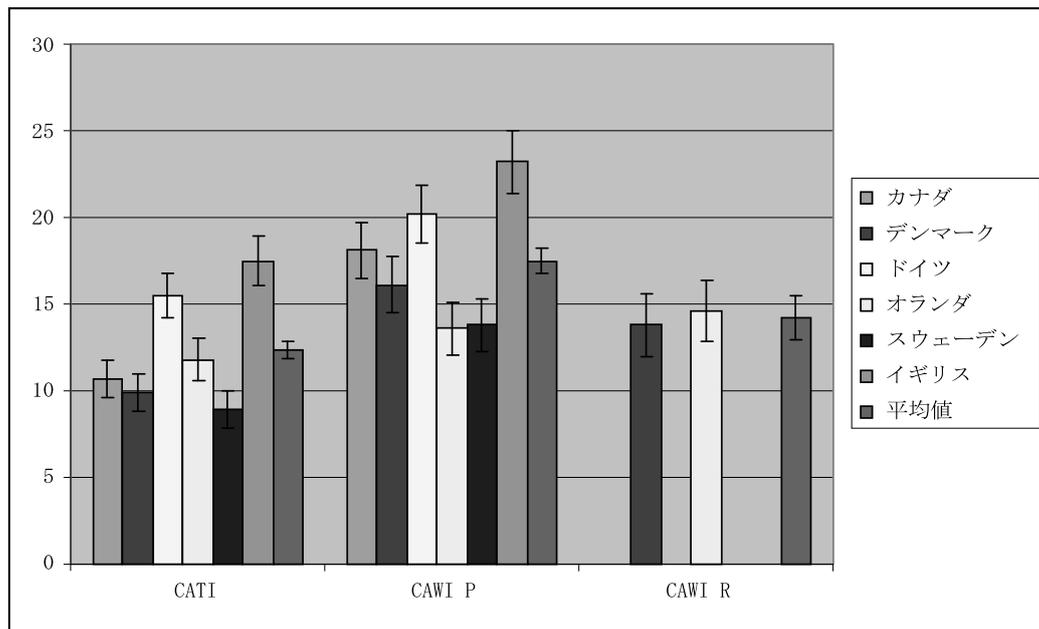
図7 地域の夜間一人歩きについて、やや又は非常に不安であると感じている人々の割合



調査方法による違いがあるため、別の次元で、同じ調査方法による結果が同等か、換言すれば、各国比較のパターンが全ての調査方法で同等かということを考察することが重要である。下図参照。

各国比較をすると、CATIとCAWI Pのグラフは、同じパターンを示しており、量的な差があるにすぎない。したがって、この高次の観点を考慮すると、いずれの調査方法も、夜間、近隣地域における不安を感じているかを測定するにあたって、信頼できる方法と言うことができる。

図8 調査方法別に見た夜間の一人歩きについて、やや又は非常に不安と感じている人々の割合



## 第5章 結論

プロジェクトの主要な目的は、過去のICVS調査や各国独自の国内調査の経験に基づいて、国際比較が可能な標準化された犯罪被害実態調査のための費用対効果の高い手法及びツールを開発することであった。

プロジェクトは、報告書及び付録で示した成果を収めたが、全体としてはプロジェクトを成功としつつ、結論の所見で、最重要の二つの課題が提示された：

1. プロジェクトで用いた方法論は、真に費用対効果が高いか？
2. サンプルング法及び調査方法の信頼性は十分か？

費用対効果の点については、プロジェクトの結果から以下の所見が導かれる。

- インターネット調査法は、少なくとも質問の実施及び回答処理の局面においては、予想どおり、費用対効果が非常に高い。
- 電話調査法の費用については、比較的調査票が短かったこともあり、非常に高額というわけではなかった。

- ー しかし、インターネット調査法は、サンプリングの際に住民登録簿を使用した場合、回答率が非常に低かったため、インターネット調査法において、低コストとするには、サンプルを抽出した調査モニターの使用と組み合わせるしかなかった。調査実施のための一回目の入札では、入札参加事業者に調査モニターを使うことを認めなかったため、不調に終わった。
- ー 以下に挙げた様々な理由から、少なくとも先進国では、今後の犯罪被害実態調査においては、調査モニターの使用は不可避である。
  - (1) 対面調査はあまりに高価である。
  - (2) 一般的な住民登録簿から抽出された対象者では、回答率が低い。
  - (3) (電話質問法について) RDD法は、複数の国で、ますます制約が出てくる。
  - (4) 多くの対象者は、電話アンケート等に煩わせられたくないため、電話番号を特別な登録簿にのみ載せている。

方法論の信頼性に関し、確定的な結論に至るのは非常に難しいが、若干の所見は挙げられる。

- ー 若干の例外を除き、回答率は適切で、信頼性にさほど大きな影響は及ぼさなかったようである。
- ー 2つの国では、インターネット調査は、住民登録簿からの抽出でも実施されたが、この手法は、低い回答率に加え、他と明らかに異なる結果に終わった。
- ー 若干の例外を除いて、一般に、インターネット調査法の方が、被害率や治安への不安は、高かった(住民登録簿からのサンプリングによるインターネット調査は無視している)。これは、調査方法の違いとサンプリング方法の違いの2つが合わさって影響していることに起因すると思われる。これらのインターネット調査では、いずれもモニターを使用したのに対し、電話調査では、一つの例外を除き、全て調査モニターを使わなかった。
- ー 調査方法による違いが、実際に、どの程度のどのようなものであるかは明らかではない。電話調査とインターネット調査では、若干の、しかし、あまり大きいとはいえない違いが見られた。いずれの方法が「実態」により近いかを明らかにすることは不可能であり、両方の方法を、同時に(バランスのよい割り振りで)実施することが望ましい。
- ー 標準化を実現するためには、非常に強力な一局集中型の実施・調整が絶対的に求められることが、プロジェクトを通じて、改めて明らかになった。予め定められた調査方法(サンプリング法、質問に関する指示、対象者への架電回数、調査票の言い回し等)からのわずかな逸脱でも、むやみに比較可能性を阻むことになる。

プロジェクトの全体的な結論として、用いられた調査方法は、現に費用対効果が高く、信頼性を疑わしめるような明確な徴候は見られなかった。

とはいうものの、費用と質が相互に無関係ではないのは明らかである。信頼できるデータベースから抽出された対象者に対する対面調査が、最も信頼できる調査方法とおおむね考えられているが、大半の国にとって、単純に、高額すぎるだろう。これを踏まえ、プロジェクトの調査結果に基づき、以下の主な二つの提言をする。

1. 費用対効果を上げるには、インターネット調査で大多数の回答を得ることによってのみ可能である。より多様性のある調査対象を捕捉する（より代表性を確保する）ために、電話調査も併用するとよい。これらの2つの調査方法の違いによる影響は正確には分かっていないので、この点についての更なる研究が必要である。
2. 住民登録簿からの抽出されたサンプルは調査モニターからのサンプルと比べ、常に、より代表性が確保されるものではあるが、それでも、調査モニターの利用を検討することを強く推奨する。その利点（より高い回答率、一部情報は把握済みで調査票を短くすることができる）は、欠点（より低質なサンプル）を大きく上回る。

## 付録1 プロジェクト成果物

Nicis研究所とWODC間の合意及びEC申請で定義されたNicis研究所による実際の成果物

### 1. 確定版の調査方法及び調査票

Nicis研究所と入札手続で選定された企業合同体の合意の中核部分；技術的なガイドライン及び調査票（翻訳）は、ICVSウェブサイトに掲載するツールキットの一部でもある。

### 2. 調査実施業者を選定するための入札手続の在り方

EC入札手続は2回実施された。最初の手続は、財政事情により不調に終わった。2回目の手続で、1の調査企業を選定された。他の1つの企業が異議を申立てた。法的協議の後、双方の企業合同体とすることで合意に至った。入札手続のいずれの段階でも、Nicis研究所は、オランダのコンサルタント会社を使った。

### 3. 関係者による入札手続の評価と最終的な契約

手続の評価及び最終選定は、プロジェクト委員会とNicis研究所が実施。

### 4. 調査請負業者との連絡；参加国並びに調査のモニタリング及び質の維持

調査を請け負った企業共同体との連絡は、Nicisプロジェクトマネージャーが担当。調査を実施する全ての場所への訪問費用を負担。カナダを除く参加国の政府の代表への訪問等である。効率性の観点から、カナダの代表は、自ら調査企業を訪問。訪問の成果は、プロジェクトマネージャーに報告された。プロジェクト・リーダーによる調査参加国の訪問のほぼ全てに、プロジェクト委員会のメンバーが同行した。このような緊密なモニタリングにより、技術及び手法についての高水準のアセスメントができた。

### 5. 調査実施及びその結果の詳細を記載したテクニカルレポート作成担当

テクニカルレポートは、調査を実施した企業共同体が起案し、プロジェクトマネージャーがチェックした。テクニカルレポートは、リエージュ会合で企業共同体から発表された。会議でレポートは採用され、ICVSウェブサイトで公表予定。

### 6. 専門家会合

リエージュ会合（2010年9月）、議題5でテクニカルレポートが発表・検討。

### 7. EC申請付属文書に沿った分析実施、報告書作成及び公表

上記は、プロジェクト委員会の監督下で、Nicis研究所が実施した。調査結果は、2010年10月のフライブルク会議で発表。プロジェクト報告書確定版は、ICVSウェブサイトで発表。

### 8. ドイツのパートナーによる最終会議の開催準備

フライブルクでの最終会議は、Max Planck研究所がプロジェクトマネージャーの協力を得て

開催。議事録は、ICVSウェブサイトで発表予定。

#### 9. データベース及びウェブサイトの開発

WODCの責任下でウェブサイトは技術開発される。WODCに体制上の問題があり、WODCがNicisに、ウェブサイト及びデータベースの全てを開発するよう求めた。ウェブサイトは、1月31日全面掲載予定。データは、SPSS及びSPSSセットアップを利用してアクセスできる。

#### 10. 将来のICVSプロジェクトで他国が利用できる内容のツールキットの作成・公表

ツールキットは、記録一式から成る。実地調査のための技術的な要件、ICVSにおける各作業言語による調査票、調査票使用に当たっての詳細なガイドライン、データセット分析に使用するSPSSセットアップである。ツールキットは、ICVSウェブサイトの中核部分をなす。

## 付録2 実施上のガイドライン<sup>3</sup>

### 1. 序文

国際犯罪被害実態調査（ICVS）は5回実施された。各国の犯罪被害実態調査では比較のためのデータを提供することができないことから、国際比較のために信頼できる犯罪統計の要請から、1989年に第1回調査が行われた。最初は、WODC（オランダ）、内務省（英国）及びローザンヌ大学のグループを中心に実施された。その後、主にUNODC主導により行われた。5回目の調査は、欧州委員会が共同スポンサーとなった主要EU諸国が参加したギャラップ社実施の調査（EU-ICS）データを一部活用した。

### 2. 調査方法

ここで掲げる調査方法は、プロジェクトを主催するIGRDメンバーの調査に焦点を当てている。しかし、既述のとおり、将来的には、他の国が同様の調査方法を用いることができるようになるつもりであり、その可能性を踏まえて設計を決定している。

#### 2.1 一般的所見

ICVSの主要な目的は、異なる国の犯罪発生レベルとその傾向を、比較可能な方法で見ることである。これは、すべての参加国で使われる手法が同一でなければならないことを必ずしも意味しない。条件の違い（全国をカバーする個人単位の登録簿の存否、固定電話やインターネット利用等の普及度）に応じた異なる取扱いはある。これは、電話による調査方法が必ずしもとられなかった過去のICVS調査でも見られたことである。さらに、それぞれの国が、又は、例えば、EU-ICS参加国のような複数国のグループレベルでも独自の質問を調査票に追加した。調査方法（サンプリング又はインタビューの手法）に柔軟性は必要であるが、調査参加国であるIGRDの国々は同一の調査方法を使用しなければならないとされた。

---

注3 入札手続で使用されたもの。

## 2.2 サンプルング方法

対処を要した最初の問題は、サンプルの大きさである。これまでのICVSでは、1か国につき有効回答2,000のサンプルと、主要都市での追加サンプルの組み合わせであり、個々の犯罪類型については、やや大き目の信頼区間となった。

ICVS2010では、サンプルの大きさは、有効回答数で4,000と設定された。インタビュー方法に密接に関連があり、最も重要な問題の1つはサンプル抽出方法である。これは、ほぼ各国の技術上、事務作業上の能力や選択肢次第であり、過去の調査でも、サンプルング法は、当然のことながら、国によって異なった。2つの点が、重要である：

- 1) サンプルは個人レベルが望ましい。可能でない場合に限り、世帯（又は同居者）内の個人でもよい<sup>4</sup>。
- 2) 推奨のインタビュー方法がCAWI及びCATI（次のセクション参照）によるマルチモードなので、個人又は世帯の住所が分かる必要性が高い。

つまり、調査対象者の住所情報（さらに、できれば、性別、年齢及び他の背景情報）が得られる全国をカバーする個人単位の住民登録簿からのサンプル抽出が望ましい方法であり、これにより層化が可能である。

2010年の調査では、CAWIによる調査において大規模な調査モニターの使用が試される。そこで、CAWIによる回答数の最大50%（1,000回答）まで、調査モニターの使用が許された。調査モニター使用の長所は、調査モニターが全人口の代表であれば、個人ベースのサンプルと比較可能なものになる。他の利点として、より高い回答率が期待できる。調査モニターを使用する国の場合、調査モニターの詳細な説明（例えば、規模、代表性、層化の可能性）が最終案に盛り込まれる必要がある。

インターネット調査モニターを使用した調査ができず、かつ、個人ベースの登録簿も使えない国は、CAWI調査部分のサンプル抽出は住所の登録簿を使用する。CATI調査部分については、RDDが唯一の抽出方法とする。

したがって、抽出方法に関するガイドラインは以下のとおり要約される：

サンプルは2つの段階で抽出される。それぞれの段階で次の有効回答数を得ること。

- －CAWIについては2,000。そのうち調査モニターから1,000まで可
- －CATI（電話）については2,000

抽出する調査対象者の規模は、想定される回答率による。参加国ごとに大きく異なるであろうから、一般的な基準を示すことはできない。

CAWI調査で、調査モニターを使用する手法をとる場合、CAWIサンプルの最大50%まで調査モニターからとってよく、その場合、調査モニターの組成や内訳は詳述される必要がある。

いずれの場合も、サンプルはNuts2地域で層化するべきである。これで、都市部と地方の回答者の区別が可能になる。

---

注4 さらに、当該個人が回答できないならば、同居者又は同一世帯の別の一人を回答者とすることができる。

## 2.3 インタビュー方法

### CAWI方式

登録簿か調査モニターを使用して調査対象者を抽出することから、それぞれの住所は把握できており、調査は、インターネット（CAWI）での調査票の回答を依頼する依頼状を郵送することから始まる。CAWIの長所の1つは、調査票の回答の在り方に制限を設けることができ、エラー回答（択一型質問に対する複数回答等）を減らせることである。したがって、調査票プログラムの構築には、特別の注意を払わなければならない。

次のような過程となる：

- 1) 調査対象者宛（調査対象者の氏名が特定できない場合、依頼状は、当該世帯の16才以上の者のうち、誕生日が最初に来る者宛）に、調査の説明及びインターネットによる調査の回答の依頼が郵送され、依頼状には、インターネットアドレス及び個人コードが記載されている。
- 2) インターネットの使用を促進するように特別な注意が払われなければならない。そのためには、説明部分をよいものにするのほかに、インセンティブが必要。調査業者からのインセンティブの提示を予定。
- 3) 2週間たっても回答がない場合は、督促状を送るべきである。

調査期間は、厳密に定められる。ICVS 2010では、2010年1月15日から4月15日までとされた。この3か月の間の各月に、調査対象者の三分の一ずつを調査することが求められた。

調査モニター使用の手法が使われる場合、調査業者の実施案には以下が必須である：

- －調査モニターの概要の説明
- －調査モニターの代表性及びモニターの全構成員からの抽出方法の説明
- －調査モニター構成員の分かる範囲の属性の特色
- －調査モニターを使用した調査の実施計画の説明

### CATI方式

CATI方式ではRDD法が使われる。調査期間は、2010年1月15日から4月15日である。調査対象者は、3か月の間に均一に分散させる。CATI調査では、質問にはセンシティブなものもあるので、専門性のあるオペレーターが質問をするべきである。調査対象となった電話番号は、それぞれ最大7回まで、異なる時間帯、異なる平日の曜日にかけることとする。

調査業者から次の点に関する案の提示が予定される。

- －層化（Nuts2）
- －固定電話番号と携帯電話番号の混成状況
- －電話番号の実際のサンプリング法

## 2.4 調査票

過去のICVS調査で調査票は揃えられたが、実際には、いくつかの国（や国のグループ）は独自の質問を加えた。ICVS2010では、標準化は重要課題である。標準化されたアプローチなしでは、統計上の誤差（調査方式の違いによる影響、国の違いによる影響、調査上の影響）が生じ、最終的な結果に不測の影響を与え得る。したがって、標準化された調査票が使われなければならない。

調査票は、完全に新しいものではない：可能な限り経年比較になじむようにするため、質問の言い回し（犯罪の説明）及び犯罪の質問の順序は、若干の例外を除き、第5回のICVS調査票と同じである。

2010年の調査票の添付書類1参照。記入式の調査票（ICVSで使われない調査方法）であるが、これを元にインターネット及び電話用の調査票は簡単に作成できる。インターネット及び電話による調査の調査票の作成は、入札手続で選定される調査業者の業務の一つである。

## 2.5 翻訳

調査票は、英語版で確定される。英語圏以外の参加国のために翻訳が必要である。調査票の翻訳は、入札手続で選定される調査業者の業務である。翻訳は、各国分について、認定組織及びIGRDメンバーに了承される必要がある。

## 2.6 質の維持、データ収集、分析及び出版

調査期間中に、調査業者は、毎月、結果、回答率、課題及び執った措置の簡単な報告が求められる。報告では、調査対象者の属性（年齢、性別、婚姻状況、居住地（Nuts2））に関する所見が出される。

プロジェクトチームやIGRD加盟国の代表の現地訪問が可能である。調査の後及び参加国からのフィードバックに基づく十全な質のチェック（調査は、定められた方法によって実施されたか？）後に、マイクロデータは一元的に管理される予定。調査や調査対象者の回答に関するメタデータ（サンプリング法、調査日等）も付記される。

調査の直後（2010年5月）、調査業者が、IGRDの全参加国の調査に関し、技術的な点についての主な所見を内容とする公刊物を作成予定。その後、2010年の秋に、各国の結果を含み、全般的にも内容の詰まった包括的な報告書が公表予定。

主要な調査結果はウェブサイトでも公表され、研究者向けに全データを提供予定。テクニカルレポートのみ調査業者の責任において作成。

## 3 運営・実施、プロジェクトの管理

プロジェクトは、進行状況や質に対する緊密な管理・モニタリングにその成功がかかっている。そこで、ICVSの準備・実施、データ管理及び公表等のための“実施体”が作られた。Nicis研究所（オランダの犯罪被害実態調査を主導するオランダの研究所）が、ICVSサービス実施体（ICS0）を主催している。

付録3 表<sup>5</sup>

表1 一般犯罪に関する過去1年間の被害率 (%)

	10 の犯罪被害 いずれか	自動車 盗	車上 盗	オート バイ盗	自転 車盗	不法 侵入盗	不法 侵入未遂	強盗	個人 に対する 窃盗	女子 に対する 性的犯罪	男子 に対する 性的犯罪	暴行 及び脅迫
<b>カナダ</b>	<b>18.6</b>	<b>1.2</b>	<b>5.5</b>	<b>0.3</b>	<b>3.3</b>	<b>2</b>	<b>2.1</b>	<b>1.4</b>	<b>4.3</b>	<b>3.3</b>	<b>1</b>	<b>3.6</b>
CATI	17.6	1.4	5.6	0.4	2.9	1.3	1.6	1.4	4	2	0.6	3.5
Cawi P	19.9	1.1	5.3	0.3	3.7	3	2.8	1.5	4.7	5.1	1.5	3.7
<b>デンマーク</b>	<b>24.7</b>	<b>1.6</b>	<b>4</b>	<b>1.1</b>	<b>9.1</b>	<b>3.6</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>4.8</b>	<b>1.8</b>	<b>0.5</b>	<b>4.9</b>
CATI	21.1	0.8	3	0.6	7.7	3.6	1.8	0.9	3.9	0.7	0	4.1
Cawi P	26.6	2.1	3.9	1.5	9.4	4	2.4	1.5	5.7	2.4	1.1	5.3
Cawi R	29.3	2.3	6.1	1.8	11.5	2.9	1.6	0.5	4.9	3.1	0.7	5.8
<b>ドイツ</b>	<b>16.7</b>	<b>0.3</b>	<b>2.8</b>	<b>0.2</b>	<b>4.8</b>	<b>1.3</b>	<b>2.1</b>	<b>1</b>	<b>3.7</b>	<b>1.9</b>	<b>0.4</b>	<b>4</b>
CATI	15.3	0.2	1.9	0.1	4.2	1.2	1.9	0.9	3.4	1.7	0.1	4
Cawi P	18.7	0.4	3.9	0.3	5.6	1.4	2.5	1.1	4.3	2.2	0.8	4.1
<b>オランダ</b>	<b>20.3</b>	<b>0.5</b>	<b>3.3</b>	<b>0.5</b>	<b>7.2</b>	<b>1</b>	<b>2.1</b>	<b>1.2</b>	<b>3.8</b>	<b>1.4</b>	<b>0.2</b>	<b>5.1</b>
CATI	20.5	0.5	3.2	0.2	7.4	0.8	1.6	1.3	3.3	1.1	0.2	5.7
Cawi P	16.3	0.3	2.5	0.3	6	1	1.9	1.1	3	0.7	0.3	3.8
Cawi R	25.7	0.6	4.8	1.1	8.5	1.5	3.1	1.3	5.7	3.1	0.2	5.8
<b>スウェーデン</b>	<b>18</b>	<b>0.4</b>	<b>2.1</b>	<b>0.4</b>	<b>6.8</b>	<b>1.1</b>	<b>0.9</b>	<b>0.6</b>	<b>3.1</b>	<b>2.3</b>	<b>0.5</b>	<b>4.8</b>
CATI	16.8	0.5	1.4	0.3	6.7	1	0.7	0.7	3.1	1.9	0.2	4.5
Cawi P	19.2	0.4	2.7	0.5	7	1.1	1.2	0.5	3.2	2.8	0.9	5.2
<b>英国</b>	<b>15.9</b>	<b>1</b>	<b>4.1</b>	<b>0.3</b>	<b>2.2</b>	<b>1.4</b>	<b>1.7</b>	<b>1</b>	<b>3.2</b>	<b>2.1</b>	<b>1</b>	<b>4.9</b>
CATI	16.2	0.5	4.2	0.3	2.3	1.5	2.1	0.9	3	1.8	1	5.2
Cawi P	15.7	1.5	3.9	0.3	2.2	1.3	1.3	1	3.4	2.4	1	4.6

注5 他の表は、www.int-cvs.org 参照

表2 各国の過去5年間の被害率 (%)

	10 の 犯罪被害 いずれか	自動車 盗	車 上 盗	オート バイ 盗	自 転 車 盗	不法 侵入	不法 侵入未遂	強 盗	個人 に対する 強盗	女子 に対する 性的 犯罪	男子 に対する 性的 犯罪	暴 行 及 び 脅 迫
<b>カナダ</b>	<b>43</b>	<b>5.7</b>	<b>17.6</b>	<b>7.4</b>	<b>16.2</b>	<b>6.9</b>	<b>6.5</b>	<b>3.3</b>	<b>12.3</b>	<b>8.7</b>	<b>2.7</b>	<b>9.7</b>
CATI	41	5.1	16.9	5.5	15	5.6	5.7	2.7	11.3	6.1	1.6	8.9
Cawi P	45.7	6.4	18.6	10.3	17.9	8.7	7.7	4	13.7	12.3	3.7	10.8
<b>デンマーク</b>	<b>57.3</b>	<b>6.9</b>	<b>15.9</b>	<b>16.8</b>	<b>28.9</b>	<b>11.4</b>	<b>6.8</b>	<b>2.9</b>	<b>15.8</b>	<b>5.4</b>	<b>1.9</b>	<b>12.5</b>
CATI	52.7	4.8	13	11.4	26.1	10.6	5.3	2.8	13.2	2.7	0.5	9.9
Cawi P	59.9	9.9	18.2	20.6	30.1	12.9	8.9	3.3	17.5	6.5	3	14.1
Cawi R	62.2	6.4	18.2	21.1	32.4	10.8	6.4	2.5	18.4	9.2	2.2	15.2
<b>ドイツ</b>	<b>44.5</b>	<b>1.5</b>	<b>13.8</b>	<b>3.9</b>	<b>18.7</b>	<b>5.4</b>	<b>6.2</b>	<b>2.9</b>	<b>14.5</b>	<b>6.6</b>	<b>1.5</b>	<b>12</b>
CATI	42.2	1.5	12.6	3.3	16.5	5.4	5.6	2.8	14	5.1	0.9	11.3
Cawi P	47.4	1.6	15.3	4.7	21.6	5.5	7.1	2.9	15.1	8.6	2.1	12.9
<b>オランダ</b>	<b>51.6</b>	<b>2.8</b>	<b>16.2</b>	<b>8.9</b>	<b>24.1</b>	<b>5.2</b>	<b>7.3</b>	<b>3.7</b>	<b>12.5</b>	<b>4.6</b>	<b>0.8</b>	<b>12.5</b>
CATI	52.2	1.8	15.6	6.4	23.7	4.8	7.2	4	12.6	3.7	0.3	13
Cawi P	46.7	2.5	14	9.9	21.8	5	6.9	3.1	11.6	3.1	1.5	9.8
Cawi R	57.5	5	20.5	12.2	28	6.2	8.1	4.1	13.7	8.4	0.7	15.1
<b>スウェーデン</b>	<b>47.2</b>	<b>3.3</b>	<b>13.4</b>	<b>6</b>	<b>21.7</b>	<b>3.7</b>	<b>3.6</b>	<b>2.2</b>	<b>12.7</b>	<b>7.6</b>	<b>1.4</b>	<b>13.4</b>
CATI	44.9	3.5	10.4	4.7	20.2	3.7	3.3	2.4	12.1	4.8	0.8	11.8
Cawi P	49.7	3.2	16.5	7.7	23.3	3.7	3.9	2.1	13.4	10.6	2	15.2
<b>英国</b>	<b>39.7</b>	<b>4.5</b>	<b>14.2</b>	<b>12.6</b>	<b>12.2</b>	<b>5.7</b>	<b>6.6</b>	<b>2.9</b>	<b>11.5</b>	<b>6.1</b>	<b>2.4</b>	<b>12.3</b>
CATI	41.6	3.7	14.5	12.7	12.6	5.7	7.1	3.4	11.6	5.6	2.3	14.3
Cawi P	37.8	5.3	13.9	12.4	11.7	5.8	6	2.4	11.5	6.5	2.5	10.2

表3 治安認識 (%)

	暗くなった後、住んでいる地域を一人で歩いているとき、やや／とても危ないと感じる	暗くなった後、家族が、住んでいる地域を一人で歩いているとき、やや／とても危ないと感じる	今後12か月間に誰かが自宅に侵入する可能性が(非常に)あり得る	過去12か月間で、住んでいる地域で薬物の問題に接したことがよくある又は時々ある
<b>カナダ</b>	<b>13.8</b>	<b>18.8</b>	<b>12</b>	<b>16.2</b>
CATI	10.7	15.2	13	15.6
Cawi P	18.1	23.7	10.8	16.9
<b>デンマーク</b>	<b>12.8</b>	<b>17.9</b>	<b>29.5</b>	<b>8.4</b>
CATI	9.9	13.5	32	7.1
Cawi P	16.1	22.5	28	8.5
Cawi R	13.8	19.9	26.5	10.7
<b>ドイツ</b>	<b>17.5</b>	<b>20.4</b>	<b>13.4</b>	<b>6.1</b>
CATI	15.5	17.8	15.6	6.2
Cawi P	20.2	24	10.5	6.1
<b>オランダ</b>	<b>13.1</b>	<b>13.5</b>	<b>12</b>	<b>11.5</b>
CATI	11.8	12.7	15.7	11.5
Cawi P	13.6	13.4	8.5	10.2
Cawi R	14.6	15.2	10.5	13.3
<b>スウェーデン</b>	<b>11.3</b>	<b>10.4</b>	<b>14.3</b>	<b>4.4</b>
CATI	8.9	8.2	17.7	4
Cawi P	13.8	12.8	10.6	4.9
<b>英国</b>	<b>20.3</b>	<b>27.7</b>	<b>17.1</b>	<b>15.4</b>
CATI	17.5	23.3	20.8	16.2
Cawi P	23.2	32.2	13.5	14.5

#### 付録4 ICVS会議（省略）

#### 付録5 テクニカルレポートについてのコメント

調査が終了し、テクニカルレポートが届けられ、プロジェクト委員会はテクニカルレポートについて複数のコメントを受けた。プロジェクト委員会は、同様に複数のコメントをした。以下に要約してコメントする。

- ーなぜ、カナダにおけるCAWI Pの回答比率は、それほど低いか（実際の比率は、あらかじめ予測されていた）。これは、結果に影響するのか。
- ーどのように、回答者は構成されたか。対象となった回答者の特性は、より詳細な情報が好ましい。
- ーサンプリングの枠組み及び重みづけ手法の技術的な説明は、価値がある。

#### 付録6 テクニカルレポート

テクニカルレポートは、ウェブサイトで入手できる。